

添付資料 3-1 基礎的設計説明書（本館）

- ※ 「G-02-1」「G-02-5」「A-01-1-2」「A-01-1-3」「A-01-4-2」「M-04」において、2024年12月24日に公表したものと変更した箇所があります。
- ※ 「G-03-02」「A-01-1-3」「E-02」において、2025年4月10日に公表したものと変更した箇所があります。
- ※ 「S-01」において、2025年6月2日に公表したものと変更した箇所があります。

①現状		②リニューアル後		整備概要	活動内容	
部門	室名	面積(m ²)	室名			面積(m ²)
			共通	<ul style="list-style-type: none"> 『文化財公開施設の計画に関する指針』（文化庁）に準拠した仕様とする。 外壁や屋根は、気密性や防水性を考慮し、改修をする。 特記がない限り、各室の床・壁・天井は改修する。 ゲスト動線、運営動線、資料動線を考慮した、適切なセキュリティ計画を行う。 バリアフリー、ユニバーサルデザインの機能向上を行う。 諸室のレイアウト変更に伴うPS、DS、EPSの移設を検討をする。 非常用発電機は従前のものを転用。地下タンクについては要更新。 		
収集・保管部門		2530.0				
1F	収蔵庫前室	125.4	収蔵庫前室(1-1)		<ul style="list-style-type: none"> 現状の位置、規模、機能を維持する。 	各収蔵庫の前室として利用する。
	考古収蔵庫	111.9	収蔵庫D	111.9	<ul style="list-style-type: none"> 各室は現状の位置、規模、機能を維持する。 博物館資料の保管スペースとして適正な環境を確保した計画とする。 各収蔵庫は個別の防火区画とする。 	考古資料を保管に適した環境で収蔵する。
	古文書収蔵庫	200.3	収蔵庫F	200.3	<ul style="list-style-type: none"> 収蔵庫専用扉と扉が設置されている壁面は老朽化による故障や不具合等が発生しているため、改修を検討する。 収蔵庫専用扉は耐火性・防犯性・操作性に優れた仕様にする。 高潮による浸水被害を考慮し、止水対策を検討する。 	古文書等の文書を保管に適した環境で収蔵する。
	民俗資料収蔵庫	483.2	収蔵庫E	483.2	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保存のため、外光の入る開口部を設けない。 メザニンは床改修を行い既存活用する。収蔵什器類は既存活用しつつ、必要な改修や新設を行う。 メザニン床下部にも新たにガス消火設備を設置する。 	民俗資料を保管に適した環境で収蔵する。
	歴史資料収蔵庫	347.1	収蔵庫I	347.1	<ul style="list-style-type: none"> 各部屋には各室外で電源を切ることの出来る電源設備を設置する。 各部屋にインターネット等の通信環境を整備する。 地震対策として、収蔵什器の耐震、資料の落下防止対策を行う。 調湿性に優れた内装仕様とする。 	歴史資料を保管に適した環境で収蔵する。
	美術工芸資料収蔵庫	405.0	収蔵庫H	405.0	<ul style="list-style-type: none"> ガス消火設備が老朽化している場合は改修をする。 24時間運転、恒温恒湿制御の可能な空調設備を設置し、中央監視室や執務室で集約的に監視できるものとする。 諸室の温湿度は各部屋ごとに設定できるように整備する。 	美術工芸資料を保管に適した環境で収蔵する。
	特別収蔵庫	121.5	収蔵庫G	121.5	<ul style="list-style-type: none"> <空調設定条件参考> 温度：20℃～24℃の範囲で季節ごとに設定温度を調整（夏24℃、冬20℃、中間期22℃等） 湿度：年間を通じて一定温度範囲にて調整（55%±5%） 	近現代資料を中心に、保管に適した環境で収蔵する。
	古文書整理室	56.0	倉庫(1-5)	56.0	<ul style="list-style-type: none"> 床レベルを廊下と合わせて土間スペースをなくす。 既存窓を改修し、文化財保存のため外光が入らないようボードで窓を覆う。 	
	考古民族整理室	98.0	デジタル化作業室・資料整理室	196.0	<ul style="list-style-type: none"> 2室を一体化した諸室に改修する。 収蔵庫に準じた、資料の保管に適した環境を整備する。 24時間運転、恒温恒湿制御の可能な空調設備を設置する。 文化財の水損を考慮し、ガス系の消火設備を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 資料の整理、調査やデジタル化の作業を行う。 虫菌害処理済みの資料だけを持ち込む。
	美術整理室	98.0			<ul style="list-style-type: none"> 既存窓を改修し、文化財保存のため外光が入らないようボードで窓を覆う。 1箇所に現考古民俗整理室の手洗い場の規模、機能を維持する。 資料搬入のための台車が進入可能な土間を設置する。 インターネットの通信環境を整備する。 	
	トラックヤード	111.5	トラックヤード	111.5	<ul style="list-style-type: none"> 大型トラックが入るように奥行きを広げる検討を行う。 トラックヤードの内外に資料の洗い場としての水道設備を設ける。屋外洗い場には屋根を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> トラックを取寄せ、資料の搬入・搬出を安全に行う。 汚染度の高い資料の洗浄を行う。
	荷受荷解室	155.2	荷受荷解室	155.2	<ul style="list-style-type: none"> 現状の位置、規模、機能を維持する。ホイスクレーンを撤去する。 	搬入資料の荷降ろしを行う。
	燻蒸室	37.8	燻蒸室	37.8	<ul style="list-style-type: none"> 現在の位置、規模を維持する。シート燻蒸等も想定し、虫菌害対策のための場として、適切な換気設備を整備する。 現状の燻蒸設備は撤去する。 	<ul style="list-style-type: none"> 搬入資料の虫菌害処理を行う。 処理の方法については今後継続検討。
	暗室	9.7	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 暗室の機能は削除。 	
	撮影室	142.7	撮影室	98.0	<ul style="list-style-type: none"> 規模を縮小し、東側は借用資料収蔵庫に改修する。 撮影室としての機能の他、大型資料閲覧も行える場とする。 既存の撮影機材は撤去、更新する。 収蔵庫に準じた、資料の保管に適した環境を整備する。 24時間運転、恒温恒湿制御の可能な空調設備を設置する。 文化財の水損を考慮し、ガス系の消火設備を設置する。 撮影に必要な電源設備を整備する。 インターネットの通信環境を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> 資料の撮影を行う。 外部利用者が大型資料を閲覧するスペースとしても使用する。
			借用資料収蔵庫	44.7	<ul style="list-style-type: none"> 収蔵庫に準じた、資料の保管に適した環境を整備する。 24時間運転、恒温恒湿制御の可能な空調設備を設置する。 文化財の水損を考慮し、ガス系の消火設備を設置する。 インターネットの通信環境を整備する。 	他館から借用した資料を一時的に収蔵し展示準備作業を行う。
	準備室	14.3	フィルム室	25.2	<ul style="list-style-type: none"> 準備室とX線撮影室の機能は削除し、フィルム室に転用する。 低温管理が必要。 	
X線撮影室	10.9	<ul style="list-style-type: none"> 文化財の水損を考慮し、ガス系の消火設備を設置する。 インターネットの通信環境を整備する。 			低温管理によりフィルム類の保管を行う。	
仮収蔵庫	144.9	仮保管庫1 (汚染度高)	144.9	<ul style="list-style-type: none"> 汚染度が高い資料を保管する室として整備。 収蔵庫に準じた、資料の保管に適した環境を整備する。 24時間運転、恒温恒湿制御の可能な空調設備を設置する。 文化財の水損を考慮し、ガス系の消火設備を設置する。 埃対策として適切な集塵・換気設備を整備する。 メザニンは床改修を行い既存活用する。収蔵什器類は既存活用しつつ、必要な改修や新設を行う。 メザニン床下部にも新たにガス消火設備を設置する。 インターネットの通信環境を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> 汚染度が高い搬入資料を一時的に保管する。 資料の整理を行う。 	
準備資材庫	114.3	仮保管庫2 (汚染度低)	114.3	<ul style="list-style-type: none"> 現準備資材庫を仮保管庫2（汚染度低）へ転用する。 汚染度が低い資料を保管する室として整備。 収蔵庫に準じた、資料の保管に適した環境を整備する。 24時間運転、恒温恒湿制御の可能な空調設備を設置する。 文化財の水損を考慮し、ガス系の消火設備を設置する。 インターネットの通信環境を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> 汚染度が低い搬入資料を一時的に保管する。 資料の整理を行う。 	

※左記青字部分2箇所は、2024年12月24日に公表したものから変更

執務部門（市）						
1F	運営課事務室	156.7	執務室（運営課、市史編さん室、学芸課、研究室）	414.4	・運営課、市史編さん室、学芸課、研究室、給湯室は隣接、あるいは、適度な仕切りを設けつつ空間的に連続するように設ける。 ・更衣室、倉庫、書庫（公文書用）、トイレ等を適宜隣接して設ける。 ・防災盤を設置する。	・市の職員の執務スペース。
	市史編さん室	130.2				
	学芸課	202.1				
	研究室	102.0				
	応接室前室	10.4	応接室前室	10.4	・現状の位置、規模、機能を維持する。	・応接室の前室として使用する。
	応接室(1)	50.0	応接室(1)	50.0	・配置は1階東南エリアに配置する。 ・国家元首レベルのVIP対応を想定し、応接室内に個別のトイレを設置する。 ・寄贈品を収納する飾り棚を整備する。	・国家元首や皇族などVIP対応のためのスペース。
	応接室(2)	50.3	応接室(2)	50.3	・配置は1階東南エリアに配置する。 ・寄贈品を収納する飾り棚を整備する。	・来客対応のためのスペース。
	館長室 (応接室(3)：建築当初室名)	22.7	館長室	50.1	・現顧問室の位置へ移動。	・館長の執務スペース。
	部長室	26.3	-			
	会議室(3)	57.1	会議室	65.2	・規模は維持し、1階東南エリアへ移設。	・スタッフの会議スペース。
	総館長室 (館長室：建築当初室名)	50.1	総館長室	50.1	・配置は1階東南エリアで、応接室へアクセスしやすい場所に配置する。 ・学識経験者であることを想定し、書庫や打合せスペースなど、ある程度の学術活動に資する環境を適宜整備する。	・総館長の執務スペース。
	顧問室	50.1	-		・館長室に転用する。	
研究図書室	152.5	書庫(1-1)	152.5	・現学芸図書室と特別閲覧室を統合し、書庫とする。 ・書架（図書・文献）、調査整理作業のためのスペースを確保する。 ・司書の執務スペースをおく。 ・図書類、記録媒体の取扱いを想定することから、褪色劣化を防止するため、自然光を遮断する。 ・集密、開架式書架を適宜配置する。	・館内の図書・文献を一か所に集約した書庫。司書が1名で管理する。 ・外部利用者に対しては利用依頼に応じて司書が対応する閉架式の運用とする。	
特別閲覧室	105.0	書庫(1-2)	105.0	・書架設置のため必要な床補強を行う。 ・図書の水損を考慮し、ガス系の消火設備を設置する。 ・空気循環に配慮した適切な空調管理を行える最適な資料保存環境を整備する。 ・現特別閲覧室の水道設備は撤去する。 ・書庫(1-1)は工事期間中に書類・什器等の保管を行うため、リニューアル工事前改修工事を行う。		
市史編さん資料庫	53.8	市史編さん資料庫	53.8	・現状の位置、規模を維持。 ・北側壁の一部と東側壁の壁面収納を撤去する。	・市史編さん室の刊行物を保管する。 ・ショップの品出しの際には職員が対応し、ショップ運営者に渡す。	
カード室/資材庫	93.3	-		・カード室/資材庫の機能は削除。特別閲覧室（市民研究室）と体験学習室1バックヤードに転用。 ・空気循環に配慮した適切な空調管理が行える最適な資料保存環境を整備する。	※特別閲覧室（市民研究室）は交流部門（教育）に記載。 ※体験学習室1バックヤードはその他に記載	
		書庫(1-3)	57.3	・目録など館の刊行物・頒布物を保管する書庫を整備する。 ・配置は1階東南エリアに配置する。 ・集密書架を設置する。 ・書架設置のため必要な床補強を行う。	・目録など館の刊行物・頒布物を保管する。	
執務部門（事業者）						
1F	警備室・警備員控室	56.5	警備室・警備員控室	56.5	・現状の位置、規模、機能を維持。	・警備員の執務スペース。
	清掃員控室	46.7	清掃員控室	45.7	・規模は維持し、1階東南エリアへ移設。	・清掃員の控室。ゴミの分別作業などの作業も行う。
	解説員控室	26.6	解説員控室	27.3	・規模は維持し、1階東南エリアへ移設。	・解説員の控室。
			事業者事務室	85.9	・執務エリアを1階東南エリアに整備する。給湯室整備の際、電気容量の追加が必要。	・事業者用の執務スペース。
	休養室	33.7	一時控室	23.1	・ミュージアムショップスタッフや関係者用の一時控室を1階東南エリアに整備する。	・ショップスタッフや一時的に館で業務を行うスタッフ等の控室。

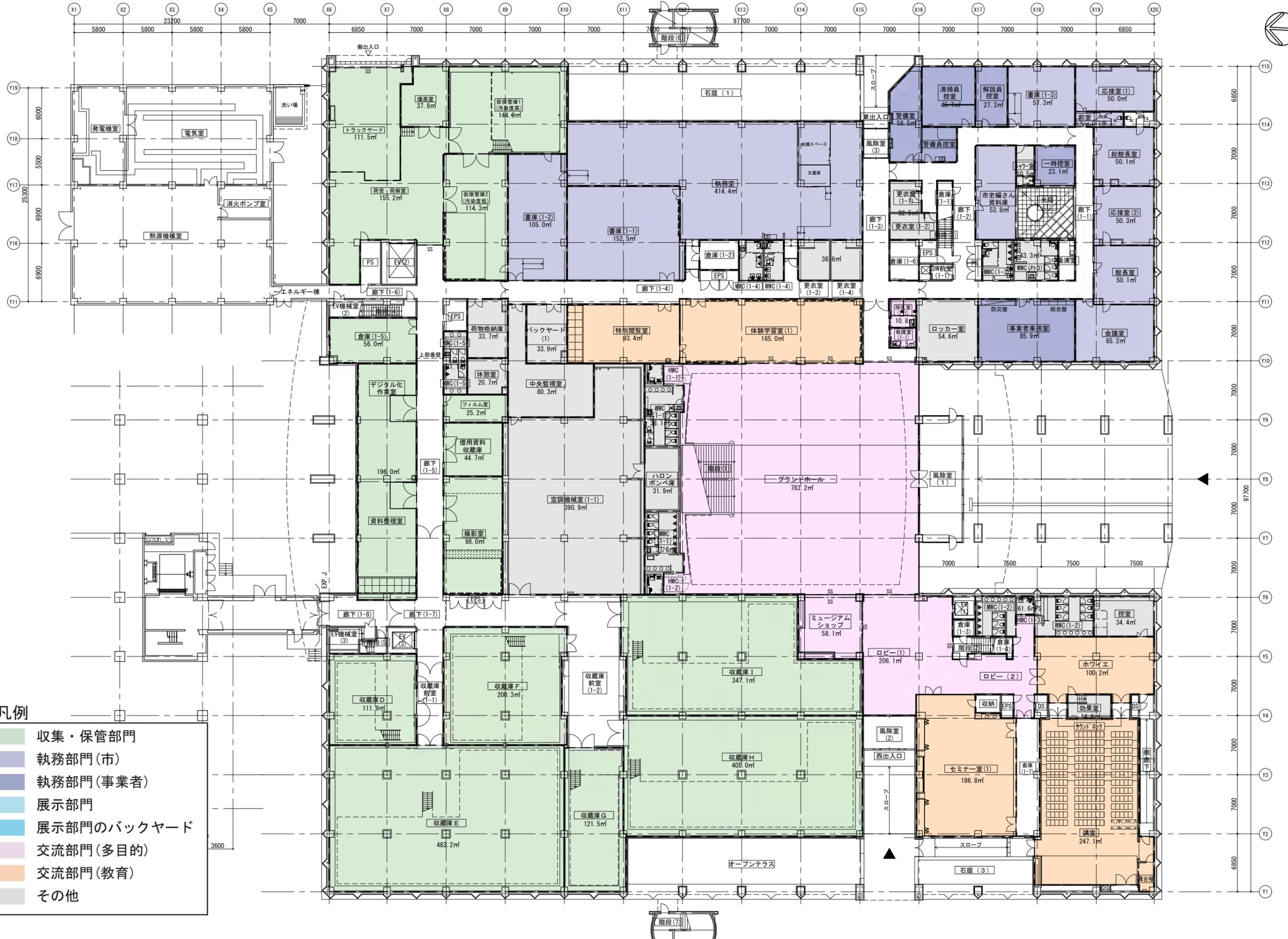
展示部門						
2F	常設展示室	2121.3	常設展示室	2171.4	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の位置、規模を維持。 ・文化財の水損を考慮し、ガス系の消火設備を設置する。 ・資料や文化財の保護機能、展示効果が高い壁面ケースを整備する。 ・一部にエアタイトケースの整備を検討する。 ・展示に必要な照明設備を整備する。 ・展示に必要な電源設備を整備する。 ・資料の運搬に適し、清掃の行いやすい床材に改修する。 ・チケットカウンターは適切な配置を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡市の歴史や民俗を紹介する展示を行う。 ・収蔵資料や文化財の展示のほかに、レプリカ、ジオラマ、情報技術を活用した解説コンテンツを追加する。 ・埋蔵文化財行政ほか地域の文化財に関する展示を組み込む。 ・先進的なデジタル技術を活用した歴史ストーリーを感じる展示を導入する。 ・ユニークベニュー活用や教育プログラムの実施等、交流空間としての機能も付加する。
	企画展示室前室	89.3	-		<ul style="list-style-type: none"> ・現在の前室はトップライト含めて削除。企画展示室の間口を広げて入りやすいように改修する。 	
	企画展示室(1~4)	714.0	企画展示室	787.7	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の位置を維持。 ・展示室への間口を広げ、複数の展示室で構成する。 ・可動間仕切りを設置し、汎用性の高い展示空間を整備する。 ・文化財の水損を考慮し、ガス系の消火設備を設置する。 ・資料や文化財の保護機能、展示効果が高い壁面ケースを整備する。 ・展示に必要な照明設備を整備する。展示照明は汎用性が高いものとする。 ・展示に必要な電源設備を整備する。(適宜床コンセント等を整備) ・資料の運搬に適し、清掃の行いやすい床材に改修する。 ・チケットカウンターは適切な配置を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所蔵資料や地域の文化財を紹介する展示を行う。 ・各学芸員が企画する展示を定期的に入れ替えて運用する。 ・他施設、他機関等と連携した展示の開催も検討する。
	パノラマふくおか	50.1	-		<ul style="list-style-type: none"> ・パノラマふくおかの室は削除し、常設展示室の一部とする。 	
	特別展示室	1594.4	特別展示室	1601.6	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の位置、規模を維持。 ・新規で可動壁を整備する。(防火区画の検証が必要) ・出入口を両側に2箇所設ける。 ・文化財の水損を考慮し、ガス系の消火設備を設置する。 ・資料や文化財の保護機能、展示効果が高い壁面ケースを整備する。 ・展示に必要な照明設備を整備する。展示照明は汎用性が高いものとし、リモート調光が可能なものを導入する。 ・展示に必要な電源設備を整備する。 ・資料の運搬に適した、清掃の行いやすい床材に改修する。 ・チケットカウンターは適切な配置を検討する。 ・倉庫(9)は削除し、特別展示室の一部とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者の利用に供し、あるいは市が使用し、世界・日本の多様な文化遺産を紹介する展示を行う。
展示部門のバックヤード						
2F	展示準備資材庫	210.0	展示準備資材庫	210.0	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の位置、規模を維持する。 ・既存昇降機は撤去する。 ・メザニンは床改修を行い既存活用する。収蔵什器類は既存活用しつつ、必要な改修や新設を行う。 ・メザニン床下部にも新たにガス消火設備を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・展示に使用する各種資材を保管する。
	情報システムサーバー室(資材庫(2):建築当初室名)	51.2	-		<ul style="list-style-type: none"> ・情報システムサーバー室は削除。 	
			特別展示主催者控室	113.5	<ul style="list-style-type: none"> ・現多目的研修室を特展主催者控室に転用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別展示室の主催者の控室。
			倉庫(2-1)	177.9	<ul style="list-style-type: none"> ・現はかた伝統工芸館の機能は削除し、展示部門の倉庫に転用する。 ・扉は大型の展示ケースの搬入出が可能な仕様で改修する。 ・外部から見えない仕様にする。 ・展示関係の什器類の格納スペースを確保する。 ・展示ケースや演示具への遮光等を検討し、適切な省エネ対策を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・展示部門の倉庫。

交流部門（多目的）						
1F	グランドホール	771.7	グランドホール	783.2	<ul style="list-style-type: none"> ・セレモニーや規模の大きな催事を行う場としても使用可能な適切な消火設備を整備する。 ・デジタルサイネージやプロジェクションマッピングによる演出のための適切な電源設備等を整備する。 ・トイレの間口を広くするなどの工夫を行い、バリアフリートイレを誰でも利用しやすくする。 ・上下の温度差が大きいため、適切な空調計画を行う。 ・大階段のイベント利用や安全性を考慮し、適宜改修を行う。 ・音の反響の課題があるため、演出等を考慮した、適切な音響環境を検討する。 ・音響対策のための床/壁材変更は空間のイメージを大きく変える可能性があるため検討が必要。 ・階段(1)の踊り場にサイネージを設置する。 ・グランドホール正面のアーチ型の壁に映像を投影できるプロジェクターを設置する。 ・可動のポスタースペースを設置する。 ・電源盤を新たに設け、イベント時の電源として使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常時は館のメインエントランスとして機能し、通路としても使用。 ・セレモニーや規模の大きな催事など、ユニークベニューとしての活用を行う。 ・団体客の集合、点呼など一時待機スペースとしても使用する。
	ミュージアムショップ	58.1	ミュージアムショップ	58.1	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の位置を維持。 ・売り場が不足しているため、規模の拡大について検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・館のオリジナルグッズや関連資料の販売を行う。 ・外部委託または民間による運営とする。
	ロビー	215.4	ロビー	206.1	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の位置、規模を維持する。 ・倉庫6を移設し、セミナー室1をロビーに向かって開放的に計画する。 ・現在のEV脇にある壁面を撤去し、セミナー室1の視認性を高める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナー室1の前室として使用する。
	授乳室	16.8	授乳室	10.8	<ul style="list-style-type: none"> ・1階東南エリアのグランドホールに面する場所に設置する。 	
			救護室	7.5	<ul style="list-style-type: none"> ・1階東南エリアのグランドホールに面する場所へ設置する。 	
2F	ミュージアムモール	1032.9	ミュージアムモール	1018.03	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の位置、規模を維持。 ・従来通り、ロビー空間としての利用の他、交流空間としての場を付加する。 ・展示空間や物販展開を想定した適切な消火設備、照明、電源設備を整備する。 ・手すりを補強し、安全性を高める等の検討を行う。 ・天井ルーバーは作業効率に配慮し、撤去もしくは更新する。 ・情報サービスコーナーは撤去する。 ・階段(1)は手すりを新設、階段段鼻の視認性を高める等転倒防止対策を図り、条例等に適合した設えとする。 ・グランドホールでの各種イベントに対応できるよう照明設備(床置き型照明などの演出照明)を備える。 ・北側の柱に各展示室で行われている展覧会情報を発信するために十分なサイネージを設置する。 ・照明や電源、ビクチャーレールなど展示や物販の展開に必要な設備を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・展示空間や学びと集いの空間の導入エリアであり、くつろぎのスペースとしても利用する。 ・新たに、博物館や市史編纂室の研究成果のミニ展示や、市民共創の成果を公開する短期展示のスペースとして活用する。
	喫茶室・談話室	181.1	-		<ul style="list-style-type: none"> ・喫茶室・談話室の機能は削除。体験学習室2に転用。 	※交流部門（教育）に記載。
	はかた伝統工芸館	177.9	-		<ul style="list-style-type: none"> ・現はかた伝統工芸館の機能は削除し、展示部門の倉庫(2-1)に転用。 	※展示部門のバックヤードに記載。
			キッズスペース	122.4	<ul style="list-style-type: none"> ・男性によるミルク授乳についても想定した設えとする。 ・手洗い等の水道設備を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・授乳等のケアスペースを併設し、歴史をモチーフにした遊具やおもちゃ、絵本がおかれた、小さな子どもと保護者が安心して過ごせるスペースとする。
			授乳室	11.6	<ul style="list-style-type: none"> ・キッズスペース内に新設する。 	
		休憩スペース	67.6	<ul style="list-style-type: none"> ・キッズスペースに隣接して、持ち込み飲食が可能な休憩スペースを設ける。 ・ミュージアムモール側の壁はガラス壁とするなど、開放感と視認性を高めた設えとする。 ・自動販売機の設置を想定した電源設備と給排水設備を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・持ち込みの飲食が可能な休憩スペース。 ・飲料の自動販売機を設置する。 	

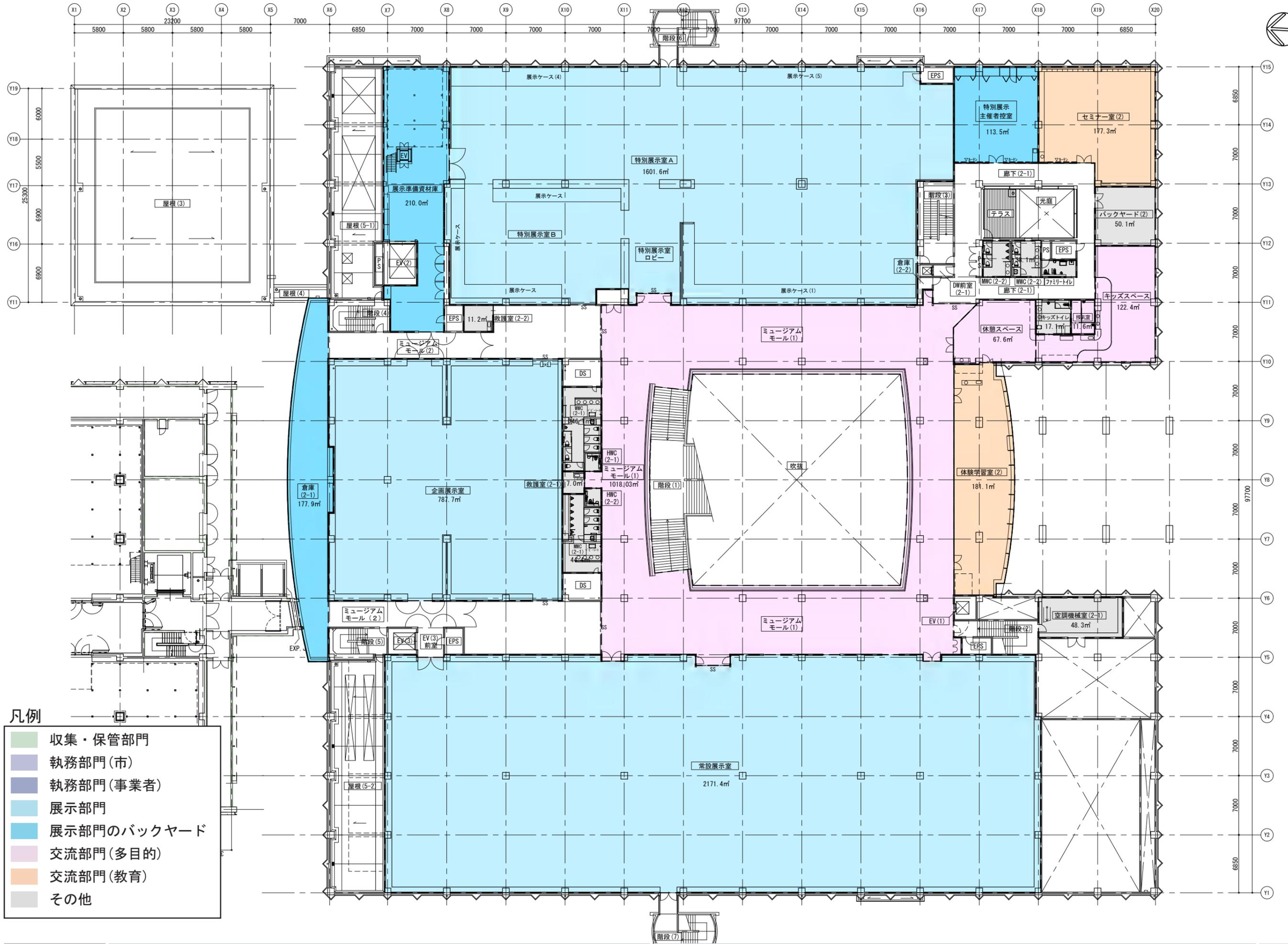
交流部門（教育）						
1F	体験学習室	165.9	体験学習室(1)	165.0	<ul style="list-style-type: none"> 現在の位置、規模を維持する。 空気循環に配慮した適切な空調管理が行える空調設備を整備する。 ガス系の消火設備を設置する。 特別閲覧室（市民研究室）との間仕切りをガラス壁にするなど、開放的な計画とする。 扉は台車の使い勝手に配慮する。 視聴覚設備を設け、展示に適した空間とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 博物館資料を活用した体験学習や調べ学習、データベース活用拠点、市民との共創拠点として活用する。 利用者同士や学芸員とのコミュニケーションの空間とする。
	講座室1	204.7	セミナー室(1)	186.8	<ul style="list-style-type: none"> 現在の位置、規模を維持。 隣接して倉庫を整備し、机やイス等の収納場所を確保する。 多彩なワークショップが行えるように、水道設備を整備する。 現倉庫6を移設し、ロビーとセミナー室1の間仕切りをガラス壁にするなど、開放的な計画とする。 視聴覚設備を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 従来通り、参加者数の多い講座、講演会、会議やワークショップの場としてフレキシブルに活用する。 市民の利用に供するものとする。 校外学習やガイダンス・レクチャー、学年単位の昼食会場としても利用する。
	ホワイエ	100.2	ホワイエ	100.2	<ul style="list-style-type: none"> 現在の位置、規模を維持する。 	<ul style="list-style-type: none"> 講堂使用時のホワイエとして使用する。
	講堂	247.1	講堂	247.1	<ul style="list-style-type: none"> 講演会、セレモニー、コンサート等ができる仕様で改修する。 座席(200席程度)、舞台設備、ステージ、音響、照明設備を改修する。 視聴覚設備を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 講演会、セレモニー、コンサート等を開催する。 市民の利用に供するものとする。
					93.4	<ul style="list-style-type: none"> 現カード室/資材庫の一部を特別閲覧室（市民研究室）に転用する。 読書室機能のうち、図書の閲覧（熟覧）空間を整備する。 体験学習室1との間仕切りをガラス壁にするなど、開放的な計画とする。 扉は台車の使い勝手に配慮する。 体験学習室1側と廊下側の2方向に出入口を設ける。 ガス系の消火設備を設置する。 手洗い場を整備する。 一部に畳を設け、巻物等の閲覧に適したスペースとする。 受付を行う執務デスクを設ける。
2F	多目的研修室	113.5	-		<ul style="list-style-type: none"> 多目的研修室の機能は削除。特展主催者控室へ転用。 	※展示部門のバックヤードに記載。
	読書室	177.3	セミナー室(2)	177.3	<ul style="list-style-type: none"> 読書室としての機能は削除。現講座室(2)程度の規模を持つセミナー室を設ける。 視聴覚設備を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 図書を配架し、占用のない時間帯は来館者に解放する。
	講座室2	100.2	-		<ul style="list-style-type: none"> 講座室2の機能は削除。講座室とキッズ・休憩スペースとのバッファゾーンとしてバックヤードを整備する。 	※その他部門に記載。
	講座室3	74.9	-		<ul style="list-style-type: none"> 講座室3の機能は削除。キッズスペースに転用する。 	※交流部門（多目的）に記載。
					181.1	<ul style="list-style-type: none"> 喫茶室・談話室を体験学習室(2)に改修する。 床壁照明の改修を検討する。 ガラス壁や開口部は用途に合わせて開口する。 自動販売機の設置を想定した電源設備と給排水設備を整備する。 視聴覚設備を設ける。 手洗い場を整備する。

※上記青字部分は、2024年12月24日に公表したものと変更

その他							
1F	倉庫 (1~8)	106.5	倉庫	150.7	・現倉庫6は移設し、セミナー室1をロビーに対して開放的な設えとする。		
	用具庫	7.0	-	-			
	更衣室 (3箇所)	38.6	更衣室 (4カ所)	69.1	・1階西南エリアの更衣室は削除する。 ・現在の規模を維持する。		
	医務室	17.5	-	-	・警備員室へ統合する。		
	湯沸室 (2箇所)	12.8	湯沸室 (2箇所)	9.6	・1階西南エリアの湯沸室は削除。 ・東南エリアの湯沸室は現在の規模を維持し、新設する執務室エリアに追加で新設する。		
	WC (運営用3箇所)	65.7	WC (運営用3箇所)	89.9	・収集・保管部門のエリアに男女別のトイレを新設する。		
	WC (ゲスト用2箇所)	114.5	WC (ゲスト用2箇所)	137.3	・現在の規模を維持する。 ・女性用WCには化粧スペースを設置。 ・1階南西エリアのゲスト用トイレは倉庫7を転用して拡張する。 ・UD対応を含めた男女兼用トイレを検討する。		
	ロッカー室	17.3	ロッカー室	54.6	・面積を拡張し、ゲスト用のロッカー室を1階東南エリアのグランドホールに面する場所へ配置する。	・観光の拠点として、観光客のニーズに応えるコインロッカー。スーツケースなど大型の荷物にも対応する。	
	フィルム室	33.9	バックヤード(1)	33.9	・フィルム室は現在の準備室・X線撮影室に移設。体験学習室のバックヤードに改修。	・体験学習室の教材・資材置場や準備室として使用する。	
	荷物格納庫	33.7	荷物格納庫	33.7	・現在の位置、規模、機能を維持。		
	複写室	9.0	-	-	・複写室の機能は削除。		
	シャワー室	4.7	シャワー室	10.5	・シャワー室は1階東南エリアに移設する。		
	休憩室	11.0	休憩室	20.7	・暗室の機能を削除した分、休憩室を拡張する。※ほかの機能で必要であれば転用する。		
	中央監視室	80.3	中央監視室	80.3	・現在の位置、規模を維持。 ・新収蔵庫棟の空調管理も一体的に行えるように整備する。		
	空調機械室(1)	390.9	空調機械室(1-1)	390.9	・現在の位置、規模を維持。		
	ハロンポンベ室	31.9	ハロンポンベ室	31.9	・現在の位置、規模を維持。		
	EV		EV		・ゲスト用のEVはストレッチャーが入るサイズに改修する。		
	EV機械室・DW・EPS・PS	124.5	EV機械室・DW・EPS・PS				
	控室	25.2	控室	34.4	・湯沸(2)を削除、更衣室を統合し面積を拡張。		
	効果室	14.6	効果室	14.6	・現在の位置、規模を維持。		
	その他(廊下・風除室)	854.7	その他(廊下・風除室)				
	2F	倉庫 (9~11)	23.8	倉庫	3.8		
		控室	17.6	-	-	・特展主催者の控室は位置を変更し、拡大。	※展示部門のバックヤードに記載。
		厨房	53.5	-	-	・厨房の機能は削除。キッズスペースに転用する。	※交流部門(多目的)に記載。
救護室		50.1	救護室(2-1)	7.0	・WC(2-1)の一角に配置	・救護室としての機能の他、カームダウンルームとしても使用する。	
			救護室(2-2)	11.2	・現救護室を縮小して配置	・救護室としての機能の他、カームダウンルームとしても使用する。	
階段・EV DW・EPS・PS		248.5	階段・EV DW・EPS・PS		・ゲスト用のEVはストレッチャーが入るサイズに改修する。		
空調機械室(2)		48.3	空調機械室(2-1)	48.3	・現在の位置、規模を維持。		
WC (3箇所)		112.7	WC (3箇所)	145.7	・現在の規模を維持。女性用WCには化粧スペースを設置。		
その他(廊下)		409.8	その他(廊下)				
			バックヤード(2)	50.1		・講座室や体験学習室(2)の倉庫として利用する。	



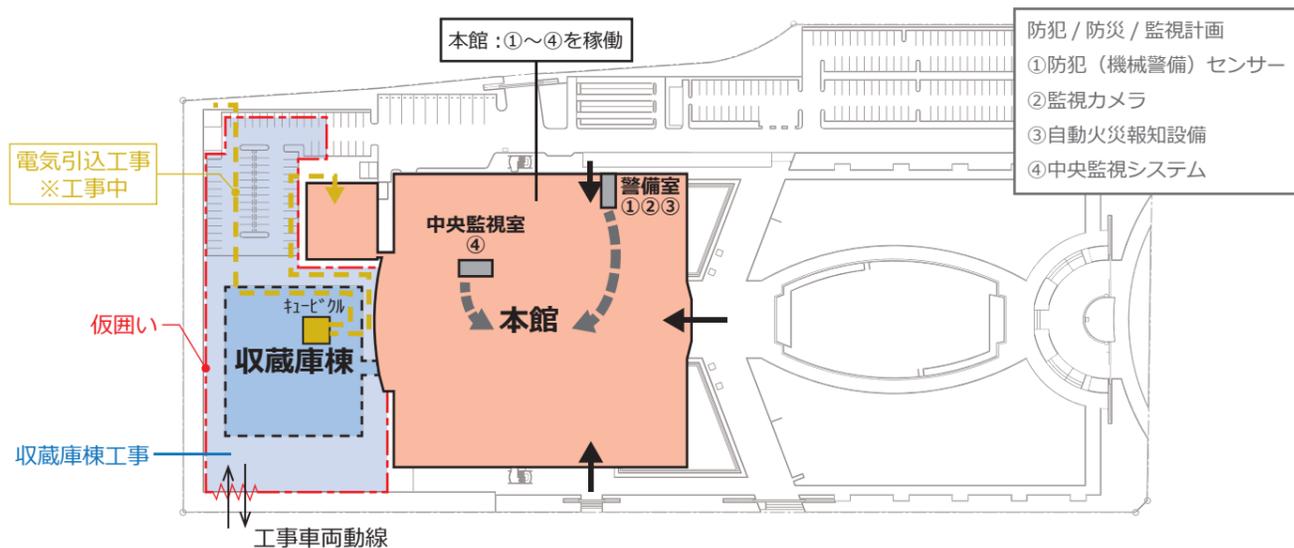
- 凡例**
- 収集・保管部門
 - 執務部門(市)
 - 執務部門(事業者)
 - 展示部門
 - 展示部門のバックヤード
 - 交流部門(多目的)
 - 交流部門(教育)
 - その他



- 凡例**
- 収集・保管部門
 - 執務部門(市)
 - 執務部門(事業者)
 - 展示部門
 - 展示部門のバックヤード
 - 交流部門(多目的)
 - 交流部門(教育)
 - その他

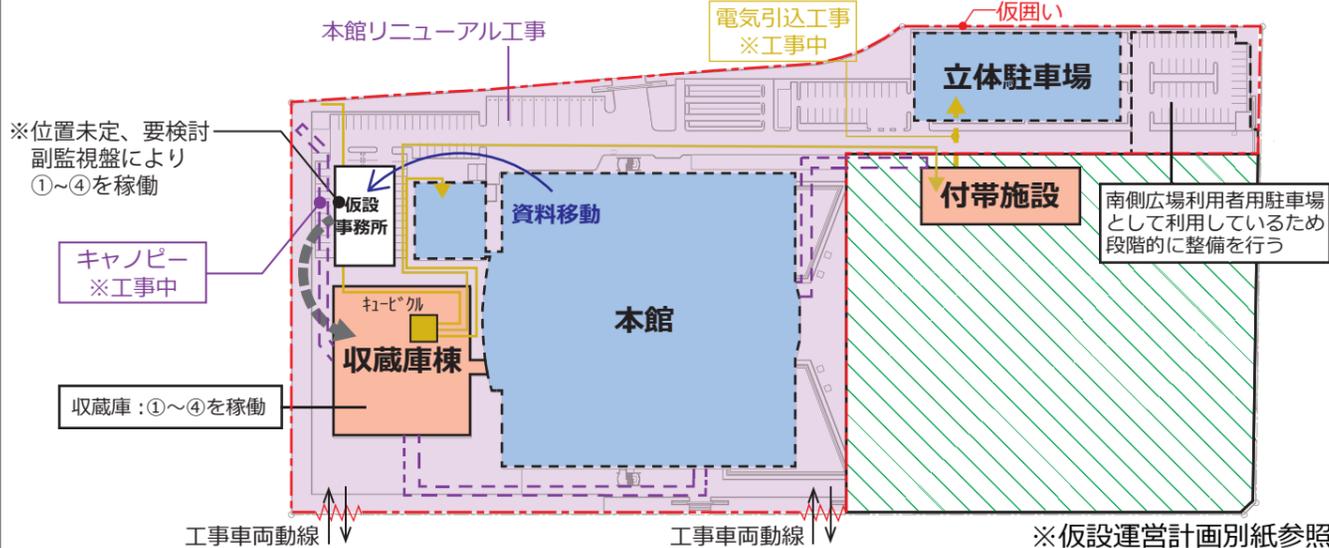
1. 収蔵庫棟工事 着工

R6(2024)年9月～R7(2025)年3月



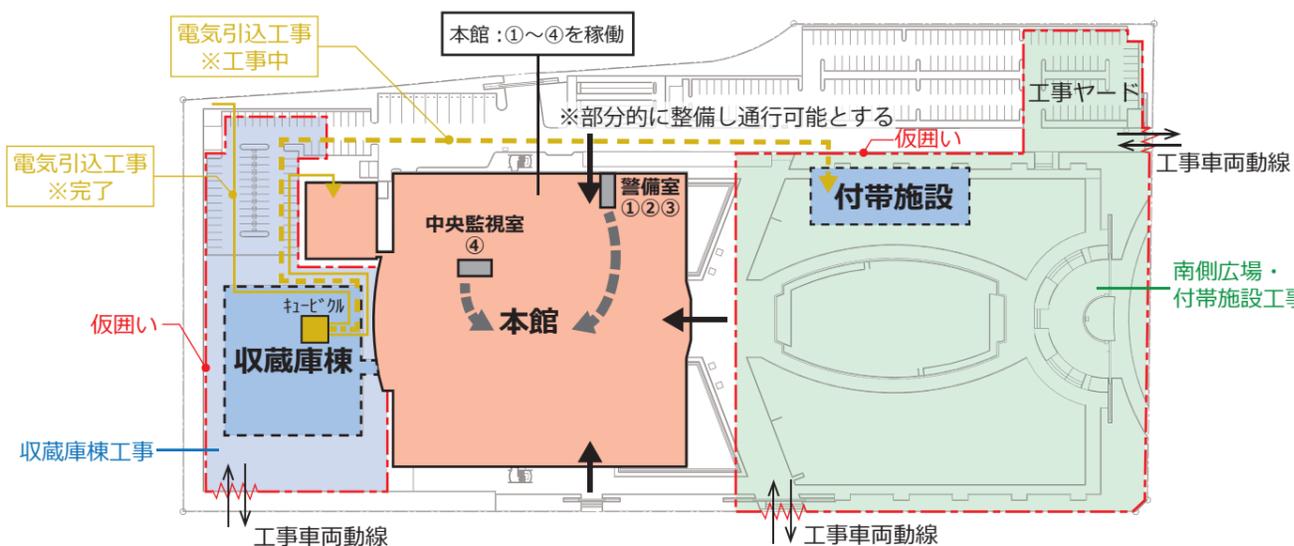
4. 本館リニューアル工事 着工

R9(2027)年4月～R10(2028)年9月



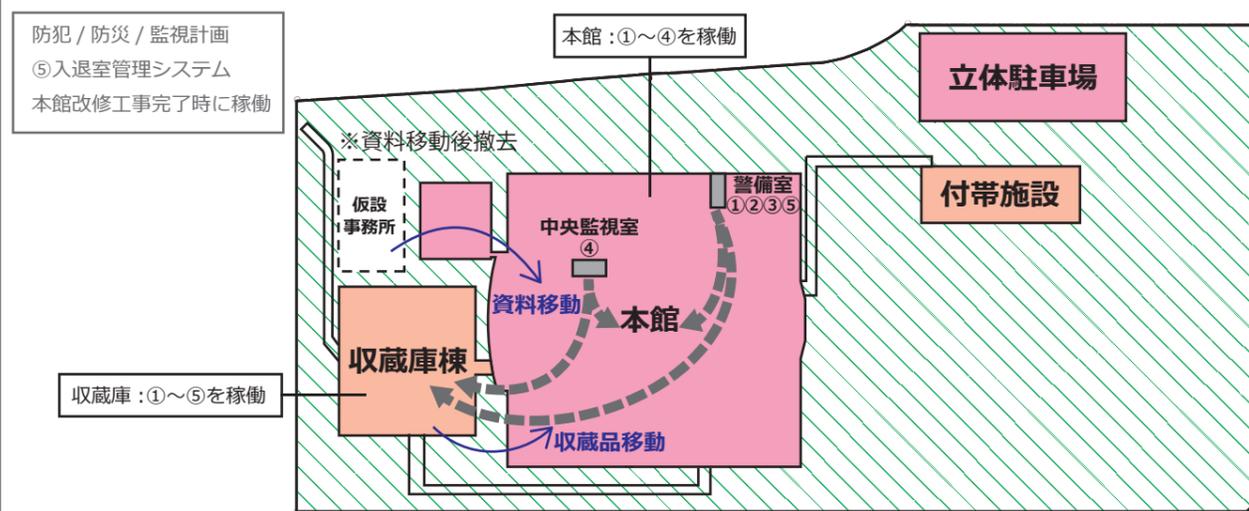
2. 南側広場・付帯施設工事 着工

R7(2025)年4月～R8(2026)年8月



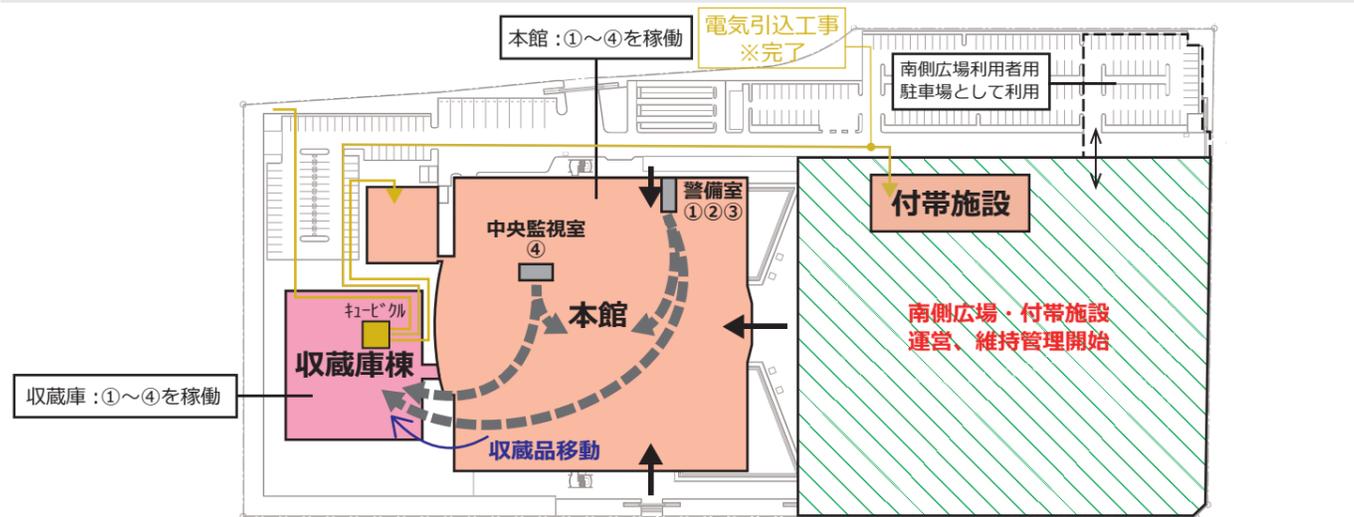
5. 本館リニューアル工事 完了 / 資料移動 / 開館準備

R10(2028)年10月～R11(2029)年3月



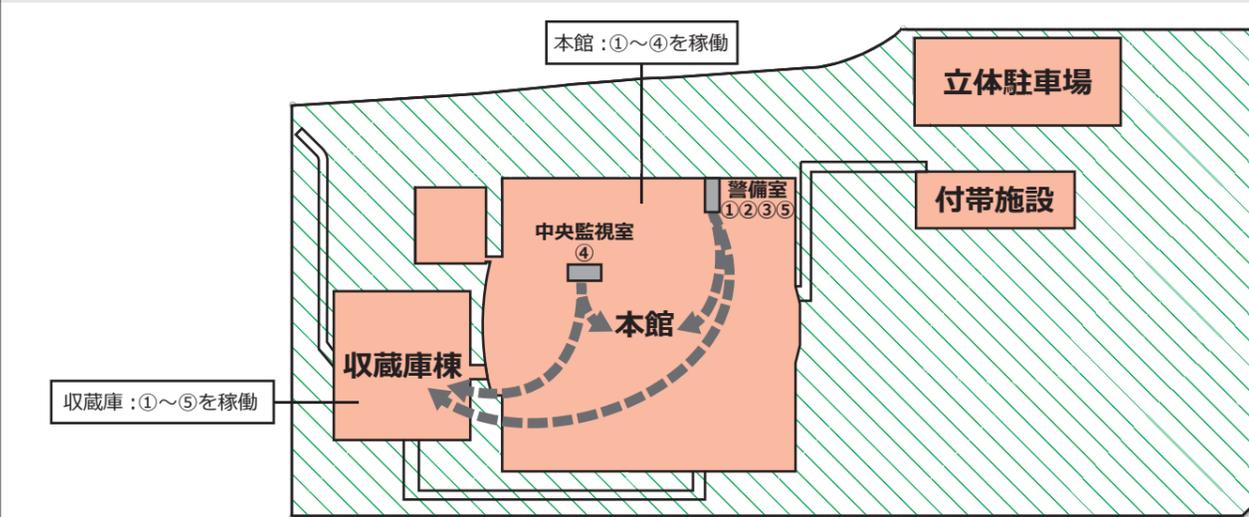
3. 収蔵庫棟工事 完了 / 南側広場・付帯施設工事 完了 / 資料移動

R8(2026)年9月～R9(2027)年3月



6. グランドオープン

R11(2029)年4月



※2025年4月10日に公表したものと差替(「1.」～「4.」の「工事車両動線」の位置を変更、「3.」の仮囲い範囲を拡大し「工事ヤード」を追加、「4.」の赤字部分を「3.」に移動、「4.」の「南側広場・付帯施設工事 運営開始」を削除、「3.」「4.」に南側広場利用者駐車場のコメントを追加、「仮囲いH2000」を「仮囲い」に変更 ほか

■ 新築・改修工事完了 ■ 運用中 ■ 外構工事完了 ■ 工事中 ■ 工事エリア

収蔵庫※諸室諸元表より

(整備概要)

- ・各室は現状の位置、規模、機能を維持する。
- ・博物館資料の保管スペースとして適正な環境を確保した計画とする。
- ・各収蔵庫は個別の防火区画とする。
- ・収蔵庫専用扉と扉が設置されている壁面は老朽化による故障や不具合が発生しているため、改修を検討する。
- ・収蔵庫専用扉は耐火性・防犯性・操作性に優れた仕様にする。
- ・高潮による浸水被害を考慮し、止水対策を検討する。
- ・文化財保存のため、外光の入る開口部を設けない。
- ・メザニンは床改修を行い既存活用する。収蔵什器類は既存活用しつつ、必要な改修や新設を行う。
- ・メザニン床下部にも新たにガス消化設備を設置する。
- ・各部屋には各室外で電源を切ることの出来る電源設備を設置する。
- ・各部屋にインターネット等の通信環境を整備する。
- ・地震対策として、収蔵什器の耐震、資料の落下防止対策を行う。
- ・調湿性に優れた内装仕様とする。
- ・ガス消火設備が老朽化している場合は改修をする。
- ・24時間運転、恒温恒湿制御の可能な空調設備を設置し、中央監視室や執務室で集約的に監視できるものとする。
- ・諸室の温湿度は各部屋ごとに設定できるように整備する。

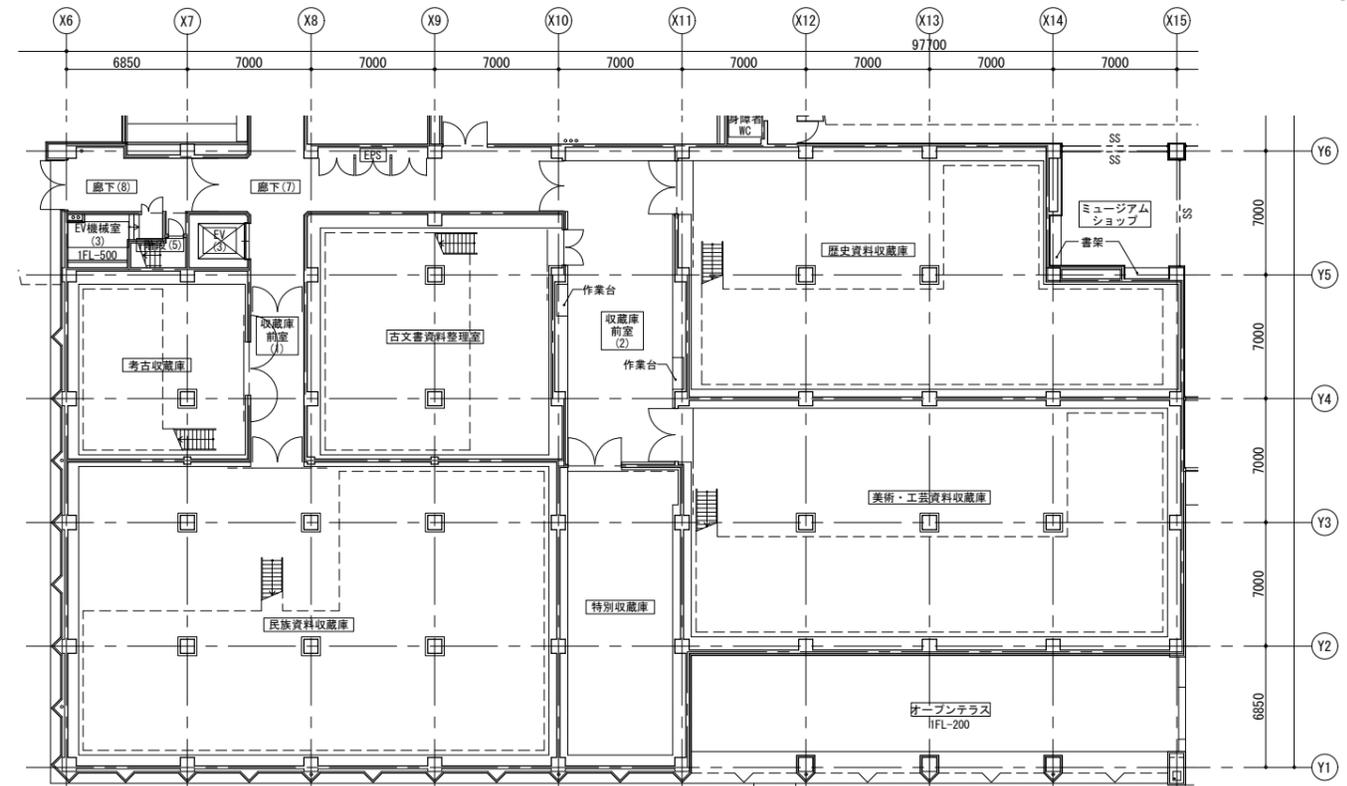
<空調設定条件参考>

温度：20℃～24℃の範囲で季節ごとに設定温度を調整

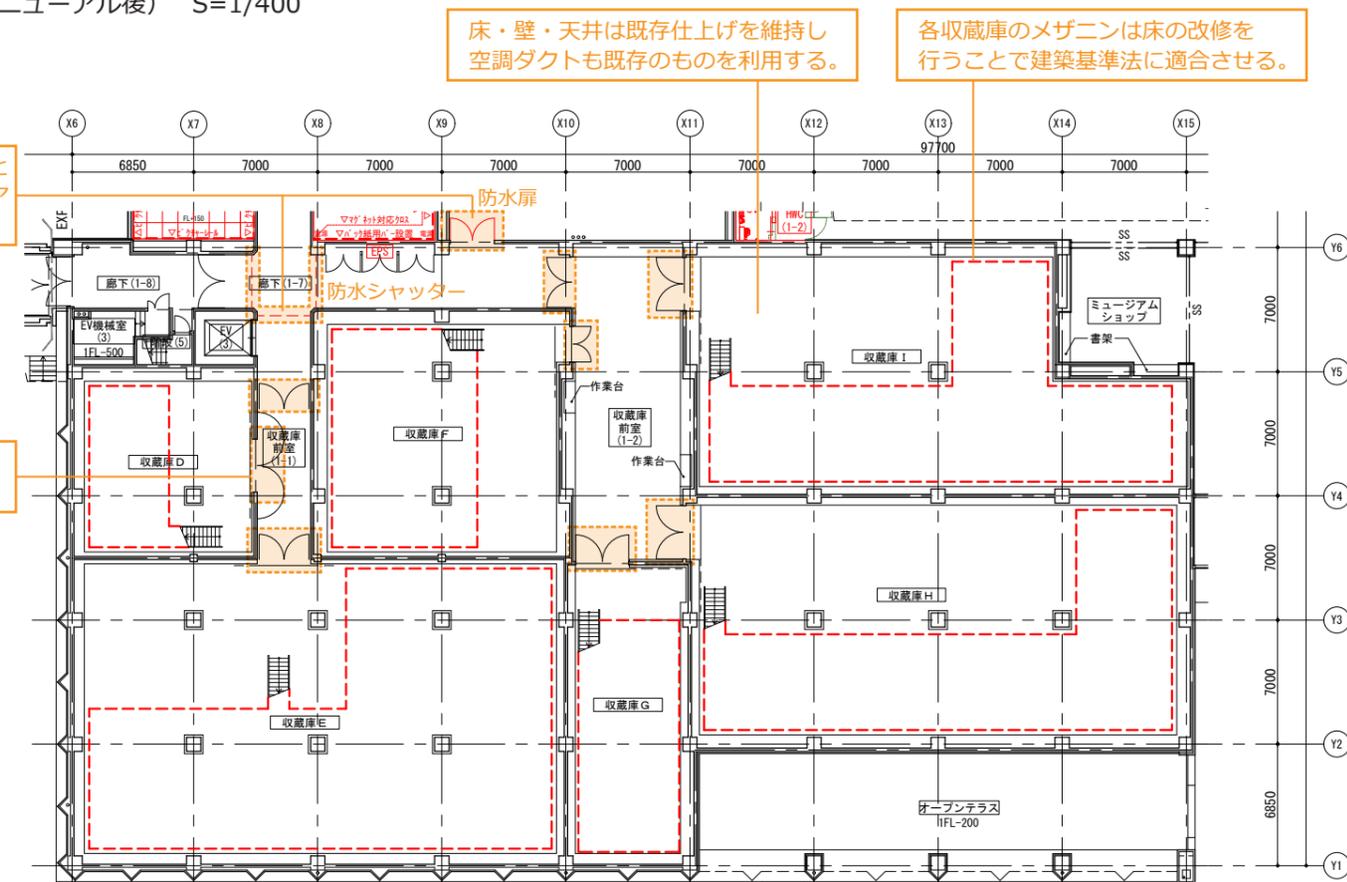
(夏24℃、冬20℃、中間期22℃等)

湿度：年間を通じて一定湿度範囲にて調整(55%±5%)

■現状平面図 S=1/400



■平面図 (リニューアル後) S=1/400



(室名の変更)

収蔵庫の室名は以下の内容に変更を行う。

「考古資料収蔵庫」	→	「収蔵庫 D」
「民俗資料収蔵庫」	→	「収蔵庫 E」
「古文書資料収蔵庫」	→	「収蔵庫 F」
「特別資料収蔵庫」	→	「収蔵庫 G」
「美術工芸資料収蔵庫」	→	「収蔵庫 H」
「歴史資料収蔵庫」	→	「収蔵庫 I」

※赤線・赤文字は図面中の改修箇所を示す。 ※オレンジ線・オレンジ文字は改修内容を示す。 ※水色は既存図中の注意内容を示す。

デジタル化作業室・資料整理室※諸室諸元表より

(整備概要)

- ・2室を一体化した諸室に改修する。
- ・収蔵庫に準じた、資料の保管に適した環境を整備する。
- ・24時間運転、恒温恒湿制御の可能な空調設備を設置する。
- ・文化財の水損を考慮し、ガス系の消火設備を設置する。
- ・既存窓を改修し、文化財保存のため外光が入らないようボードで窓を覆う。
- ・1箇所にて現考古民俗整理室の手洗い場の規模、機能を維持する。
- ・資料搬入のための台車が進入可能な土間を設置する。
- ・インターネットの通信環境を整備する。

(活動内容)

- ・資料の整理、調査やデジタル化の作業を行う。
- ・虫菌害処理済みの資料だけを持ち込む。

撮影室※諸室諸元表より

(整備概要)

- ・規模を縮小し、東側は借用資料収蔵庫に改修する。
- ・撮影室としての機能の他、大型資料閲覧も行える場とする。
- ・既存の撮影機材は撤去、更新する。
- ・収蔵庫に準じた、資料の保管に適した環境を整備する。
- ・24時間運転、恒温恒湿制御の可能な空調設備を設置する。
- ・文化財の水損を考慮し、ガス系の消火設備を設置する。
- ・撮影に必要な電源設備を整備する。
- ・インターネットの通信環境を整備する。

(活動内容)

- ・資料の撮影を行う。
- ・外部利用者が大型資料を閲覧するスペースとしても使用する。

借用資料収蔵庫※諸室諸元表より

(整備概要)

- ・収蔵庫に準じた、資料の保管に適した環境を整備する。
- ・24時間運転、恒温恒湿制御の可能な空調設備を設置する。
- ・文化財の水損を考慮し、ガス系の消火設備を設置する。
- ・インターネットの通信環境を整備する。

(活動内容)

- ・他館から借用した資料を一時的に収蔵し展示準備作業を行う。

フィルム室※諸室諸元表より

(整備概要)

- ・準備室とX線撮影室の機能は削除し、フィルム室に転用する。
- ・低温管理が必要。
- ・文化財の水損を考慮し、ガス系の消火設備を設置する。
- ・インターネットの通信環境を整備する。

(活動内容)

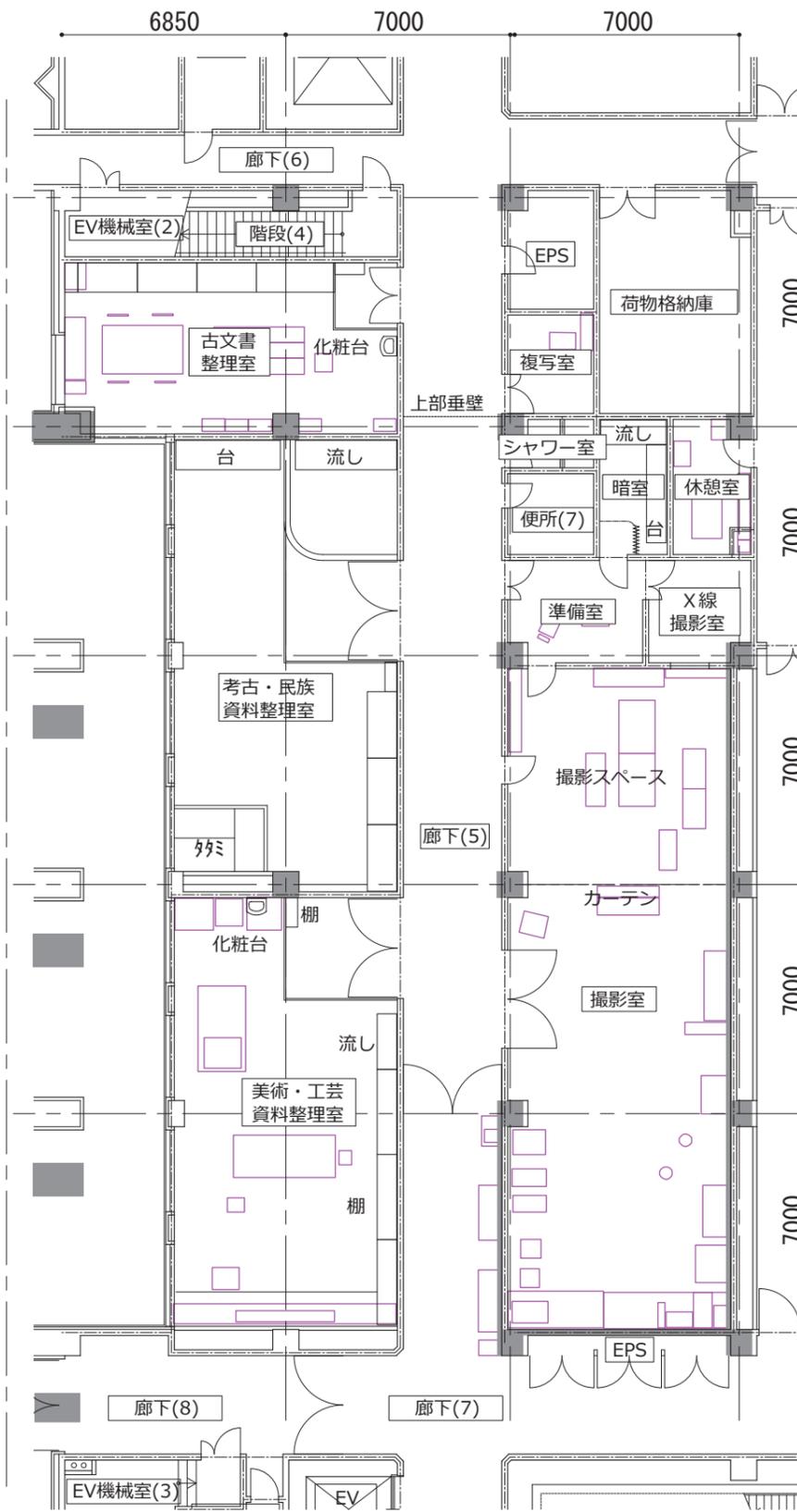
- ・低温管理によりフィルム類の保管を行う。

倉庫(1-5)※諸室諸元表より

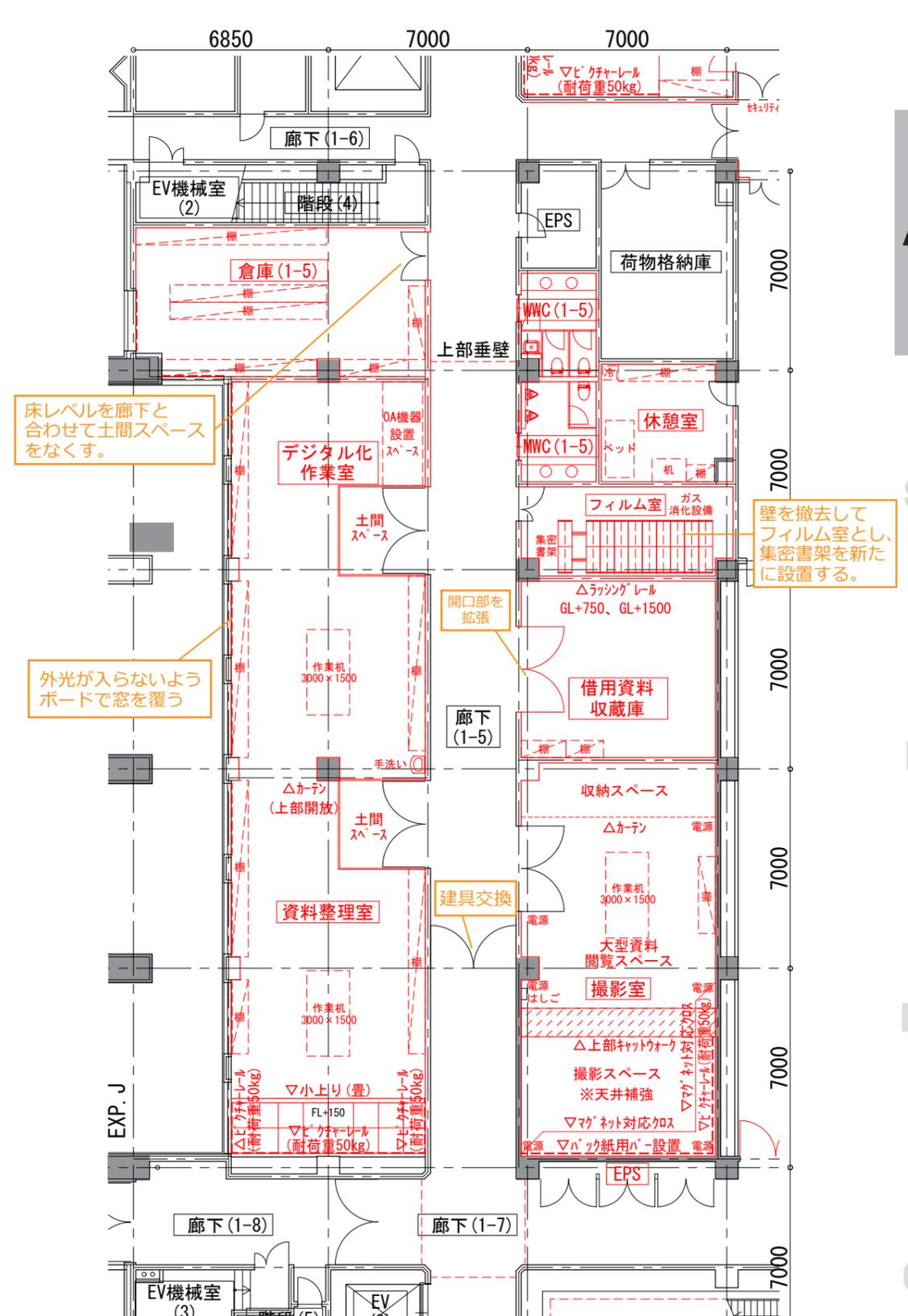
(整備概要)

- ・床レベルを廊下と合わせて土間スペースをなくす。
- ・既存窓を改修し、文化財保存のため外光が入らないようボードで窓を覆う。

■現状平面図 S=1/200



■平面図 (リニューアル後) S=1/200



※上記青字部分は、2024年12月24日に公表したものから変更

※赤線・赤文字は図面中の改修箇所を示す。 ※オレンジ線・オレンジ文字は改修内容を示す。 ※水色は既存図中の注意内容を示す。

※下記青字部分は、2024年12月24日に公表したものと変更
 ※2025年4月10日に公表したものと、トラックヤードの整備概要の「大型トラックが入るように奥行きを広げる検討を行う」を削除

トラックヤード※諸室諸元表より
 (整備概要)

- ・トラックヤードの内外に資料の洗い場としての水道設備を設ける。屋外洗い場には屋根を設置する。

(活動内容)

- ・トラックを収容し、資料の搬入・搬出を安全に行う。
- ・汚染度の高い資料の洗浄を行う。

荷受荷解室※諸室諸元表より

(整備概要)

- ・現状の位置、規模、機能を維持する。ホイストクレーンを撤去する。

(活動内容)

- ・搬入資料の荷降ろしを行う。

燻蒸室※諸室諸元表より

(整備概要)

- ・現在の位置、規模を維持する。
- ・シート燻蒸等も想定し、虫害対策のための場として、適切な換気設備を整備する。

- ・現状の燻蒸設備は撤去する。

(活動内容)

- ・搬入資料の虫害処理を行う。
- ・処理の方法については今後継続検討。

仮保管庫1 (汚染度高)※諸室諸元表より

(整備概要)

- ・汚染度が高い資料を保管する室として整備。
- ・収蔵庫に準じた、資料の保管に適した環境を整備する。
- ・24時間運転、恒温恒湿制御の可能な空調設備を設置する。
- ・文化財の水損を考慮し、ガス系の消火設備を設置する。
- ・埃対策として適切な集塵・換気設備を整備する。
- ・メザニンは可能な限り既存活用し、収蔵什器類は適宜改修を行う。
- ・メザニン床下部にも新たにガス消化設備を設置する。

- ・インターネットの通信環境を整備する。

(活動内容)

- ・汚染度が高い搬入資料を一時的に保管する。
- ・資料の整理を行う。

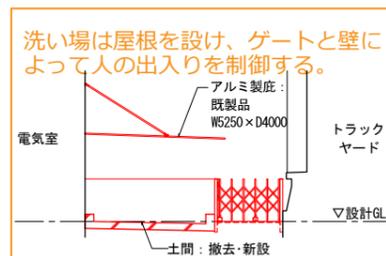
仮保管庫2 (汚染度低)※諸室諸元表より

(整備概要)

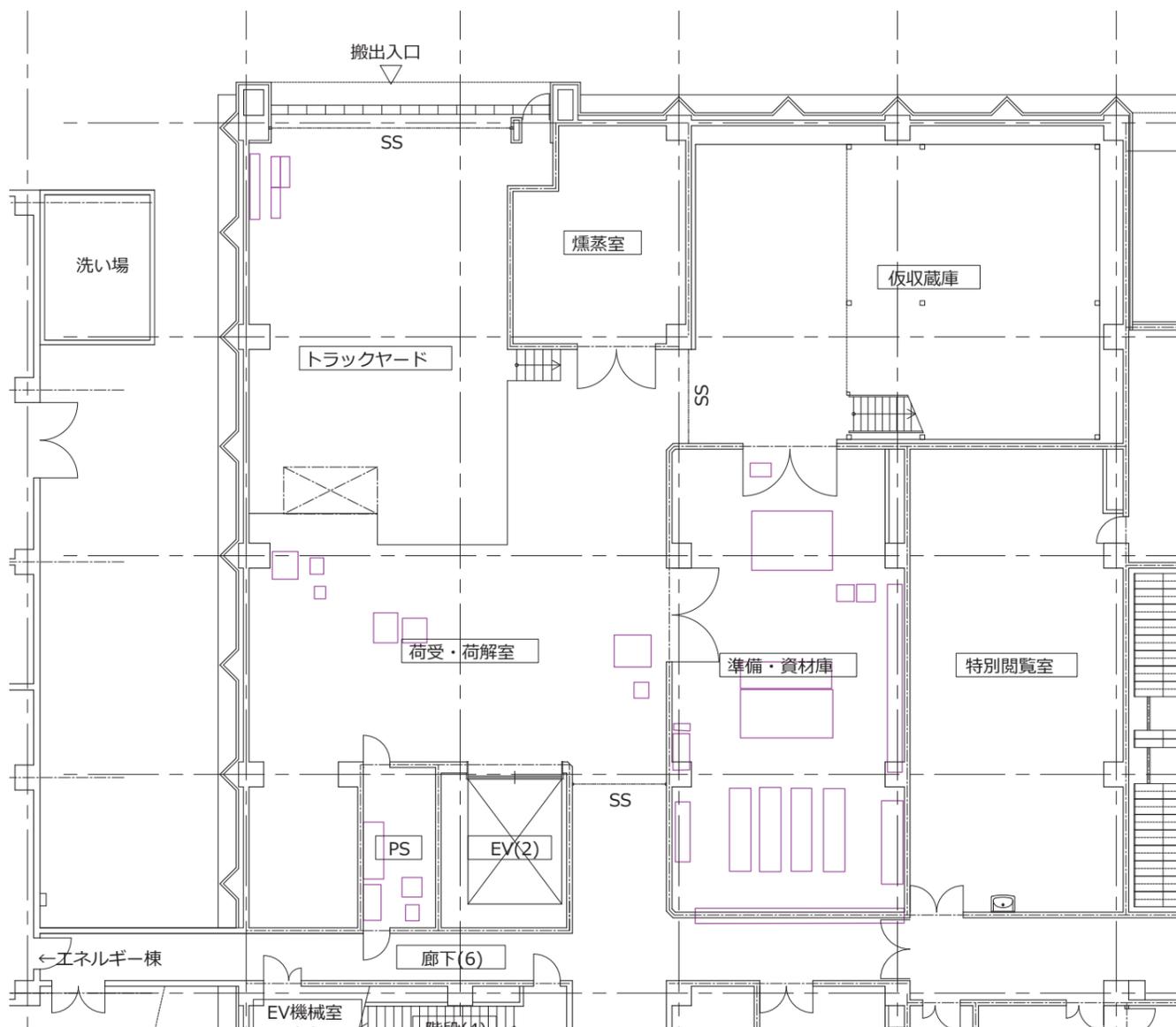
- ・現準備資材庫を仮保管庫2 (汚染度低)へ転用する。
- ・汚染度が低い資料を保管する室として整備。
- ・収蔵庫に準じた、資料の保管に適した環境を整備する。
- ・24時間運転、恒温恒湿制御の可能な空調設備を設置する。
- ・文化財の水損を考慮し、ガス系の消火設備を設置する。
- ・インターネットの通信環境を整備する。

(活動内容)

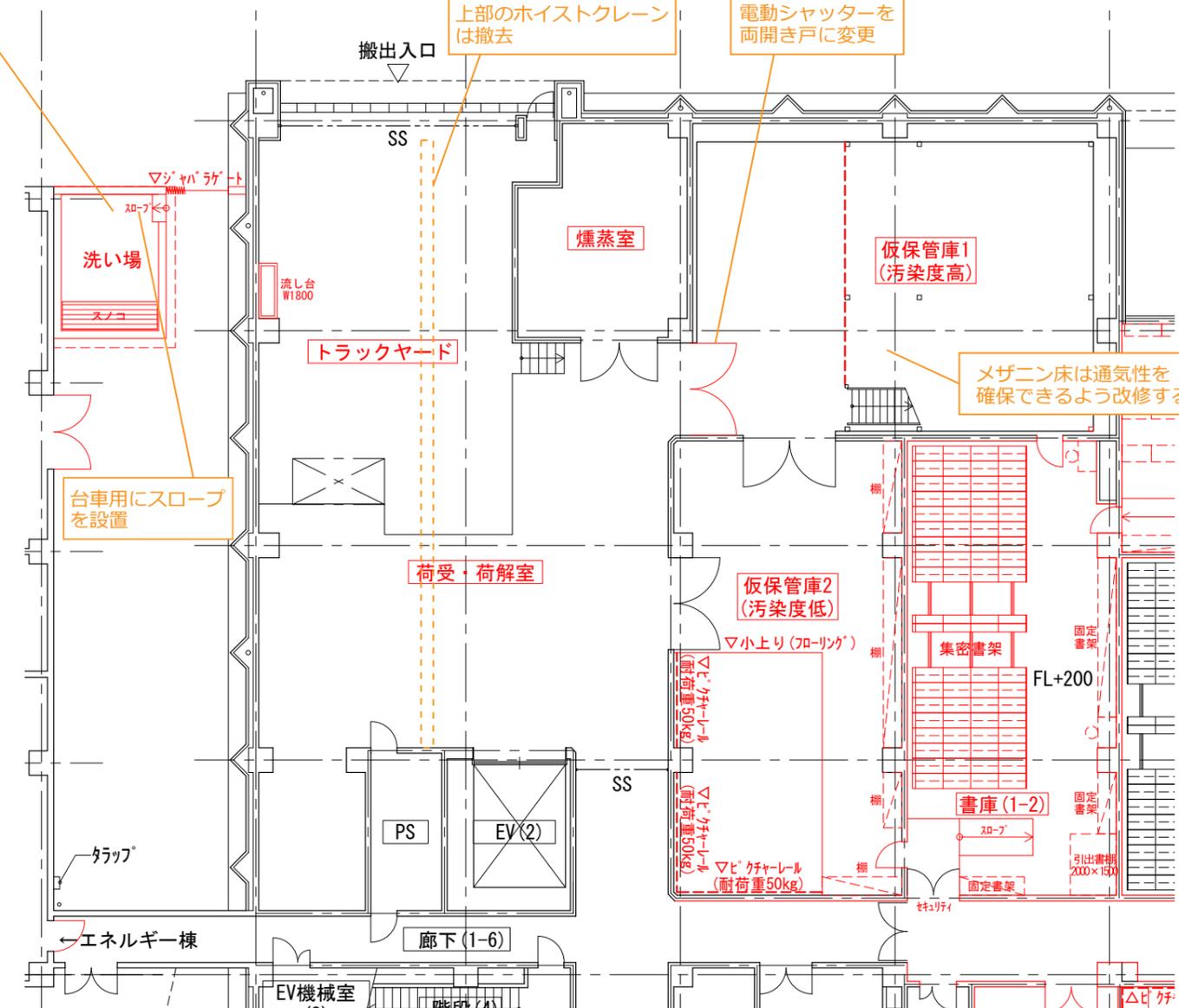
- ・汚染度が低い搬入資料を一時的に保管する。
- ・資料の整理を行う。



■現状平面図 S=1/200



■平面図 (リニューアル後) S=1/200



※赤線・赤文字は図面中の改修箇所を示す。 ※オレンジ線・オレンジ文字は改修内容を示す。 ※水色は既存図中の注意内容を示す。

執務室（運営課、市史編さん室、学芸課、研究室）※諸室諸元表より

（整備概要）

・運営課、市史編さん室、学芸課、研究室、給湯室は隣接、あるいは、適度な仕切りを設けつつ空間的に連続するように設ける。

・更衣室、倉庫、書庫（公文書用）、トイレ等を適宜、隣接して設ける。

・防災盤を設置する。

（活動内容）

・市の職員の執務スペース。

書庫（1-1）・書庫（1-2）※諸室諸元表より

（整備概要）

・現学芸図書室と特別閲覧室を統合し、書庫とする。

・書架（図書・文献）、調査整理作業のためのスペースを確保する。

・司書の執務スペースをおく。

・図書類、記録媒体の取扱いを想定することから、褪色劣化を防止するため、自然光を遮断する。

・集密、開架式書架を適宜配置する。

・書架設置のため必要な床補強を行う。

・図書の水損を考慮し、ガス系の消火設備を設置する。

・空気循環に配慮した適切な空調管理を行える最適な資料保存環境を整備する。

・現特別閲覧室の水道設備は撤去する。

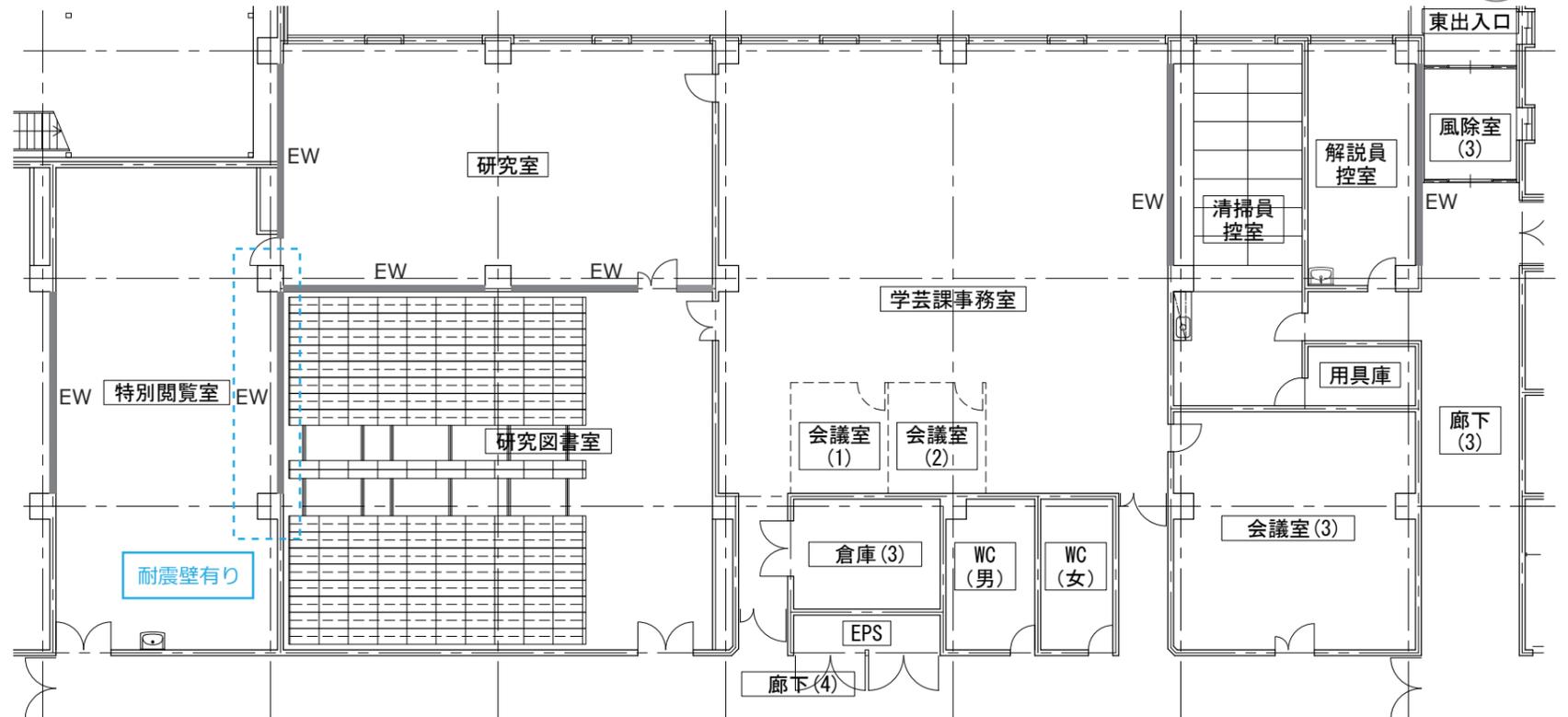
・書庫（1-1）は工事期間中に書類・什器等の保管を行うため、リニューアル工事着工前に改修工事を行う。

（活動内容）

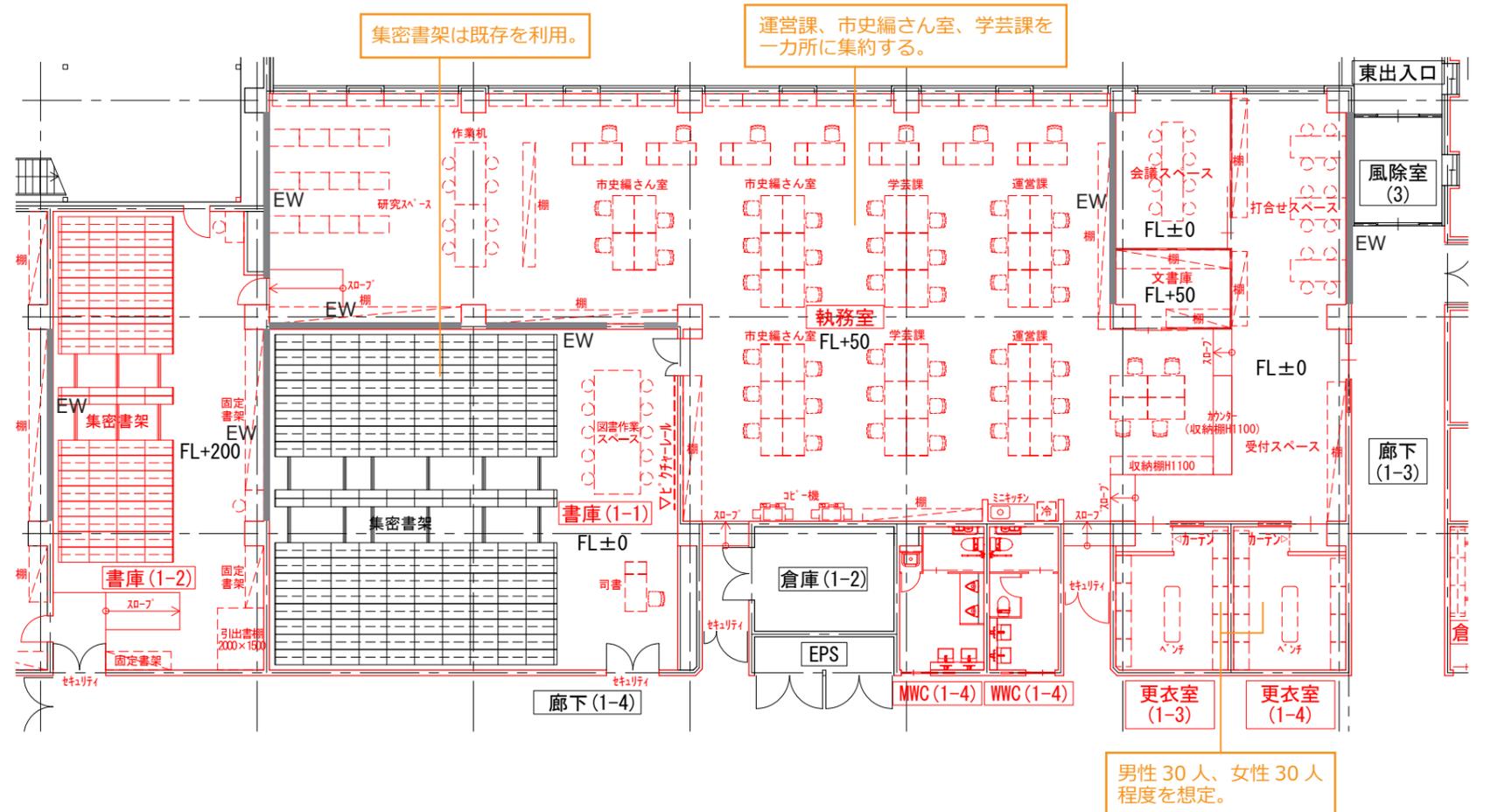
・館内の図書・文献を一か所に集約した書庫。司書が1名で管理する。

・外部利用者に対しては利用依頼に応じて司書が対応する閉架式の運用とする。

■現状平面図 S=1/200



■平面図（リニューアル後）S=1/200



※赤線・赤文字は図面中の改修箇所を示す。 ※オレンジ線・オレンジ文字は改修内容を示す。 ※水色は既存図中の注意内容を示す。

応接室 1 ※諸室諸元表より

(整備概要)

- ・配置は1階東南エリアに配置する。
- ・国家元首レベルのVIP対応を想定し、応接室内に個別のトイレを設置する。
- ・寄贈品を収納する飾り棚を整備する。

(活動内容)

- ・国家元首や皇族などVIP対応のためのスペース。

応接室 2 ※諸室諸元表より

(整備概要)

- ・配置は1階東南エリアに配置する。
- ・寄贈品を収納する飾り棚を整備する。

(活動内容)

- ・来客対応のためのスペース。

総館長室 ※諸室諸元表より

(整備概要)

- ・配置は1階東南エリアで、応接室へアクセスしやすい場所に配置する。
- ・学識経験者であることを想定し、書庫や打合せスペースなど、ある程度の学術活動に資する環境を適宜整備する。

(活動内容)

- ・総館長の執務スペース。

館長室 ※諸室諸元表より

(整備概要)

- ・現顧問室の位置へ移動。

(活動内容)

- ・館長の執務スペース。

書庫 (1-3) ※諸室諸元表より

(整備概要)

- ・目録など館の刊行物・頒布物を保管する書庫を整備する。
- ・配置は1階東南エリアに配置する。
- ・集密書架を設置する。
- ・書架設置のため必要な床補強を行う。

(活動内容)

- ・目録など館の刊行物・頒布物を保管する。

事業者事務室 ※諸室諸元表より

(整備概要)

- ・執務エリアを1階東南エリアに整備する。給湯室整備の際、電気容量の追加が必要。

(活動内容)

- ・事業者用の執務スペース。

会議室 ※諸室諸元表より

(整備概要)

- ・規模は維持し、1階東南エリアへ移設(活動内容)
- ・スタッフの会議スペース。

一時控室 ※諸室諸元表より

(整備概要)

- ・ミュージアムショップスタッフや関係者用の一時控室を1階東南エリアに整備する。

(活動内容)

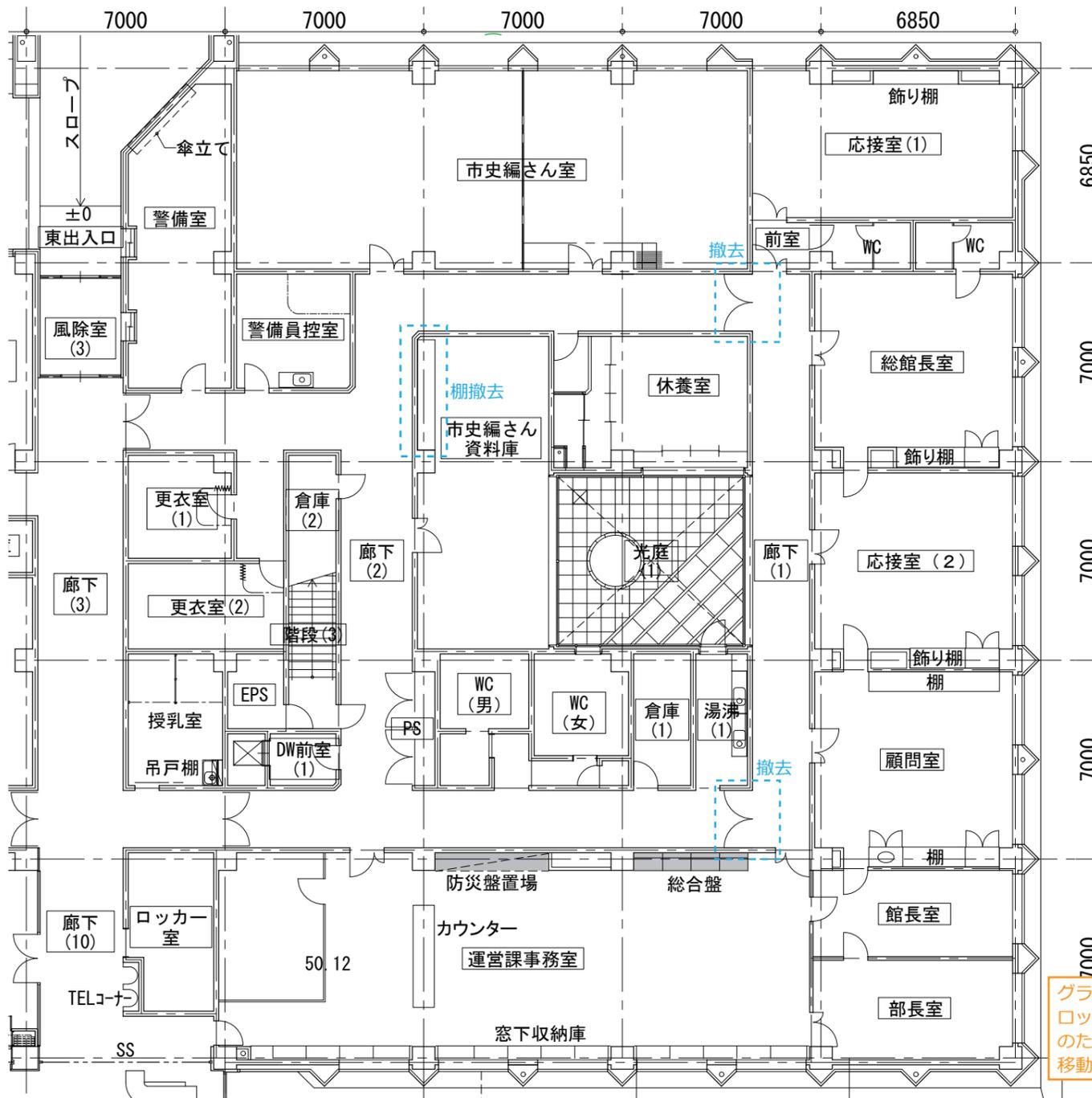
- ・ショップスタッフや一時的に館で業務を行うスタッフ等の控室。

授乳室 (1-1)・救護室 (1-1) ※諸室諸元表より

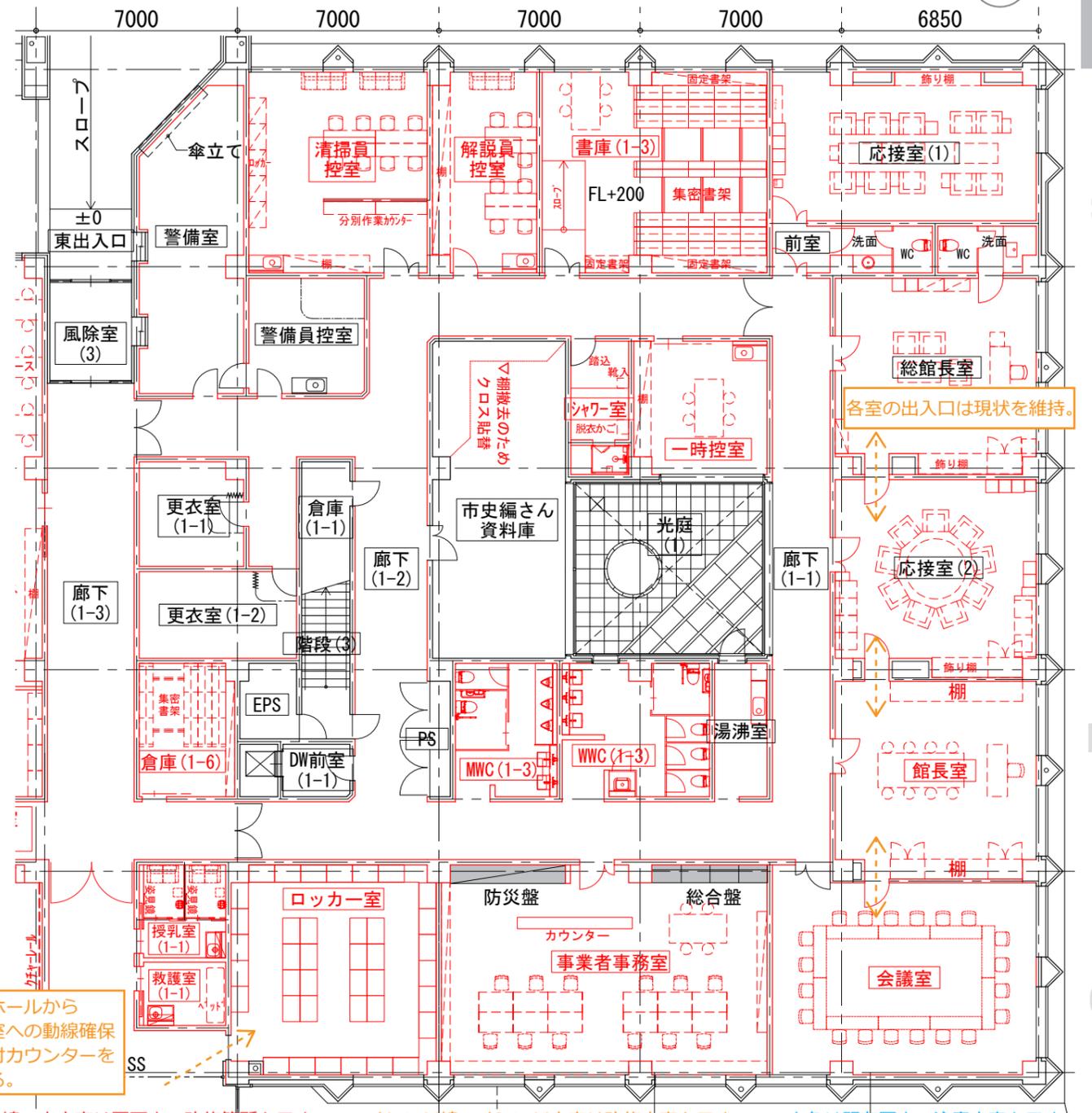
(整備概要)

- ・1階東南エリアのグランドホールに面する場所へ設置する。

■現状平面図 S=1/200



■平面図 (リニューアル後) S=1/200



グランドホールからロッカー室への動線確保のため受付カウンターを移動させる。

※赤線・赤文字は図面中の改修箇所を示す。 ※オレンジ線・オレンジ文字は改修内容を示す。 ※水色は既存図中の注意内容を示す。

特別閲覧室（市民研究室）※諸室諸元表より

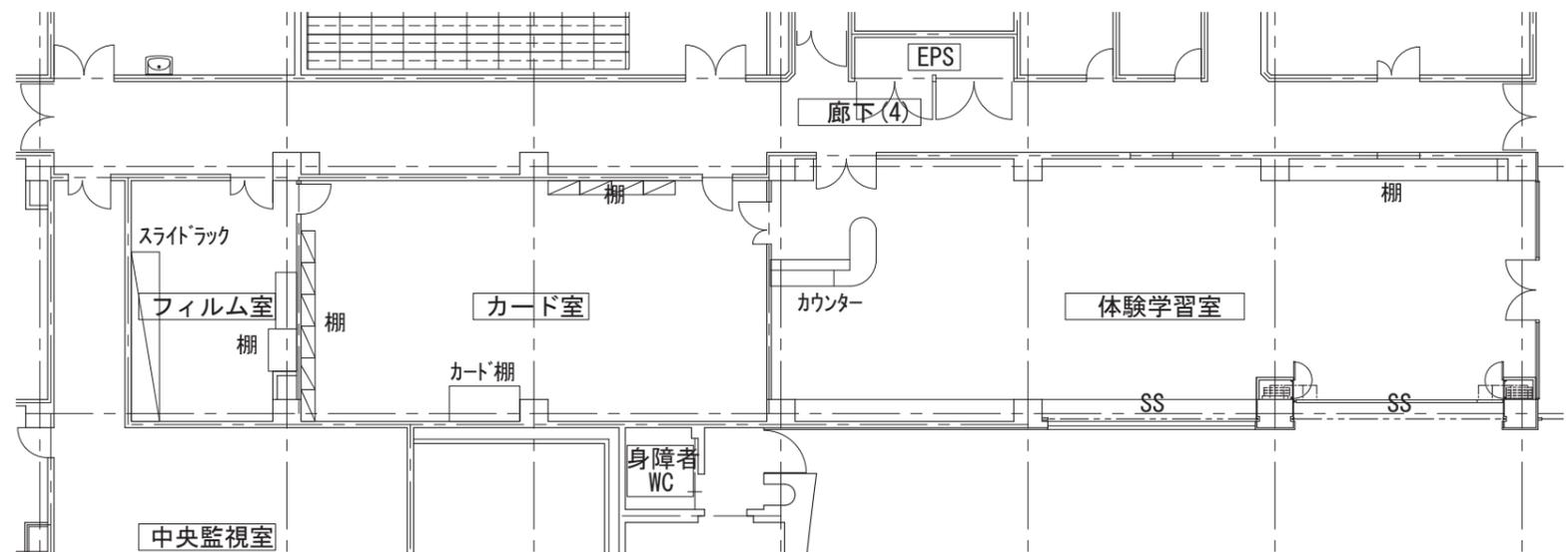
（整備概要）

- ・現カード室 / 資材庫の一部を特別閲覧室（市民研究室）に転用する。
- ・読書室機能のうち、図書の閲覧（熟覧）空間を整備する。
- ・体験学習室 1 との間仕切りをガラス壁にするなど、開放的な計画とする。
- ・扉は台車の使い勝手に配慮する。
- ・体験学習室 1 側と廊下側の 2 方向に出入口を設ける。
- ・ガス系の消火設備を設置する。
- ・手洗い場を整備する。
- ・一部に畳を設け、巻物等の閲覧に適したスペースとする。
- ・受付を行う執務デスクを設ける。

（活動内容）

- ・外部利用者が資料や文献を特別閲覧するために使用する。
- ・市民が博物館の資料を活用した研究を行ったり、学芸員と話せるような交流の場としても活用する。
- ・読書室機能も展開する。（複数閲覧用机等を配置）

■現状平面図 S=1/200



体験学習室（1）※諸室諸元表より

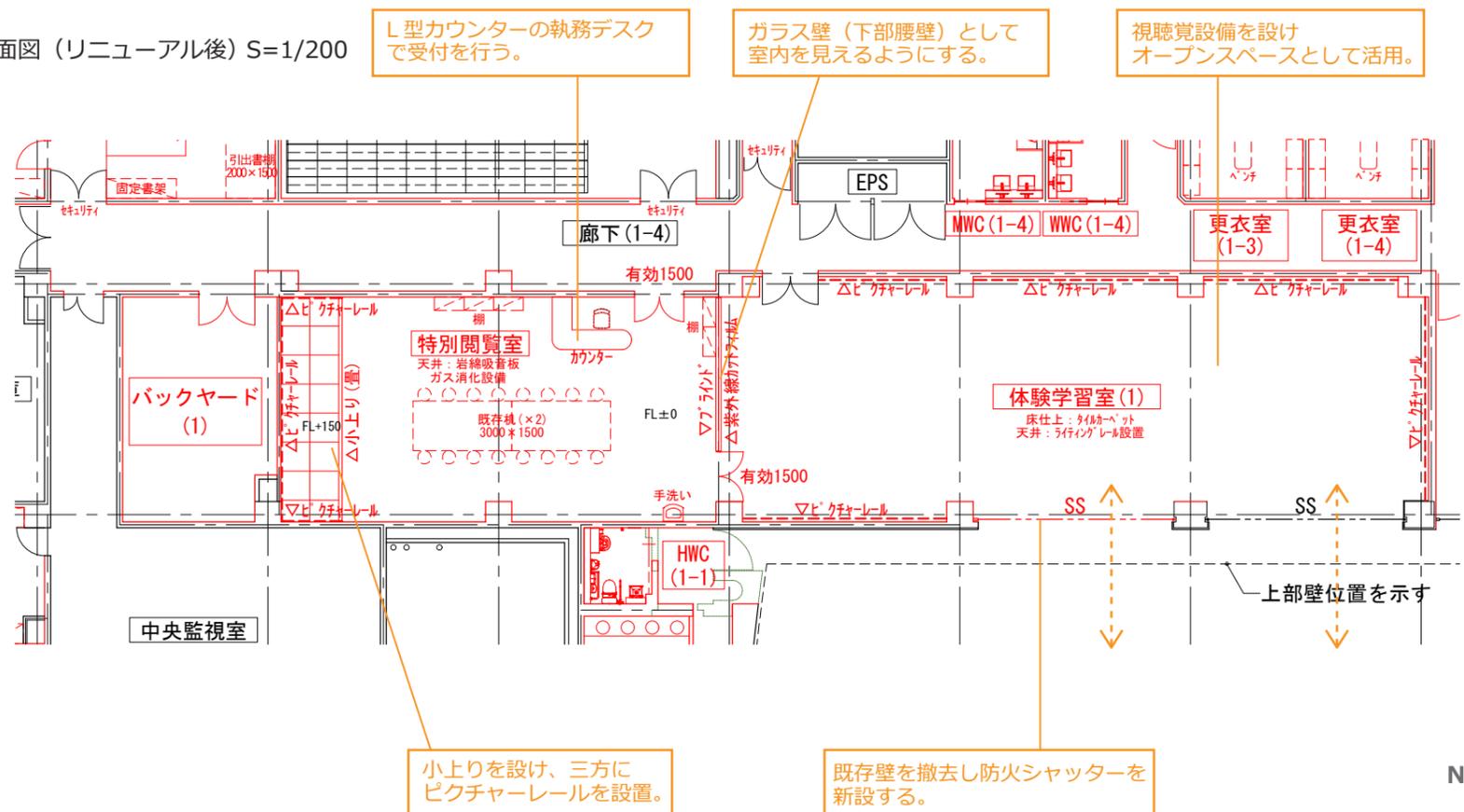
（整備概要）

- ・現在の位置、規模を維持する。
- ・空気循環に配慮した適切な空調管理が行える空調設備を整備する。
- ・ガス系の消火設備を設置する。
- ・特別閲覧室（市民研究室）との間仕切りをガラス壁にするなど、開放的な計画とする。
- ・扉は台車の使い勝手に配慮する。
- ・視聴覚設備を設け、展示に適した空間とする。

（活動内容）

- ・博物館資料を活用した体験学習や調べ学習、データベース活用拠点、市民との共創拠点として活用する。
- ・利用者同士や学芸員とのコミュニケーションの空間とする。

■平面図（リニューアル後）S=1/200



バックヤード（1）※諸室諸元表より

（整備概要）

- ・フィルム室は現在の準備室・X線撮影室に移設。体験学習室のバックヤードに改修。

（活動内容）

- ・体験学習室の教材・資材置場や準備室として使用する。

※赤線・赤文字は図面中の改修箇所を示す。 ※オレンジ線・オレンジ文字は改修内容を示す。 ※水色は既存図中の注意内容を示す。

・体験学習室(2)※諸室諸元表より

(整備概要)

- ・喫茶室・談話室を体験学習室(2)に改修する。
- ・床壁照明の改修を検討する。
- ・ガラス壁や開口部は用途に合わせて開口する。
- ・自動販売機の設置を想定した電源設備と給排水設備を整備する。
- ・視聴覚設備を設ける。
- ・手洗い場を整備する。

(活動内容)

- ・飲料の自動販売機を設置する。
- ・催事を行うスペースとして使用する。
- ・催事のない日はフリースペースとして来館者に開放する。

キッズスペース※諸室諸元表より

(整備概要)

- ・男性によるミルク授乳についても想定した設えとする。
- ・手洗い等の水道設備を整備する。

(活動内容)

- ・授乳等のケアスペースを併設し、歴史をモチーフにした遊具やおもちゃ、絵本がおかれた、小さな子どもと保護者が安心して過ごせるスペースとする。

休憩スペース※諸室諸元表より

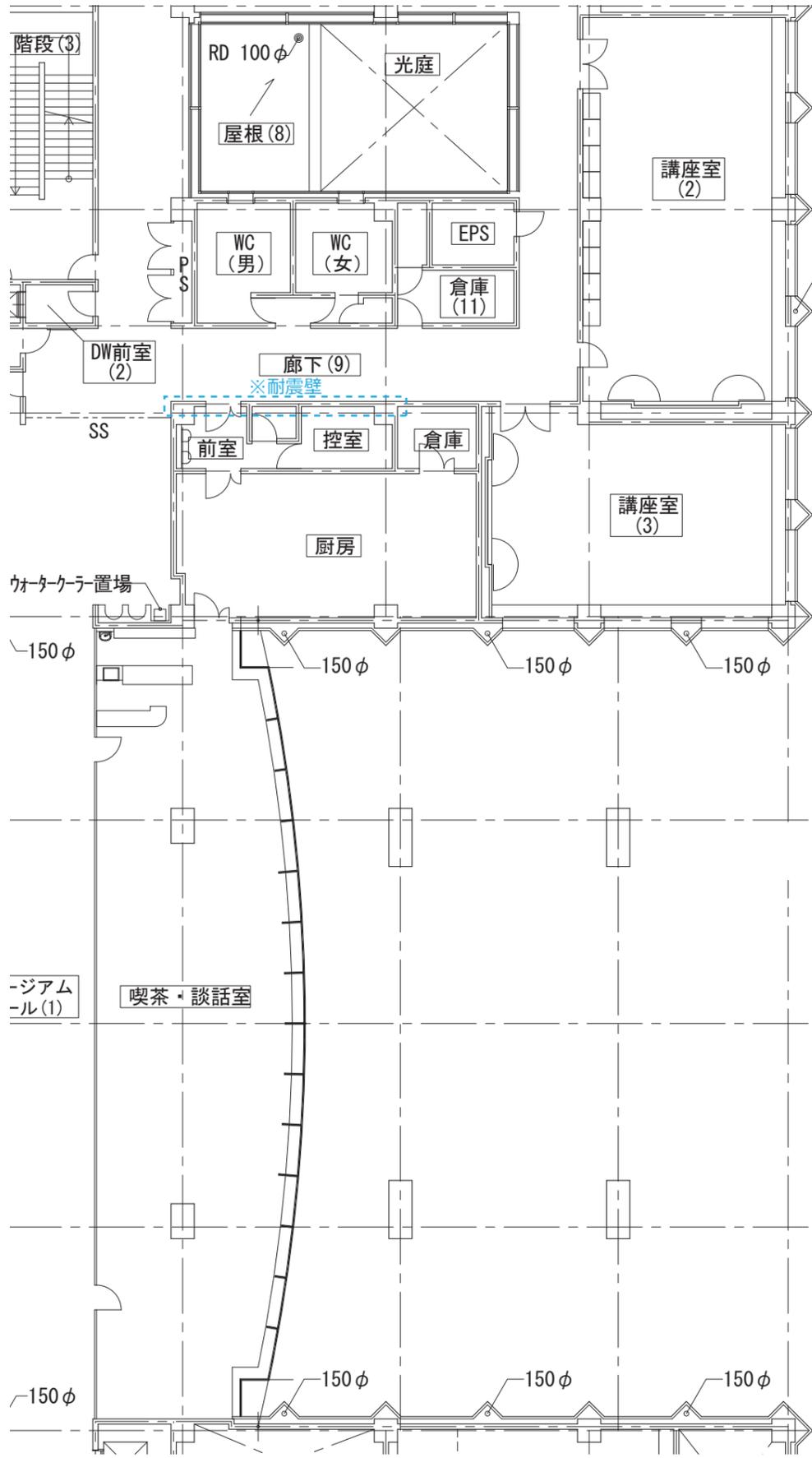
(整備概要)

- ・ミュージアムモール側の壁はガラス壁とするなど、開放感と視認性を高めた設えとする。
- ・キッズスペースに隣接して、持ち込み飲食が可能な休憩スペースを設ける。
- ・自動販売機の設置を想定した電源設備と給排水設備を整備する。

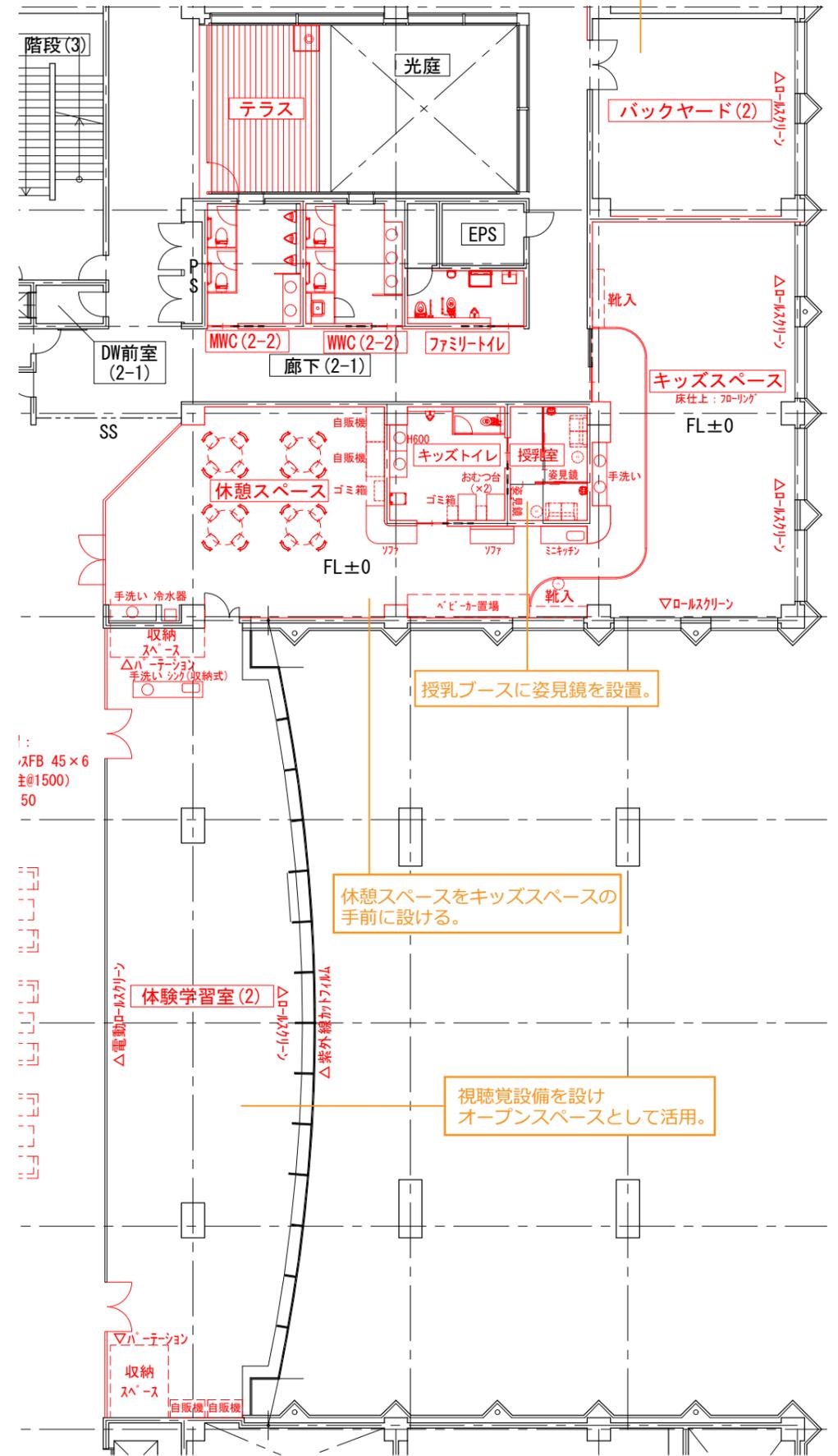
(活動内容)

- ・持ち込みの飲食が可能な休憩スペース。
- ・飲料の自動販売機を設置する。

■現状平面図 S=1/200



■平面図 (リニューアル後) S=1/200



体験学習室2のバックヤードとして使用する。

授乳ブースに姿見鏡を設置。

休憩スペースをキッズスペースの手前に設ける。

視聴覚設備を設けオープンスペースとして活用。

※赤線・赤文字は図面中の改修箇所を示す。 ※オレンジ線・オレンジ文字は改修内容を示す。 ※水色は既存図中の注意内容を示す。

セミナー室1 ※諸室諸元表より

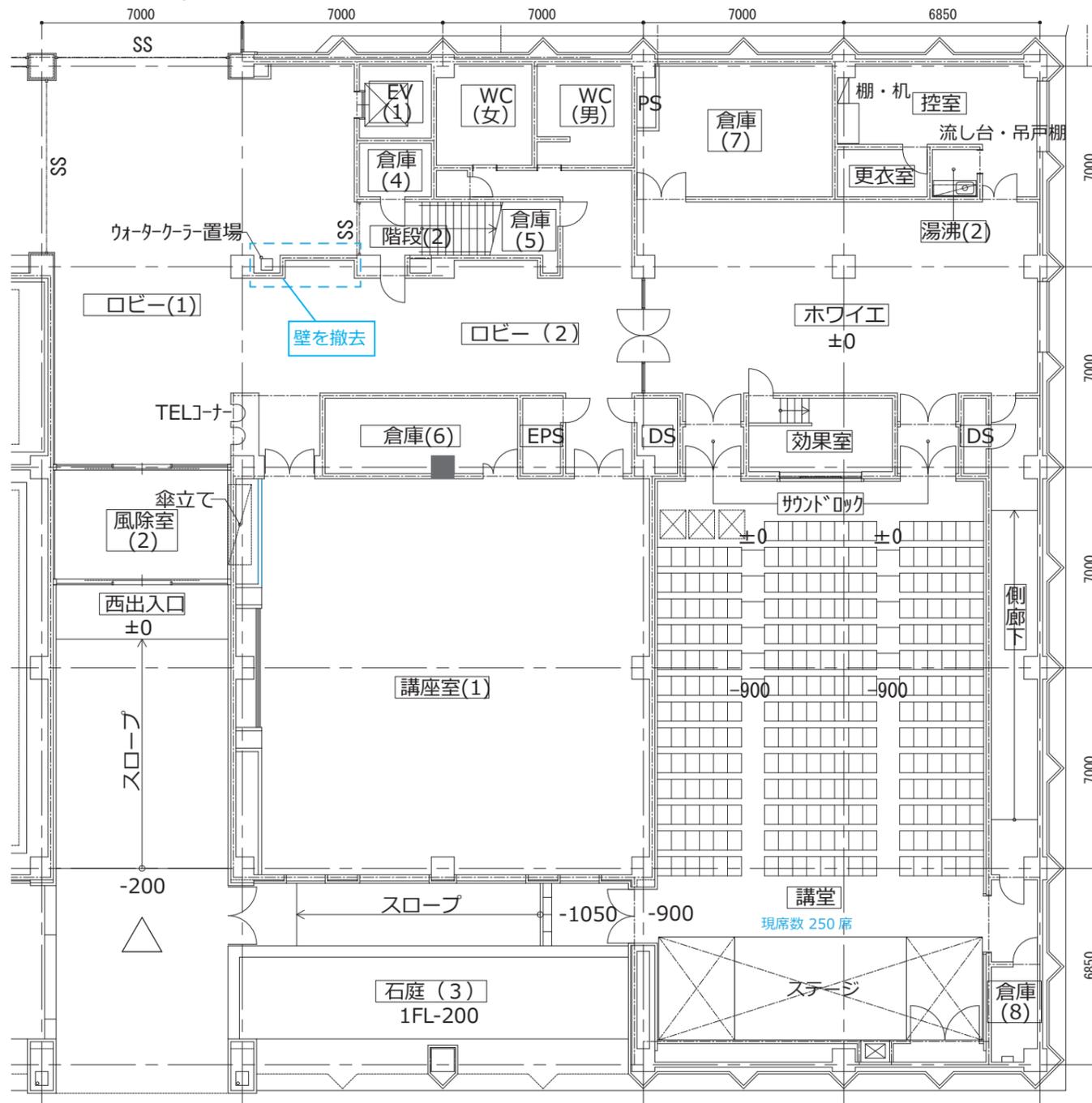
(整備概要)

- ・現在の位置、規模を維持。
- ・隣接して倉庫を整備し、机やイス等の収納場所を確保する。
- ・多彩なワークショップが行えるように、水道設備を整備する。
- ・現倉庫6を移設し、ロビーとセミナー室1の間仕切りをガラス壁とするなど、開放的な計画とする。
- ・視聴覚設備を設ける。

(活動内容)

- ・従来通り、参加者数の多い講座、講演会、会議やワークショップの場としてフレキシブルに活用する。
- ・市民の利用に供するものとする。
- ・校外学習やガイダンス・レクチャー、学年単位の昼食会場としても利用する。

■現状平面図 S=1/200



講堂 ※諸室諸元表より

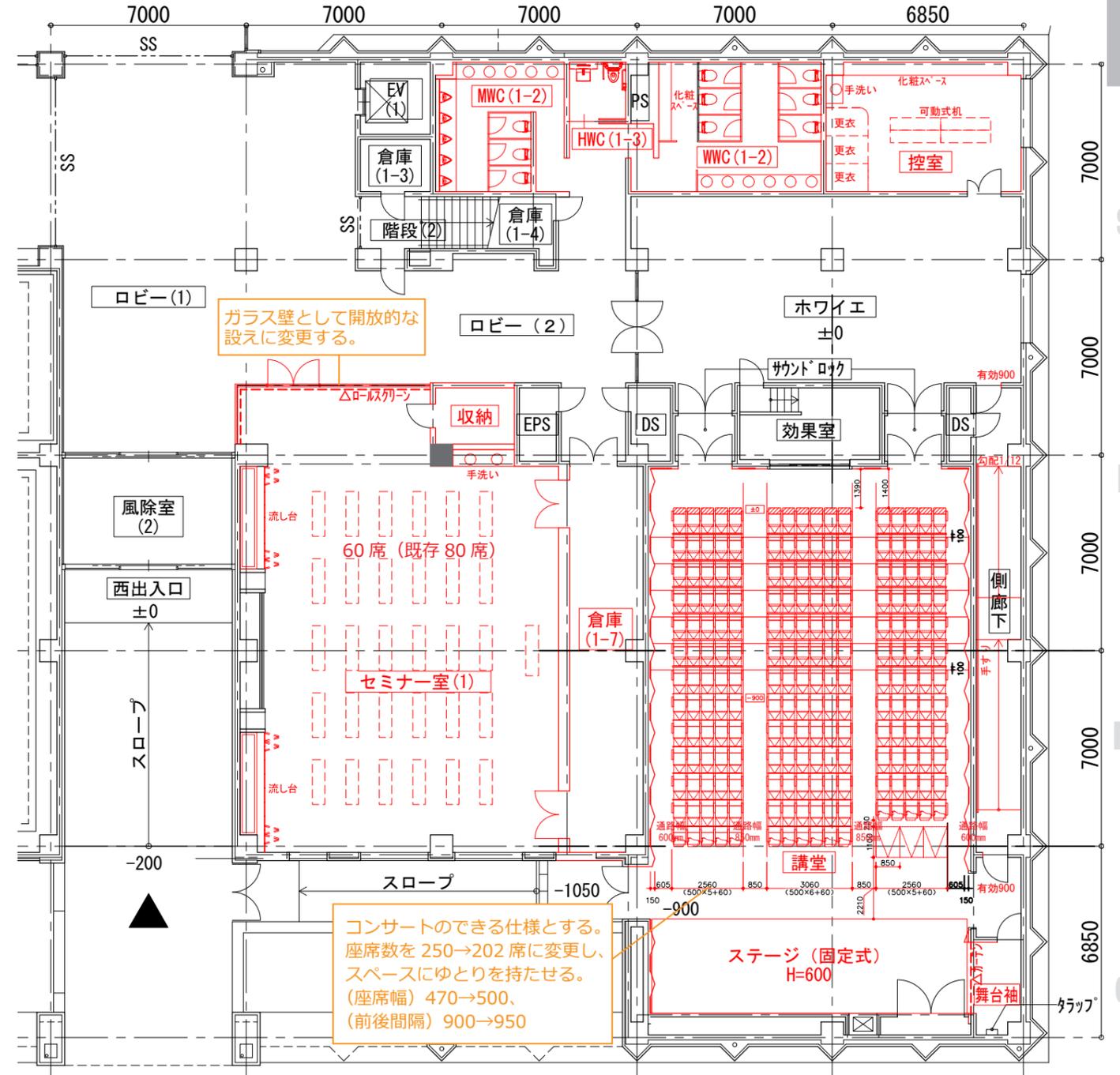
(整備概要)

- ・講演会、セレモニー、コンサート等ができる仕様に改修する。
- ・座席(200席程度)、舞台設備、ステージ、音響、照明設備を改修する。
- ・視聴覚設備を設ける。

(活動内容)

- ・講演会、セレモニー、コンサート等を開催する。
- ・市民の利用に供するものとする。

■平面図 (リニューアル後) S=1/200



倉庫(1-7) ※諸室諸元表より

(整備概要)

- ・現倉庫6は移設し、セミナー室1をロビーに対して開放的な設えとする。

控室 ※諸室諸元表より

(整備概要)

- ・湯沸(2)を削除、更衣室を統合し面積を拡張。

※赤線・赤文字は図面中の改修箇所を示す。 ※オレンジ線・オレンジ文字は改修内容を示す。 ※水色は既存図中の注意内容を示す。

グランドホール※諸室諸元表より

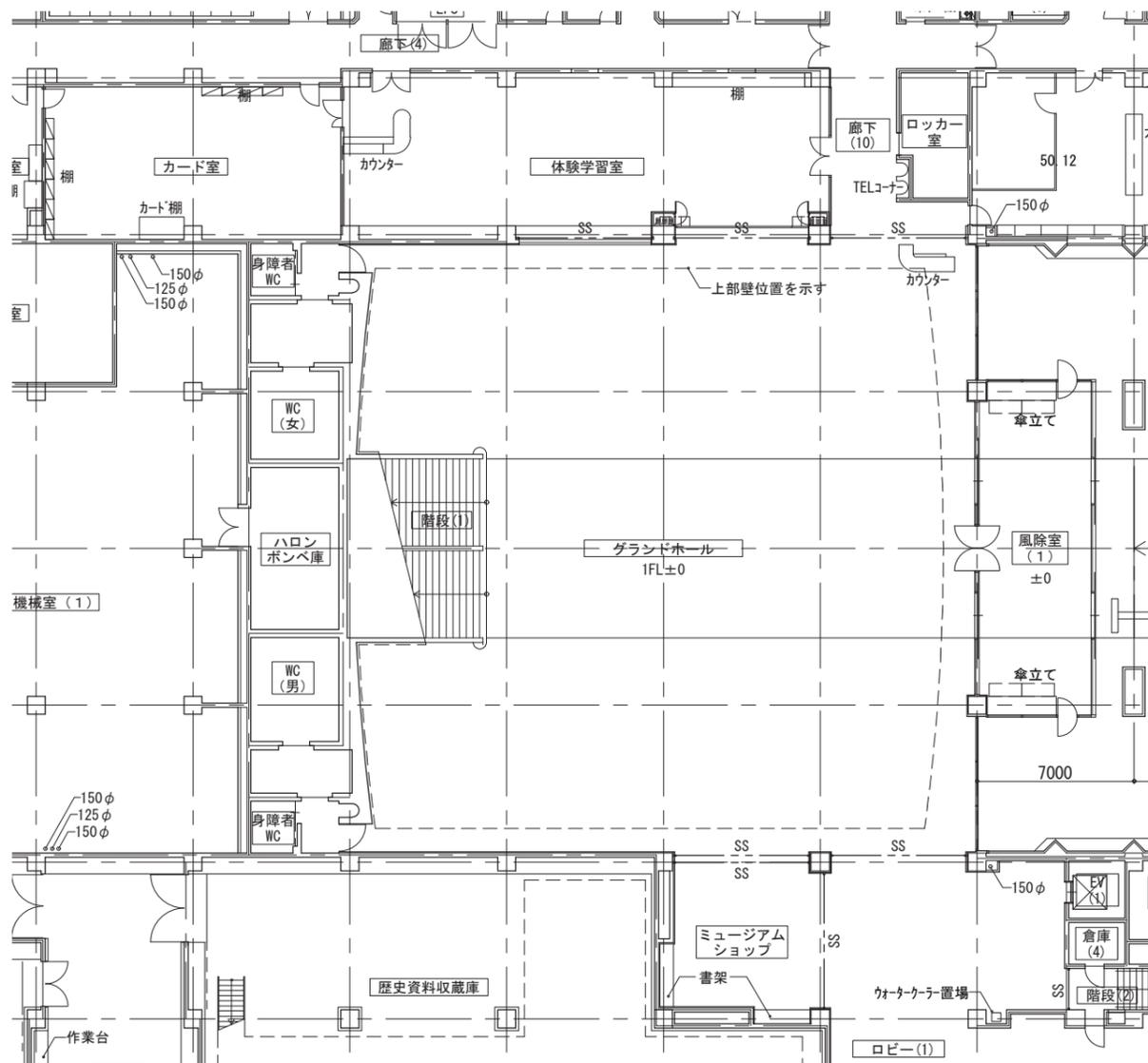
(整備概要)

- ・セレモニーや規模の大きな催事を行う場としても使用可能な適切な消火設備を整備する。
- ・デジタルサイネージやプロジェクションマッピングによる演出のための適切な電源設備等を整備する。
- ・トイレの間口を広くするなどの工夫を行い、バリアフリートイレを誰でも利用しやすくする。
- ・上下の温度差が大きいため、適切な空調計画を行う。
- ・大階段のイベント利用や安全性を考慮し、適宜改修を行う。
- ・音の反響の課題があるため、演出等を考慮した、適切な音響環境を検討する。
- ・音響対策のための床 / 壁材変更は空間のイメージを大きく変える可能性があるため検討が必要。
- ・階段(1)の踊り場にサイネージを設置する。
- ・グランドホール正面のアーチ型の壁に映像を投影できるプロジェクターを設置する。
- ・可動のポスタースペースを設置する。
- ・電源盤を新たに設け、イベント時の電源として使用する。

(活動内容)

- ・通常時は館のメインエントランスとして機能し、通路としても使用。
- ・セレモニーや規模の大きな催事など、ユニークベニューとしての活用を行う。
- ・団体客の集合、点呼など一時待機スペースとしても使用する。

■現状1階平面図 S=1/300



ミュージアムショップ※諸室諸元表より

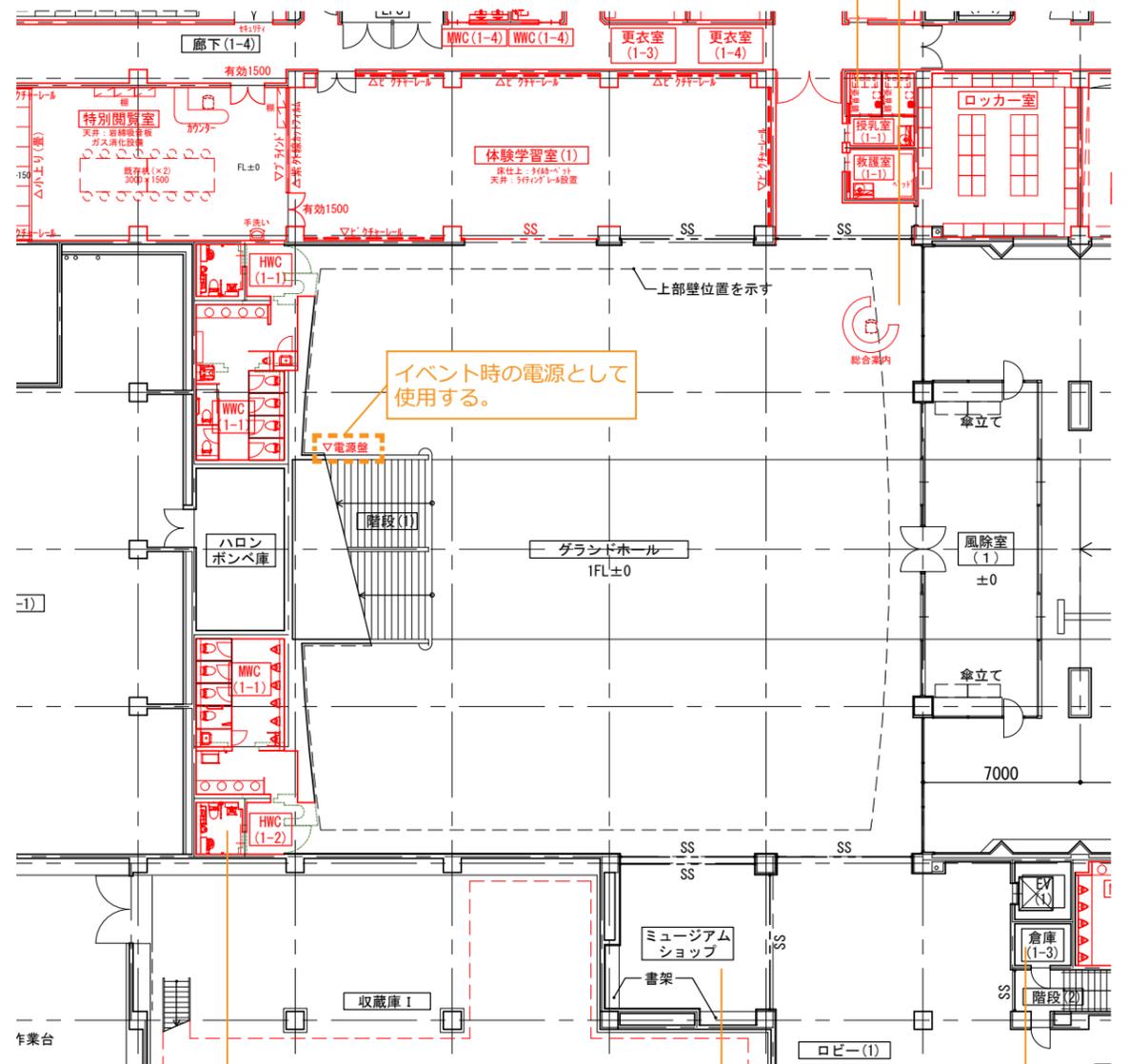
(整備概要)

- ・現在の位置を維持。
- ・売り場が不足しているため、規模の拡大について検討が必要。

(活動内容)

- ・館のオリジナルグッズや関連資料の販売を行う。
- ・外部委託または民間による運営とする。

■1階平面図 (リニューアル後) S=1/300



授乳ブースに姿見鏡を設置。大型の荷物を預かれるようロッカー室近くに設ける。

イベント時の電源として使用する。

トイレはグランドホールからの間口を広くし入口を離すことで異性でもバリアフリートイレに入りやすいよう配慮する。

ミュージアムショップは位置と規模を維持。※内装変更が必要

ミュージアムショップの倉庫として使用。

※赤線・赤文字は図面中の改修箇所を示す。 ※オレンジ線・オレンジ文字は改修内容を示す。 ※水色は既存図中の注意内容を示す。

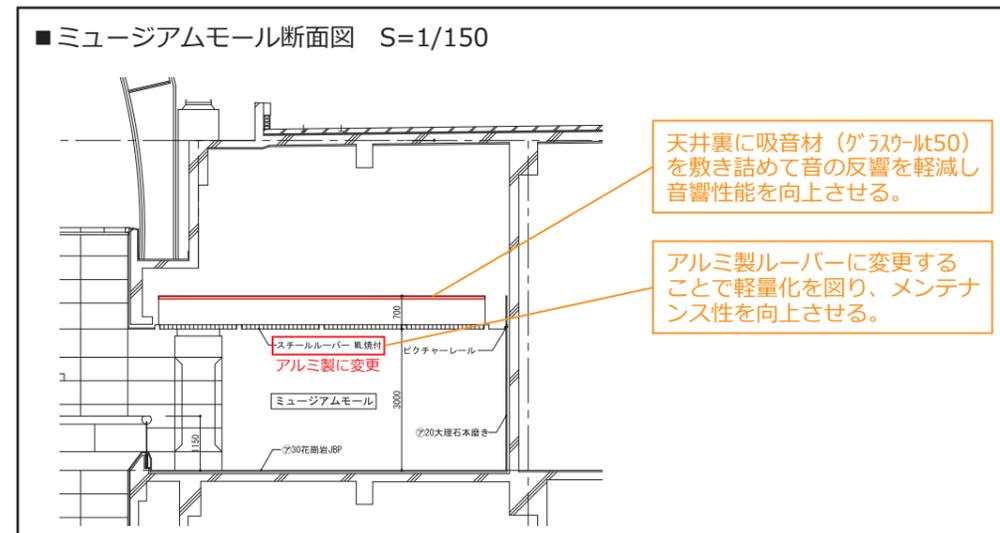
ミュージアムモール※諸室諸元表より

(整備概要)

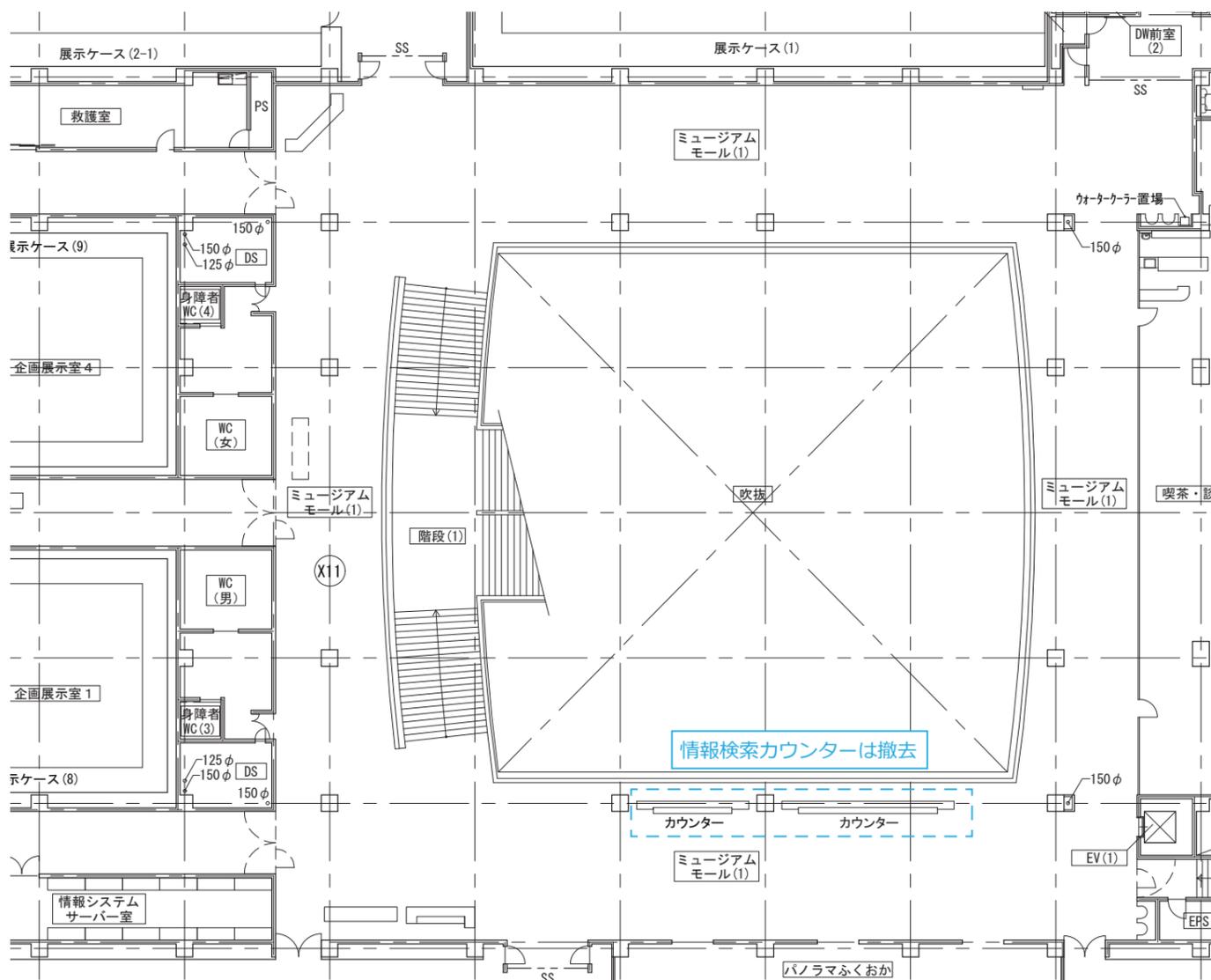
- ・現在の位置、規模を維持。
- ・従来通り、ロビー空間としての利用の他、交流空間としての場を付加する。
- ・展示空間や物販展開を想定した適切な消火設備、照明、電源設備を整備する。
- ・手すりを補強し、安全性を高める等の検討を行う。
- ・天井ルーバーは作業効率に配慮し、撤去もしくは更新する。
- ・情報サービスコーナーは撤去する。
- ・階段(1)は手すりを新設、階段段鼻の視認性を高める等転倒防止対策を図り、条例等に適合した設えとする。
- ・グランドホールでの各種イベントに対応できるよう照明設備(床置き型照明などの演出照明)を備える。
- ・北側の柱に各展示室で行われている展覧会情報を発信するために、十分な数のサイネージを設置する。
- ・照明や電源、ピクチャーレールなど展示や物販の展開に必要な設備を整備する。

(活動内容)

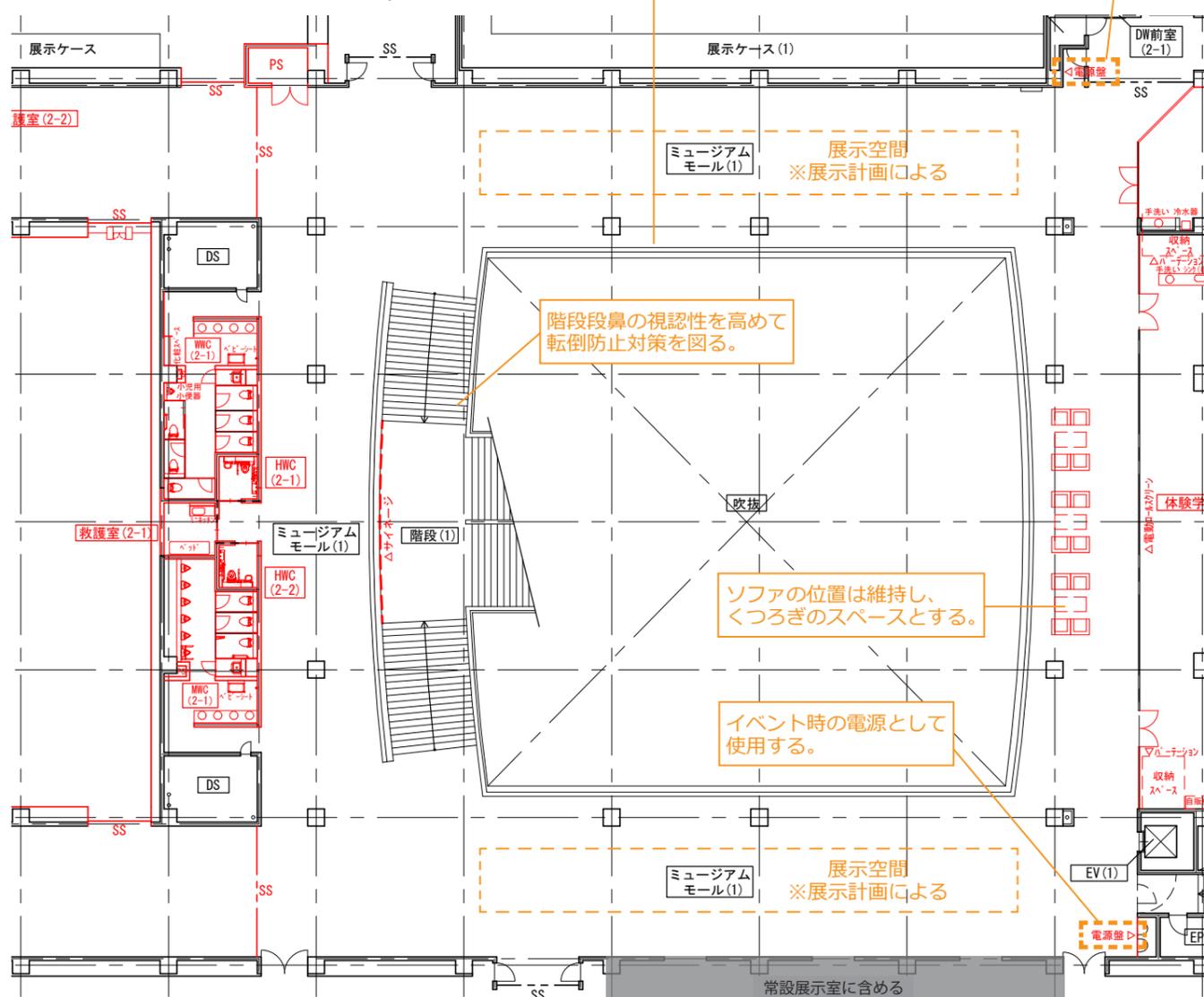
- ・展示空間や学びと集いの空間の導入エリアであり、くつろぎのスペースとしても利用する。
- ・新たに、博物館や市史編纂室の研究成果のミニ展示や、市民共創の成果を公開する短期展示のスペースとして活用する。



■現状2階平面図 S=1/300



■2階平面図(リニューアル後) S=1/300



※赤線・赤文字は図面中の改修箇所を示す。 ※オレンジ線・オレンジ文字は改修内容を示す。 ※水色は既存図中の注意内容を示す。

WC (ゲスト用)※諸室諸元表より

(整備概要)

- ・現在の規模を維持する。
- ・女性用 WC には化粧スペースを設置。
- ・UD 対応を含めた男女兼用トイレを検討する。

企画展示室※諸室諸元表より

(整備概要)

- ・現状の位置を維持。
- ・展示室への間口を広げ、複数の展示室で構成する。
- ・可動間仕切りを設置し、汎用性の高い展示空間を整備する。
- ・文化財の水損を考慮し、ガス系の消火設備を設置する。
- ・資料や文化財の保護機能、展示効果が高い壁面ケースを整備する。
- ・展示に必要な照明設備を整備する。展示照明は汎用性が高いものとする。
- ・展示に必要な電源設備を整備する。(適宜床コンセント等を整備)
- ・資料の運搬に適し、清掃の行いやすい床材に改修する。
- ・チケットカウンターは適切な配置を検討する。

(活動内容)

- ・所蔵資料や地域の文化財を紹介する展示を行う。
- ・各学芸員が企画する展示を定期的に入れ替えて運用する。
- ・他施設、他機関等と連携した展示の開催も検討する。

特別展示室※諸室諸元表より

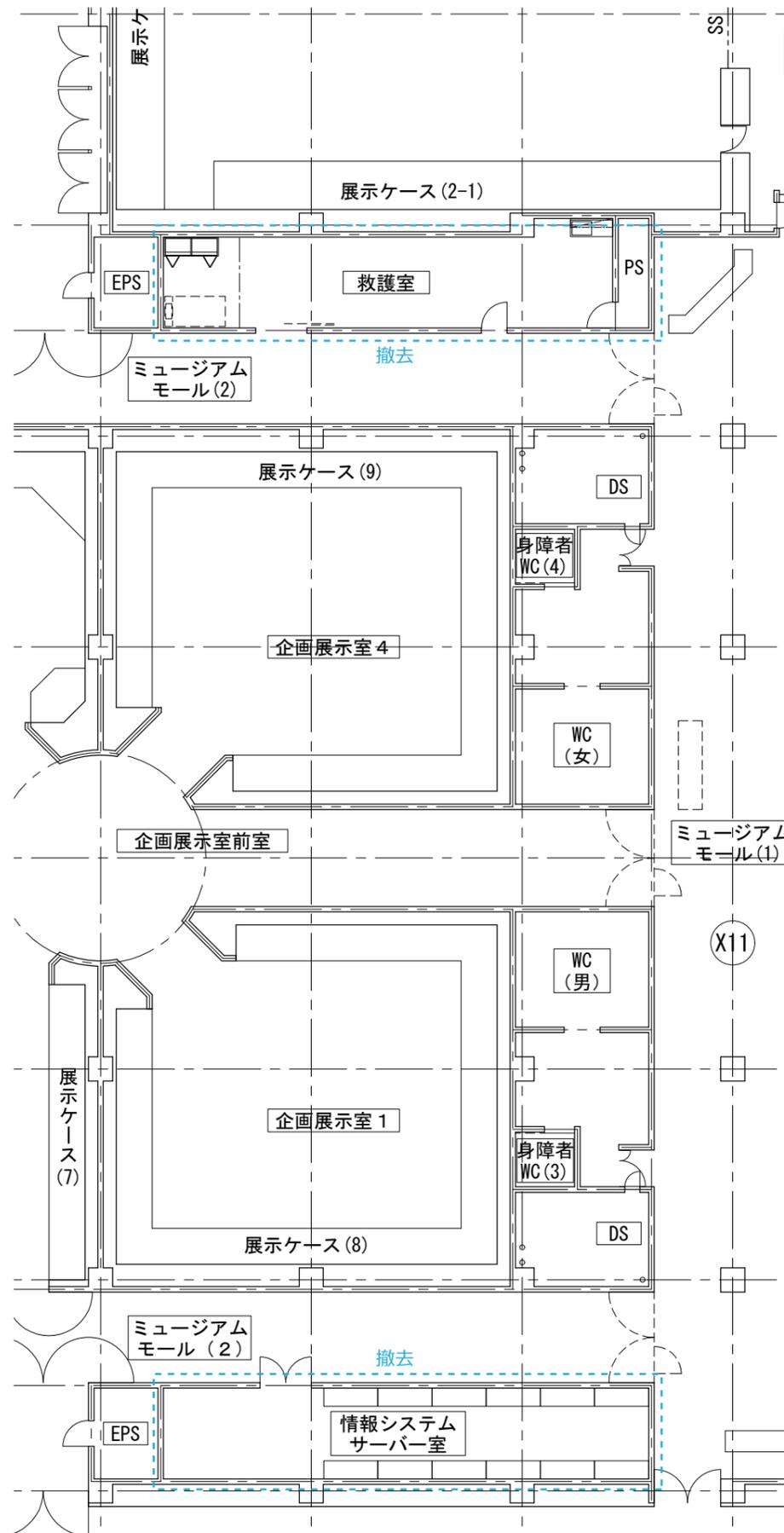
(整備概要)

- ・現状の位置、規模を維持。
- ・新規で可動壁を整備する。(防火区画の検証が必要)
- ・出入口を両側に2箇所設ける。
- ・文化財の水損を考慮し、ガス系の消火設備を設置する。
- ・資料や文化財の保護機能、展示効果が高い壁面ケースを整備する。
- ・展示に必要な照明設備を整備する。展示照明は汎用性が高いものとし、リモート調光が可能なものを導入する。
- ・展示に必要な電源設備を整備する。
- ・資料の運搬に適した、清掃の行いやすい床材に改修する。
- ・チケットカウンターは適切な配置を検討する。
- ・倉庫(9)は削除し、特別展示室の一部とする。

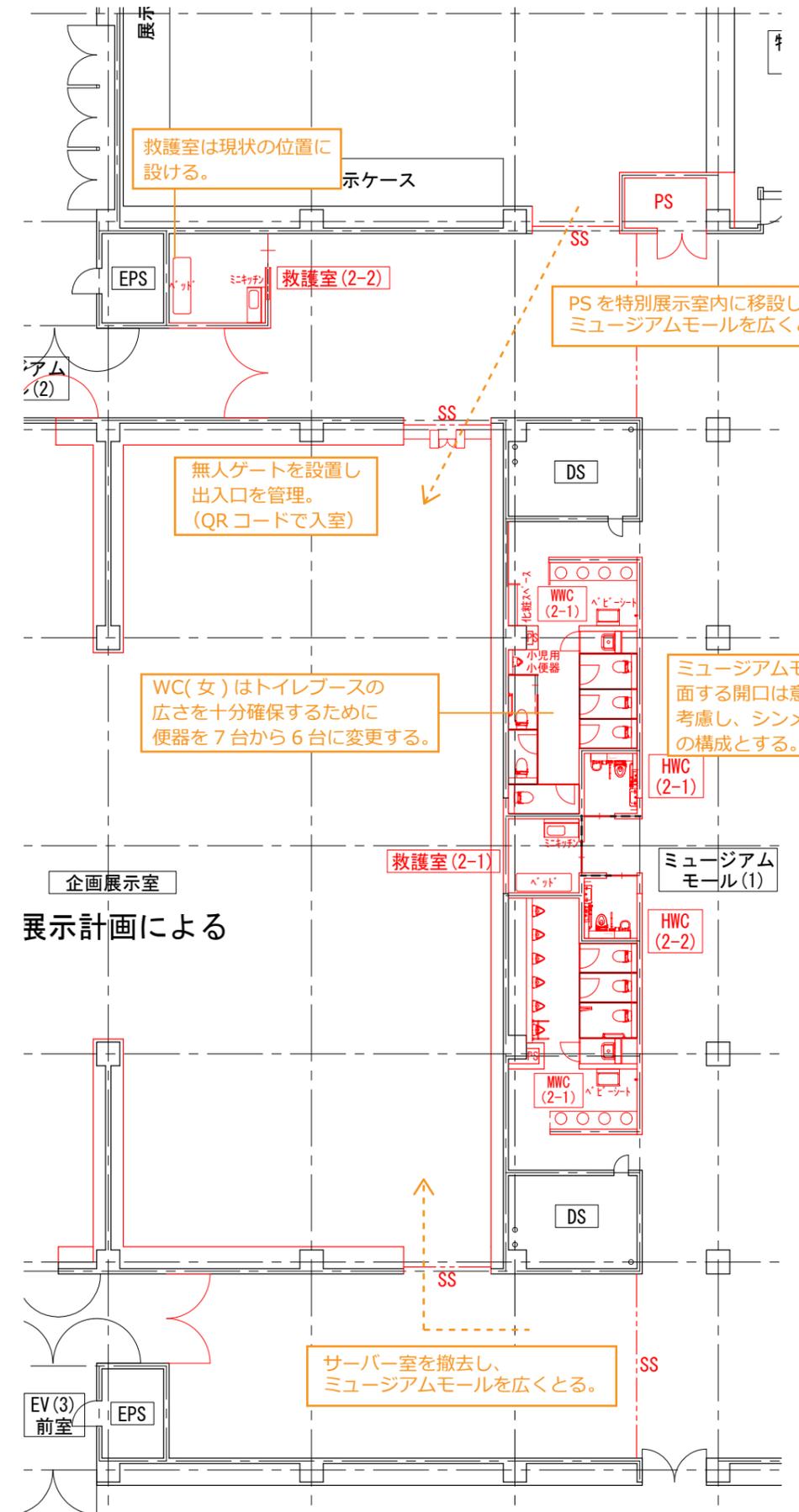
(活動内容)

- ・第三者の利用に供し、あるいは市が使用し、世界・日本の多様な文化遺産を紹介する展示を行う。

■現状平面図 S=1/200



■平面図 (リニューアル後) S=1/200



※赤線・赤文字は図面中の改修箇所を示す。 ※オレンジ線・オレンジ文字は改修内容を示す。 ※水色は既存図中の注意内容を示す。

特展主催者控室※諸室諸元表より

(整備概要)

- ・現多目的研修室を特展主催者控室に転用。

(活動内容)

- ・特別展示室の主催者の控室。

セミナー室(2)※諸室諸元表より

(整備概要)

- ・読書室としての機能は削除。現講座室(2)程度の規模を持つセミナー室を設ける。

・視聴覚設備を設ける。

(活動内容)

- ・図書を配架し、占用のない時間帯は来館者に解放する。

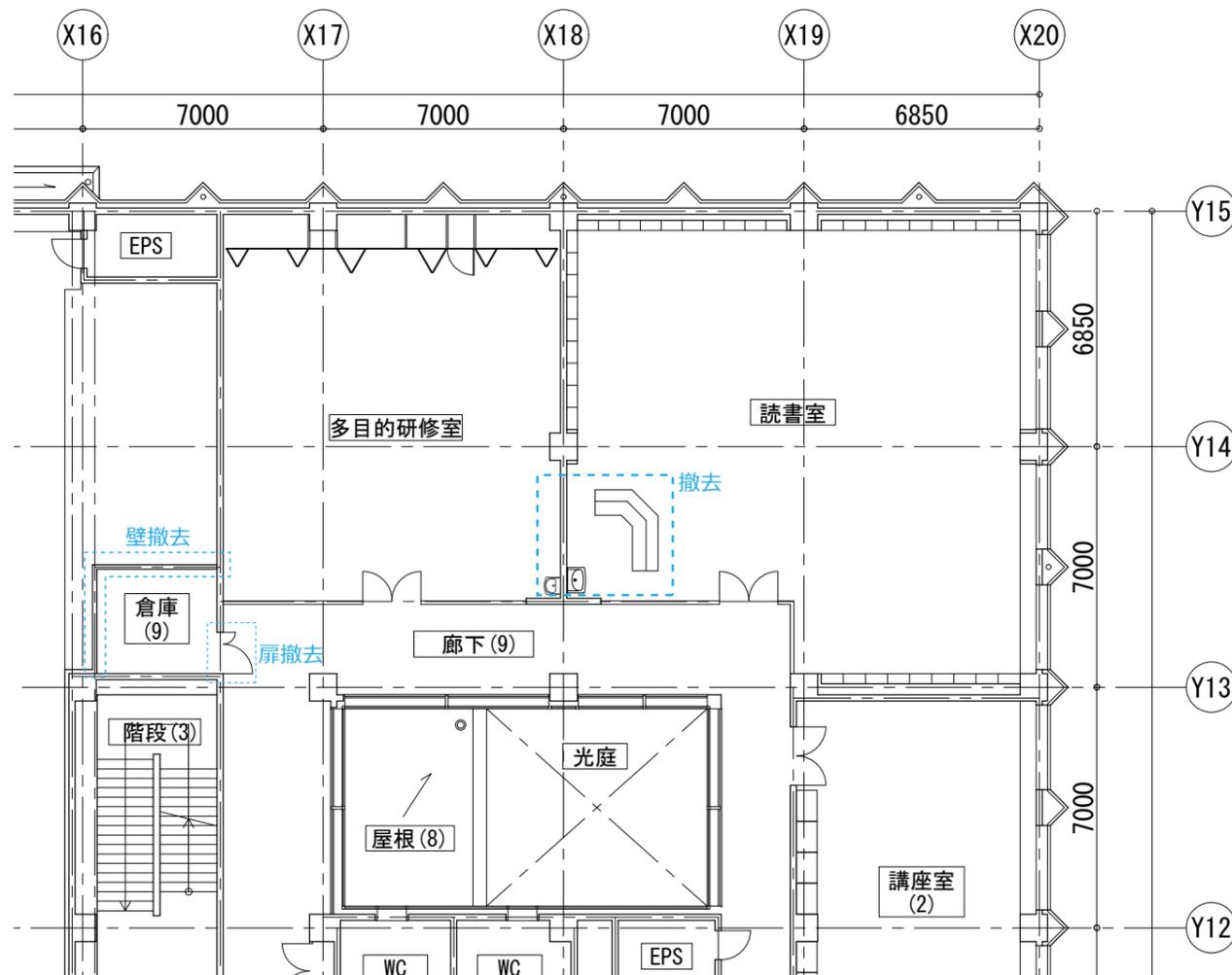
バックヤード(2)※諸室諸元表より

(活動内容)

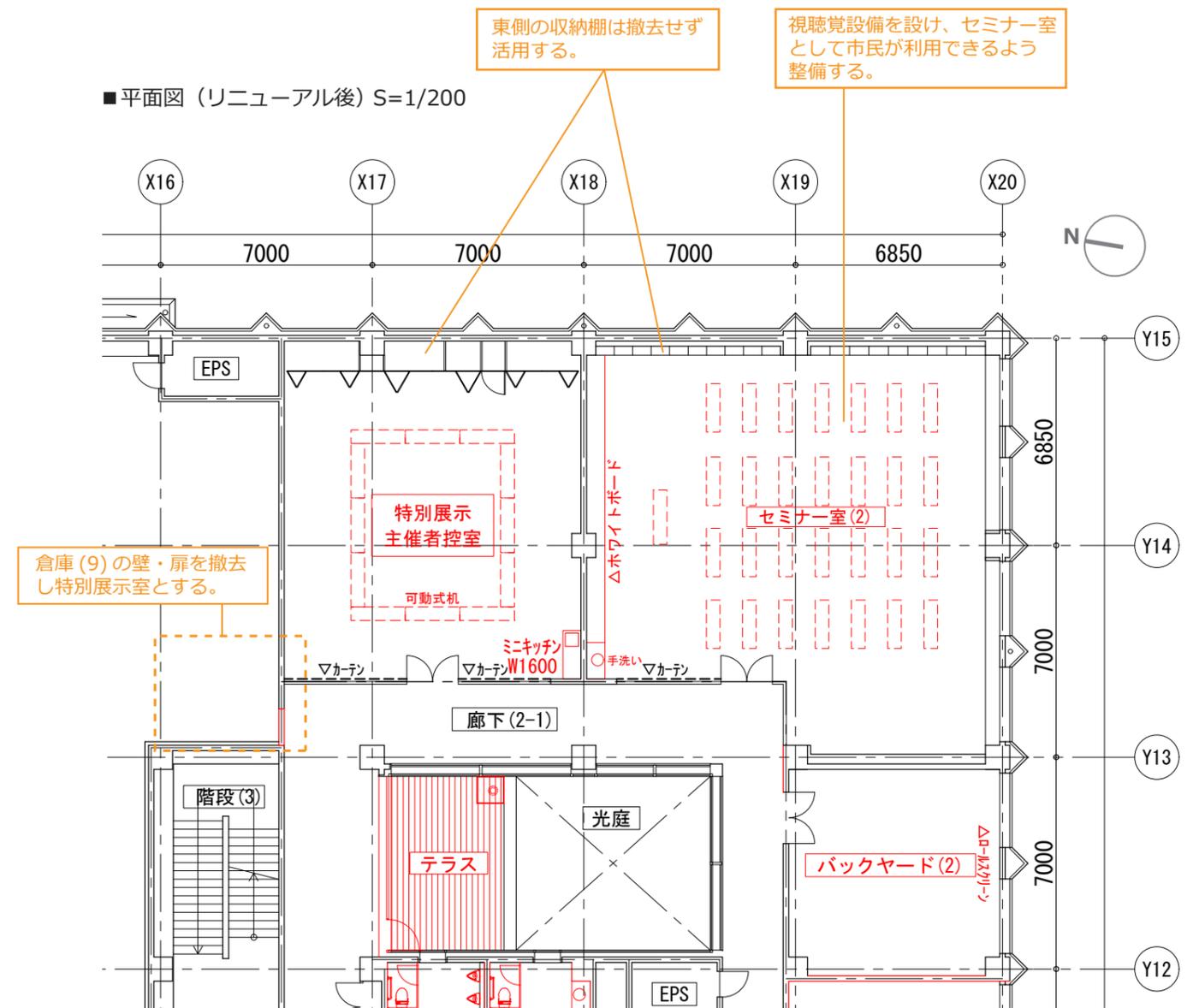
- ・講座室や体験学習室(2)の倉庫として利用する。

※上記青字部分は、2024年12月24日公表分から変更

■現状平面図 S=1/200



■平面図 (リニューアル後) S=1/200



※赤線・赤文字は図面中の改修箇所を示す。 ※オレンジ線・オレンジ文字は改修内容を示す。 ※水色は既存図中の注意内容を示す。

常設展示室※諸室諸元表より

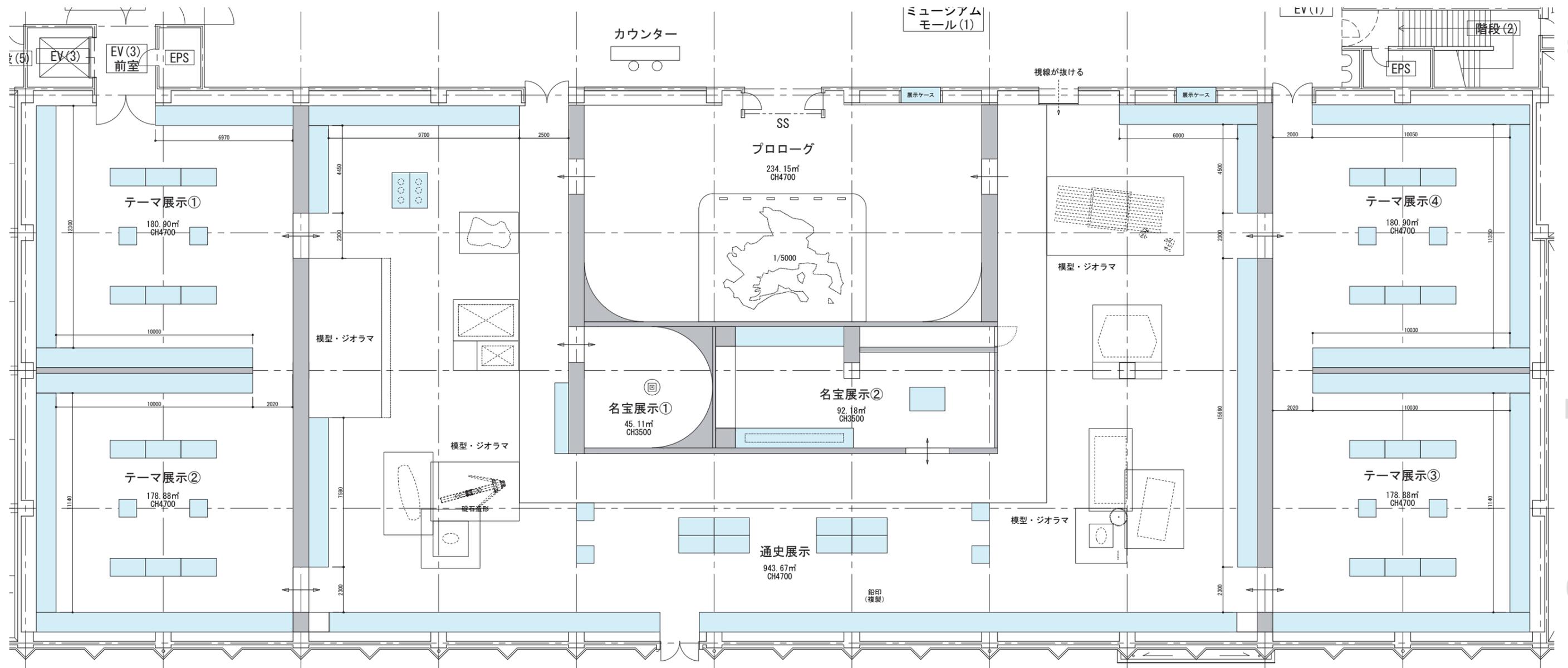
(整備概要)

- ・現状の位置、規模を維持。
- ・文化財の水損を考慮し、ガス系の消火設備を設置する。
- ・資料や文化財の保護機能、展示効果が高いケースを整備する。
- ・一部にエアタイトケースの整備を検討する。
- ・展示に必要な照明設備を整備する。
- ・展示に必要な電源設備を整備する。
- ・資料の運搬に適し、清掃のしやすい床材の仕上げとする。
- ・チケットカウンターは適切な配置を検討する。

(活動内容)

- ・福岡市の歴史や民俗を紹介する展示を行う。
- ・埋蔵文化財行政ほか地域の文化財に関する展示を組み込む。
- ・ユニークベニュー活用や教育プログラムの実施等、交流空間としての機能も付加する。

モール (2)



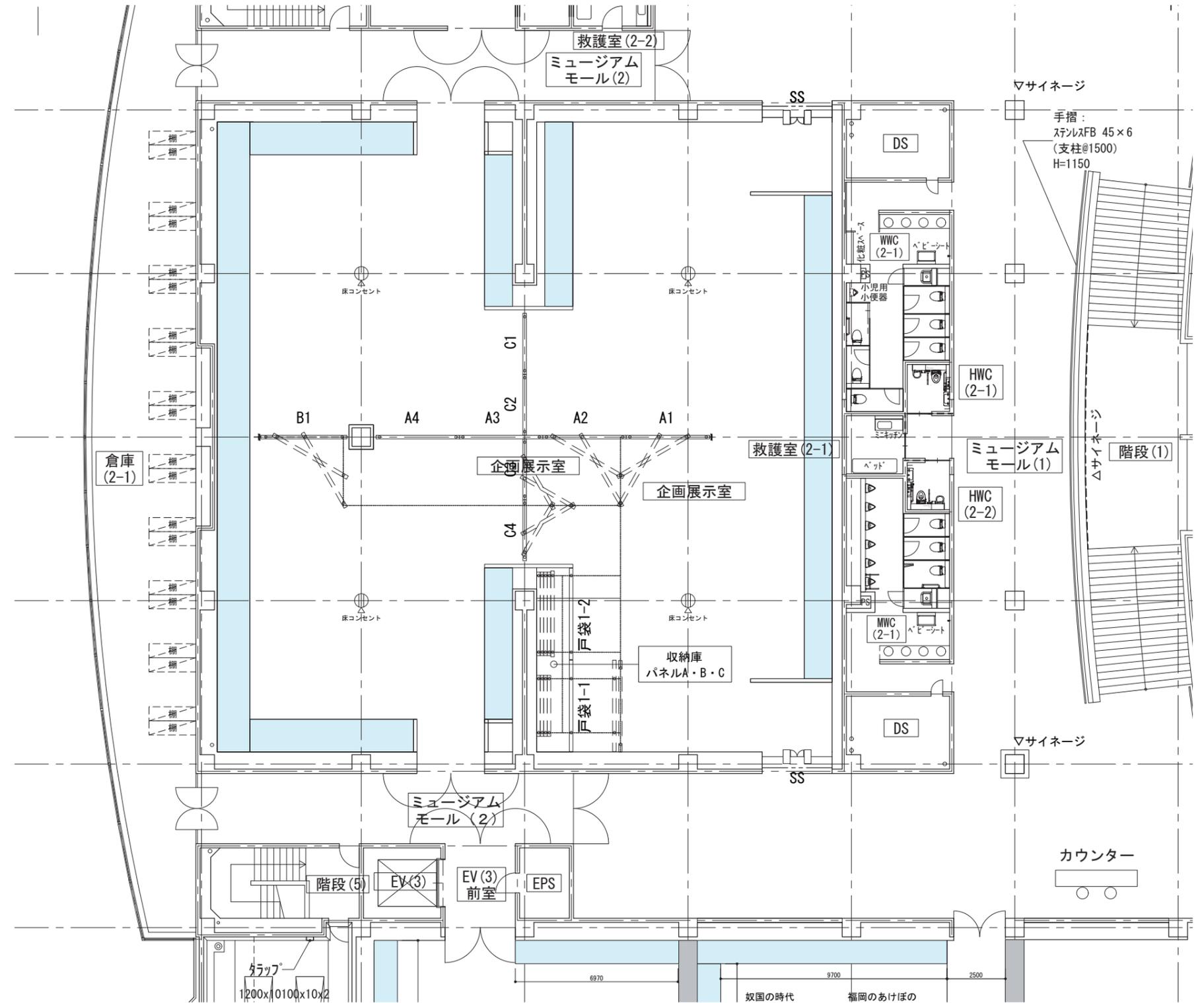
企画展示室※諸室諸元表より

(整備概要)

- ・現状の位置を維持。
- ・展示室への間口を広げ、複数の展示室で構成する。
- ・可動間仕切りを設置し、汎用性の高い展示空間を整備する。
- ・文化財の水損を考慮し、ガス系の消火設備を設置する。
- ・資料や文化財の保護機能、展示効果が高い壁面ケースを整備する。
- ・展示に必要な照明設備を整備する。展示照明は汎用性が高いものとする。
- ・展示に必要な電源設備を整備する。(適宜床コンセント等を整備)
- ・資料の運搬に適し、清掃の行いやすい床材に改修する。
- ・チケットカウンターは適切な配置を検討する。

(活動内容)

- ・所蔵資料や地域の文化財を紹介する展示を行う。
- ・各学芸員が企画する展示を定期的に入れ替えて運用する。
- ・他施設、他機関等と連携した展示の開催も検討する。



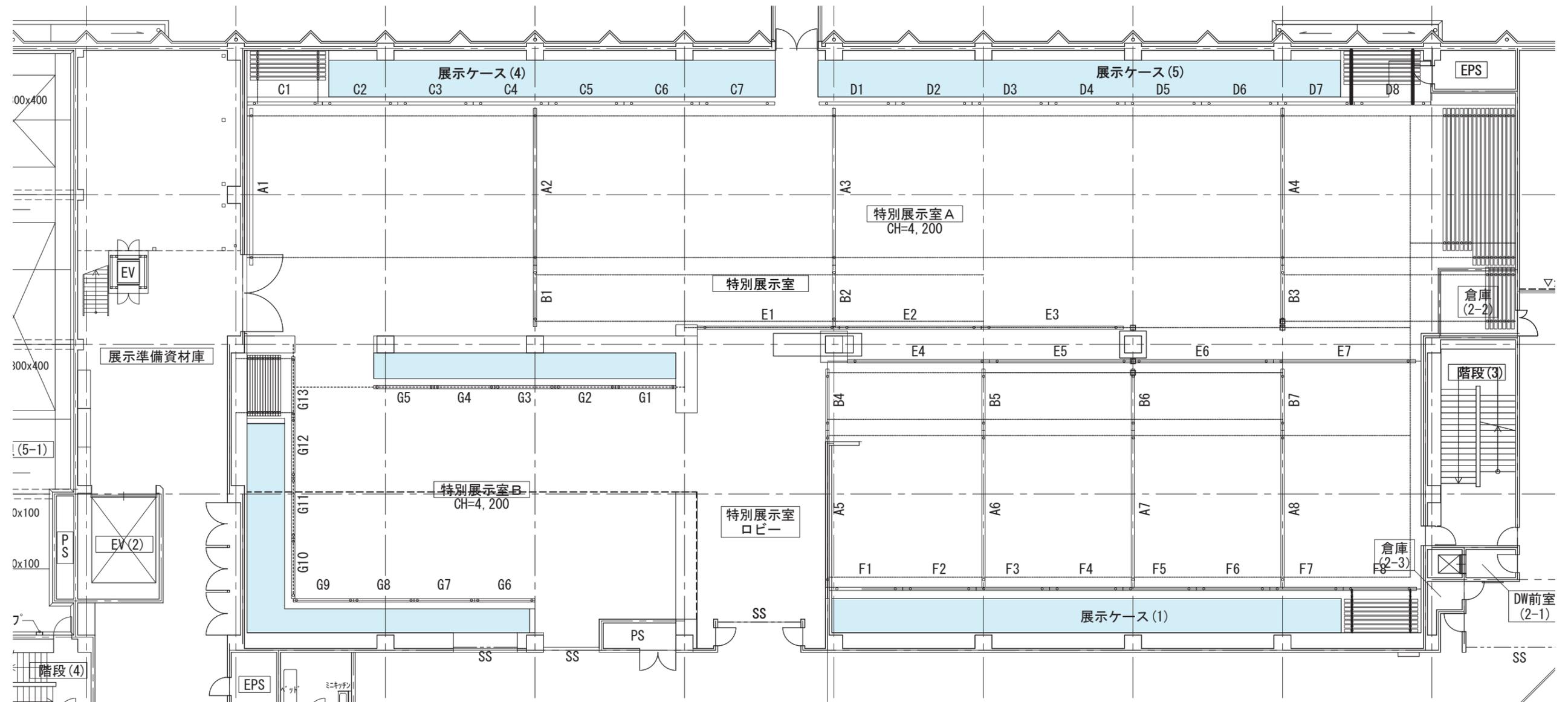
特別展示室※諸室諸元表より

(整備概要)

- ・現状の位置、規模を維持。
- ・新規で可動壁を整備する。(防火区画の検証が必要)
- ・出入口を両側に2箇所にする。
- ・文化財の水損を考慮し、ガス系の消火設備を設置する。
- ・資料や文化財の保護機能、展示効果が高い壁面ケースを整備する。
- ・展示に必要な照明設備を整備する。展示照明は汎用性が高いものとし、リモート調光が可能なものを導入する。
- ・展示に必要な電源設備を整備する。
- ・資料の運搬に適した、清掃の行いやすい床材に改修する。
- ・チケットカウンターは適切な配置を検討する。
- ・倉庫(9)は削除し、特別展示室の一部とする。

(活動内容)

- ・第三者の利用に供し、あるいは市が使用し、世界・日本の多様な文化遺産を紹介する展示を行う。





特定天井を膜天井に改修することで法適合化を図り
安全性を確保する。

・トイレの間口を広くしてバリアフリートイレを誰
でも利用しやすくする。
・「認知症の人にもやさしいデザイン」に適合させる。

サインージにより2階の展示室に
来館者を誘導する。

(エントランスから北側を見る)



体験学習室 1 の腰壁を撤去することで視認性と流動性を高める。

建具を撤去して解放された状態のロッカールームとする。

空調レタン用の穴あき加工された床材は人が安全に出入りできるよう改修する。

総合案内は来館者の荷物を預かる場合があるためロッカー室の近くに設け、グランドホールから見つけやすい位置とする。

(エントランスから東側を見る)

G

A

S

E

M

O

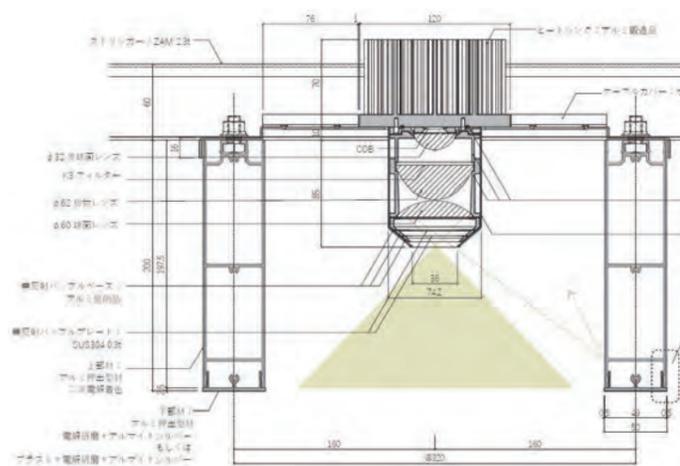
セミナー室（1）は壁を撤去し、ガラス張りの設えとすることで
グランドホールからの視認性が高まり博物館内に賑わいが生まれる。



（エントランスから西側を見る）

ミュージアムショップは既存の規模を維持し、
木製什器を撤去・更新しリニューアルを行う。

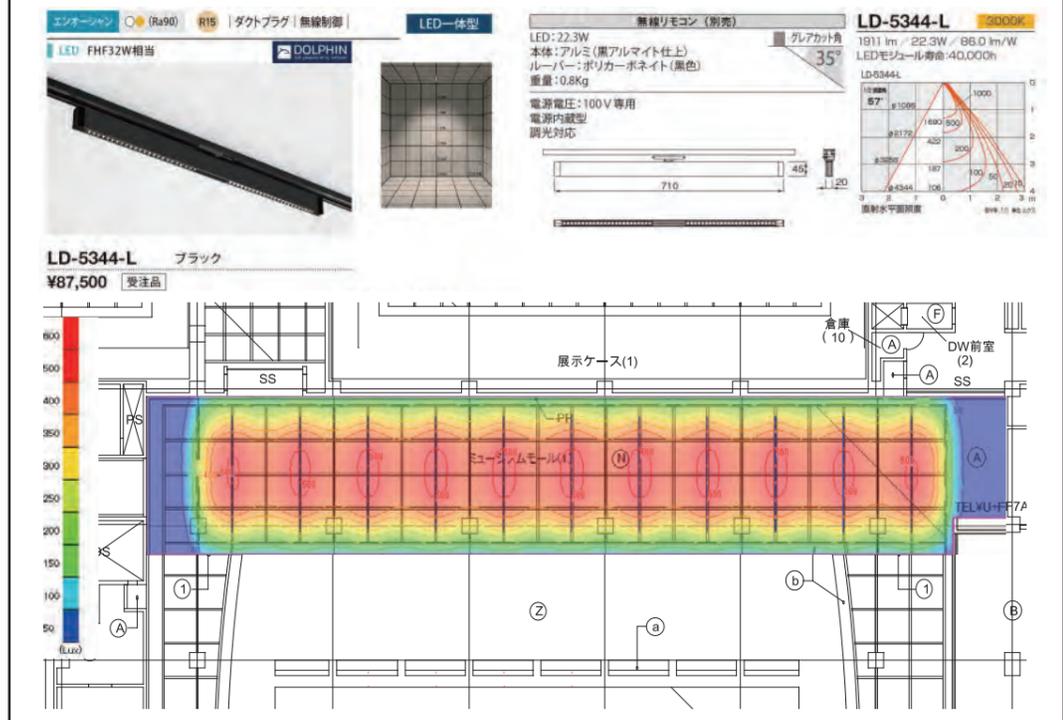
天井は既存のスチールメッシュを撤去し、アルミ製ルーバーとする。
間に約 3500mm ピッチでライティングレールを設けて展示内容に合わせた柔軟な照明計画ができるようにする。また、ルーバー上部もライン照明で照らすことで、全体を明るく照らすよう計画する。



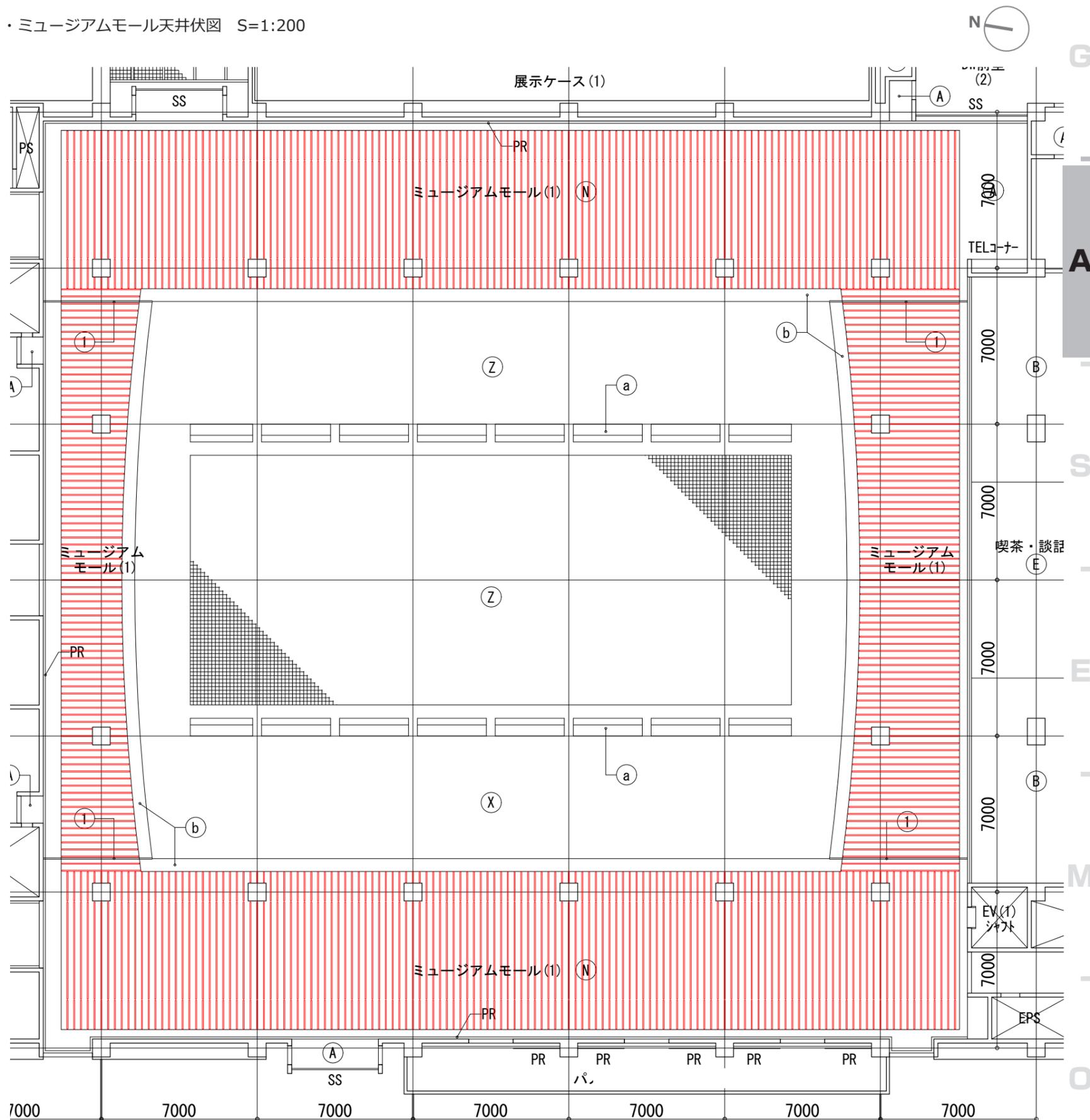
例：全薬工業 研究開発センター

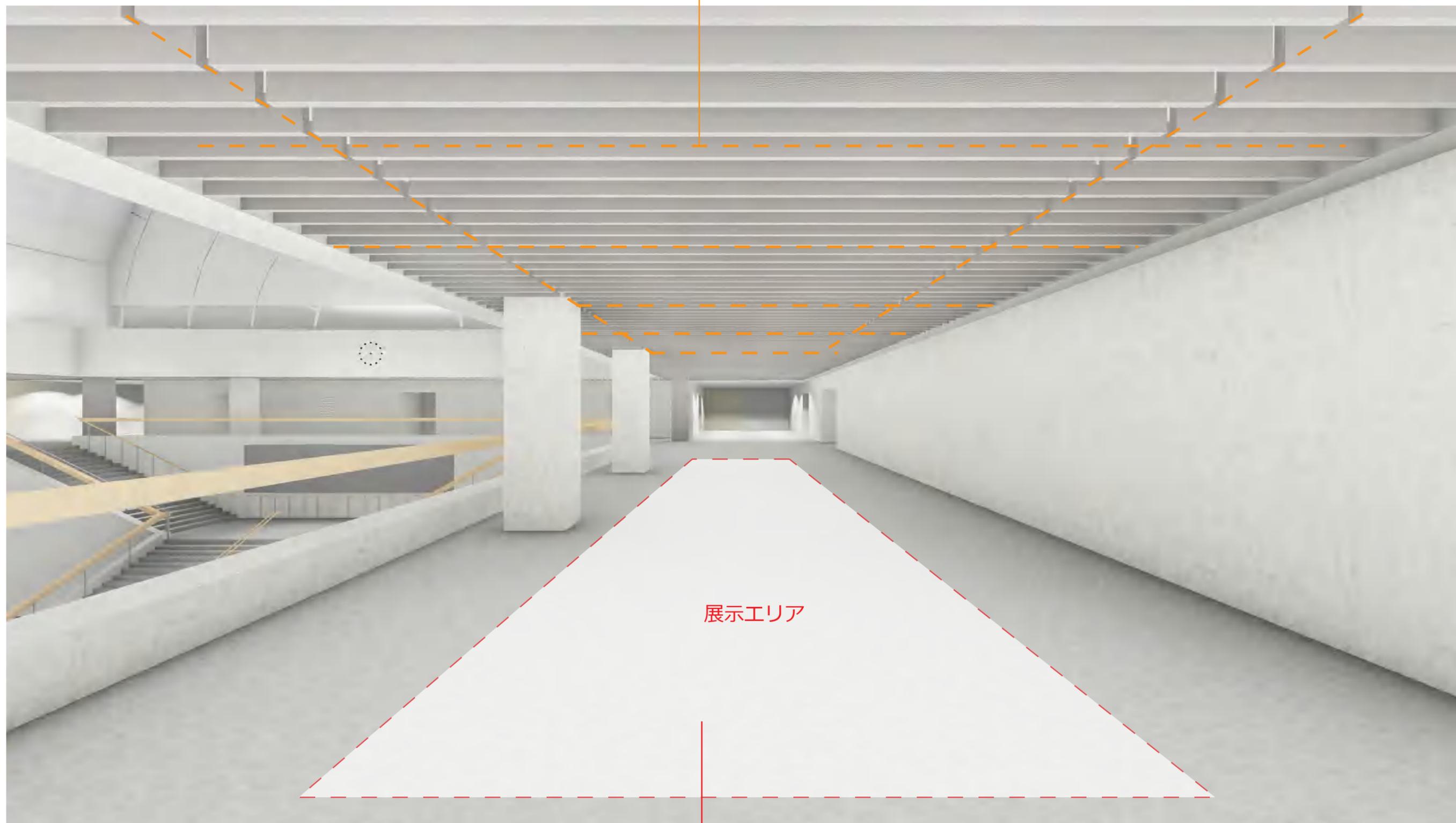


・照度分布図 (検討中)



・ミュージアムモール天井伏図 S=1:200





ライティングレール設置位置

展示エリア

(ミュージアムモール南東部分から北側を見る)

従来通りのロビー空間としての機能に加え、市民の交流を促すような展示を行う空間とする。

G
A
S
E
M
O



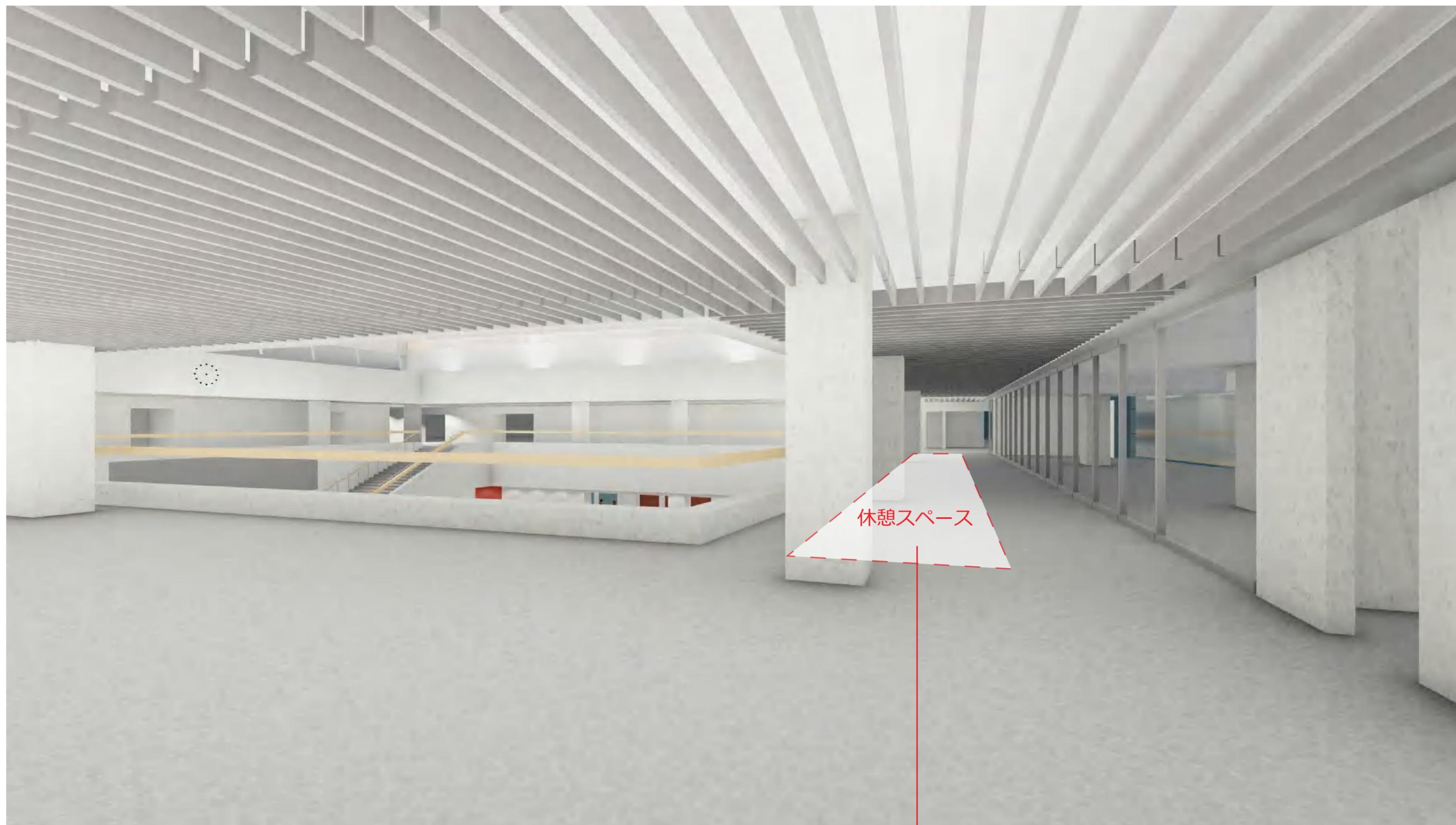
展示エリア

天井は既存のスチールメッシュを撤去し、アルミ製ルーバーとする。

※既存手摺 強度要検討

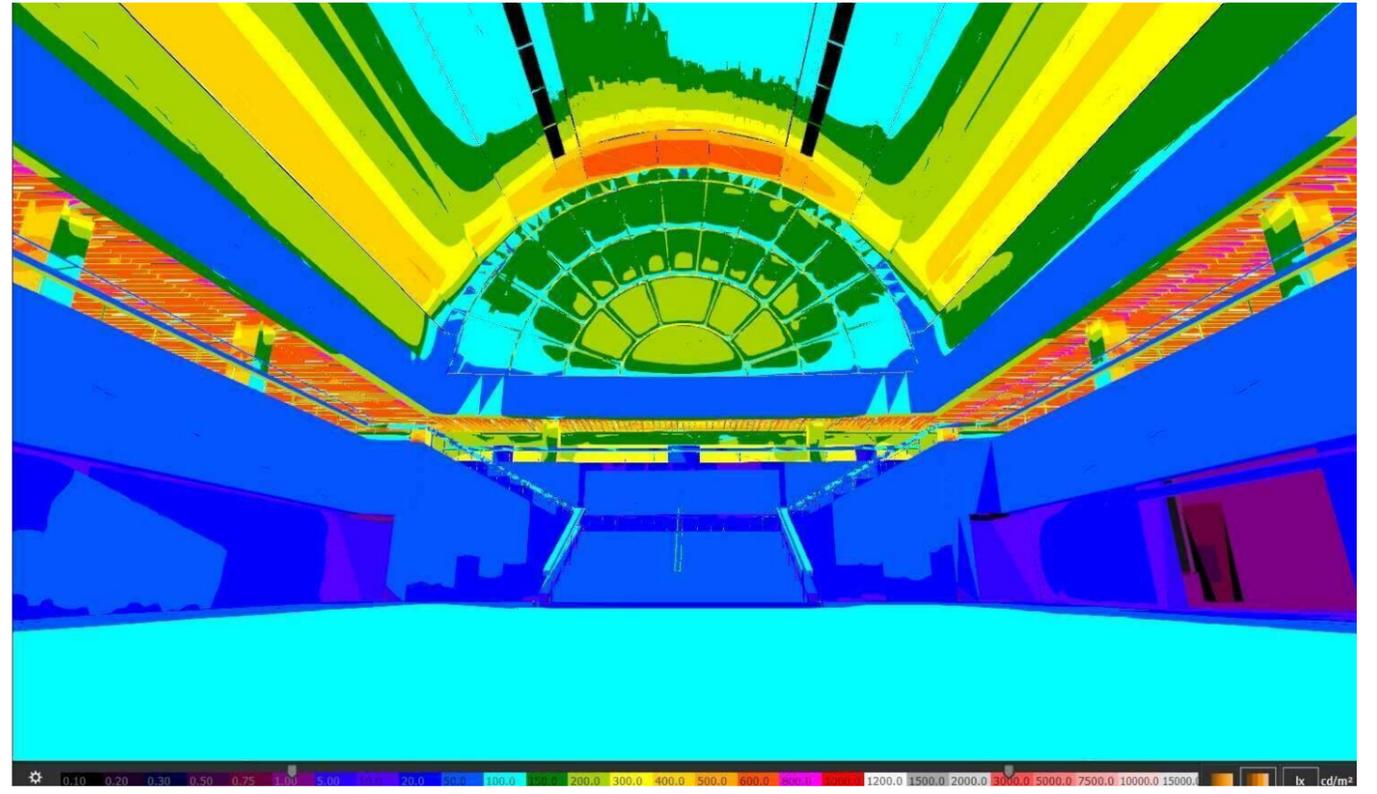
(特別展示室入口付近から南西側を見る)

サイネージにより企画展、特別展の案内を行う。



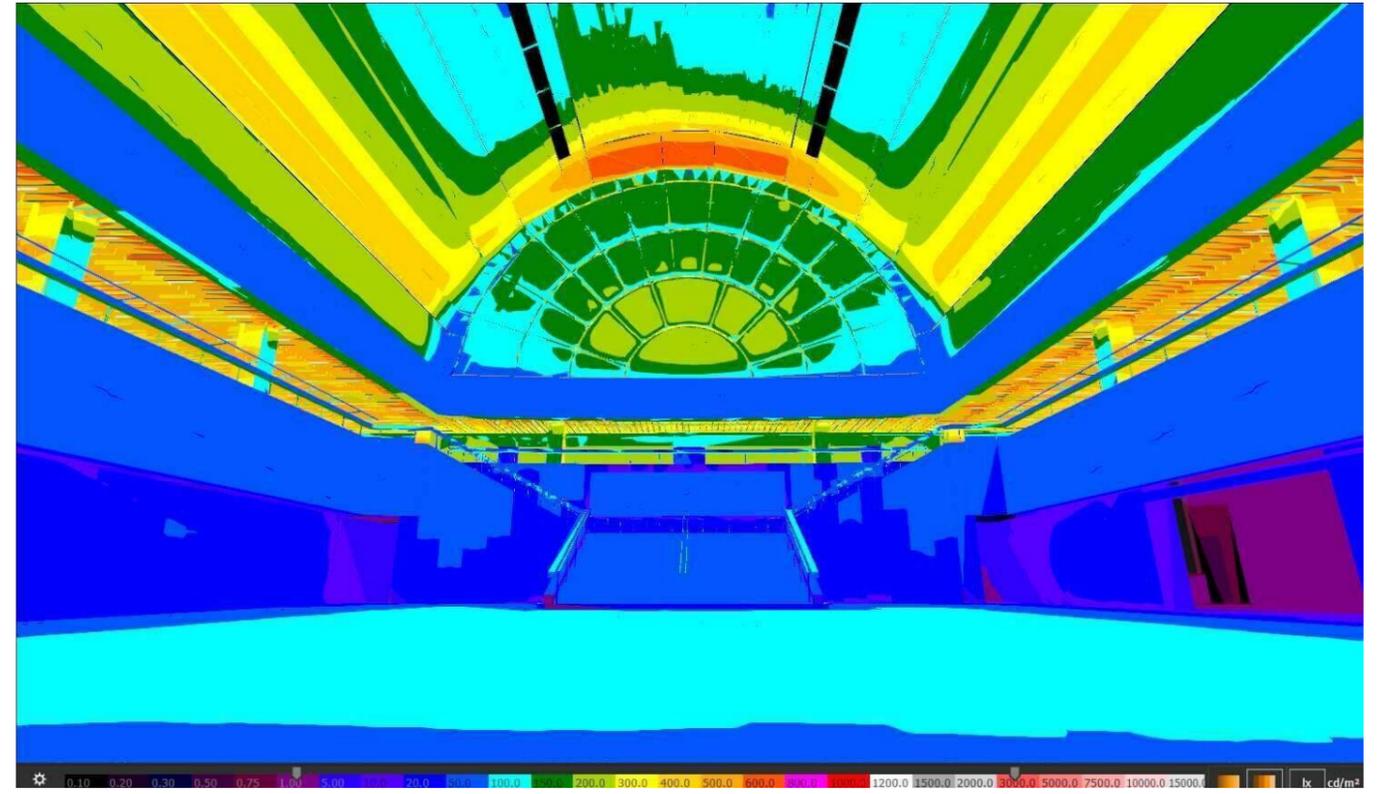
(ミュージアムモール南西部分から東側を見る)

従来通りソファなどを設置し、来館者がくつろげるような空間とする。



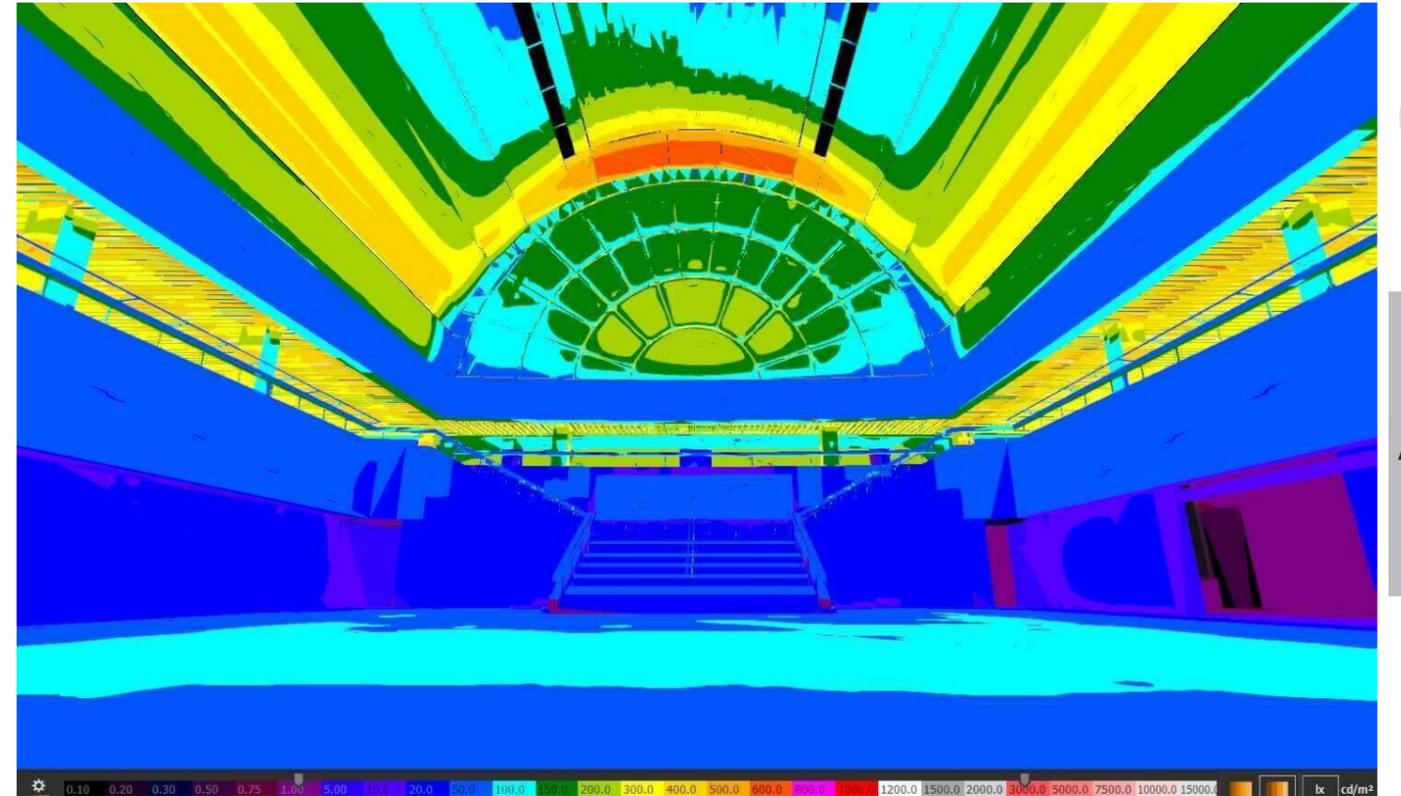
照明色温度：4200K 調光：100%点灯

G
A
S
E
M
O

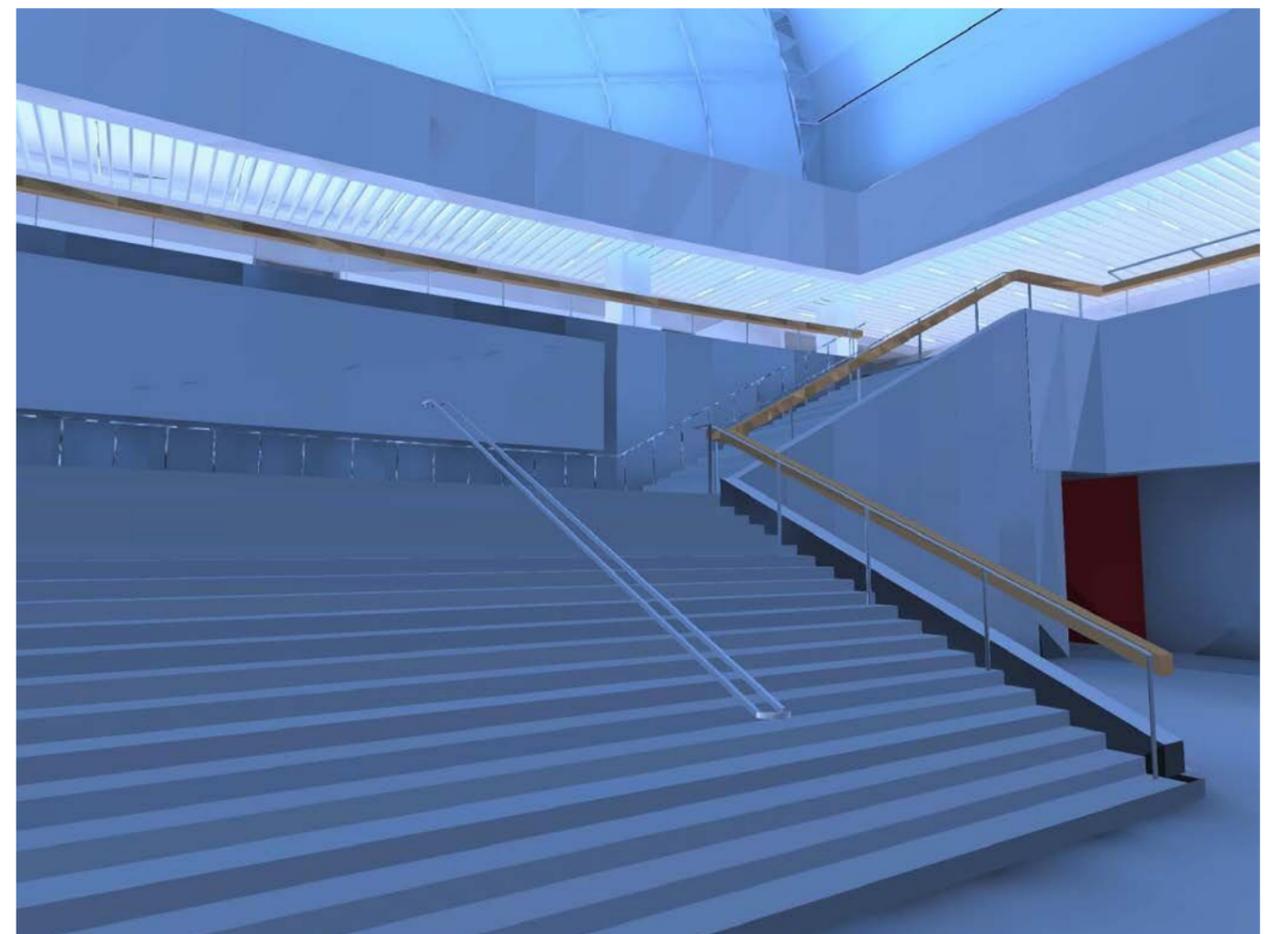
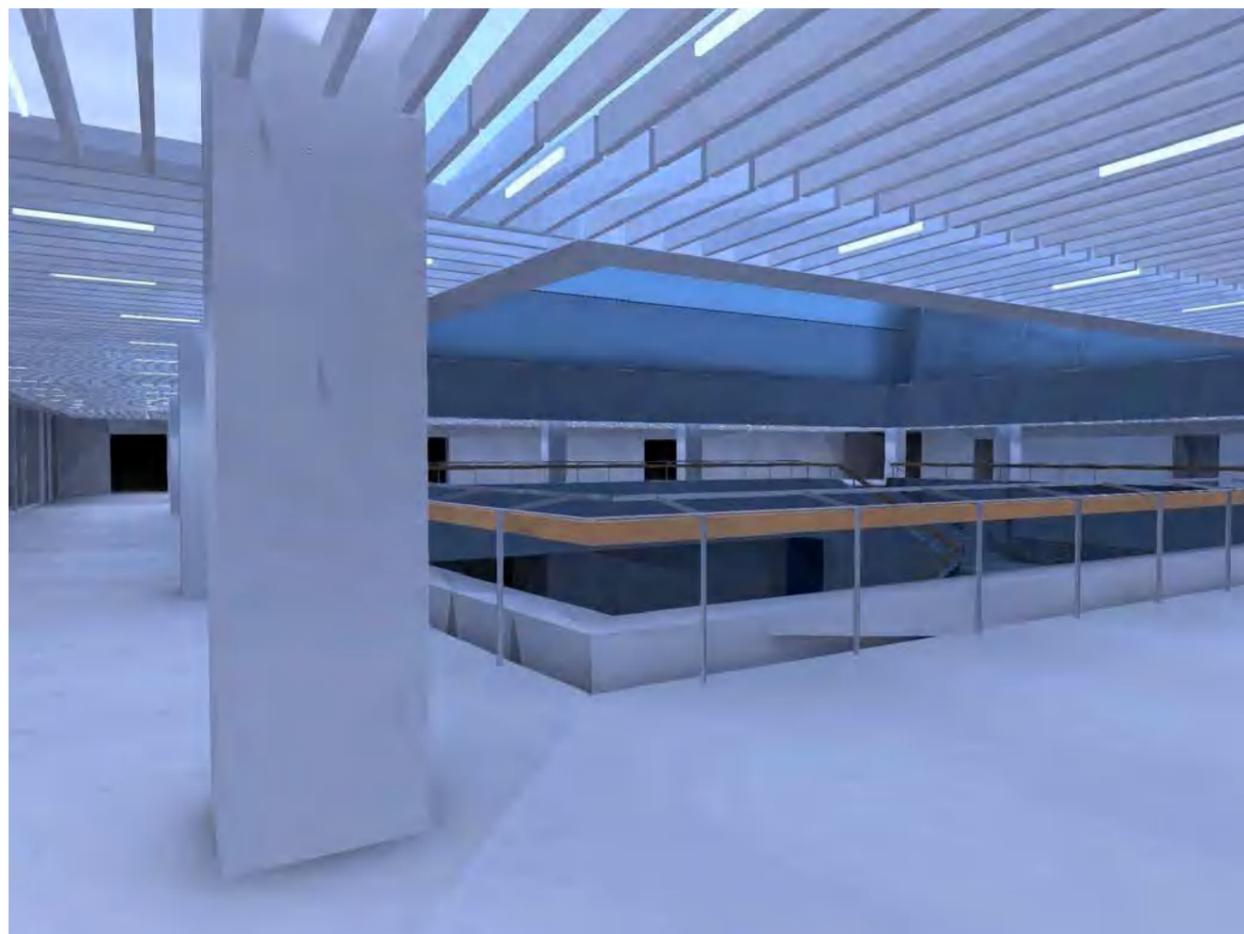
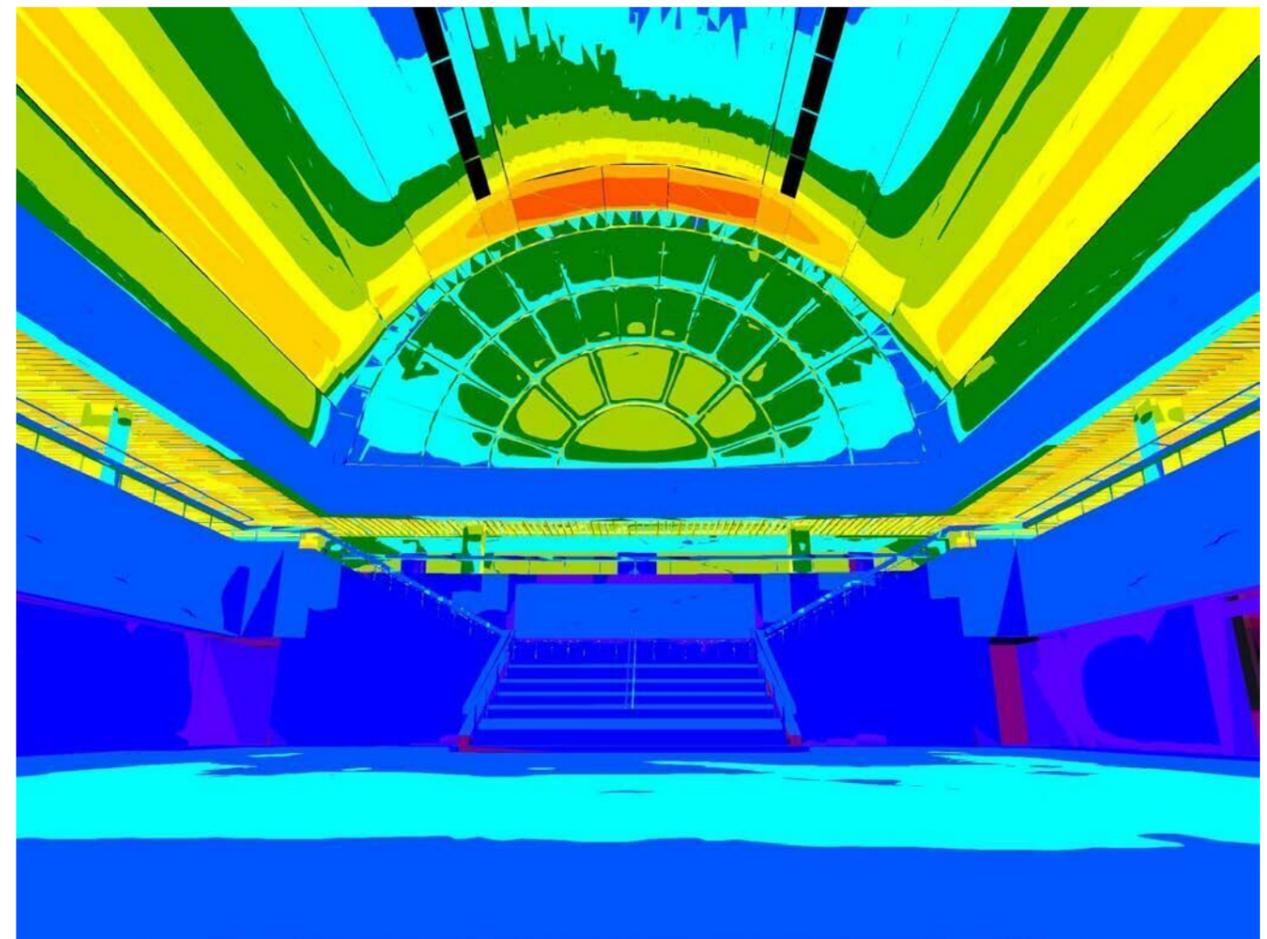


照明色温度：4200K 調光：70%点灯

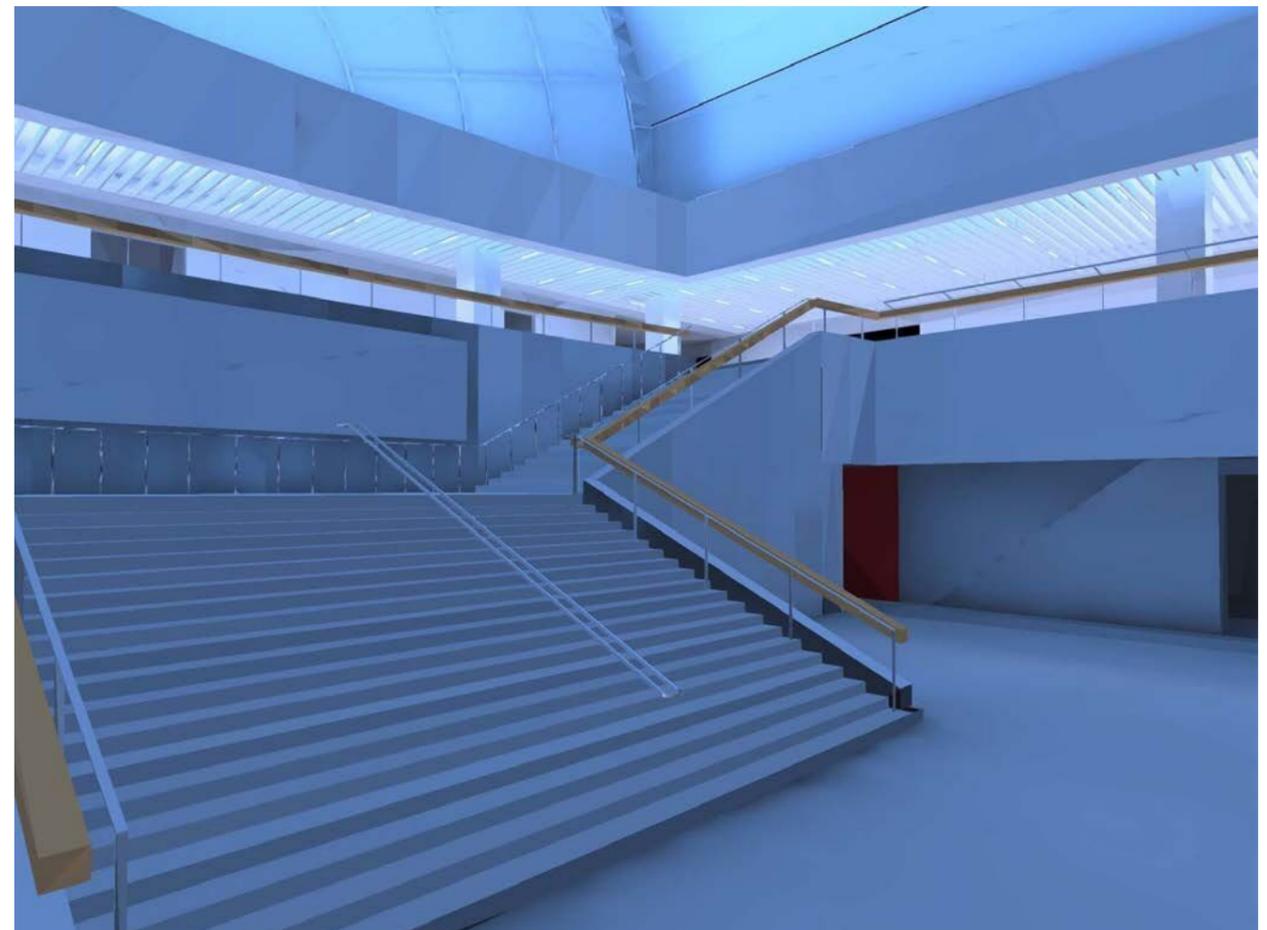
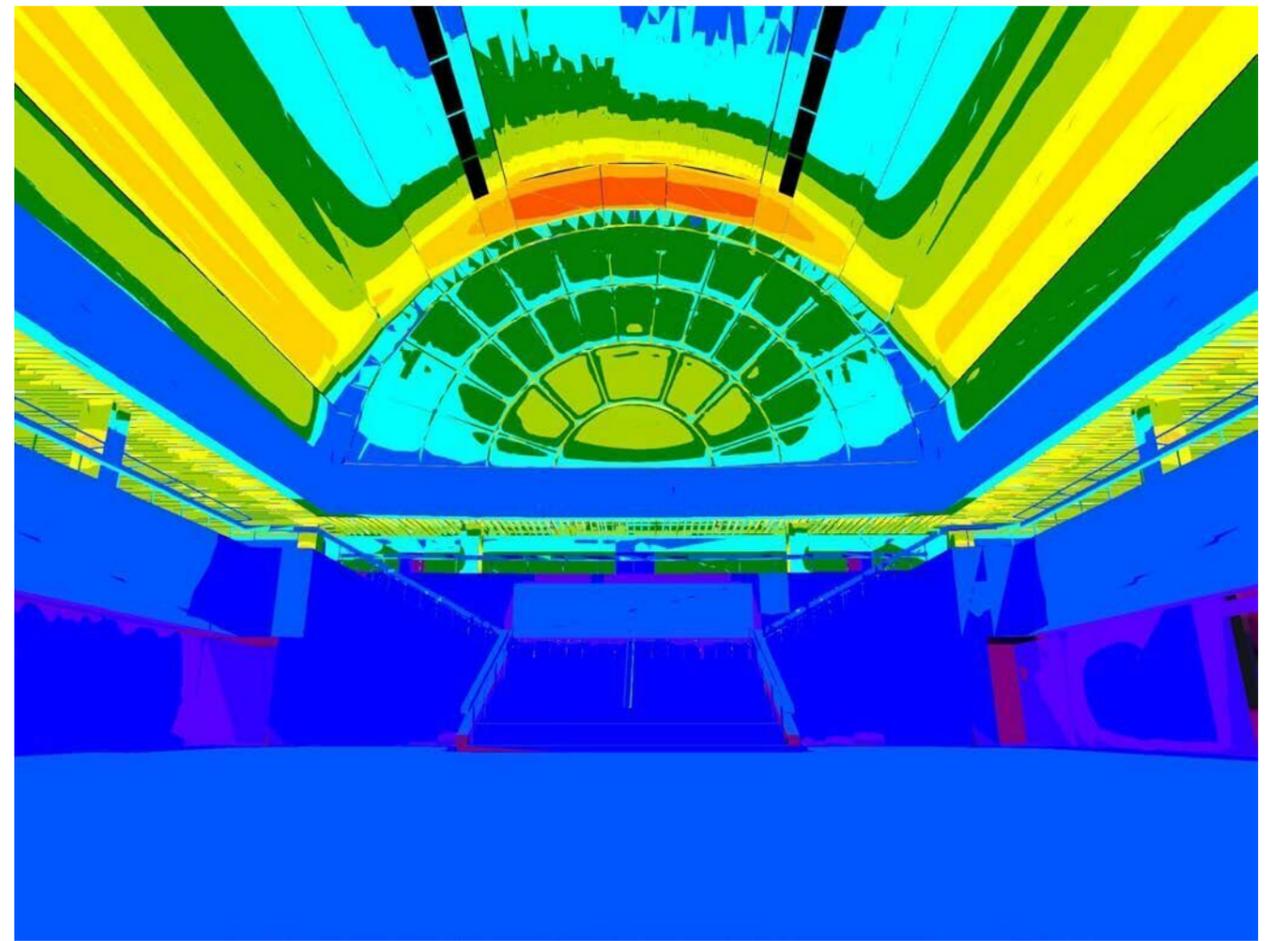
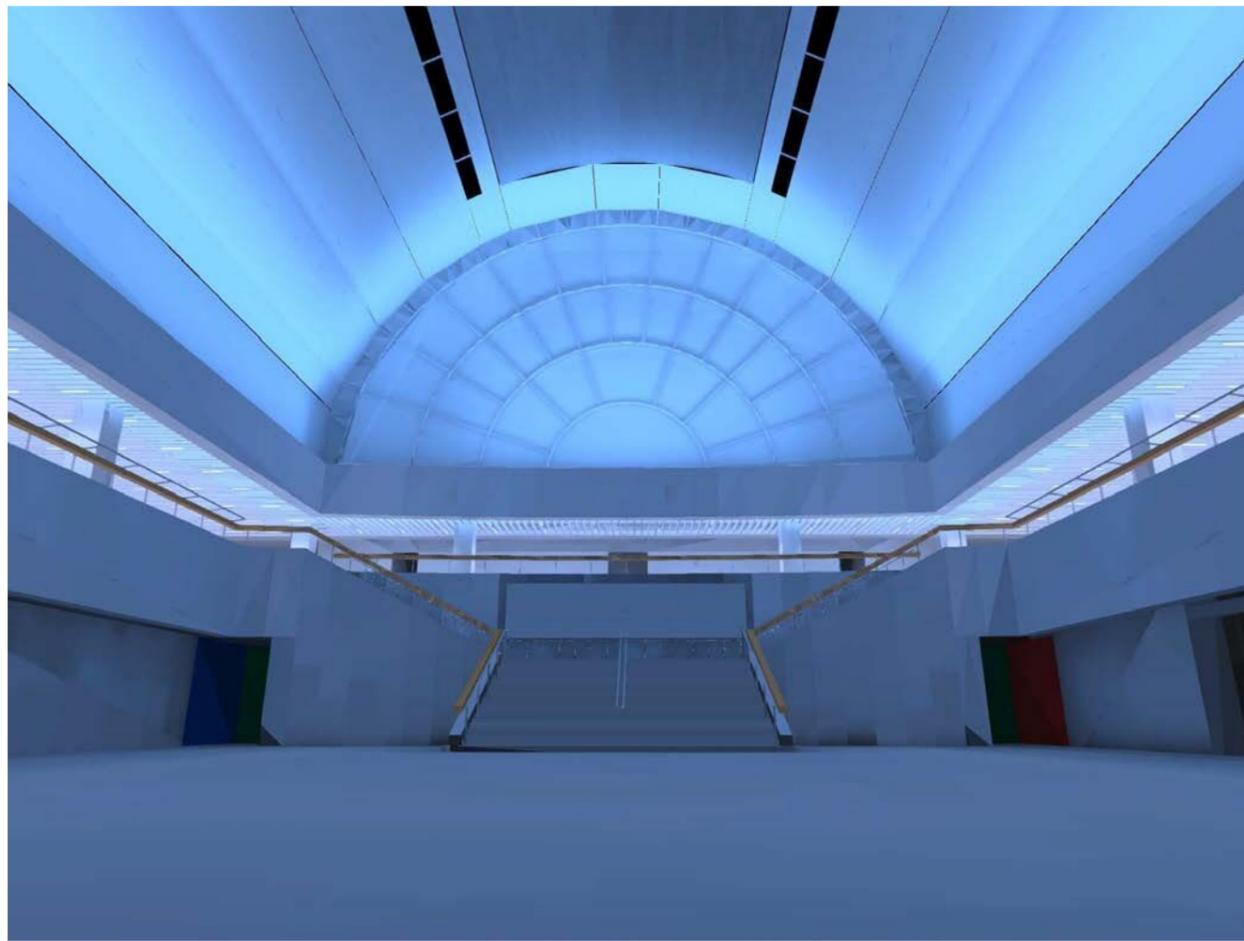
G
A
S
E
M
O



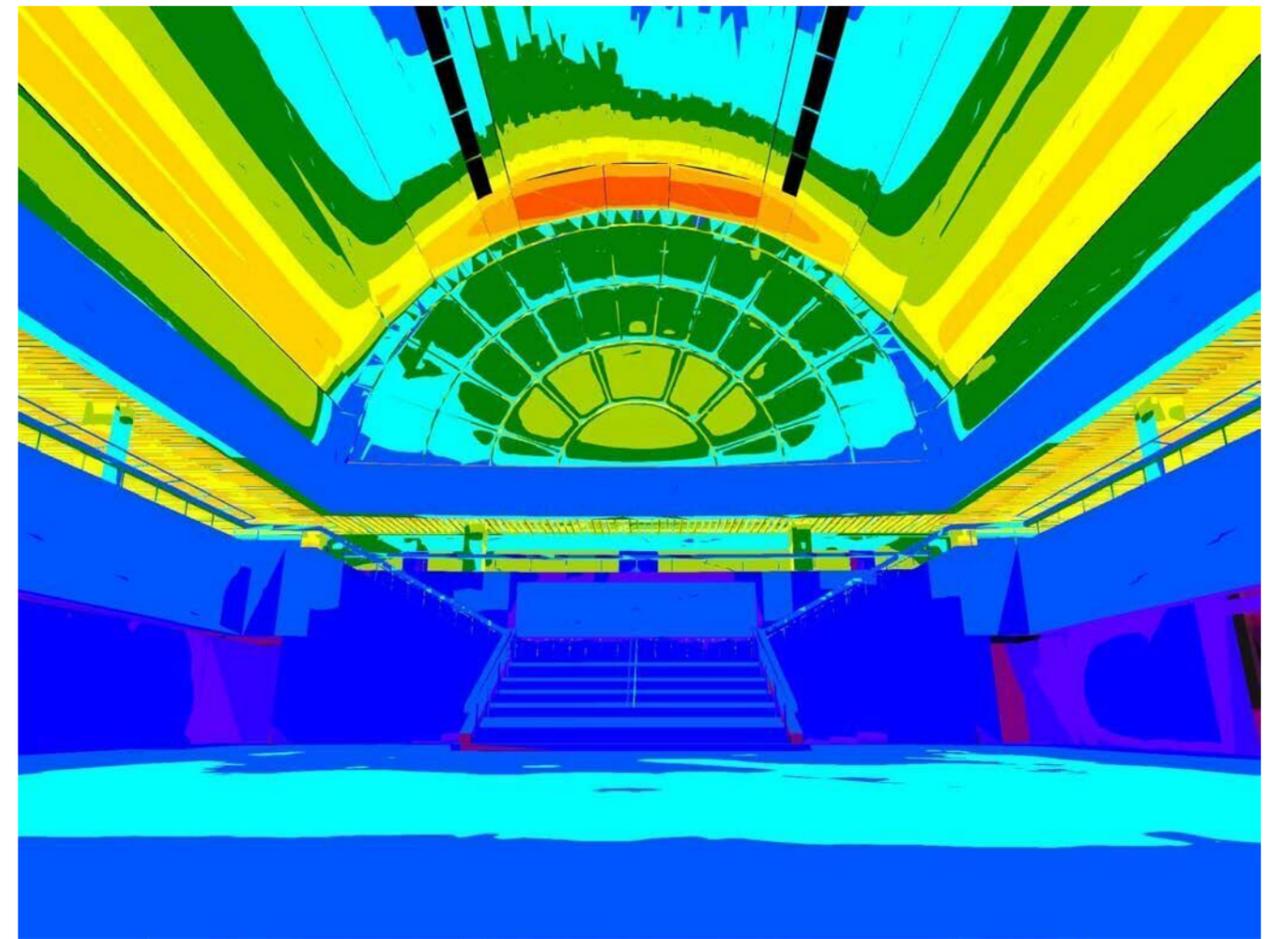
照明色温度：4200K 調光：50%点灯



照明色：青空の色 調光：50%点灯



照明色：青空の色 調光：30%点灯



照明色：夕日の色 調光：50%点灯

G

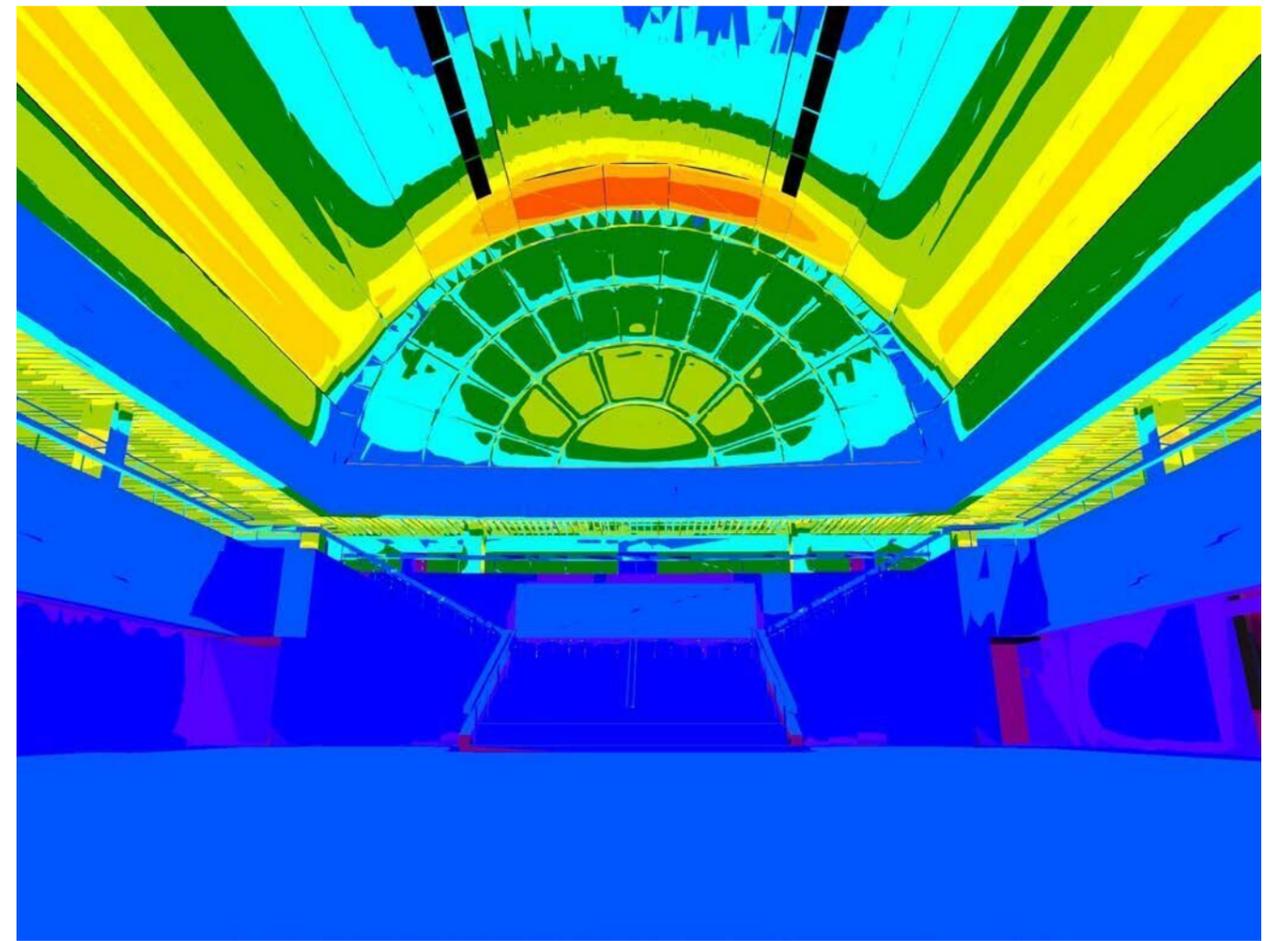
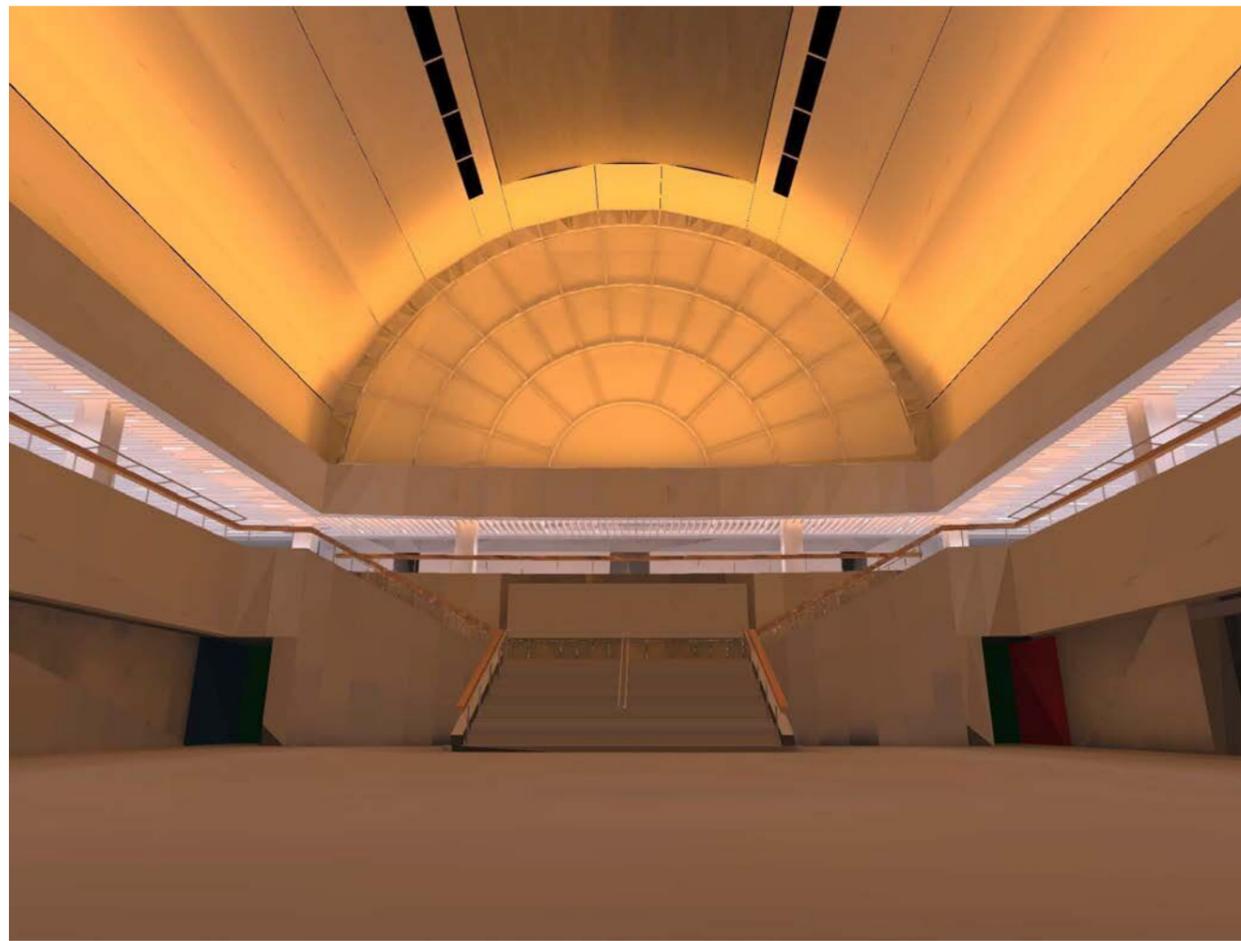
A

S

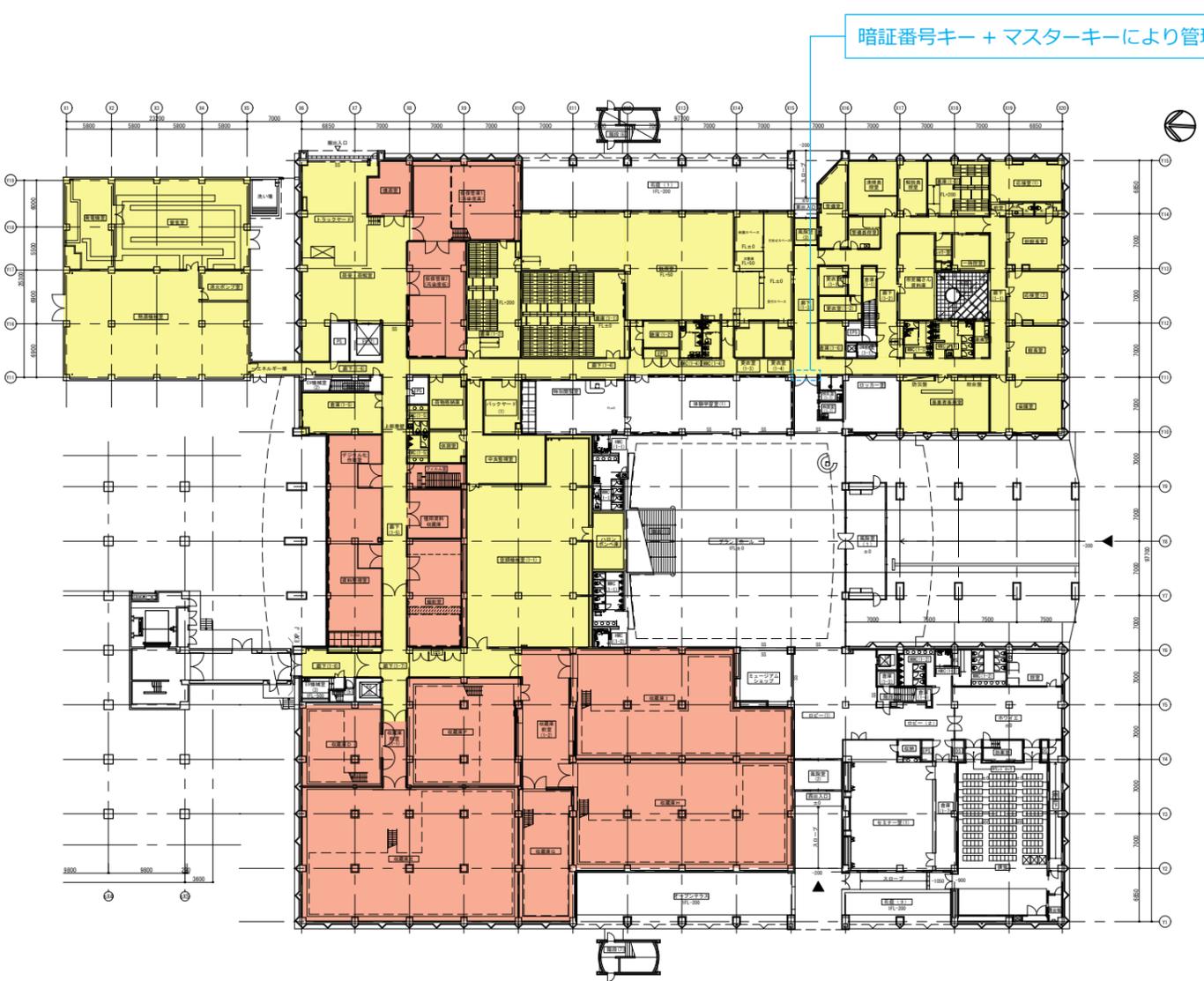
E

M

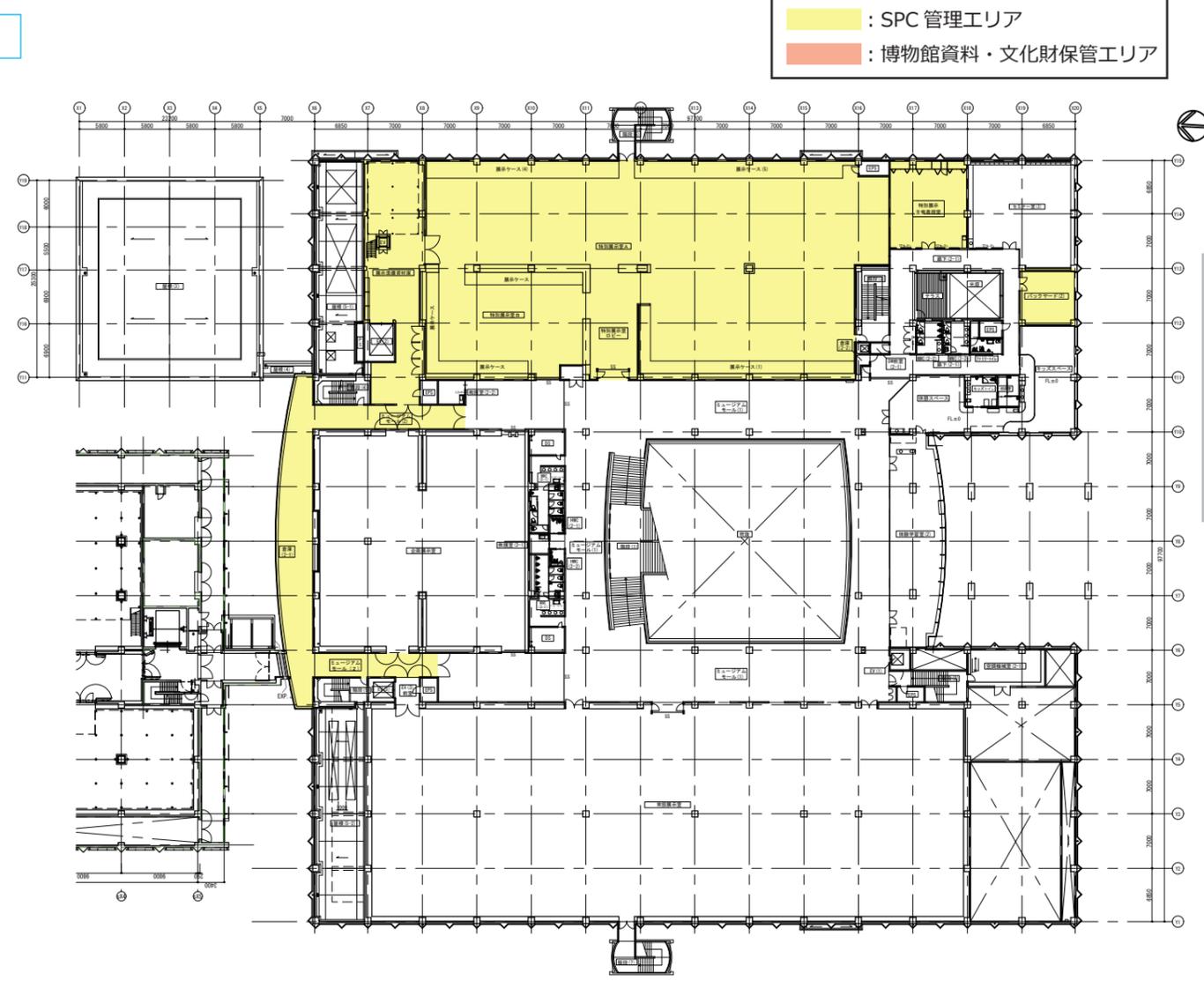
O



照明色：夕日の色 調光：30%点灯



1階平面図 S=1/800



2階平面図 S=1/800

(1) セキュリティレベルについて

- リニューアル後の諸室を求められるセキュリティレベルで分けると下記の3つに分けられる

セキュリティレベル 低 → セキュリティレベル 高

オープンスペース	オープンスペース 利用時以外施設	バックヤード：博物館のみが使用するところもあるが、管理はSPC (使用者：博物館 + SPC)	バックヤード 資料の保管にかかわる
グランドホール ミュージアムショップ 体験学習室 (1) ミュージアムモール 体験学習室 (2) キッズスペース 企画展示室 常設展示室	セミナー室 (1) 講堂 一時控室 特別閲覧室 セミナー室 (2) 救護室 2-2	応接室 (1)(2) 総館長室 館長室 体験学習 (1) の B Y バックヤード廊下等 会議室 トラックヤード 体験学習室 (2) の B Y 特別展資材庫 特別展示室	SPC 執務室 警備室ほか 更衣室 1-1・1-2 倉庫 1-1・1-5 解説員控室 清掃員控室 特展主催者控室

A. 来館者に開放するオープンスペース

B. SPC が管理するバックヤード

C. 博物館資料・文化財が
保管されるバックヤード

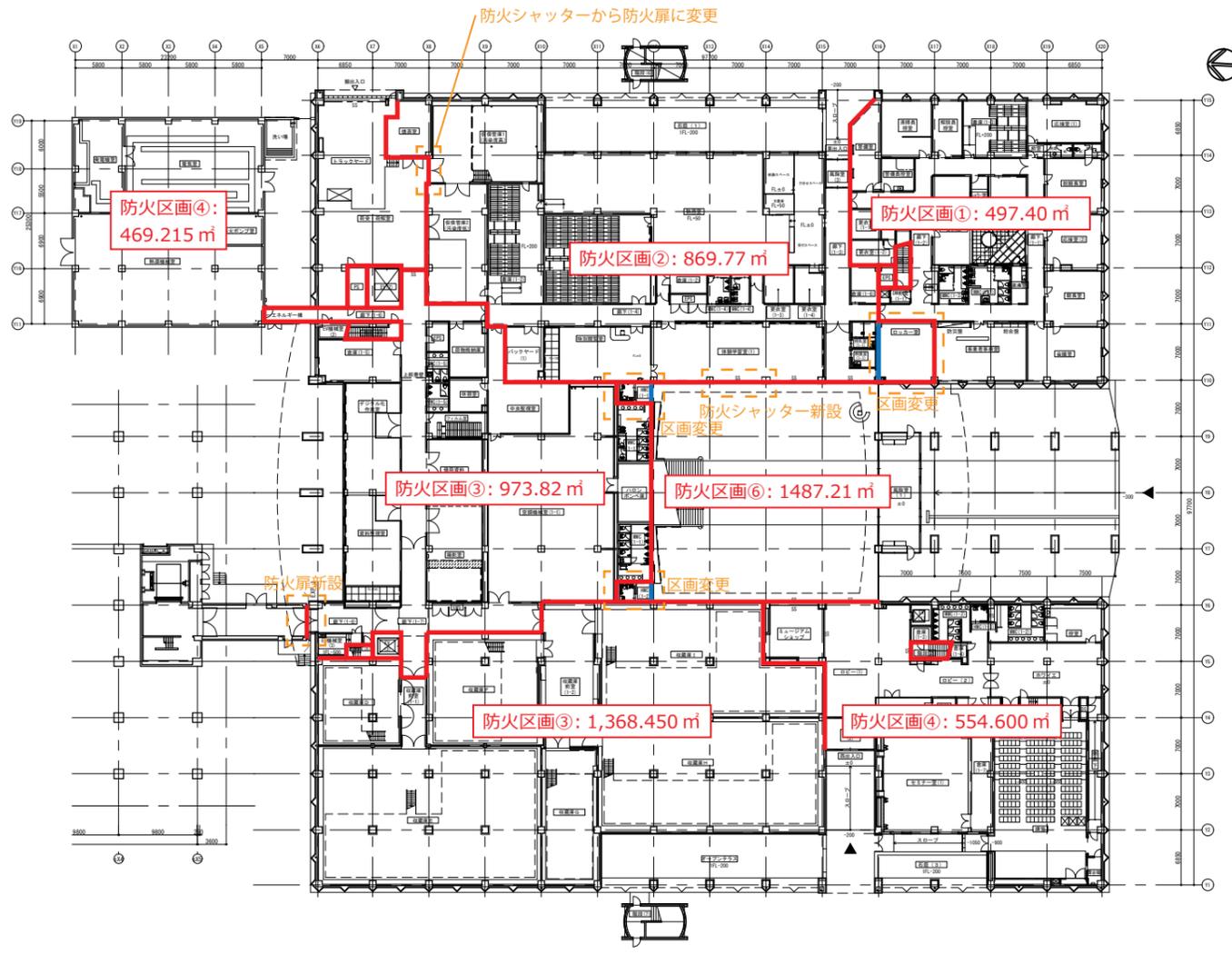
(2) 鍵について

- エリアごとの廊下等に鍵が必要なゲート等は設けないが、廊下 (1-3) 西側の両開き扉については暗証番号キー + マスターキーにより管理する。

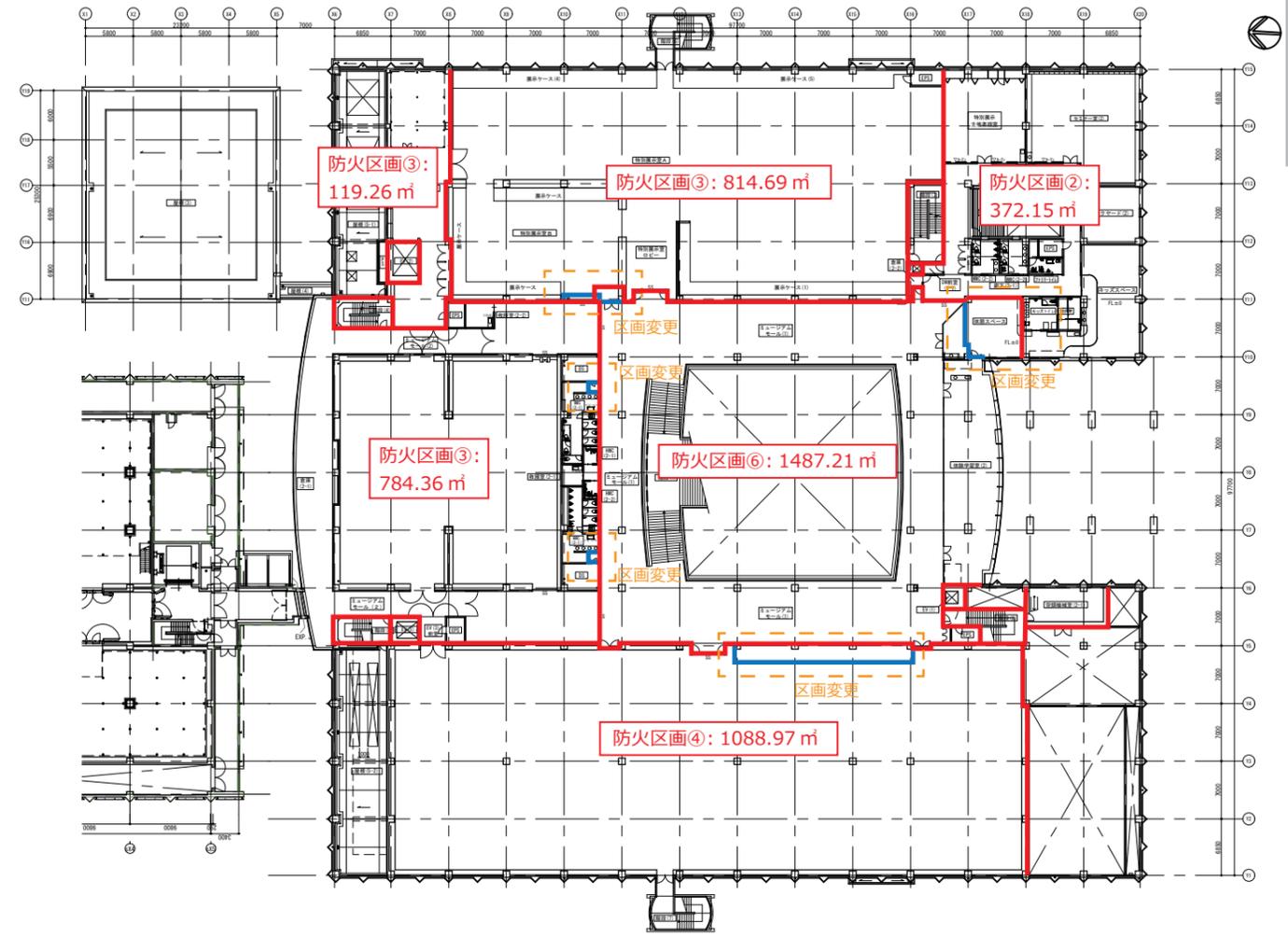
●諸室の鍵の考え方

セキュリティレベルによるエリア	鍵の種類	鍵の管理者
博物館資料・文化財が保管されるバックヤード	諸室の鍵 + マスターキー ※鍵は中央監視室で管理する	市のみが管理
上記以外のバックヤードおよびオープンスペース	諸室の鍵 + マスターキー	SPC が管理

■ 防火区画について



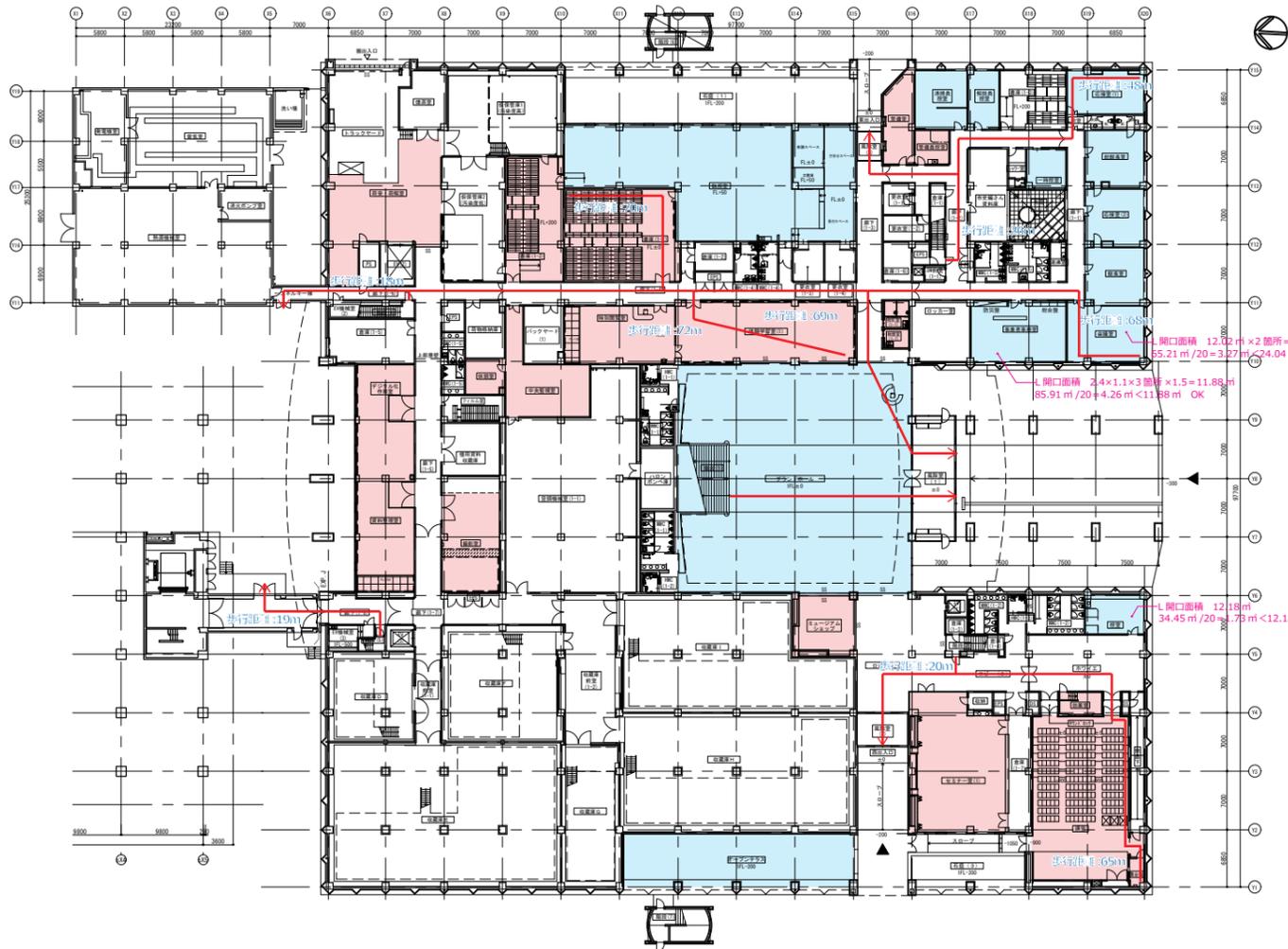
1階平面図 S=1/800



2階平面図 S=1/800

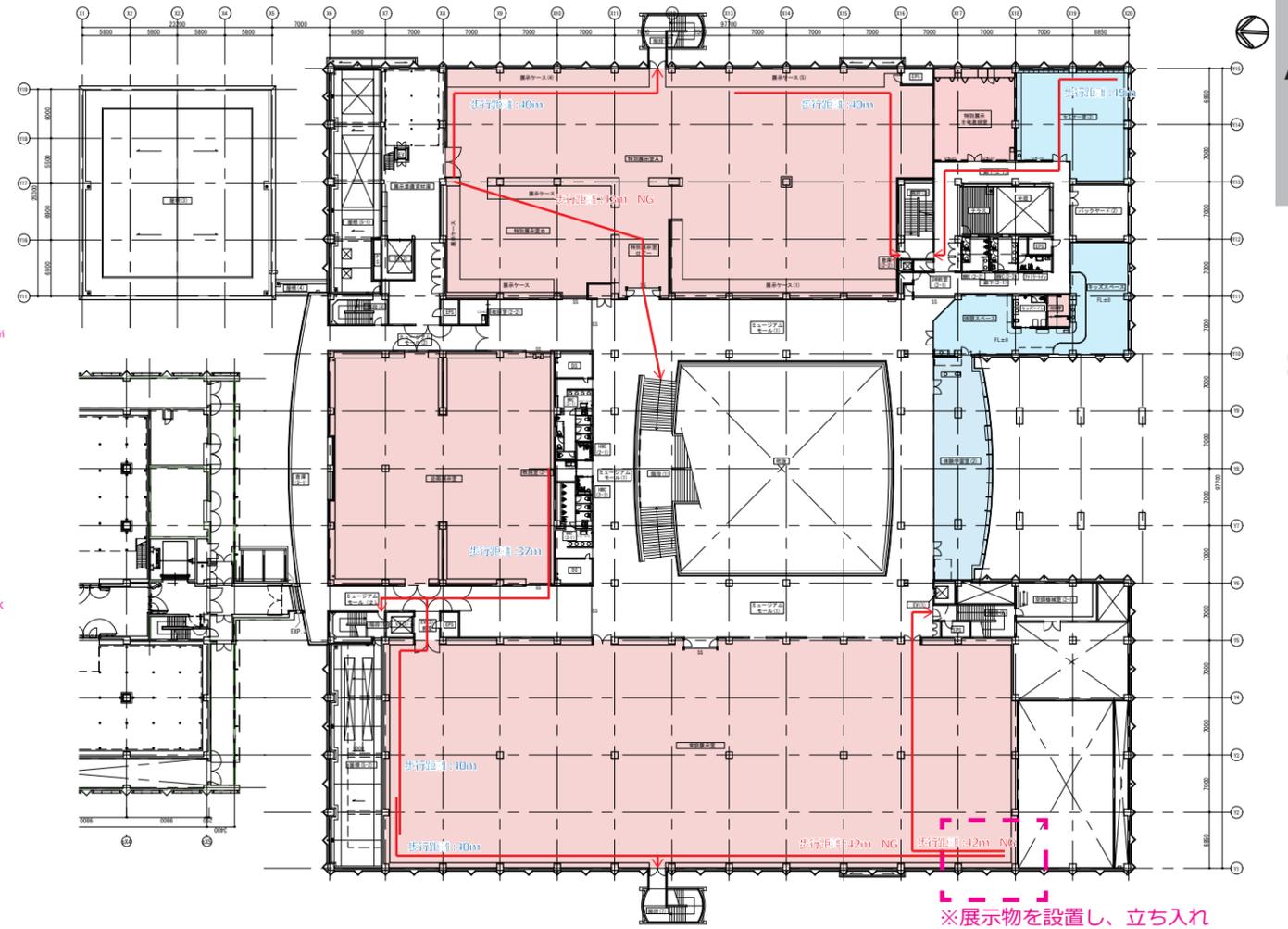
- : 防火区画 (改修後)
- : 防火区画 (改修前)

■避難経路について



1階平面図 S=1/800

直通階段から出口までの歩行距離
 採光居室 : 50m+(10m)
 採光無窓居室 : 30m+(10m)
 居室から出口までの歩行距離
 採光居室 : (50m+(10m))×2
 採光無窓居室 : (30m+(10m))×2



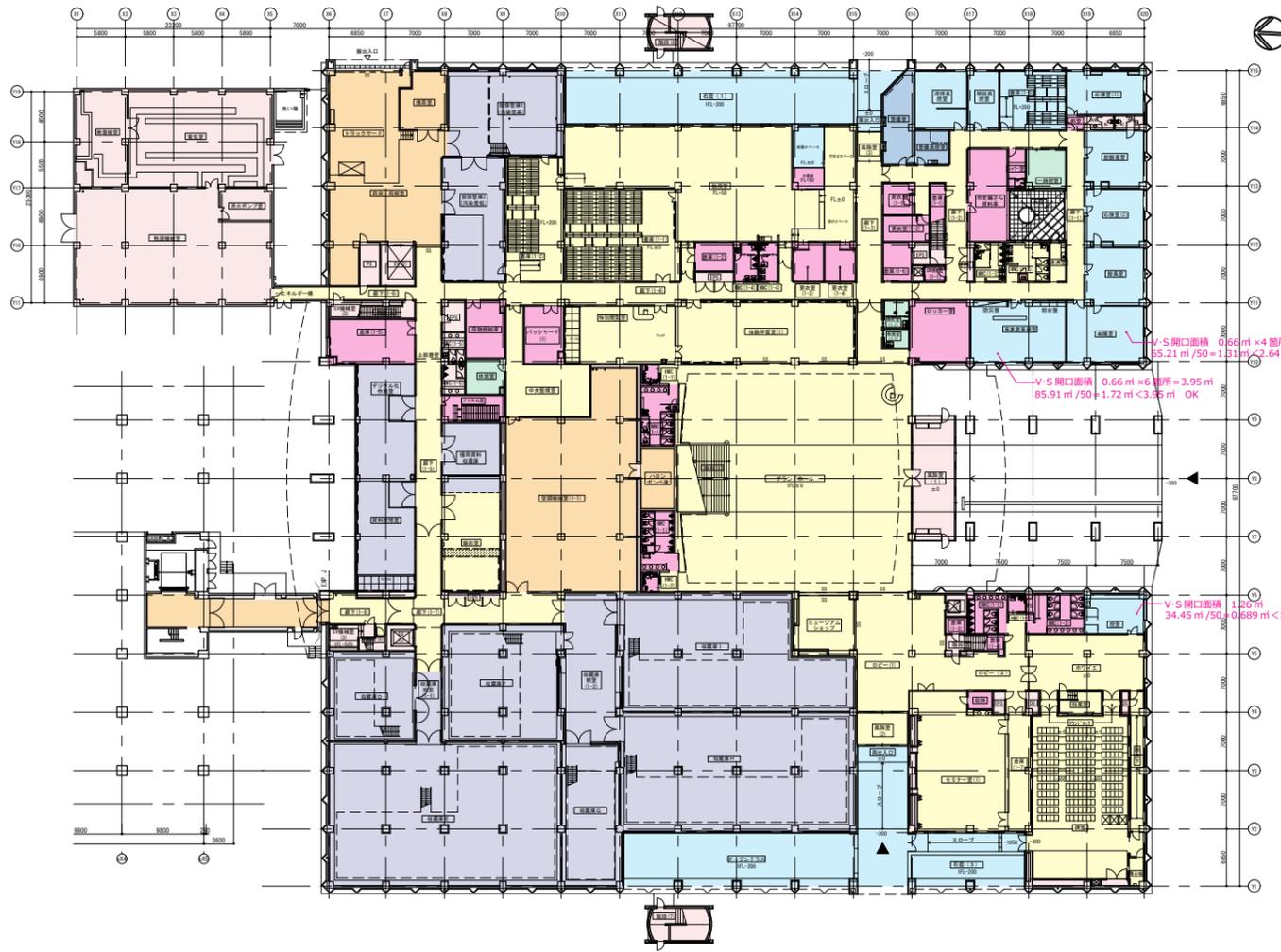
2階平面図 S=1/800

直通階段までの歩行距離
 採光居室 : 50m+(10m)
 採光無窓居室 : 30m+(10m)
 重複距離
 採光居室 : 25m+(5m)
 採光無窓居室 : 15m+(5m)

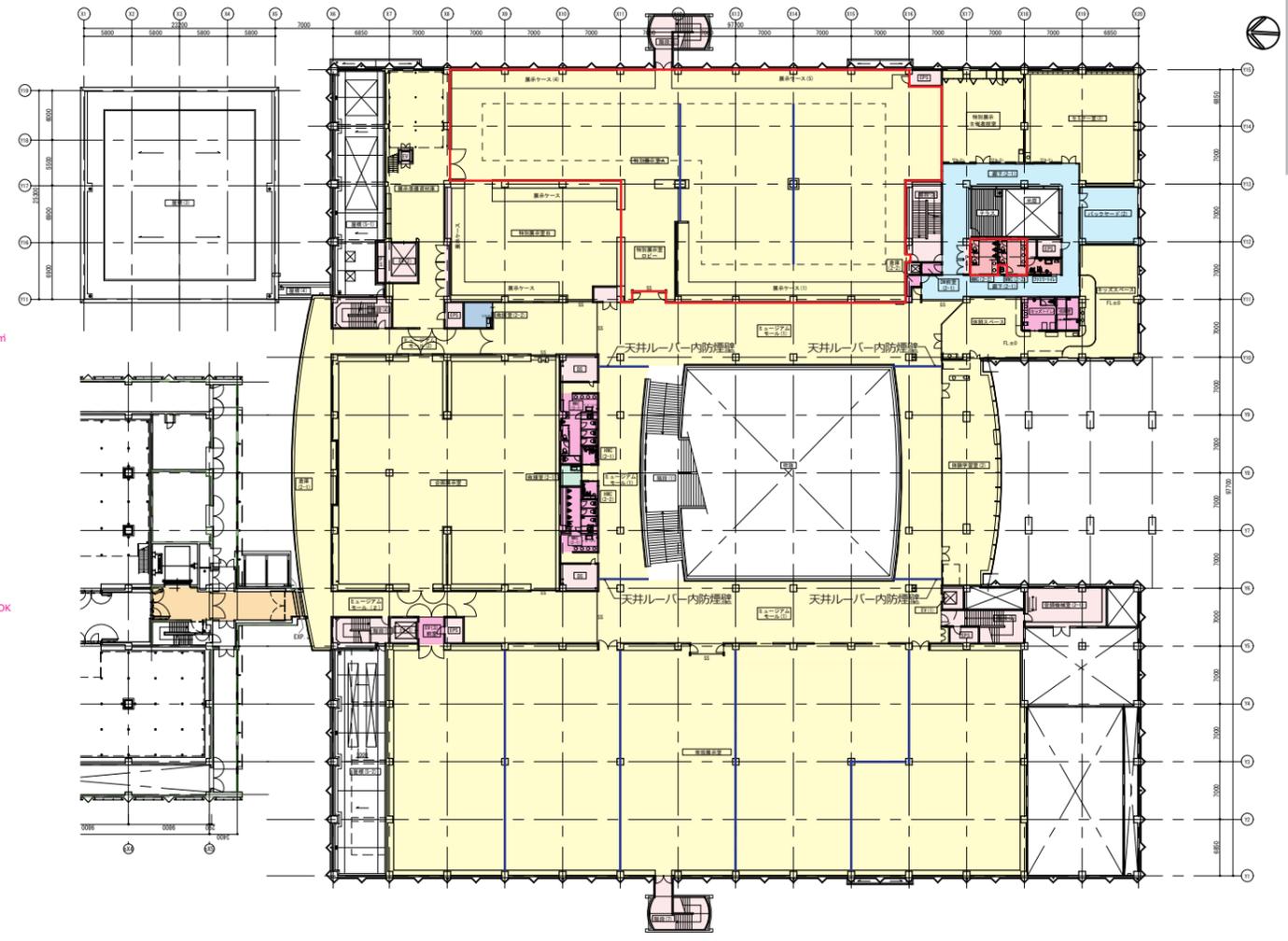
※展示物を設置し、立ち入れなくすることで法適合させる。

■ : 居室 (1/20 採光あり)
 ■ : 居室 (1/20 採光なし)

■排煙設備について



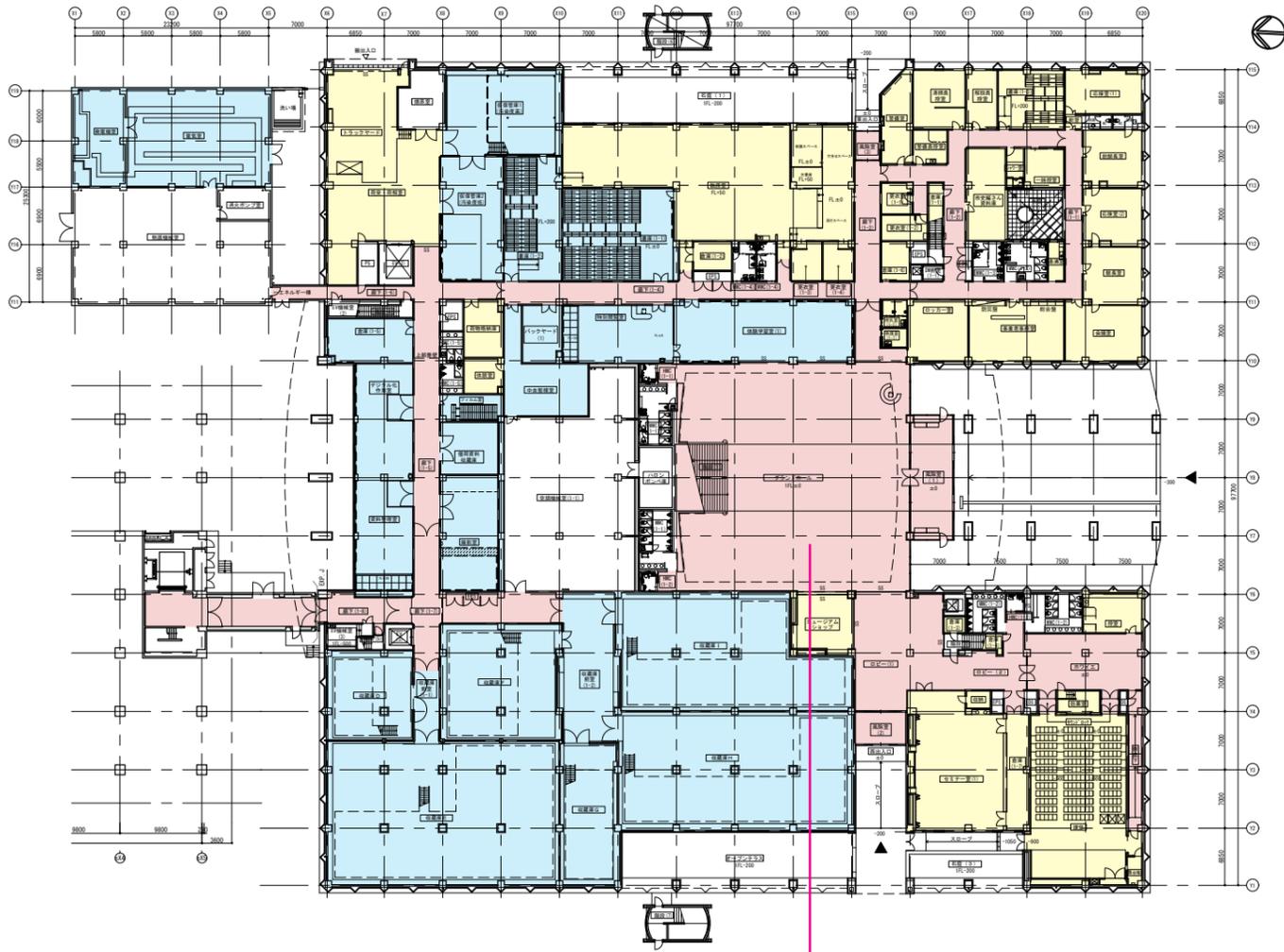
1階平面図 S=1/800



2階平面図 S=1/800

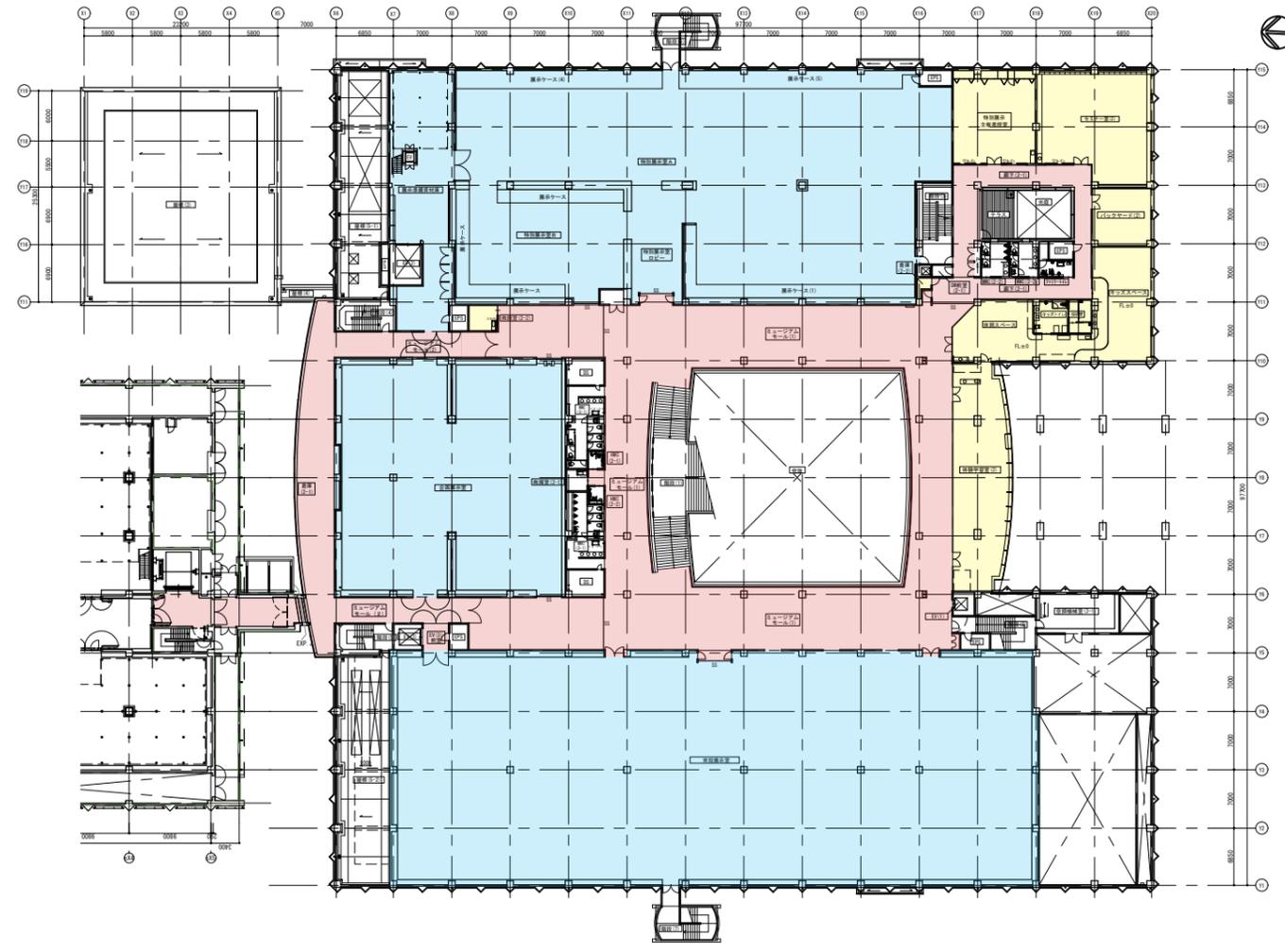
- : 自然排煙設備
- : 機械排煙設備
- : 令第126条の2ただし書き三号又は四号
- : 告示1436号四号八
- : 告示1436号四号二(1)
- : 告示1436号四号二(2)
- : 告示1436号四号二(3)
- : 告示1436号四号二(4)
- : 防煙壁の位置

■消火設備について



1階平面図 S=1/800

パッケージ型消火設備から
放水型スプリンクラー設備に改修



2階平面図 S=1/800

- : ハロン消火設備
- : スプリンクラー消火設備
- : スプリンクラー消火設備 (共用部)

既存不適格調査 別紙リスト

【適用有無】欄 ■:該当あり ー:該当なし

【適否判定】欄 ○:現行法に適合 ×:現行法に不適合 △:不明(適合可能性大) ▲:不明(未調査も含む)

【既存不適格】欄 ●:今回工事で既存適及が必要な既存不適格項目

【適用有無】欄 ■:該当あり ー:該当なし

【適否判定】欄 ○:現行法に適合 ×:現行法に不適合 △:不明(適合可能性大) ▲:不明(未調査も含む)

【既存不適格】欄 ●:今回工事で既存適及が必要な既存不適格項目

【適用有無】欄 ■:該当あり ー:該当なし

【適否判定】欄 ○:現行法に適合 ×:現行法に不適合 △:不明(適合可能性大) ▲:不明(未調査も含む)

【既存不適格】欄 ●:今回工事で既存適及が必要な既存不適格項目

No.	調査項目	適用有無	適否判定	既存不適格	備考
建築基準法令の規定《 集団規定 》					
1	適用区域	■	○		都市計画区域内
2	敷地等と道路の関係	■	○		36.5m、12.0m
3	壁面線による建築制限	—			
4	用途地域等	■	○		第二種住居地域
5	特別用途地区	—			
6	特別用途制限地域	—			
7	卸売市場等の特殊建築物の位置	—			
8	容積率	■	○		現況)36.32%<200%
9	建蔽率	■	○		現況)21.15%(H23確認)<70%
10	建築物の敷地面積(最低限度)	—			
11	外壁の後退距離	—			
12	建築物の高さの限度	—			
13	道路斜線制限	■	○		明らかに適合
14	隣地斜線制限	■	○		明らかに適合
15	日影規制	■	○		H23確認で検討図有
16	高層居住誘導地区	—			
17	高度地区	■	○		第二種20m高度地区
18	防火地域・準防火地域内の建築物	—			
19	屋根(防火・準防火地域)	—			
20	隣地境界線に接する外壁	—			
21	看板等の防火措置	—			
22	特定防災街区整備地区	—			
23	景観地区	—			
24	地区計画等の区域	■	○		地行浜・百道浜地区地区計画、地区整備計画外

No.	調査項目	適用有無	適否判定	既存不適格	備考
建築基準法令の規定《 単体規定 》					
0	床面積	■	×		建設時の床面積の算定及び階の判断が違っている。 ※0①
1	敷地の衛生及び安全	■	○		
2	構造耐力	■	×	●	グラントホールの天井は特定天井に該当し、既存不適格 ※1
3	大規模の建築物の主要構造部等	—			
4	屋根(法22条区域)	■	○		
5	外壁(法22条区域)	—			
6	大規模の木造建築物等の外壁等	—			
7	防火壁等	■	○		
8	耐火建築物等	■	○		
9	居室の採光	—			
10	居室の換気	■	○		
11	火気使用室の換気	■	○		現在喫茶軽食禁止(厨房のみ、ガス使用) H18.10.1 施行(吹付石棉等禁止)※2
12	石綿等材料の使用制限	■	×		H15.7.1 施行 ※3
13	シックハウス対応換気扇の設置	■	○		
14	地階における住宅等の居室	—			
15	長屋又は共同住宅の各戸の界壁	—			
16	便所	■	×		厨房トイレ換気扇なし 現在無使用により○
17	居室の天井の高さ	■	○		居室天井高さ2.1m以上
18	居室の床の高さ及び防湿方法	■	○		
19	階段	■	○		巾1200以上、 踏面240以上、蹴上200以下
20	防火区画(面積区画)	■	○		
21	防火区画(高層区画)	—			
22	防火区画(堅穴区画)	■	○		
23	防火区画(スハントレル)	■	○		
24	防火区画(異種用途区画)	—			
25	防火区画(開口部)	■	×	●	DC(S無し)維持管理、H23年の増築による適及適用等不可 ※4 防火設備(S48告示2563(H23年度前の最終改正(H17年12月1日)の規定が、適及適用され、不適合。 シャッターの危害防止装置が改修されていないため既存不適格
26	防火区画(貫通部の措置)	■	×		全ての区画貫通処理は、確認できず。 排煙ダクトのFDは本来HFDでは等※5
27	建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁	—			
28	建築物に設ける煙突	—			
29	客席からの出口の戸	—			
30	廊下の幅	■	○		両側居室1.6m、 片側居室1.2m
31	直通階段の設置	■	○		
32	2以上の直通階段	■	○		
33	屋外階段の構造	■	○		
34	避難階段の設置	—			
35	避難階段・特別避難階段の構造	—			
36	物販店舗における避難階段等の幅	—			
37	屋外への出口	■	○		
38	出口等の施錠装置の構造等	■	○		
39	屋上広場等	—			
40	排煙設備	■	×		室の防煙壁と下部の扉のDC(S無し)、告示適用における内装下地にPB9mmの難不燃の可能性、排煙機の能力 ※6
41	非常用の照明装置	■	×		研究図書室等に設置されていない※7
42	非常用の進入口	■	○		
43	敷地内の通路等	■	○		
44	内装制限	■	×		休憩室の木仕上※8
45	無窓の居室等の主要構造部	■	○		
46	階避難安全検証	—			
47	全館避難安全検証	—			
48	電気	■	○		
49	建築設備の構造強度	■	×		EV外の建築設備の構造強度 ※9
50	給排、排水その他の配管設備	■	○		
51	換気設備	■	○		
52	避雷設備	■	○		
53	昇降機	■	×		H23増築による適及適用 ※10 全機とも改修がなされており適法
54	災害危険区域	—			
55	土砂災害特別警戒区域	—			

No.	調査項目	適用有無	適否判定	既存不適格	備考
関係規定					
1	消防法	■	×		R6.1消防調査指摘事項 R5.12消防点検指摘事項 ※11
2	屋外広告物法	—			条例第6条により適用除外
3	港湾法	—			
4	高圧ガス保安法	—			
5	ガス事業法	■	○		
6	駐車場法	—			
7	水道法	■	○		
8	下水道法	■	○		
9	宅地造成等規制法	—			
10	流通業務市街地の整備に関する法律	—			
11	液化石油ガスの保安及び取引の適正化に関する法律	—			
12	都市計画法	■	○		都計法29条1項三号に該当 令第21条第十七号より開発許可不要
13	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法	—			
14	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律	—			
15	浄化槽法	—			
16	特定都市河川浸水被害対策法	—			
17	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	■	×		ハートビル法、特別特定建築物における円滑化規程義務化と建築基準関係規定(H15.4.1施行)
18	都市緑地法	—			
19	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	■	×		省エネ法、2,000㎡以上の建築物の省エネ基準義務化(H29.4.1施行)300㎡以上への変更は令和3年4月1日施行

内容の説明

※0		福岡市の床面積算定の取扱い、福岡市のホームページに公表されており、「床面積算定は通達(115号、昭和61年4月30日)及びその解説並びに床面積の算定方法の補足(福岡県内特定行政庁総則分科会)に基づく他、以下の取扱いによる。」とされている。【福岡市建築基準法の手引き(令和3年7月一部改正)、第3章 1-総則編(3)面積について 12、床面積の算定方法】床面積の算定方法の補足(福岡県内特定行政庁総則分科会)(昭和62年9月1日第1版発行、(社)福岡県建築士会 編集 発行、福岡県内特定行政庁総則分科会 監修)によると、石庭部分はピロティ扱いであるが、「ピロティ部分の周長の相当部分」とはピロティ周長の1/2以上を目安とする」としており、床面積に算入する部分であると判断できる。
※1	①	グランドホールは日常的に人が利用する場所の高さ6mを超え、面積は200㎡を超え、質量は2kg/㎡を超える吊り天井であることから特定天井に該当する。
	②	新耐震基準への適合確認には耐震診断が必要であるが、建築基準法施行令第137条の2の改正(平成24年9月20日施行)により、増築部分の床面積が基準時(平成19年6月20日)の2分の1を超える増築であっても、告示第566号に定める基準等に適合することで緩和措置の対象となる。さらに、増築部分と既存部分をExp.j等で構造的に分離する場合、既存部分の構造耐力上主要な部分について新耐震基準への適合を確認することにより、耐震診断が不要となる。
※2		石綿使用については、吹付石綿は、耐火被覆がないため使用していないため適法となる。
※3		法第28条の2第3号、施行令第20条の7から第20条の9までのシックハウス対策は、平成15年7月1日施行であるが、法第87条の7第3項から、増築部分以外の部分には適用されないため、基本的には既存不適格となる。 しかし、シックハウス対策の計画はされてないが、建設後多くの時間を経過しており、施行令第20条の7(居室の建築材料)については適法となっており、また令20条の8第1号(換気設備)については、全ての部屋に換気設備があるため適法であると考えられる。
※4	①	防火区画の確実な作動 施行令第112条第19項第1号(防火設備又は特定防火設備の作動は、常時閉鎖か、熱感知若しくは煙感知連動閉鎖としなければならない。 現地調査において、面積区画部分の煙感知連動閉鎖(熱感知閉鎖ドアは設置されていない)でないドアが常時閉鎖(ドアチェック(DC)でストップ機能無し)又は煙感知連動で閉鎖しなければならないが、扉が大きく重量があるためか、調整不足かで閉鎖しないドアが見受けられた。DCの交換など確実に閉鎖するよう維持管理する必要がある。
	②	● 平成23年度の増築による適及適用 施行令第112条の第19項第1号(第2号)の防火設備又は特定防火設備は、防火設備(S48告示第2563号)の告示が適用されており、当該博物館建設後、平成23年度までの改正
	ア	H12.6.1施行: 防火戸の大きさ規定(3㎡/枚以内、避難経路は巾75cm以上、高さ1.8m以上、下端15cm以下)
	イ	H17.12.1施行: 危害防止装置の設置規定(防火設備閉鎖時の力が一定以下、防火設備質量は原則15kg以下)、面積が3㎡以内で昇降路の出入口に設けられかつ人の出入りから20秒以内に閉鎖する。
	ウ	R1.6.21施行: 5万㎡以上の倉庫における火災信号が切れない措置規定 当該博物館には、施行令第112条第1項の規定が適用されており、H23年の増築時に適及適用されるべきものであったと思われる。
※5		ダクトの全ての区画貫通部に、FDが設置されているか(区画貫通部で、隣接する室に開口部が無い場合はFDが不要な部分もある)確認できなかった。完了検査時に検査されていることをもって適合と判断せざるをえない。 しかし、排煙風洞の区画ダンパーはHFDとする必要であるが、計画図面及び竣工図も含めてFDとなっている部分(空調設備図23/92,24/92、竣工図032図(X16通り、Y11～Y12間)があり、調査して排煙ダクトで区画貫通部のダンパーの種類を調査し、FDであればヒューズ(280℃)を取替え、HFDとし適法とする必要がある。

※6	①	自然排煙、又は②の施行令第126条の2第1項第2号(H12告示第1436号)にも該当しない居室 1階管理エリアにある休憩室は機械排煙対象室では無く、広縁の開口部は天井から下がり排煙設備ではない。また②の排煙告示にも該当せず、当初から不適合となっている。中央監視室隣休憩室
	②	令第126条の2第1項第5号で定めるH12告示第1436号の第4号ニ(1)から(4)の適用できる部屋があるが、出入口の防煙壁又は防火区画がとれない室、居室がある。 ・ 防煙壁(H500cm)が取れない場合で、H50cm未満で30cm以上の防煙壁構造の垂れ壁で、不燃材の戸が常時閉鎖となっていない室がある。倉庫(5)、便所(6) 注 30cm以上の防煙壁構造の垂れ壁で、不燃材の戸が常時閉鎖を求める取扱い、昭和62年当時適用していない可能性有 ・ 居室で100㎡以内で、常時閉鎖又は煙感知連動の防火設備で区画していない場合、内装を地下不燃、仕上不燃としなければならないが、天井の下地材にPB9mmが使われ(準不燃材料と思われる。)機械排煙もなく排煙設備があると確認できない居室がある。 ・ 居室で100㎡以内で、天井・壁の仕上げを準不燃材料で行い防火設備で区画されればよいが、出入口が常時閉鎖か不明な部屋がある。厨房控室、主催者控室
	③	排煙機の排煙能力は防煙区画が500㎡以内の場合は、施行令第126条の3第1項第9号又はH12告示第1436号第1号が適用され、防煙区画が500㎡を超える場合は、H12告示第1436号第2号(旧告示S47告示第31号と規定内容は同じ)が適用される。 ・ FMS2については、グランドホール、パノラマふくおかを含め1防煙壁区画面積は、820.38㎡(1階ホールの合計面積)であり、排煙機の排煙必要能力は告示第2号ホの適用で、500㎡/分かつ820.38.㎡×1㎡/㎡・分×60分=4,922.8㎡/時間以上が必要となるが、設計は、58,800㎡/H(空気調和設備工事11/92図)となっており、適合となっている。 ・ FSM1は、FSM1が対象とするグランドホールと当該吹き抜け部分以外の全ての部屋を対象としており、防煙壁500㎡以下の部屋に適用することとして、計画されているようであり、最大防煙壁区画面積486.85㎡(総合展示室最南端部)×2㎡/分=58,422㎡/時間必要で、設計風量72,000㎡/時間となっており適合しているように見える。 しかし、企画展示室(特別展示室)の防煙壁の設計では、天井の中央部が800mm上がり、その内部に防煙壁が作られ、周辺の天井部には防煙壁で区画されておらず、前提である500㎡以内の防煙壁区画がされていないこととなっている。(建築図書44図中央下部) このため、施行令第126条の3第1項第9号又は告示第2号が適用されることになる。 FSM2排煙機の必要排煙量は、告示第2号ホが適用され、全ての対象床面積(9,304㎡)×1㎡/分となり、必要排煙量は558,240㎡/時間という膨大な排煙量が必要となり不適合となる。 このため、特別展示室Aの防煙区画を適正に是正する必要がある。
※7		階段室、学芸員事務室から廊下(4)までの通路、研究図書室及び厨房控室(現在使用されていない)に、非常用照明が設置されていない。 また、現況2階の救護室は原設計では、資材庫(1)及び主催者控室で、資材庫(1)には非常用照明が設置されていない。当該部分の照度が確保されているか調査が必要。
※8		計画通知時の施行令第128条の5第4項により、居室は難燃、廊下は準不燃以上とする必要があったが、その後の施行令改正で、①不適合以外の部屋は、H4年に下記①(1)の部分が適法となり、R2年で下記②(2)の部分が適法となった。 ① 不適合 休養室(広縁・踏込み・押入含む)天井の練付合板が使われている。(排煙設備が取れば、適合(2)となる。) ② 適合(施行令改正により適法となった部分) (1) H4告示第548号(現H12告示第1439号)に該当。天井準不燃、壁木材等(火炎伝搬を助長する溝を設けない。、木材等の厚さが10mm以上は、柱・間柱・胴縁に1m以内に取り付ける)又は難燃材料、木材等が10mm未満は、難燃材料の上に木材等で仕上げる。 ☞ 撮影室の壁の合板、X線撮影室(非居室と取り扱えば対象外)壁の鉛ベニア複合板、天井t=13鉛PB複合板。なお、館長室、応接室(1)(前室 も含む)、応接室(2)、副館長室(現顧問室)壁の練付合板も該当するが、適合(2)でも適合となった。 (2) 施行令第128条の5第7項(R2告示第251号第4号)に該当し内装制限を適用しない。スプリンクラー又はハロン消火設備及び施行令第126条の3に適合する排煙設備を設けた建築物の部分 ☞ 講堂天井の練付合板、企画展示ロビー(非居室と取り扱えば対象外)、企画展示室(特別展示室)、企画展示室(小)壁の練付合板、テーマ展示室壁の合板、2階図書室壁(自然排煙設備) 適合(1)の館長室、応接室(1)(前室も含む)、応接室(2)副館長室(現顧問室)壁の練付合板も該当

※9	①	エレベーター以外の建築設備は次の条項が適及適用される。 施行令第129条2の3第2号(昇降機以外の建築設備は大臣が定める構造方法(H12告示第1388号)を用いること) H12告示第1388号の内容は、H12では定性的規定となっていた。H25,4,1改正で具体的に規定されている。
	イ	施行令第129条の2の3第3号(屋上から突出する水槽・煙突の構造計算基準)によりH12告示第1389号で、構造計算の方法が規定されている。
	①	H17国交告示第566号の屋上に突出する水槽の規定は、該当部の屋上は屋内扱いとなるため該当しない。
	②	H17国交告示第566号より、給排水の配管設備は規定に適合しているため適法となる。
※10		● 平成23年度の増築による適及適用 以下の構造規定が対象となる。(法第3条、第86条の7、H17告示第566号) 施行令第129条の2の3第1号(昇降機) 昇降機については、施行令第129条の4及び第129条の5、、第129条の6第1号、第129条の8第1項、 第129条の12第1項第6号 が構造規定。 ア 施行令第129条の4(エレベーターの構造上主要な部分)第1項第2号(H12告示第1414号。H12.6.1改正・施行)で強度検証法により安全を検討するようになった。(それ以前は仕様規定)同時に荷重の規定(施行令第129条の5)が施行。なお、構造規定ではないが、同条第3項第5・6号、告示第1047,1048,1049号(釣合重りの脱落防止等)がH26.6.1に施行。 イ 施行令第129条の5(EVの籠の構造、かごの安全基準(H20告示第1455号)H22.9.28に施行。 ウ 施行令第129条の6第1号(籠の衝撃安全性、H20告示第1455号)はH21.9.28に施行。 エ 施行令第129条の8(EVの駆動装置及び制御器の地震等に対する安全)第1項はH12.6.18施行。具体的な基準は(H21告示第703号)H21.9.28施行 オ 平成29・30年度に確認・検済が交付されているEV2号機、EV3号機及び平成28年度に確認・検済が交付されているEV4号機(DW)は適法になっている。 一方EV1号機については当初確認以外の確認はされていないが、平成28年に改修されており、適法となっている。
※11		令和6年1月 消防査察の指摘事項。(別紙資料①) 令和5年12月 消防点検の指摘事項。(別紙資料②)



G

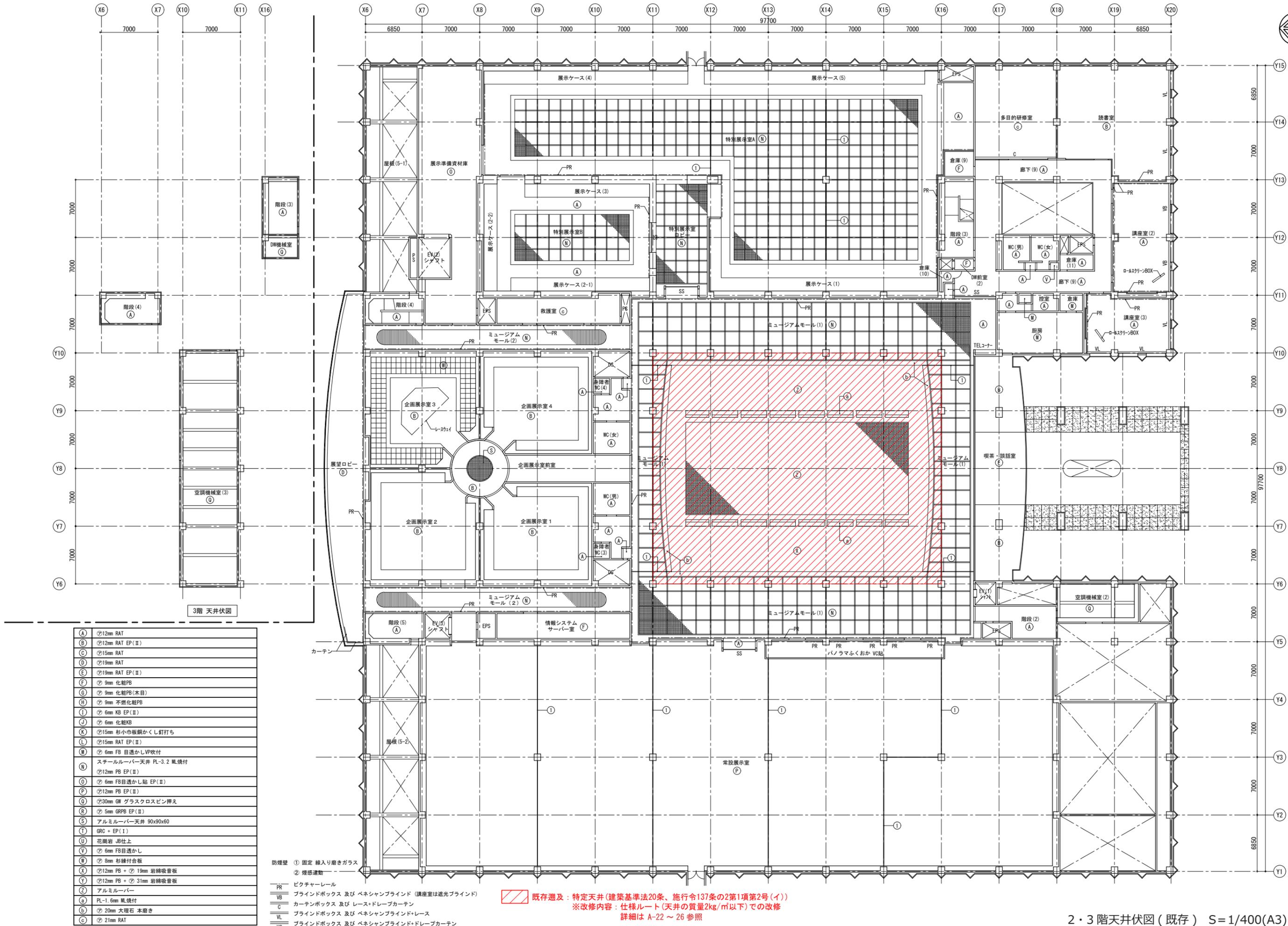
A

S

E

M

O

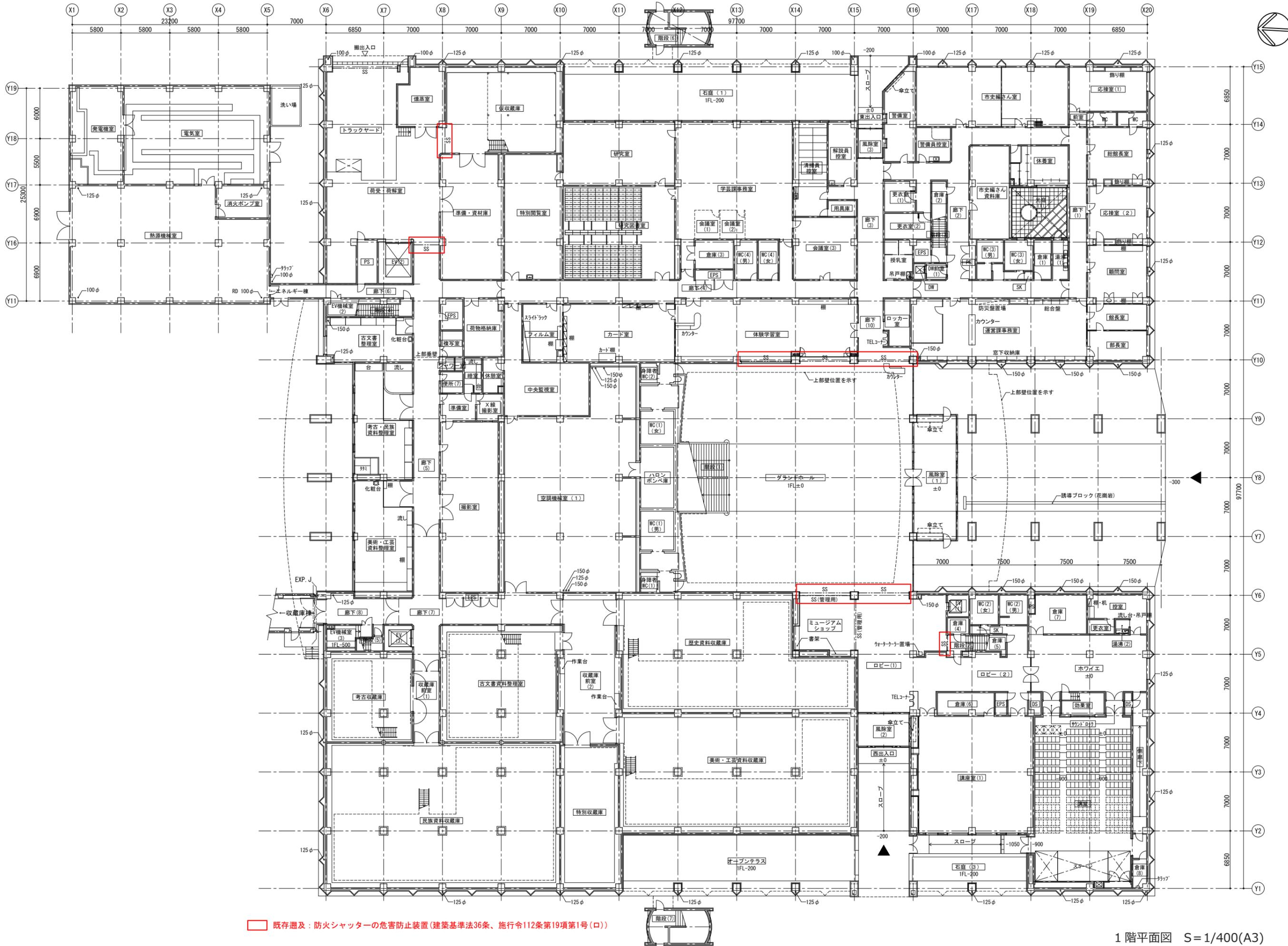


(A)	φ12mm RAT
(B)	φ12mm RAT EP (II)
(C)	φ15mm RAT
(D)	φ19mm RAT
(E)	φ19mm RAT EP (II)
(F)	φ9mm 化粧PB
(G)	φ9mm 化粧PB (木目)
(H)	φ9mm 不燃化粧PB
(I)	φ6mm KB EP (II)
(J)	φ6mm 化粧KB
(K)	φ15mm 杉小巾板鋼かくし釘打ち
(L)	φ15mm RAT EP (II)
(M)	φ6mm FB 目透かしVP吹付
(N)	スチールルーバー天井 PL-3.2 ML焼付
(O)	φ12mm PB EP (II)
(P)	φ6mm FB目透かし貼 EP (II)
(Q)	φ12mm PB EP (II)
(R)	φ30mm GW グラスクロスピン押え
(S)	φ5mm GRPB EP (II)
(T)	アルミルーバー天井 90×90×60
(U)	GRC + EP (I)
(V)	花崗岩・JB仕上
(W)	φ6mm FB目透かし
(X)	φ9mm 杉縁付合板
(Y)	φ12mm PB + φ19mm 岩綿吸音板
(Z)	φ12mm PB + φ31mm 岩綿吸音板
(a)	アルミルーバー
(b)	PL-1.6mm ML焼付
(c)	φ20mm 大理石 本磨き
(d)	φ21mm RAT

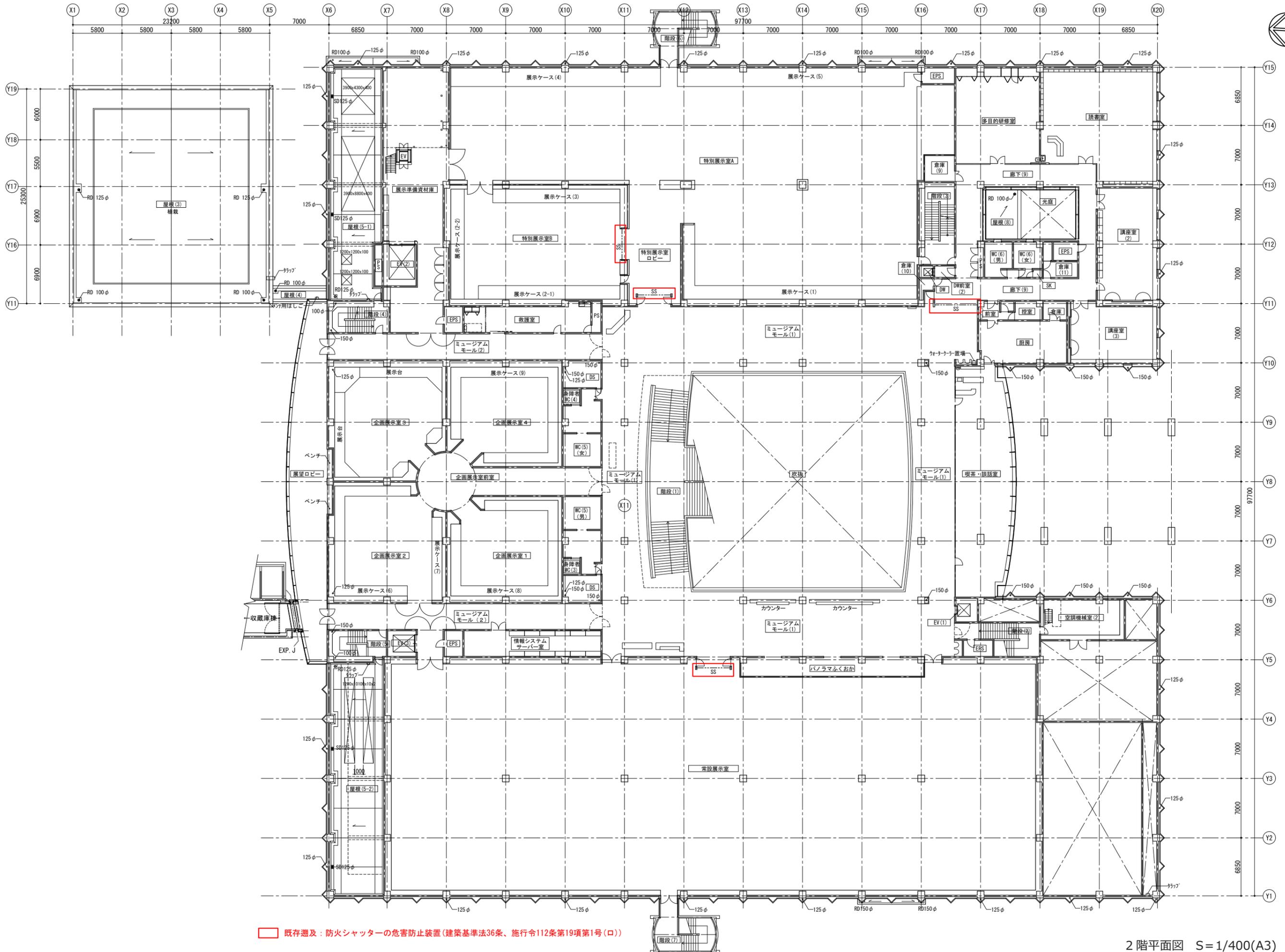
- 防煙壁 ① 固定 線入り磨きガラス
 ② 煙感連動
- PR ビクチャーレール
 VB ブラインドボックス 及び ベネシャンブラインド (講義室は透光ブラインド)
 C カーテンボックス 及び レース+ドレープカーテン
 VL ブラインドボックス 及び ベネシャンブラインド+レース
 VC ブラインドボックス 及び ベネシャンブラインド+ドレープカーテン

既存適及：特定天井(建築基準法20条、施行令137条の2第1項第2号(イ))
※改修内容：仕様ルート(天井の質量2kg/m²以下)での改修
 詳細は A-22 ~ 26 参照

2・3階天井伏図(既存) S=1/400(A3)



1階平面図 S=1/400(A3)



□ 既存遊及：防火シャッターの危害防止装置(建築基準法36条、施行令112条第19項第1号(ロ))

2階平面図 S=1/400(A3)

■基本方針

すべての人にやさしい博物館を創り出す

時代の変化に柔軟に対応して、すべての人が快適に利用できるユニバーサルな環境を整備します。高齢者、障害者、家族連れなど多様な市民に向けて環境改善を行い、永く親しみ利用される博物館を計画します。

①移動のしやすさについて

- ・移動経路に段差を設けない計画とします。屋外・屋内とも段差をなくし、スムーズな移動を可能にします。
- ・ピクトサイン、サイネージ等により適切なサイン計画を行い展示室まで円滑に移動できるよう配慮します。
- ・改修前と同様、執務室は1階とし、地上階から直接アクセスできる計画とします。事務室面積を拡大し、受付カウンター、打合せスペースを確保して、利用者の利便性を向上します。

②講堂客席計画について

- ・車いす利用者用客席をステージ付近として障害のある方でも楽しめる講堂を目指します。
- ・客席の幅、前後間隔を根本的に見直し、誰もが快適で見やすく利用しやすい鑑賞環境を整備します。
- ・音響環境を改善し、より質の高い講堂を目指します。

③子育て世代への配慮

- ・キッズルームの新設や授乳スペースの増設により、子育て世代の気軽な利用を促進します。

④安全なディテール

- ・段差のない床、指を挟まれない建具、鋭角部の無いカウンターなど、建築各部の安全なディテールを計画します。

サイン

- ・福岡市が策定した「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」に基づいたサイン計画を行うことで「記憶に頼らず行動できる空間づくり」と「安心して自分で選べる居場所づくり」を実現します。

②授乳スペース

1階救護室、2階キッズトイレに隣接して各室2ブース設置し、ベビーカーでも容易に移動ができるよう配慮します。調乳用流し台を付近に設け、広めのソファをブース内に設置することでやすらぎと清潔感のある室空間をつくります。

③救護室

博物館利用時に体調が悪くなった方を円滑に案内できるように1階グランドホール付近に1箇所、2階ミュージアムモール付近に2箇所設置します。

■建築計画

	構造	福祉のまちづくり条例		肢体不自由者への配慮	聴覚障害者への配慮	視覚障害者への配慮	
		誘導基準	整備基準				
動線計画	①身体障害者用駐車場	・5台確保 ・幅3.5m 奥行き6.0m ・一般用駐車場と区分するための表示をする	・必要台数：6台(全駐車台数347台×1/100+2台) ・幅：35m以上 (15台以上の場合) ・一般用駐車場と区分するための表示をする ・駐車施設の表示 ・駐車場出入口までの通路：幅180cm以上 傾斜路：勾配1/15以下、幅150cm以上	・必要台数：4台(全駐車台数347台×1/100) ・幅：35m以上 ・駐車場出入口までの通路：幅120cm以上 傾斜路：勾配1/12以下		・誘導用ブロック 又は ・代替装置	・誘導用ブロック 又は ・代替装置
	②敷地内通路	・屋外の勾配 1/20以下	・屋外の勾配 1/15以下 ・幅180cm以上、誘導ブロック(全ての通路) ・傾斜路の勾配1/15以下、幅150cm以上	・屋外の勾配 1/12以下(高さ16cm以下は1/8以下) ・幅120cm以上、誘導ブロック(1経路) ・傾斜路の勾配1/12以下、幅120cm以上(高さ16cm以下は1/8以下)			・識別しやすい色彩、輝度
	③施設内通路	・利用円滑化経路(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる経路)を構成する廊下 幅120cm以上	・幅180cm以上 ・傾斜路の勾配1/12以下、幅150cm以上、75cmごとに踏幅150cm以上の踊場 ・主要な出入口及びEV等出入口に接する部分は水平 ・壁面突出物10cm以下 ・休憩設備を適切な位置に設ける ・誘導ブロック等の設置(主たる経路)	・幅120cm以上 ・140cm角以上の回転スペース(廊下末端・50m以内ごと) ・傾斜路の勾配1/12以下、幅120cm以上、75cmごとに踏幅150cm以上の踊場 ・主要な出入口及びEV等出入口に接する部分は水平 ・誘導ブロック等の設置(1以上の経路)			・識別しやすい色彩、輝度
	④エレベーターの更新	・グランドホール西側のエレベーターを更新。ストレッチャーの乗降が可能 ・車いす・視覚障害者対応	・13人乗り以上(1ヶ所以上) ・整備基準に適合させる	・11人乗り以上(1ヶ所以上) ・整備基準Aタイプに適合させる	・車いす対応操作盤 ・かご内鏡・手摺 ・戸開放時間延長	・乗場、かご内階床表示	・オートアナウンス ・ボタン、操作盤に点字名板貼付
講堂客席	①客席	・199席 ・いす席幅・背間隔を広げて快適な空間確保(いす席幅50cm・間隔95cm)					
	②車いす利用者用客席	・3席確保	・2席以上 ・幅90cm以上、奥行150cm以上	・2席以上 ・幅85cm以上、奥行110cm以上	・視聴しやすいようステージに近接配置		
	③客席通路						・識別しやすい色彩 ・客席足下灯を設置
	④車いす利用者用客席通路	・利用円滑化経路(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる経路)を構成する廊下 幅120cm以上	・幅150cm以上、勾配1/12以下 ・舞台への経路1以上、幅150cm以上、勾配1/12以下	・幅120cm以上、勾配1/12以下 (※柱型部幅106.5cm)			・識別しやすい色彩 ・客席足下灯を設置
トイレ/他	①来客用トイレの設置	・1階グランドホール、1階西エリアロビー、2階ミュージアムモールに設置 ・ピクトサインで誘導	・手摺等が配置された便房を各階1以上 ・出入口幅有効80cm以上、便房出入口65cm以上を階ごとに1以上 ・円滑に開閉できる便所を階ごとに1以上 ・手摺を配置した床置き式の小便器を階ごとに1以上 ・ベビーベッド、ベビーチェア 1以上 ・オストメイト設備各階1以上	・手摺等が配置された便房を各階1以上 ・出入口幅有効80cm以上、便房出入口65cm以上を階ごとに1以上 ・円滑に開閉できる便所を階ごとに1以上 ・床置き式の小便器 1以上 ・ベビーベッド及びベビーチェア 1以上 ・オストメイト設備 1以上			
	②多機能トイレの設置	・各来客用トイレエリアに設置(計5箇所) ・ピクトサインで誘導	・出入口幅有効80cm以上 ・回転スペース1400~1500 ・ベビーベッド及びベビーチェア 1以上 ・オストメイト設備各階 1以上 ・大型ベッド1以上(※追加検討必要)	・出入口幅有効80cm以上、回転スペース1400~1500 ・ベビーベッド及びベビーチェア 1以上 ・オストメイト設備 1以上 ・大型ベッド1以上(※追加検討必要)	・車いす回転スペースを確保		
	③キッズトイレの設置	・ピクトサインで誘導					
	④ファミリートイレの設置	・ピクトサインで誘導					
	⑤一般トイレの仕様	・トイレブースの広さを広げる ・各トイレブース内にL型手摺を設置					
	⑥授乳スペースの設置	・1階救護室、2階キッズトイレに隣接して各室2ブース設置 ・救護室 キッズトイレを前室とし直接入れる動線としないことで安全性を高める ・調乳用流し台をブース付近に設置	・授乳できるスペース、ベビーベッド等、出入口付近に標識	・授乳できるスペース、出入口付近に標識			
	⑦救護室の設置	・1階グランドホール付近1箇所、2階ミュージアムモール付近2箇所設置する ・ピクトサインで誘導					
	⑧キッズスペースの設置	・2階休憩スペースに隣接して設置する	・必要に応じて幼児用遊び場を設ける	・必要に応じて幼児用遊び場を設ける			
	⑦冷水器の設置	・2階休憩スペースに1箇所設置する	・車いす使用者用 1以上 (※車いす・一般2連タイプの検討必要)				
	総合案内 執務室 事業者事務室	①受付カウンター	・車いす対応	・車いす対応 1以上	・車いす対応 1以上		
②来客用スペース		・車いす対応					

■トイレ等の計画

①来客用トイレ

来客用トイレの増設、トイレスペースの拡張、男女比率の見直し、パウダーコーナーの新設などにより、慢性的なトイレ不足の解消(待ち時間の短縮)を図ります。移動しやすいスペースの確保、高齢者・子育て世代・障害者等の要望に応える器具配置の充実を図り、利用者のアメニティを向上します。

(1) 多目的トイレ

・車いす利用者・乳児連れ利用者に配慮した多目的トイレをグランドホール近傍に配置します。オストメイトの方などに便利な汚物流しを設置します。

(2) トイレブース

・既存のトイレブースより面積を多くとり広くすることで快適に利用できるよう考慮します。
・各トイレブースにはL型手摺を標準装備します。



多目的トイレのイメージ

1. 本敷地のハザードマップ上の浸水深さ等のリスク検討



本敷地の浸水深想定は 1.0m 以上 3.0m 未満。
博物館 1 階の床は地盤面より 300mm 上がっているの
最大で 2.7m 浸水の可能性がある。

2. 浸水被害対策の内容

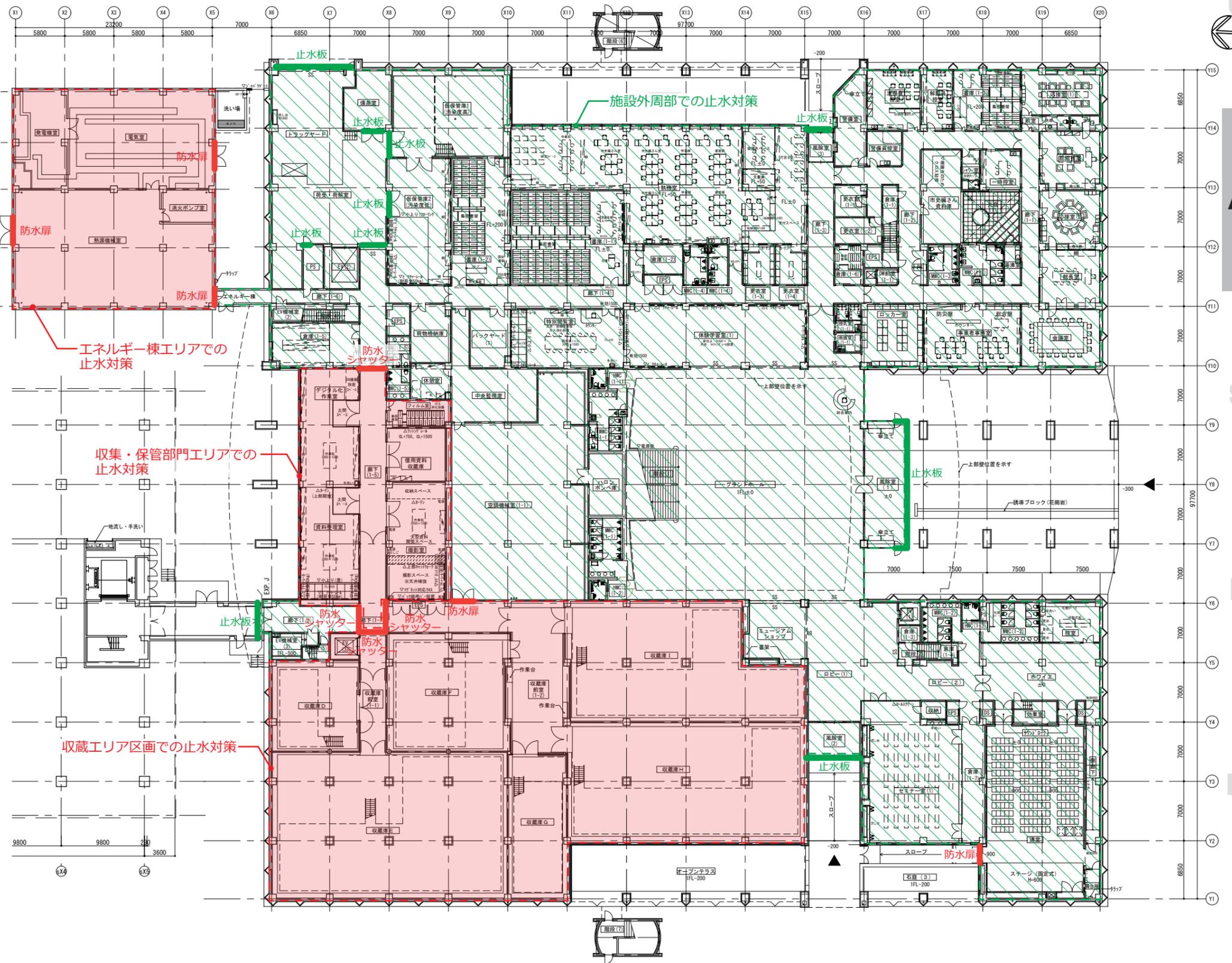
対策①「防水シャッター + 防水扉による収蔵エリアの止水計画」
文化財が常設保管されている収蔵エリアに限定し、高いレベルの止水対策を実施する。
※ゾーニングとして適切な場所に止水シャッターを設置し、2.7m 以上の止水機能を確保する。

対策②「止水板による施設外周部の止水計画」
施設の外周部にある出入口や開口部に止水設備を設置することにより、建物 1 階の外周部から内部への浸水を防ぐ。
※1 階の施設全体を浸水リスクから守ることができるが、全体で 2.7m までの止水を担保することは難しく 1m までの止水となる。

■ 参考画像



■ 1F 平面図 (リニューアル後) S=1/500



1. 構造計画概要

1-1. 基本方針

- ・既存建物である博物館を建築の改修計画に合わせた変更を行うにあたり、既存建物の耐震診断を行い、耐震性能を把握し、機能性、空間構成等に合わせた耐震補強計画する。
- ・災害時において人命の安全はもちろんのこと、博物館としての機能を合理的に追及する耐震補強計画とする。
- ・上部構造の耐震改修目標値として、Is値を $0.6 \times 1.25 = 0.75$ を目標とする。

1-2. 耐震安全性の基準

- ・「福岡市公共施設の耐震対策計画」に基づく「多数利用施設」として、本体建物の耐震安全性の分類は以下とする。
- ・構造体Ⅱ類とする建築物は、大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保を図る。
- ・非構造部材A類とする建築物は、大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保を図る。
- ・建築設備甲類とする建築物は、大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できるものとする。
- ・重要度係数はⅡ類とし、通常の建物よりI=1.25倍の耐震性能を有している。

表-1 公共建築物:耐震安全性の目標

対象施設	耐震安全性の分類		
	構造体 (重要度係数)	建築非構造部材	建築設備
a-1: 災害対策本部 本庁舎、区役所、消防署等	I類(1.50)	A類	甲類
a-2: 医療施設 病院、保健所等			
a-3: 避難施設 学校(小・中・高)の校舎・講堂兼体育館、 公民館、市民センター、市立体育館等	Ⅱ類(1.25)	A類	甲類
c: 多数利用施設 福祉施設、人権のまちづくり館、 市民プール、保育所等			
b: ライフライン関連施設 バスターミナル、水処理センター、 ポンプ場、浄水場、清掃工場等	Ⅲ類(1.00)	B類	乙類

※ 施設により国の耐震性能の基準等がある場合は、これによる。

部位	分類	内容
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材 (天井、壁、 建具、外構 等)	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備 (設備機器、 配管等)	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

※ 対象施設における敷地、対象諸室及び対象部位の選定、具体的な仕様等については、施設の実情に応じて対策を行う。

※福岡市「福岡市公共施設の耐震対策計画」より引用

2. 耐震診断及び補強計画

2-1. 既存建物の診断結果

Iso=0.75				
階	X方向		Y方向	
	Is	判定	Is	判定
PH	1.142	OK	0.820	OK
2	0.834	OK	0.708	NG
1	0.818	OK	0.936	OK

- ・経年指標は T=0.95 とした。
- ・地域係数は Z=1.0 とした。
- ・形状指標 SD は 1/Fes とした。
- ・ゾーニングにより診断を行った。

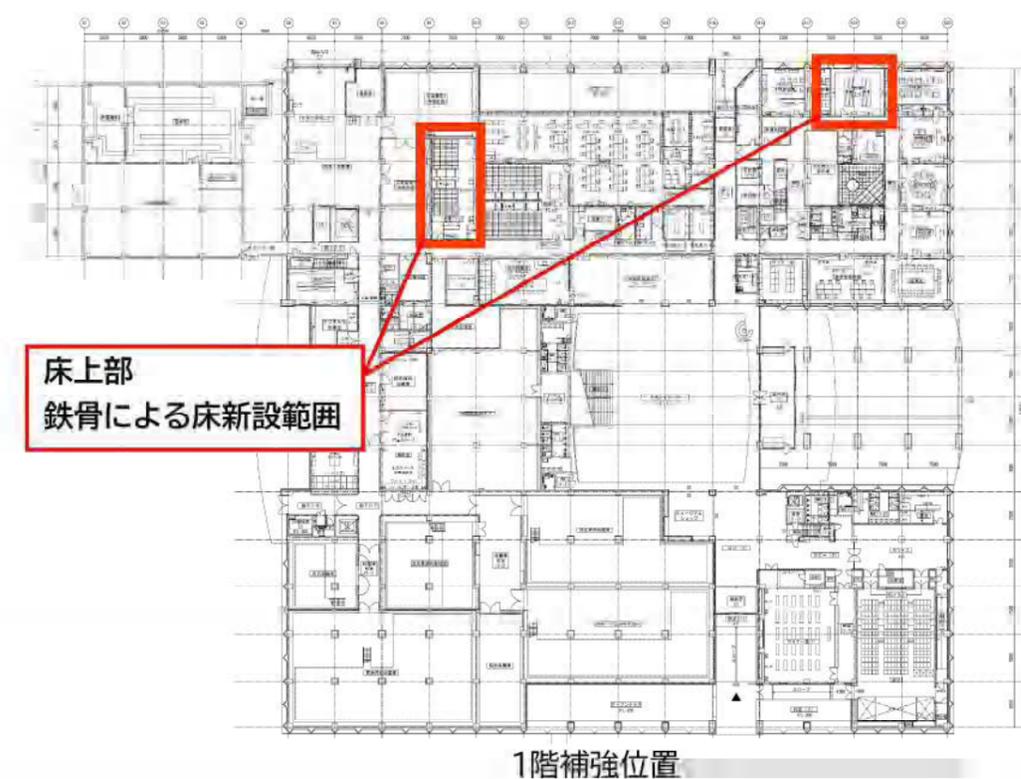
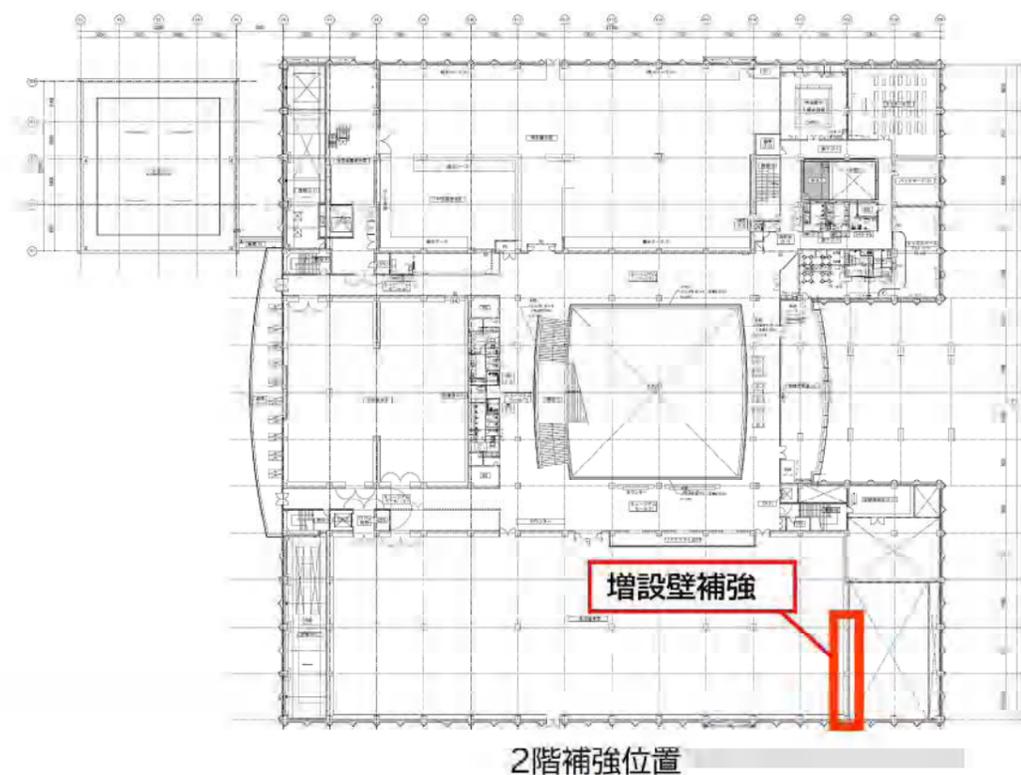
2-2. 改修後の診断結果

Iso=0.75				
階	X方向		Y方向	
	Is	判定	Is	判定
PH	1.151	OK	0.825	OK
2	0.835	OK	0.869	OK
1	0.819	OK	0.920	OK

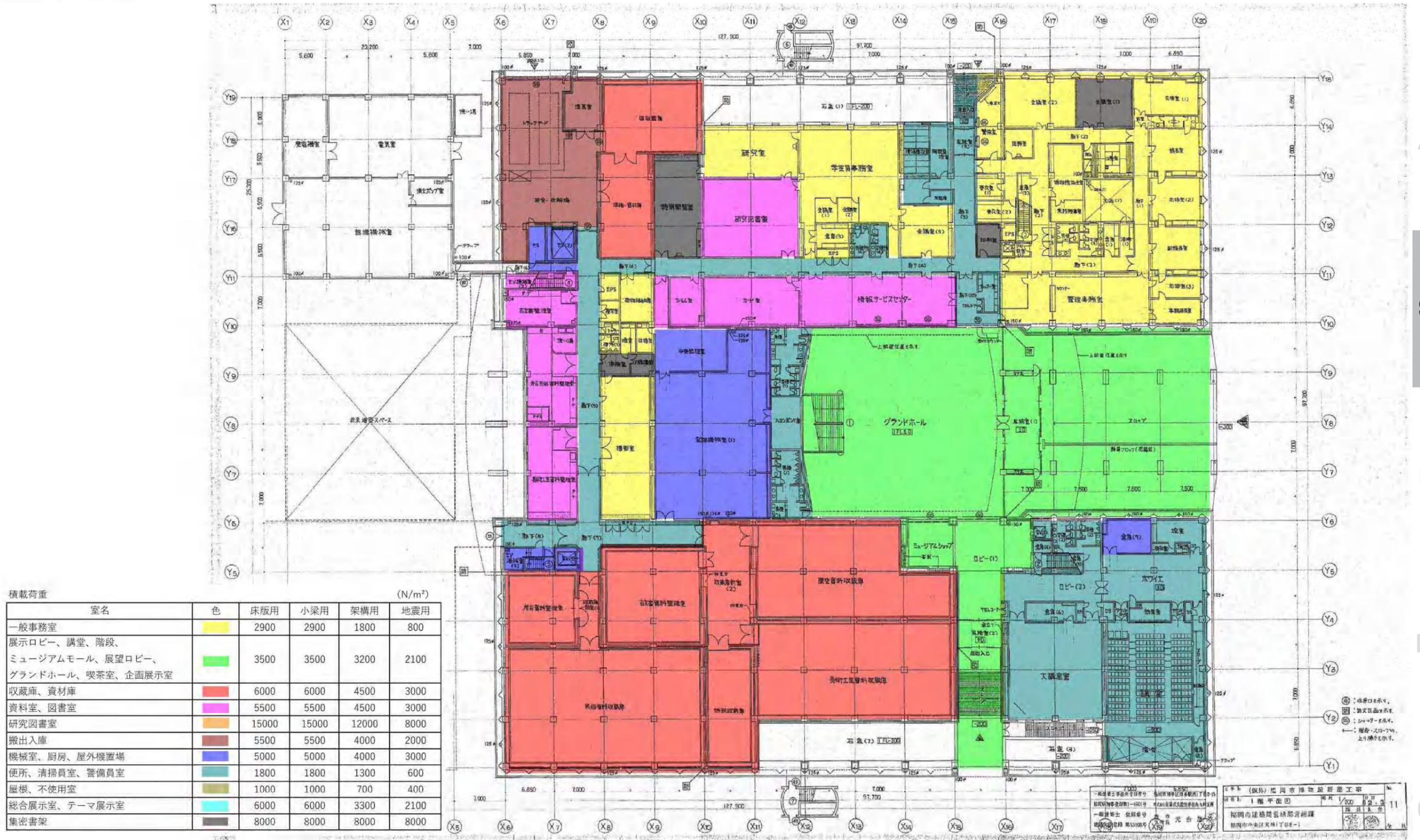
- ※ 耐震補強はバランス良く耐震壁の増設を行い、耐震性能の向上を図る。
- ※ 1階に新設の書庫を設置するため、床を鉄骨で補強を行う。

2-3. 補強方法

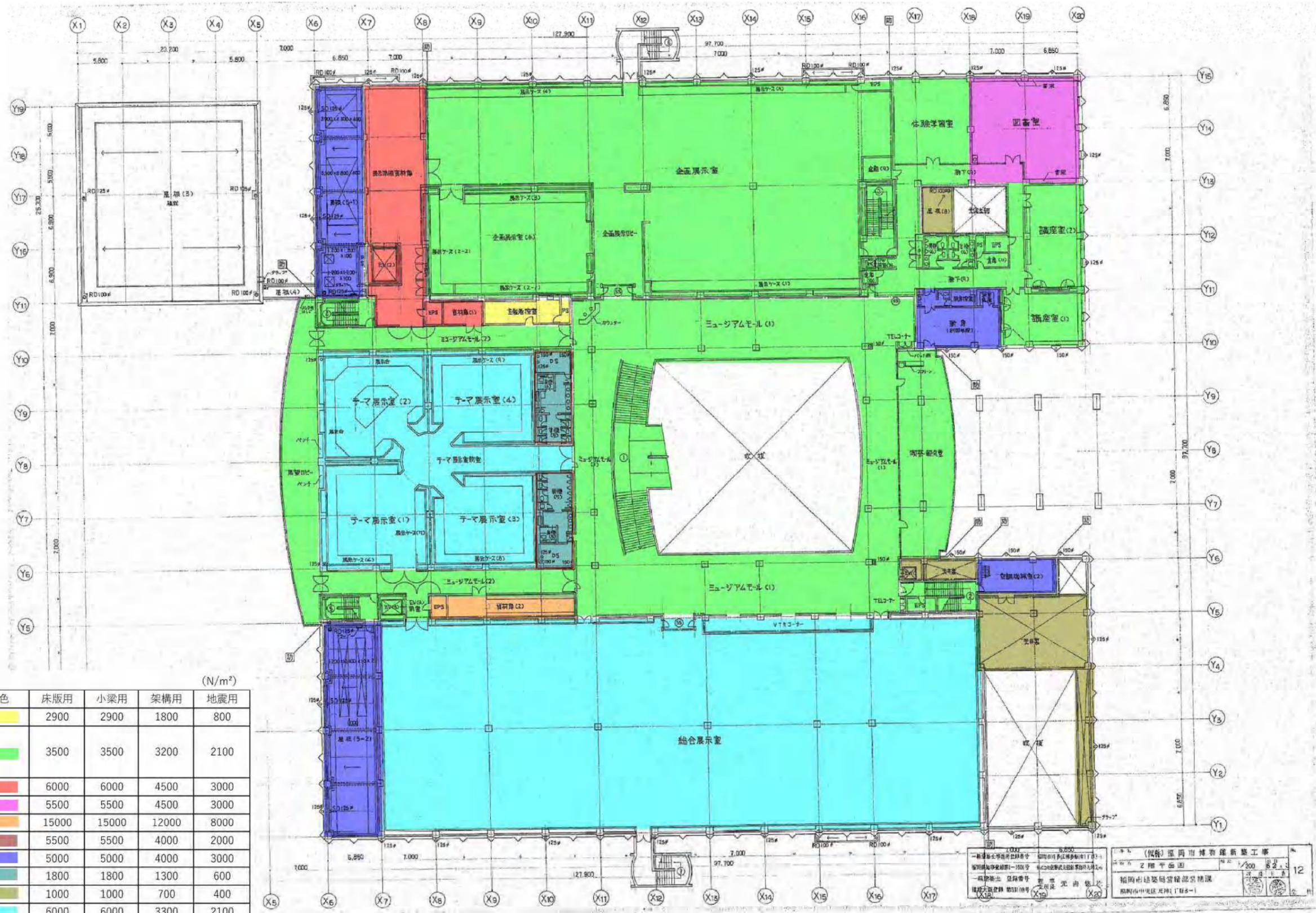
- ・増設壁補強
- ・鉄骨による床新設



2-4. 積載荷重図

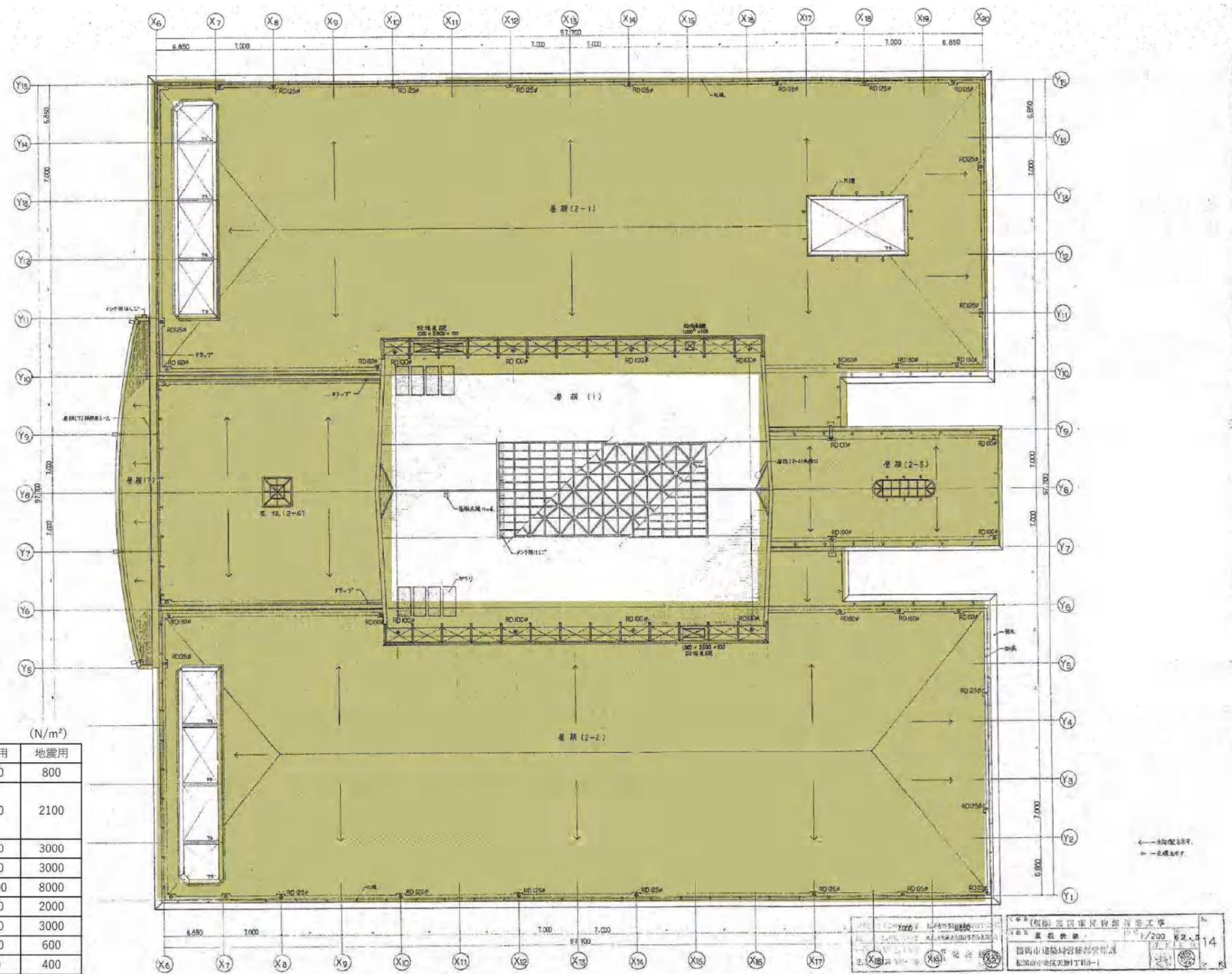


1階平面図



室名	色	床版用	小梁用	架構用	地震用
一般事務室	黄色	2900	2900	1800	800
展示ロビー、講堂、階段、 ミュージアムモール、展望ロビー、 グランドホール、喫茶室、企画展示室	緑色	3500	3500	3200	2100
収蔵庫、資材庫	赤色	6000	6000	4500	3000
資料室、図書室	紫色	5500	5500	4500	3000
研究図書室	茶色	15000	15000	12000	8000
搬出入庫	茶色	5500	5500	4000	2000
機械室、厨房、屋外機置場	青色	5000	5000	4000	3000
便所、清掃員室、警備員室	緑色	1800	1800	1300	600
屋根、不使用室	茶色	1000	1000	700	400
総合展示室、テーマ展示室	水色	6000	6000	3300	2100
集密書架	茶色	8000	8000	8000	8000

2階平面図

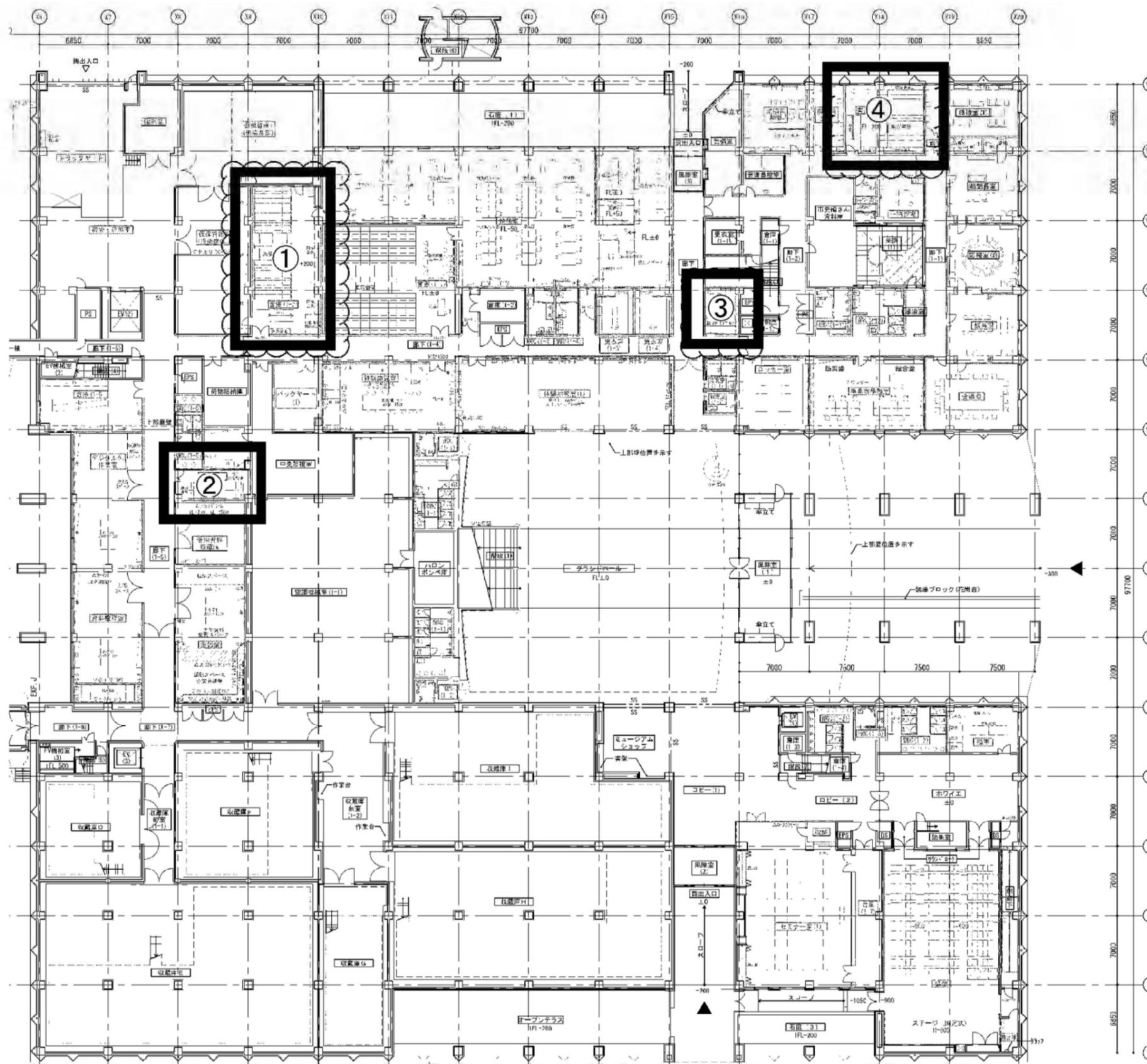


積載荷重	室名	色	床版用	小梁用	架構用	地震用
	一般事務室	Yellow	2900	2900	1800	800
	展示ロビー、講堂、階段、 ミュージアムモール、展望ロビー、 グランドホール、喫茶室、企画展示室	Green	3500	3500	3200	2100
	収蔵庫、資材庫	Red	6000	6000	4500	3000
	資料室、図書室	Purple	5500	5500	4500	3000
	研究図書室	Orange	15000	15000	12000	8000
	搬出入庫	Brown	5500	5500	4000	2000
	機械室、厨房、屋外機置場	Blue	5000	5000	4000	3000
	便所、清掃員室、警備員室	Teal	1800	1800	1300	600
	屋根、不使用室	Olive	1000	1000	700	400
	総合展示室、テーマ展示室	Cyan	6000	6000	3300	2100
	集密書架	Dark Blue	8000	8000	8000	8000

R階平面図

3. 集密書架への用途変更

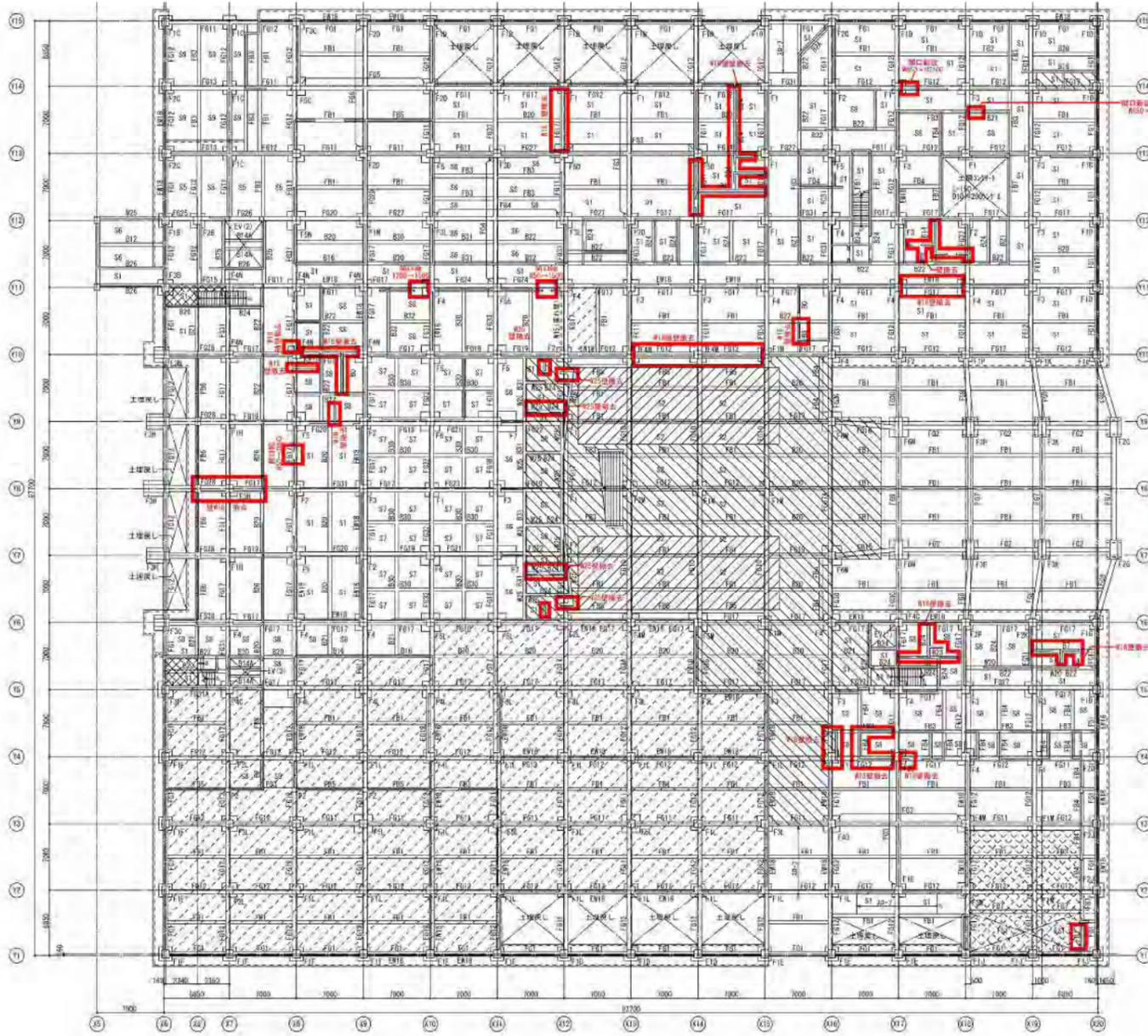
・1階平面図に示した①～④の部屋を集密書架とした場合
 ①と④の部屋でRC小梁とスラブに補強が必要となる為、
 スラブ上に鉄骨梁を設けて床を新設する。



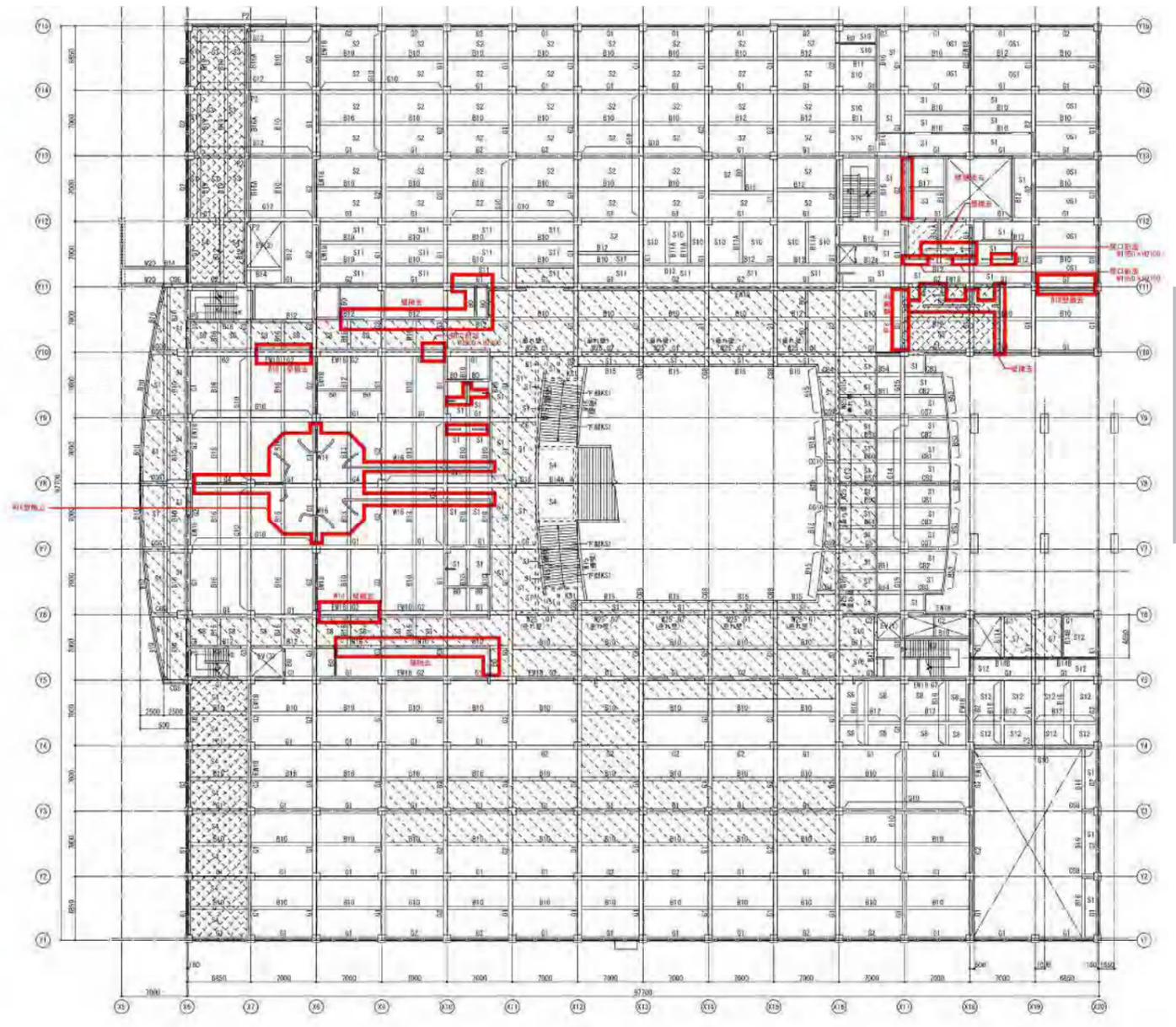
【1階平面図】

4. 壁撤去位置図

 範囲は撤去壁を示す。

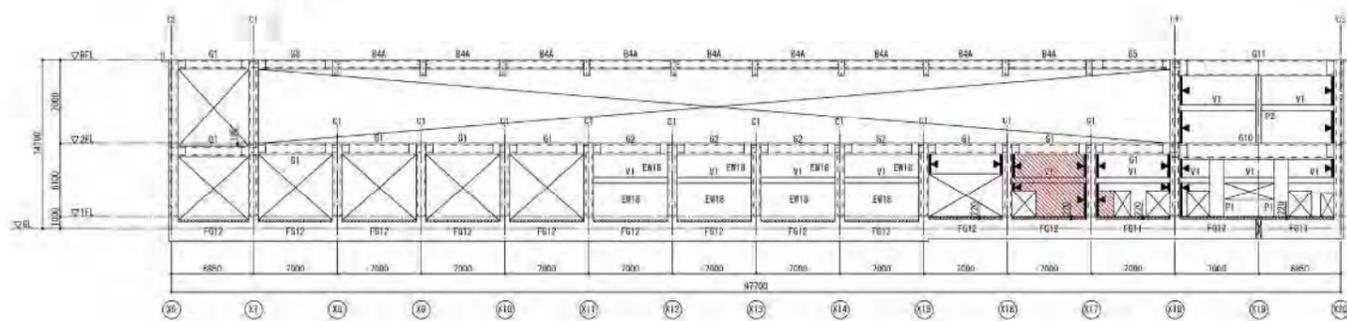


【1階伏図】

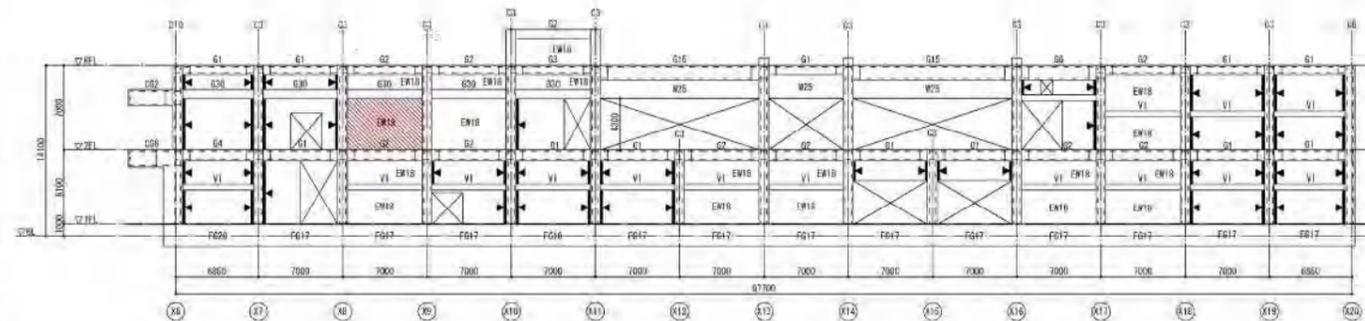


【2階伏図】

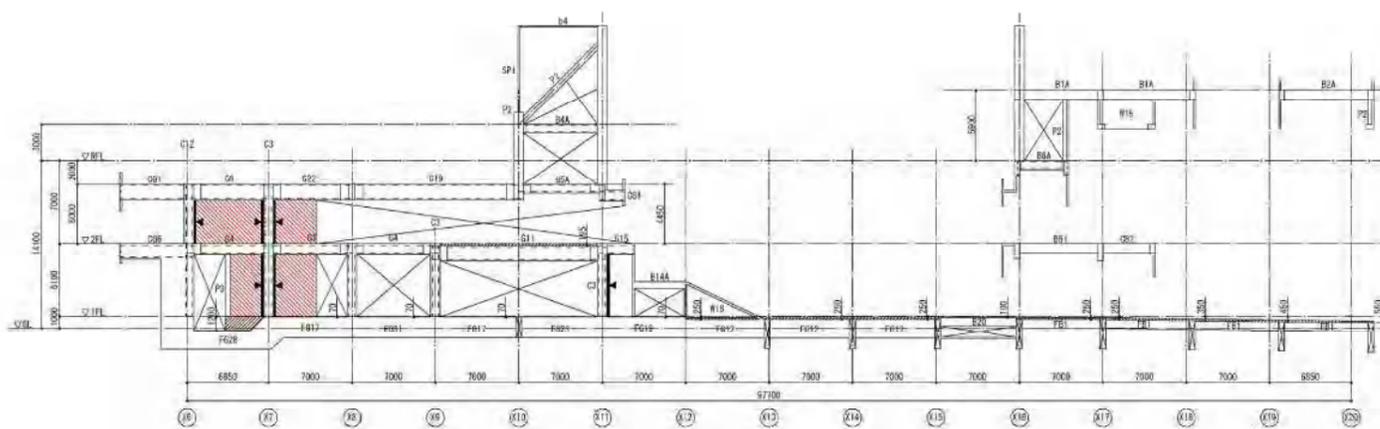
 範囲は撤去壁を示す。



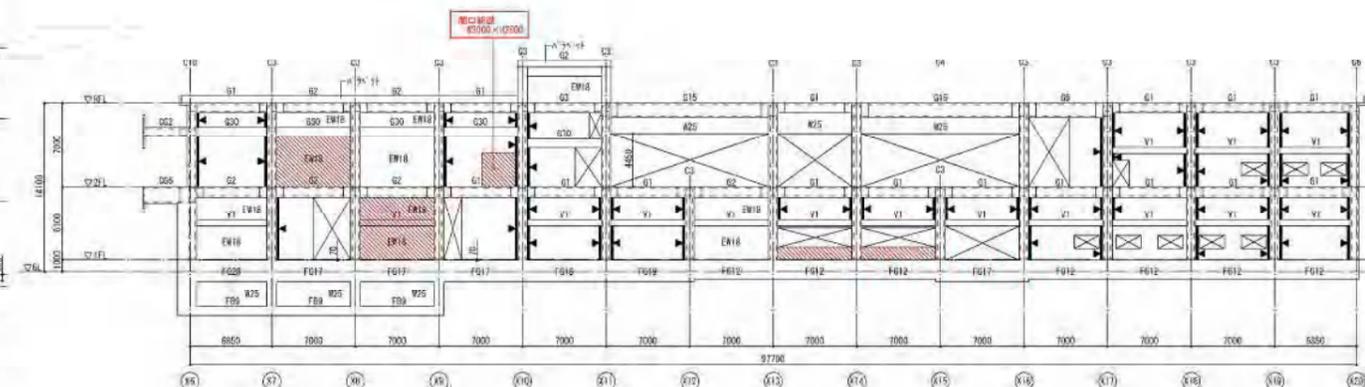
【 Y4 通り軸組図 】



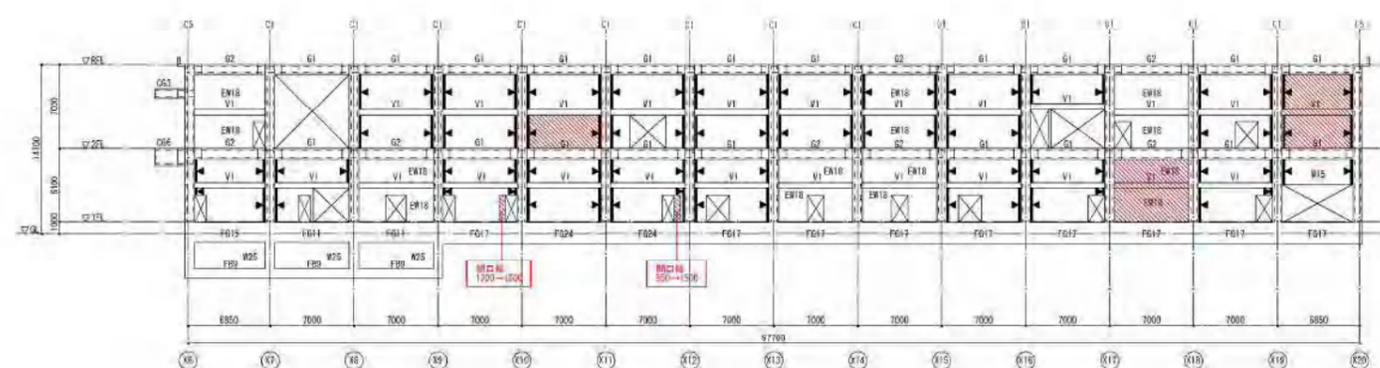
【 Y6 通り軸組図 】



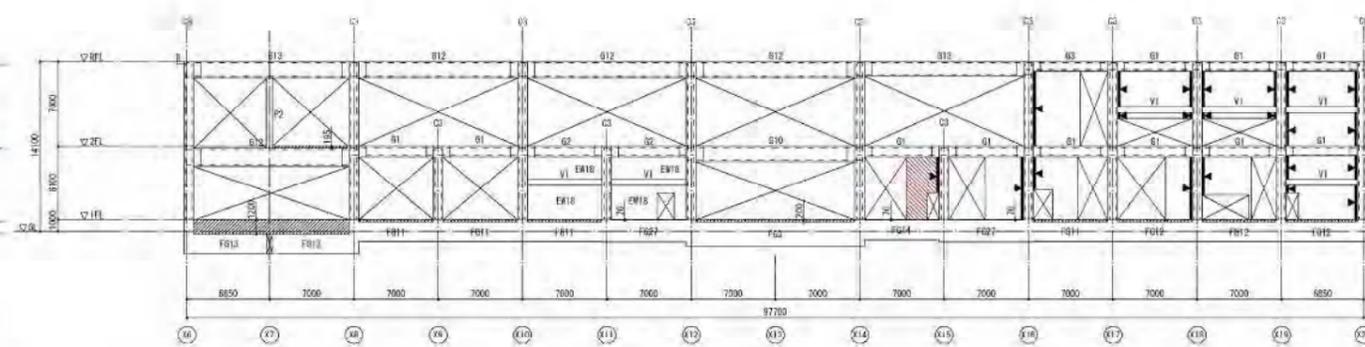
【 Y8 通り軸組図 】



【 Y10 通り軸組図 】

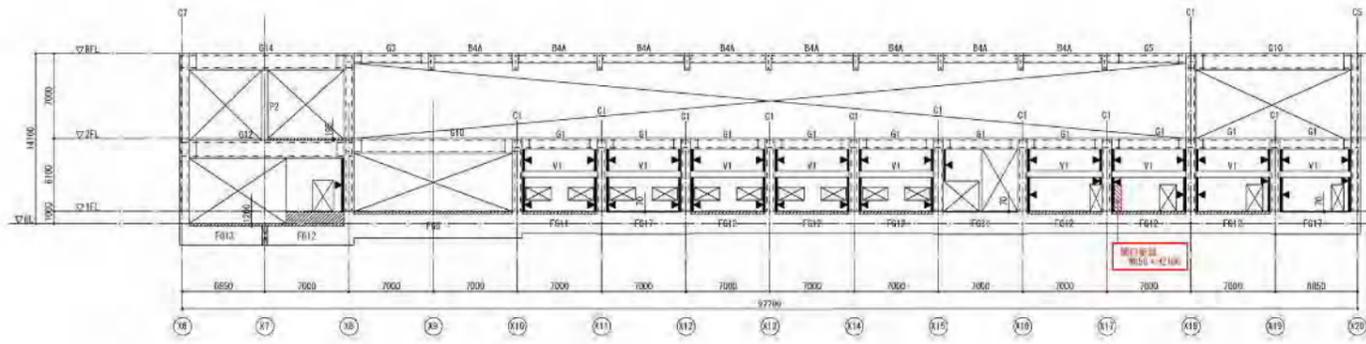


【 Y11 通り軸組図 】



【 Y13 通り軸組図 】

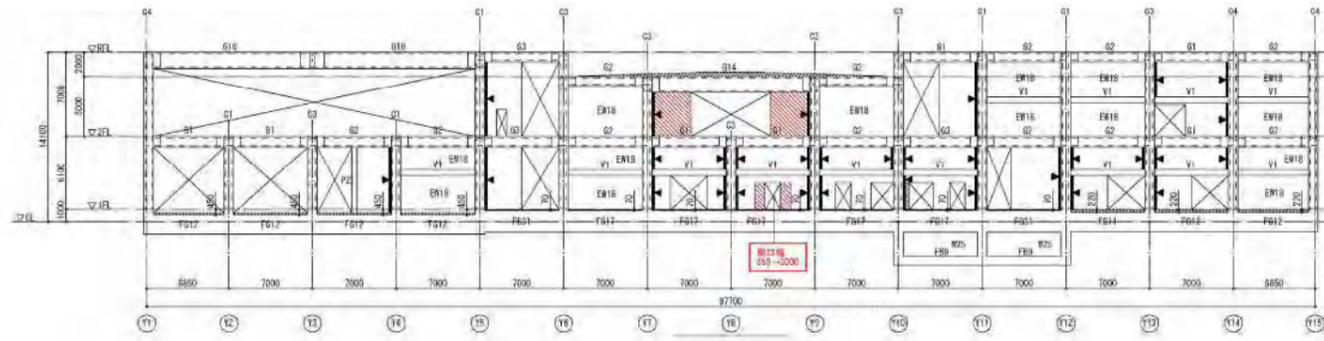
 範囲は撤去壁を示す。



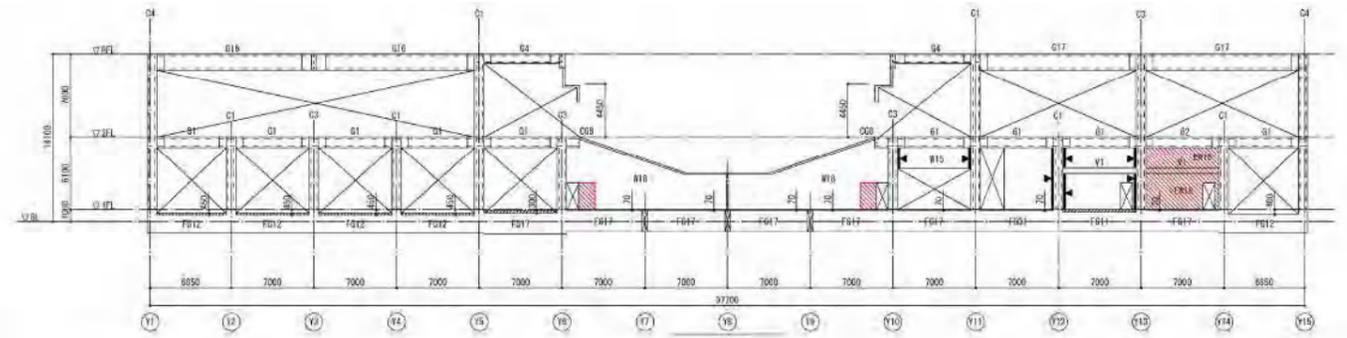
【 Y14 通り軸組図 】



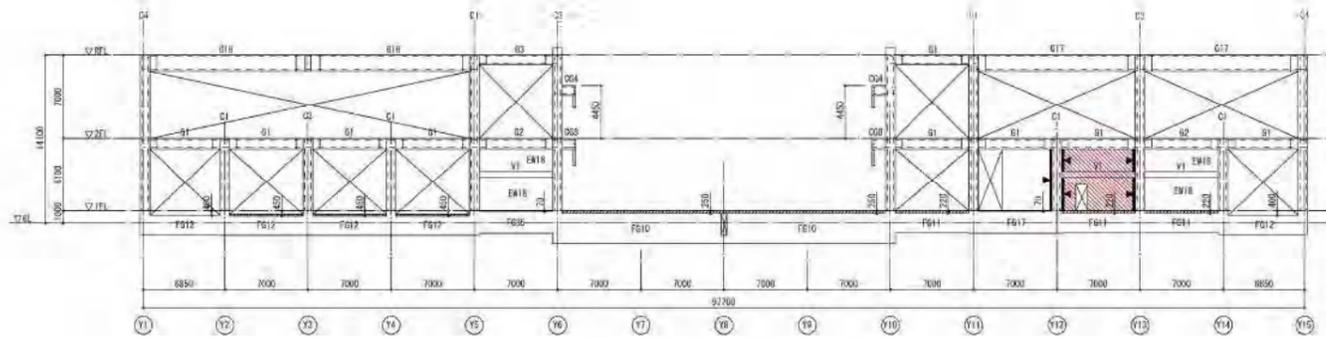
範囲は撤去壁を示す。



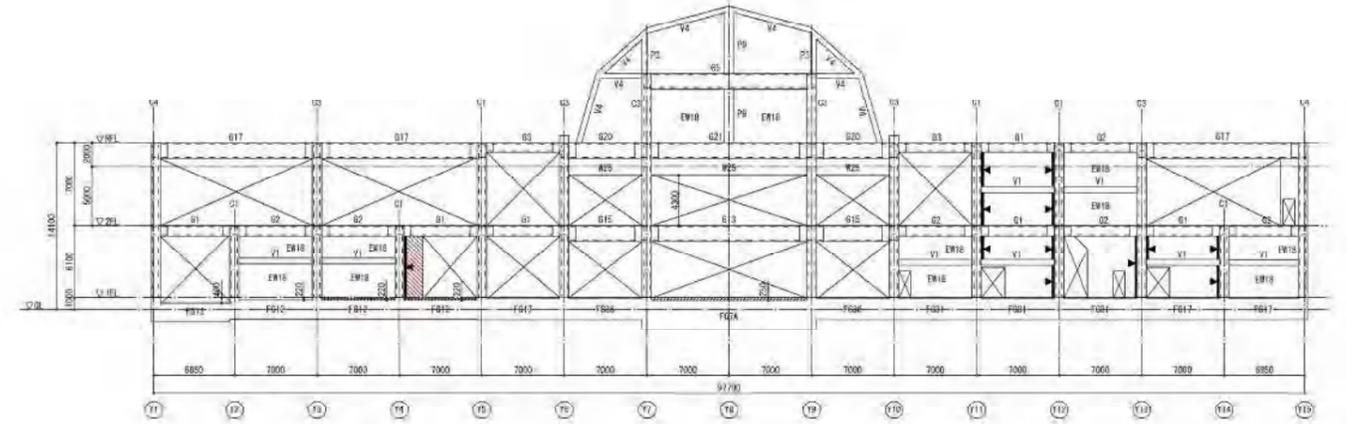
【 X8通り軸組図 】



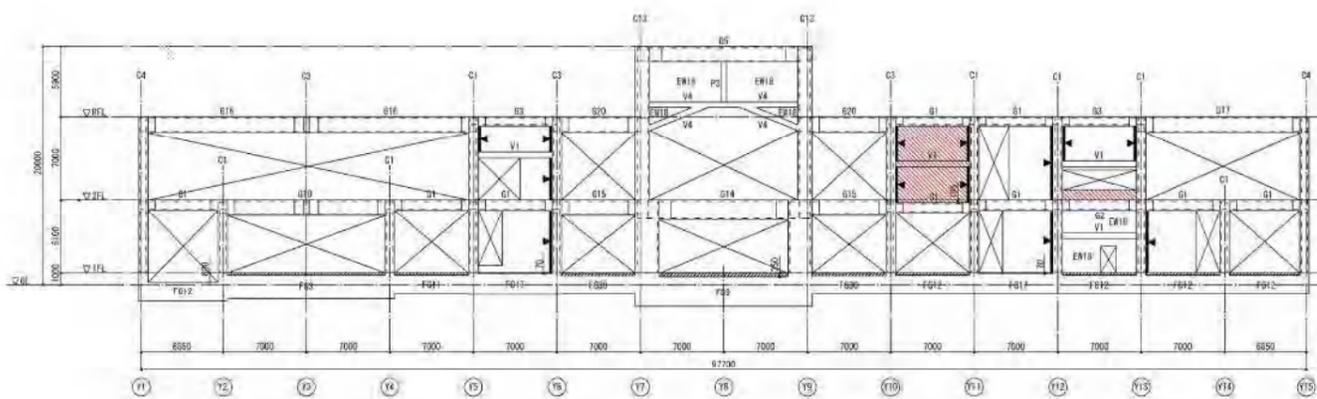
【 X12通り軸組図 】



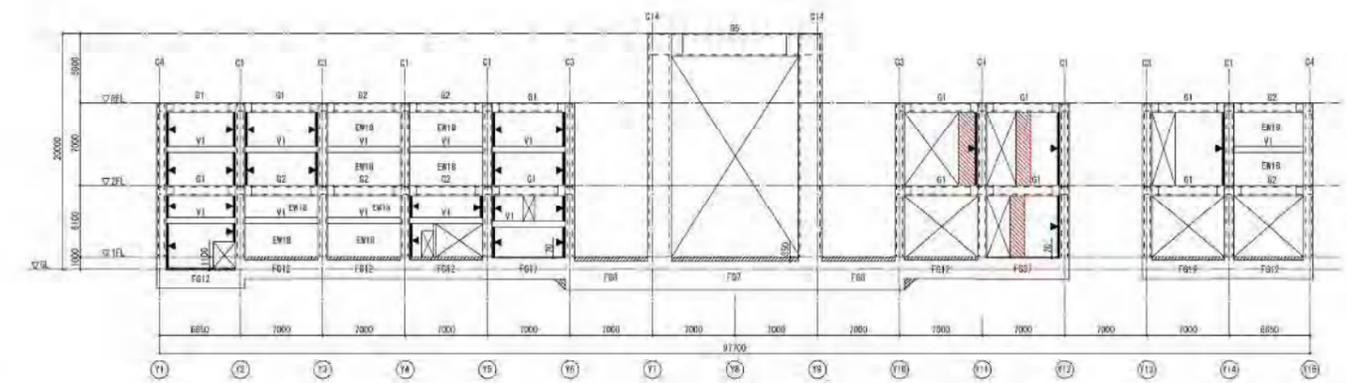
【 X14通り軸組図 】



【 X16通り軸組図 】

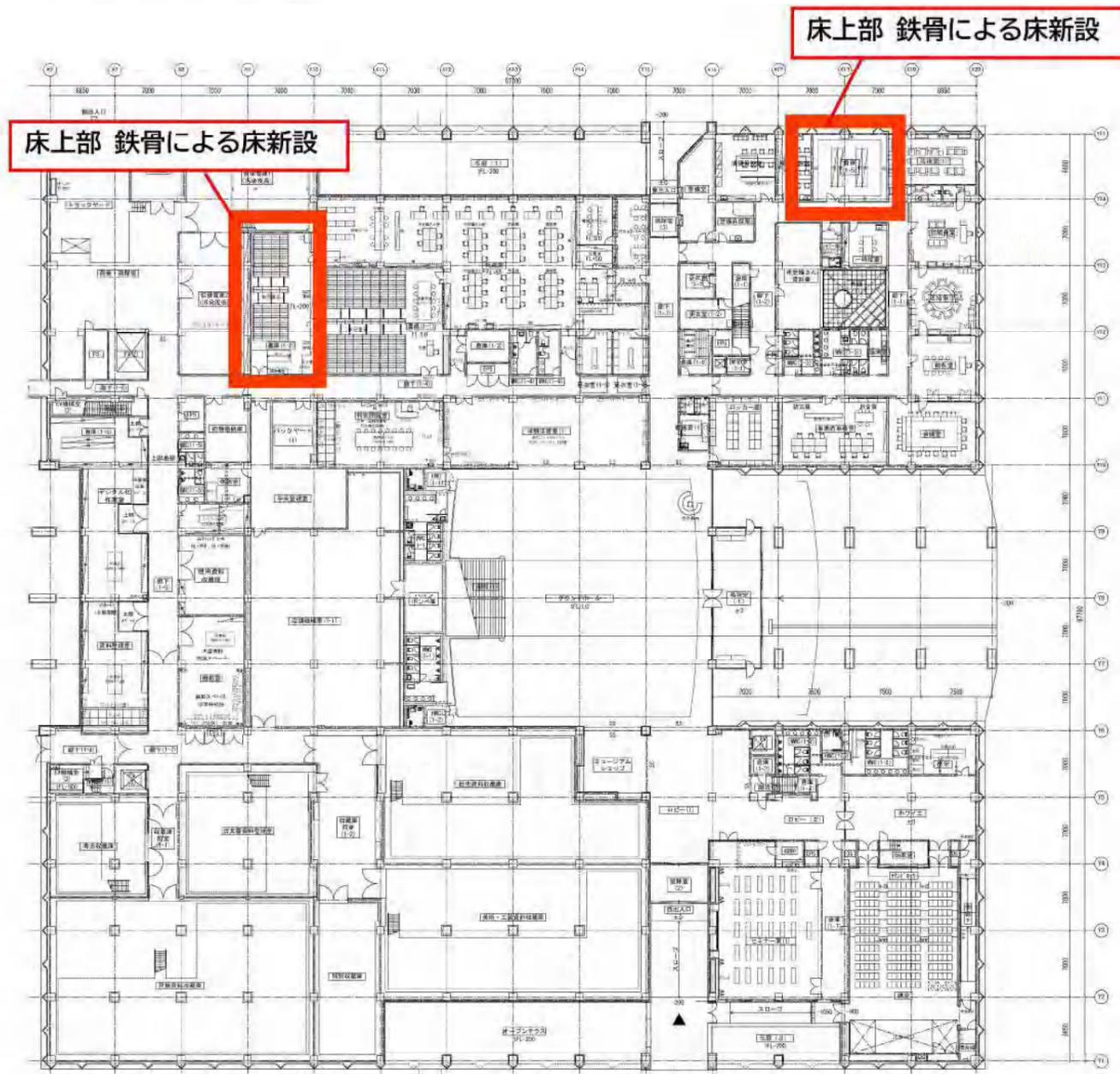


【 X17通り軸組図 】

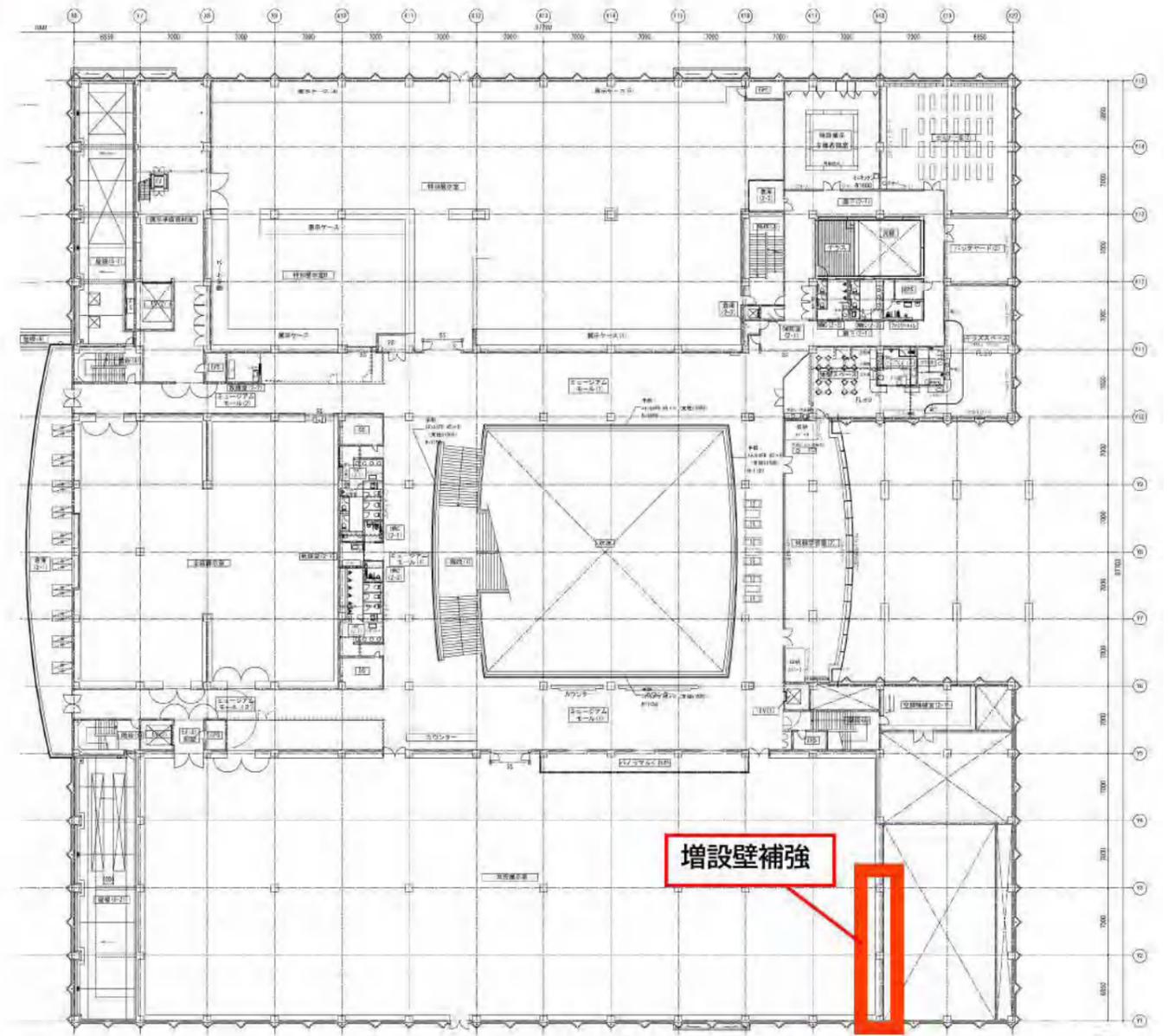


【 X18通り軸組図 】

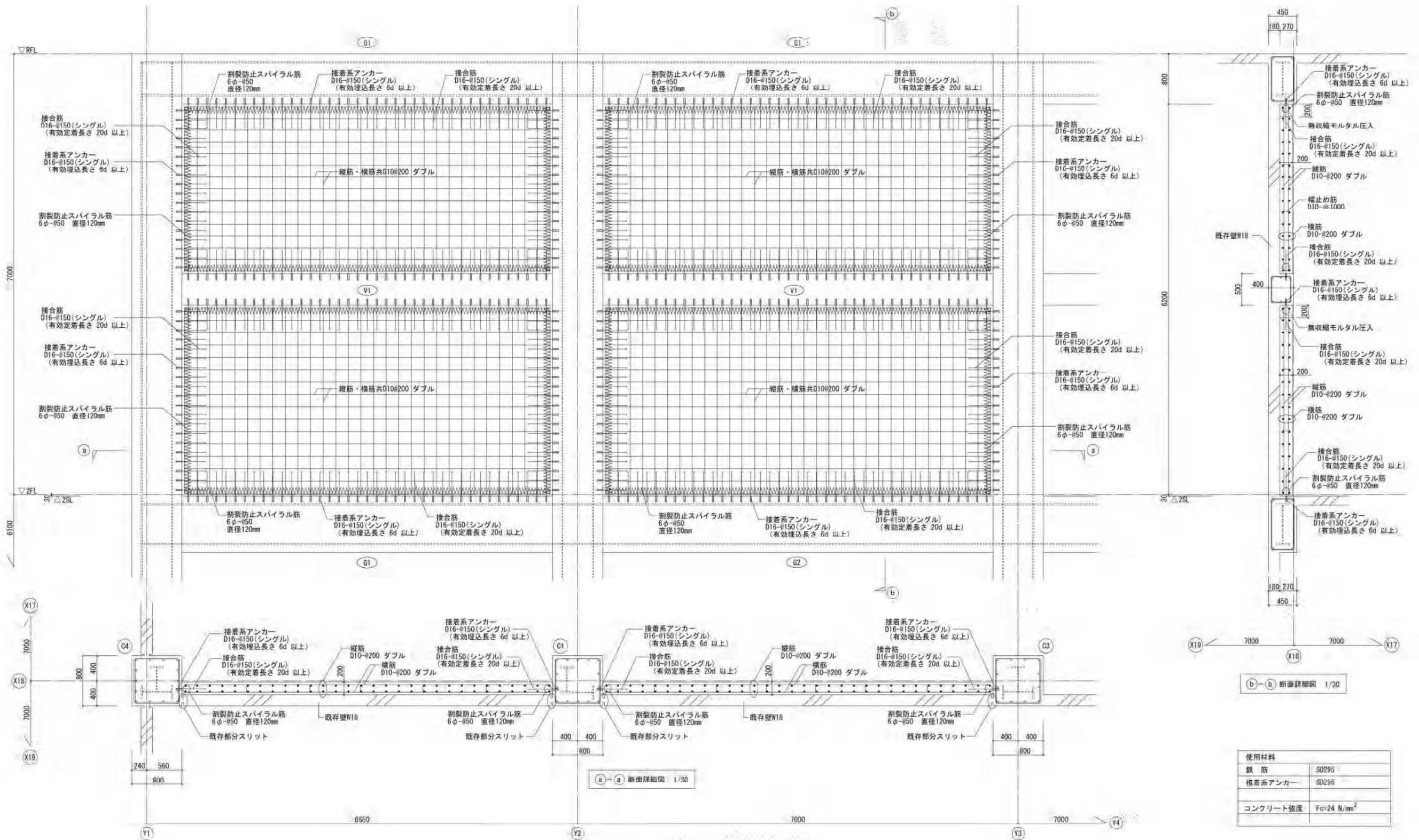
5. 補強位置図

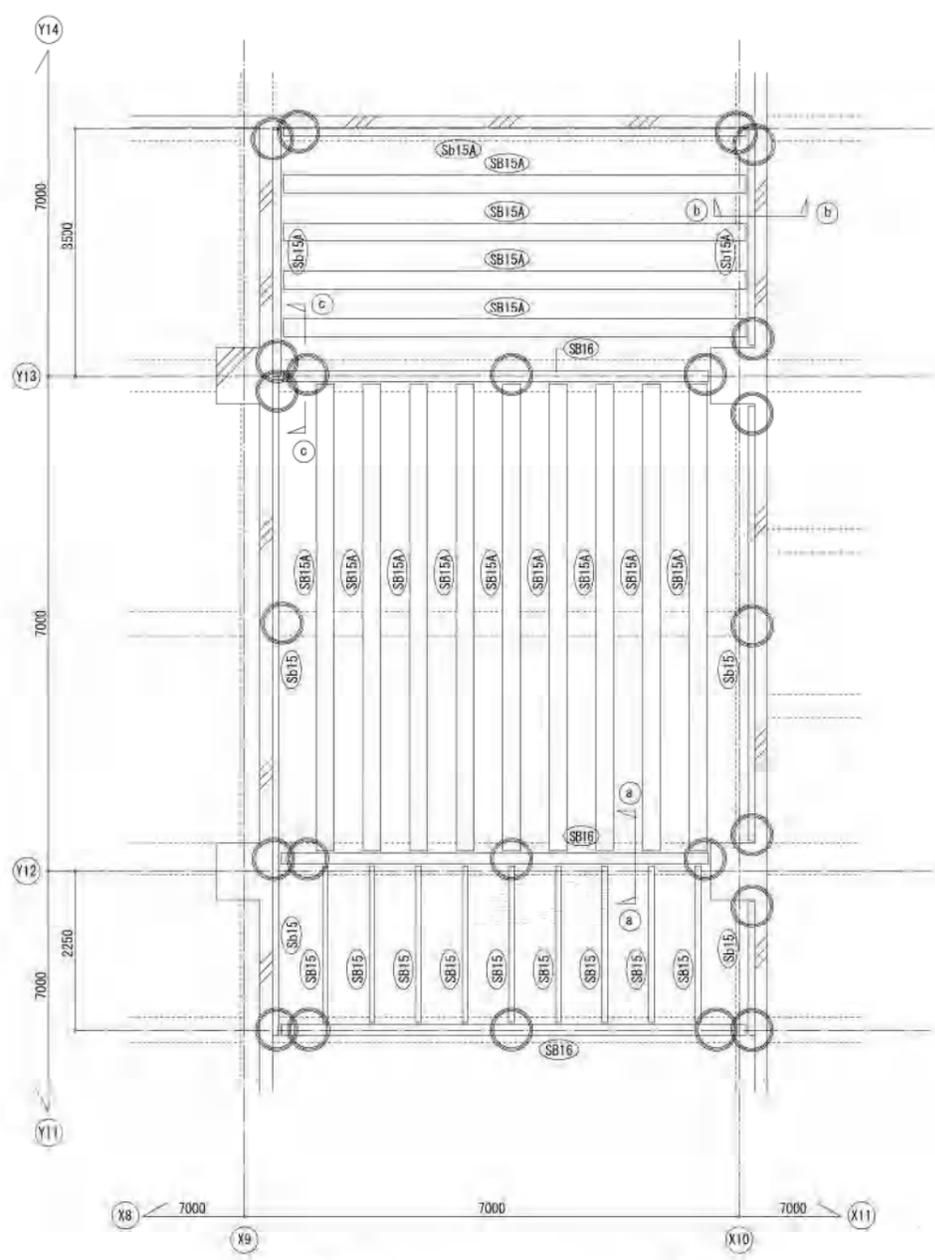


【 1階平面図 】



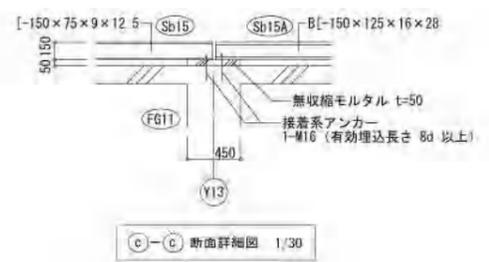
【 2階平面図 】



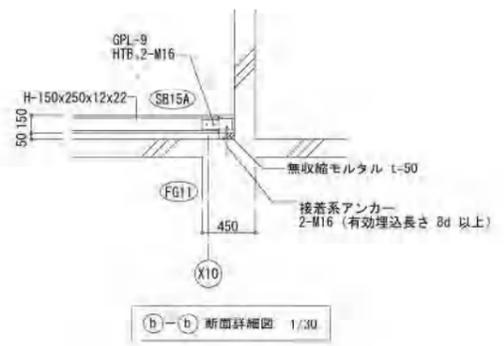


1階床補強伏図 (X9-10通リ Y12-Y14間) 1/50

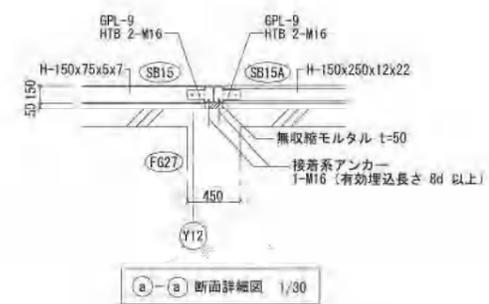
印は地中梁上端に接着系アンカー(2-M16)を設ける箇所を示す。



c-c 断面詳細図 1/30



b-b 断面詳細図 1/30

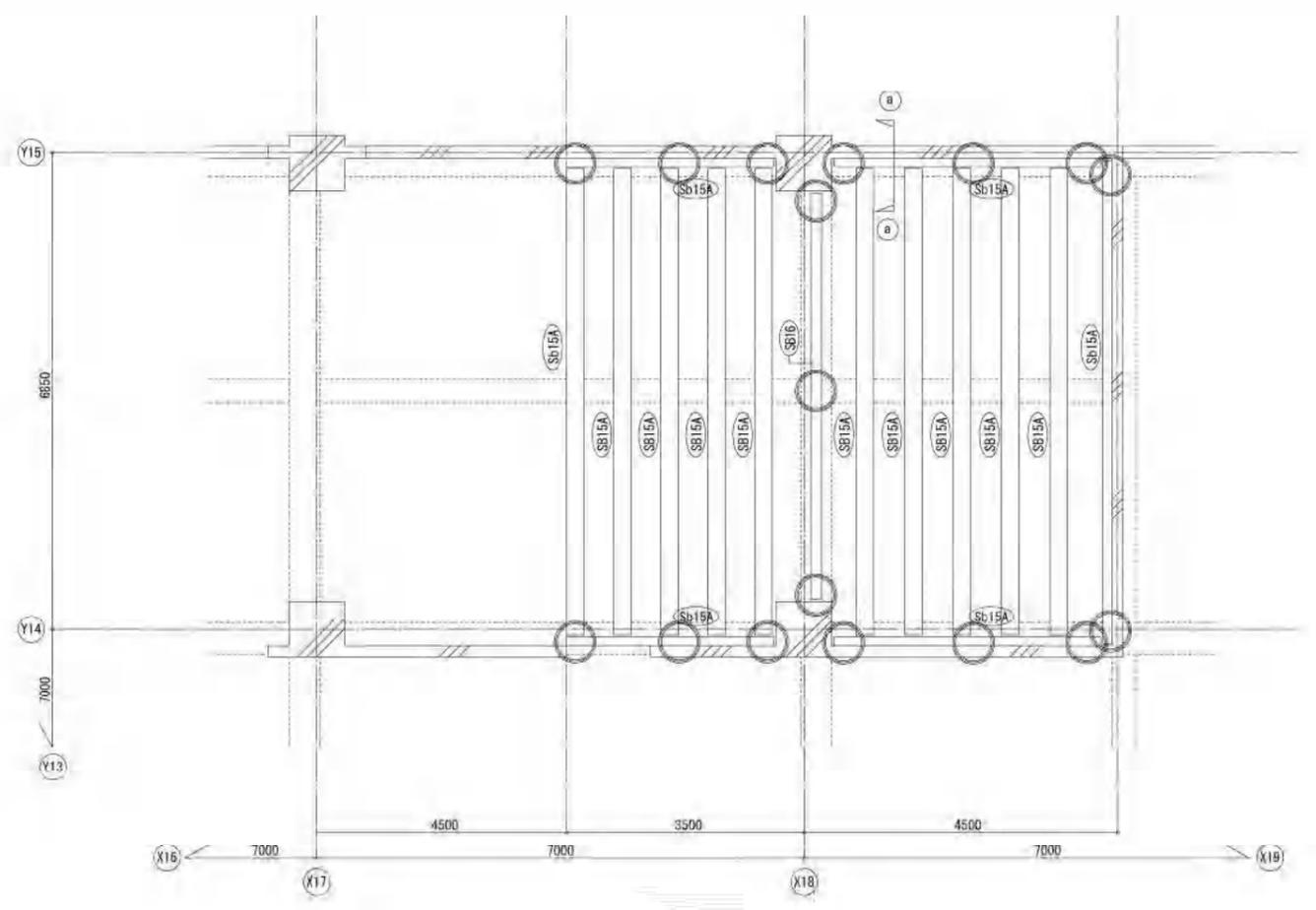


a-a 断面詳細図 1/30

符号	部材	仕口	備考
SB15	H-150x75x5x7	G. PL- 9 HTB 2-M16	
SB16	H-150x150x7x10	G. PL- 9 HTB 2-M16	
SB15A	BH-150x250x12x22	—	接着系アンカー 2-M16
Sb15	[-150x75x9x12.5]	—	接着系アンカー 2-M16
Sb15A	B[-150x125x16x28]	—	接着系アンカー 2-M16

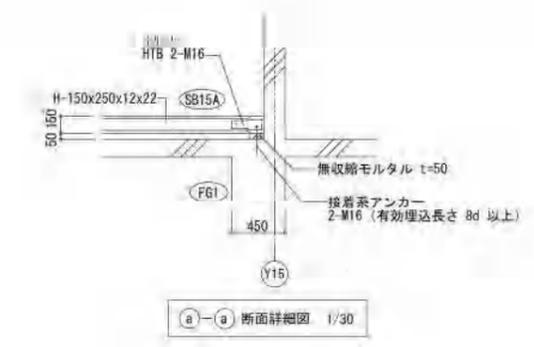
使用材料	
鉄骨	SS400
高力ボルト	S10T
接着系アンカー	SS400

【1階床 補強詳細図 (1)】



1階床補強伏図 (X17-19通リY14-Y15間) 1/50

印は地中梁上端に接着系アンカー(2-M16)を設ける箇所を示す。



a-a 断面詳細図 1/30

符号	部材	仕口	備考
SB15	H-150x75x5x7	G.PL-9 HTB 2-M16	
SB15A	BH-150x250x12x22	—	接着系アンカー 2-M16
Sb15A	B[-150 x 125 x 16 x 28	—	接着系アンカー 2-M16

使用材料	
鉄骨	SS400
高力ボルト	S10T
接着系アンカー	SS400

【1階床 補強詳細図(2)】

電気設備計画概要

1. 基本方針

本施設は開館から30年を経て、部分的に改修を行ってきたが、様々な施設要求に応えきれない状況となっている。今回、施設全体の大規模改修を行うことで、施設全体として法的にも整合の取れた設備システムとすることで、これからの長期利用を可能とする改修を行う。

本計画では、以下に留意して設備計画を行う。

- ・現在の設備技術を踏まえ、単純更新ではなく最新システム仕様を設定する。
- ・多様な来館者を獲得する魅力的な照明、音響システムを構築する。
- ・省エネ性能を向上させ、維持管理やランニングコストを考慮した設備計画とする。

2. 各設備仕様

0) 共通事項

- ①海岸に近接していることから、屋外機器類は全て重耐塩仕様とする。
- ②新設しない壁面の屋内露出配線は、メタルモールで保護する。
- ③地球環境に配慮し、エコ電線・エコケーブルを採用する。
- ④不要な露出配線は、用途を確認の上、原則撤去する。

1) 受変電設備

- ・2020年に全面更新していることから、原則は既存のままとする。
- ・コンデンサー容量が、空調機器等のリニューアルにより必要容量より低下する可能性があることから、実施設計にて空調機器仕様が確定後に、最適な容量を検証して改修の可否を判断する。

2) 直流電源設備

- ・2020年に全面更新しているが、HS形式の蓄電池の更新を2025～2026年に控えていることから、保守が容易な長寿命MSE形式の蓄電池に更新する。
- ・現状は受変電設備、発電設備の制御電源用と、非常照明用としていることから、非常照明のLED化による負荷低減を実施設計にて確認し、適切な容量設定を行う。

3) 非常用発電設備

- ・2020年に全面更新していることから、原則は既存のままとする。
- ・地下タンクの燃料容量は、現状は1000Lで10時間可能だが、より長時間の運転を可能とする為の検討を行い、文化庁協議も含めて方針を決定する。

4) 太陽光発電設備

- ・2015年に設置された太陽光発電設備は、機器の劣化状況を踏まえて必要な更新を行う。

5) 中央監視設備

- ・2020年の受変電設備の改修と同時に更新されており、今回は改修対象外とするが、受変電設備の仕様変更を行う場合は、設定の調整を行う。実施設計にて検討する。

6) 照明制御設備

- ・既設同等の仕様(200窓、512回路)を基本とするが、実施設計にて必要な仕様を再設定する。

7) 電灯動力幹線設備

①改修範囲

- ・既設分電盤・制御盤は全て更新する。
- ・エレベーター、エスカレーター、舞台設備制御盤への幹線を撤去・更新とする。
- ・ケーブルラックは、アンカー打設による既設躯体欠損を避ける為に、原則既存再利用とする。
- ・新設幹線ケーブルは、原則、既設ケーブルラックを利用するが、天井裏はころがし配線可とする。

8) 動力設備

- ・動力機器の更新に伴い、制御盤類及び配線を全て更新する。

9) 電灯コンセント設備

- ・照明手法は、既設建物の手法を踏襲しつつ、演出性、快適性、省エネ性を兼ね備えた計画とする。

①照明設備

- ・照明器具は、原則全てLED器具に更新する。
- ・照度設定は、JIS基準を基本とする。
- ・展示室は、保守時に必要な照度300[lx]を確保し、通常は100[lx]程度の運用を行うことで、省エネを図る。
- ・執務室等で照度500[lx]以上の室は、まぶしさ抑制タイプの器具を採用し、初期照度補正を行い、省エネを図る。

- ・グランドホールとミュージアムモールには、無線制御方式を採用することで、自由な演出、機器毎の個別制御を行い、省エネにも寄与する。

- ・グランドホールは、天井面の間接照明を色温度可変システムによる演出を行う。
- ・ミュージアムモールは、光源が目立たない器具をベース照明とし、既存のイメージを踏襲して、ルーバー裏の天井面を穏やかに照らす間接照明を採用する。

- ・上級室の意匠照明は、今後の保守性を重視して、撤去して一般器具に更新する。
- ・ミュージアムモールの特注ブラケット器具は、当時の雰囲気を残す意図で電球をすべてLED電球に更新して、再利用とする。グランドホールの小型特注埋込器具は、電源の切り離しを行うが、器具自体は残置とする。
- ・省エネを重視して、不在時間に消灯が可能なトイレや、一部の廊下、更衣室等は人感センサーによる制御を行う。

- ・非常照明器具は、既設同等に電源別置型とする。
- ・誘導灯は、現行消防法に基づき必要個所に設置する。
- ・床埋込タイプの誘導灯は、電源不要の蓄光式の器具採用を検討する。

②コンセント設備

- ・既設配線、及び配線器具は、原則全て更新する。
- ・企画展示室はアンダーカーペット床配線システムを採用し、従来より利用しやすいコンセント配置を可能とする。

10) 舞台照明設備

- ・講堂の客席、および舞台は、2020年に全面更新しLED化が終了していることから、今回は改修対象外とするが、講堂の使い勝手向上のために、一部器具の増設を検討する。

11) 雷保護設備

- ・外部に露出している棟上げ避雷導体は、これまでの調査では劣化はみられないが、今後建物を長期利用する為に、原則更新とする。

1 2) 構内情報通信網設備

- ・既設 LAN 配線の更新を行う。
- ・来館者用にフリーWi-Fi 機器の設置を検討する。
- ・現状 LAN 構成、系統、工事区分を明確にして、配線・NW 機器新設を行う。

1 3) 構内交換設備

- ・電話交換機と電話子機の更新を行う。
- ・既設電話配線の更新を行う。
- ・既設ケーブルラックは、既設再利用とする。

1 4) 拡声設備

- ・警備室の非常放送用アンプを撤去・新設し、自火報設備との連動対応を行う。
- ・スピーカーの配置は、現行消防法に準拠して設置する。
- ・増築された収蔵庫棟の端子盤に新規配線を敷設し、施設全体の放送を可能とする。

1 5) テレビ共聴設備

- ・テレビ共聴機器は、全て撤去・更新する。
- ・諸室の変更に伴い、視聴必要個所を確認してテレビ端子を設置する。

1 6) 誘導支援設備

(1) インターホン設備

- ・既設インターホンは、すべて撤去・更新する。
- ・従来配線方式から、LAN 配線方式に変更する。

(2) トイレ呼出設備

- ・多目的トイレ、授乳室等の必要個所に呼出ボタンを設置し、警備室に表示盤を設置する。

(3) 誘導案内設備

- ・多目的トイレに視覚障がい者用の音声による誘導案内設備を設置する。人感センサーにより起動し、音量調整や多言語（英語等）の設定を可能とする。

1 7) 電気時計設備

- ・親時計設備を更新し、各室の子時計を更新する。

1 8) 監視カメラ設備

- ・監視カメラ設備は、全て更新する。

1 9) 防犯・入退室管理設備

①電気錠制御設備

- ・施設管理の為、必要個所に電気錠を設けて、暗証番号キーによる入退室管理を行う。
- ・管理対象の扉は1か所とする。

②機械警備用配管設備

- ・閉館時に、無人管理を可能とする機械警備システム用の空配管を設ける。
- ・機械警備で使用する機器（センサー等）も、本事業において設置する。既設機器の使用/新設は事業者の提案に委ねる。

2 0) 自動火災報知設備

- ・警備室に設置してある GR 型受信機を更新し、収蔵庫棟の中継器盤の配線を接続することで、施設全体の監視を行う。
- ・主受信機の更新に伴い、各副受信盤、中継器盤、感知器、配線は全て更新する。
- ・自動閉鎖設備の更新を行う。

2 1) 映像音響設備

(1) 講堂

講堂は残響時間が長い現状を踏まえ、内装の吸音処理を施し（建築工事）、スピーカーシステムを全面更新して、明瞭性の高い音場を形成する。

<主要機器構成>

- ・音響設備：アンプ、メインスピーカー(2台)、サブウーハー(2台)、ハネ返りスピーカー(2台)、CD、有線マイク、ワイヤレスマイク
- ・映像設備：プロジェクター、旋回ズーム型カメラ、BL・DVD プレイヤー、PC 接続対応

(2) セミナー室1・2

講義・学習利用を目的とし、大人数の利用者向けに機器を新設する。

<主要機器構成>

- ・音響設備：アンプ、天井埋込スピーカー(3台)、CD、有線マイク、ワイヤレスマイク
- ・映像設備：天吊型プロジェクター、120インチスクリーン、BL・DVD プレイヤー、PC 接続対応

(3) 体験学習室1・2

講義・学習利用を目的とし、大人数の利用者向けに機器を新設する。

<主要機器構成>

- ・音響設備：アンプ、天井埋込スピーカー(3台)、CD、有線マイク、ワイヤレスマイク
- ・映像設備：65型移動式液晶モニター、BL・DVD プレイヤー、PC 接続対応

2 2) 構内配電・通信設備

- ・建物周辺部の外灯器具、配線の更新を行う。
- ・今後の通信回線の増加に備え、引込用配管を敷設する。

※上記青字部分は、2025年4月10日に公表したものと追加。

【 電気設備 照明諸元表 】

階数	室名	設定照度 [lx]	照明器具		スイッチ		リモコン制御			現地センサー制御		備考
			器具形式	現地のみ	現地手動調光	現地+集中管理	センサー連動自動点滅	タイマー制御	センサー連動自動点滅	初期照度補正+昼光制御		
収集・保管部門												
1F	収蔵庫前室	300	直付ライン器具									消し忘れ確認
	考古収蔵庫	150	直付ライン器具		○	○※	○					消し忘れ確認
	古文書収蔵庫	150	直付ライン器具		○	○※	○					消し忘れ確認
	民族資料収蔵庫	150	直付ライン器具		○	○※	○					消し忘れ確認
	歴史資料収蔵庫	150	直付ライン器具		○	○※	○					消し忘れ確認
	美術工芸資料収蔵庫	150	直付ライン器具		○	○※	○					消し忘れ確認
	特別収蔵庫	150	直付ライン器具		○	○※	○					消し忘れ確認
	資料整理室兼デジタル化作業室兼フィルム室	500	埋込ライン器具							○		
	トラックヤード	100	直付ライン器具			○						
	荷受荷解室	100	直付ライン器具			○						
	燻蒸室	150	直付ライン器具			○						
	暗室	150	直付ライン器具			○						
	撮影室	500	直付ライン器具		○	○						
	準備室・X線撮影室	150	直付ライン器具			○						
	仮保管庫1(汚染度高)	150	直付ライン器具			○						
	仮保管庫2(汚染度低)	150	直付ライン器具			○						
執務部門(市)												
1F	執務室(運営課、市史編さん室、学芸課、研究室)	600	埋込ライン器具	○						○		
	応接室前室	300	ダウンライト(DL)	○								
	応接室1	500	間接照明+DL	○	○					○		
	応接室2	500	間接照明+DL	○	○					○		
	応接室	500	間接照明+DL	○	○					○		
	部長室	500	間接照明+DL	○	○					○		
	会議室	500	間接照明+DL	○						○		
	総館長室	500	間接照明+DL	○						○		
	館長室	500	間接照明+DL	○						○		
	書庫	150	直付ライン器具	○								
	カード室/資材庫	300	直付ライン器具	○								
	倉庫	100	直付ライン器具	○								
執務部門(事業者)												
	警備室	300	埋込ライン器具	○								
	清掃員控室	300	埋込ライン器具	○								
	解説員控室	500	埋込ライン器具	○						○		
	執務エリア	600	埋込ライン器具	○						○		
	一時控室	500	埋込ライン器具	○								

階数	室名	設定照度 [lx]	照明器具		スイッチ		リモコン制御			現地センサー制御		備考
			器具形式	現地のみ	現地手動調光	現地+集中管理	センサー連動自動点滅	タイマー制御	センサー連動自動点滅	初期照度補正+昼光制御		
展示部門												
2F	常設展示室	300	スポット+DL		○	○						
	テーマ展示室前室	300	スポット+DL		○	○						
	企画展示室	300	埋込照明		○	○						
	特別展示室	300	埋込照明		○	○						
交友部門(多目的)												
1F	グラントホール	300	ダウンライト+間接照明		○※	○						無線システム+器具調光
	ミュージアムショップ	300	スポット+DL			○						
	ロビー	200	ダウンライト+間接照明			○						
	ホワイエ	200	ダウンライト+間接照明			○						
	講堂	-			○							LED化更新済
	多目的室	500	埋込照明			○※				○		消し忘れ確認
2F	ミュージアムモール	200	直付+間接照明		○※	○						無線システム+器具調光
	休憩スペース	300	ダウンライト+間接照明			○						
交友部門(教育)												
1F	体験学習室1・2	500	埋込ライン器具			○※				○		消し忘れ確認
	セミナー室1・2	500	埋込ライン器具			○※				○		消し忘れ確認
	特別閲覧室(市民研究室)	600	埋込ライン器具			○※				○		消し忘れ確認
	多目的研修室	500	埋込ライン器具			○※				○		消し忘れ確認
	講座室1~3	500	埋込ライン器具			○※				○		消し忘れ確認
その他												
	倉庫	100	直付ライン器具	○								
	用具庫	100	直付ライン器具	○								
	更衣室	200	直付ライン器具							○		
	医務室	500	埋込ライン器具	○							○	
	休憩室	300	埋込ライン器具	○								
	湯沸室	200	埋込ライン器具	○								
	授乳室	200	ブラケットライト	○								
	WC	200	ダウンライト							○		
	荷物格納庫	100	直付ライン器具	○								
	複写室	300	直付ライン器具	○								
	シャワー室	100	直付ライン器具	○								
	中央監視室	500	直付ライン器具	○						○		
	空調機械室等	150	直付ライン器具	○								

A 機械設備基本方針

本施設は開館から30年以上が経過し、多くの設備が更新時期を迎えようとしている。設備機器の劣化は収蔵・展示環境や利用者満足度に直結するため早急な設備更新が必要である。

また各室の使われ方は建設当初から変わりつつある。現在のニーズに合わせてレイアウトの見直しが必要であり、設備システムも追従する必要がある。

本計画では下記に留意し、設備システムの計画を行う。

- ・ 室の用途に合わせた空調換気計画
- ・ 展示、収蔵に適した環境の創出
- ・ 快適性と省エネルギーの両立
- ・ 本大規模改修工事にて設備改修を行わないと、今後改修を行う機会がなくなるため、原則すべての機器・配管を更新する

B 機械設備計画

1. 給排水衛生設備工事

① 衛生器具設備

- ・ 耐久性、清掃性、節水性に優れた衛生器具とする。
- ・ 大便器は暖房洗浄便座（擬音装置付）とする。
- ・ 洗面器、小便器等は節水および衛生面を考慮し自動水栓・自動洗浄とする。

衛生設備は下表に示す器具相当の形式とする。

器具名	参考品番	仕様	洗浄水量	備考
洋風大便器 フラッシュタンク式	UAXC3CS1 TCF5534AU	掃除口付壁掛け大便器 温水洗浄便座共	6L/回	
低リップ小便器	UFS900WR	自動洗浄 壁掛式	0.9L/回	
洗面器	—	ボウル一体型		
自動水栓	TLE28SS1W	自動単水栓		
掃除用流し	SK22A T23AE20			
コンパクトバリアフリースイットイレパック	UADAK21R1A 1ADD2BA	自動バルブユニット 温水洗浄便座 汚物流しあり	4.8L/回	配慮対象者は実施設計にて詳細決定とする
子供用大便器 フラッシュバルブ式	CS300B TV560Q	床置床排水大便器	6L/回	
子供用小便器 フラッシュバルブ式	U310GY T601P	壁掛け小便器	3L/回	

注) 1. 便宜上、TOTO製の器具品番を記載。

2. 大便器には柵付き2連紙巻き器、エコリモコン付とする。

	
洋風大便器 (フラッシュタンク式)・エコリモコン	低リップ小便器
	
ボウル一体型洗面器	自動水栓
	
掃除流し	コンパクトバリアフリースイットイレパック
	
子供用大便器	子供用小便器

② 上水給水設備

1) 給水方式

配管経路の短縮と周辺への景観配慮を意図して受水槽＋加圧給水ポンプ方式に変更する
(現状は高架水槽方式)

2) 受水槽

既存受水槽は耐用年数(30年程度)を過ぎているため撤去する。新設する受水槽は既存と同様に室内設置とする。紫外線による劣化や藻の繁殖の恐れがないため、材質はFRP(複合版・二槽式)とする。(既存受水槽と同材質)

3) 高架水槽・揚水ポンプ

給水方式変更により既存の高架水槽および揚水ポンプは撤去する

4) 給水配管

給水管は全て更新する。

材質は水道用高性能ポリエチレン管とすることで、施工性を高める(軽量・品質確保の容易さ)と同時に耐久性も確保する

※本館工事中も南側広場は運営しているため工程については十分考慮すること

③ 雑用水給水設備

1) 給水方式

配管経路の短縮と周辺への景観配慮を意図して受水槽(建築躯体利用)＋加圧給水ポンプ方式に変更する(現状は高架水槽方式)

2) 受水槽

既存に引き続き、建築躯体を受水槽として利用する

3) 高架水槽・揚水ポンプ

給水方式変更により既存の高架水槽および揚水ポンプは撤去する

4) 給水配管

給水管は全て更新する。

上水との誤接続を防止するため、上水配管と異種の材質(硬質塩化ビニルライニング鋼管SGP-VB)とする。

④ 排水設備

1) 排水方式

重力式とし放流先は既存排水樹とする

2) 排水区分

屋内：汚水・雑排水は分流

屋外：汚水・雑排水は合流

※雨水と汚水・雑排水は分流(雨水配管は建築工事)

3) 排水管

屋内排水管は全て更新する。(屋外配管は既存再利用)

材質は硬質塩化ビニル管VPとする

⑤ 給湯設備

1) 給湯方式

給湯が必要な個所に対して給湯機を個別に設ける局所個別給湯とする

2) 給湯箇所

シャワー室：瞬間式電気温水器

その他給湯室など：貯湯式電気温水器

3) 配管材質

一般配管用ステンレス鋼管(拡管式)

既存給湯設備は耐用年数を大幅に超えていると考えられるため、すべての給湯設備・配管を更新する。

⑥ 消火設備

1) スプリンクラー設備

耐用年数を迎えているため既存スプリンクラーポンプと周辺設備は全て更新する。室のレイアウトも変更されるためスプリンクラーヘッドや配管も全て更新する。

※改修時の留意事項

増築した収蔵庫棟もスプリンクラー設備および屋内消火栓設備を導入しているが、本館の消火管より分岐している。本館改修時も収蔵庫棟は利用し続けるため、実施設計時に代替方法について消防と協議が必要となる。

2) 屋内消火栓・屋外消火栓

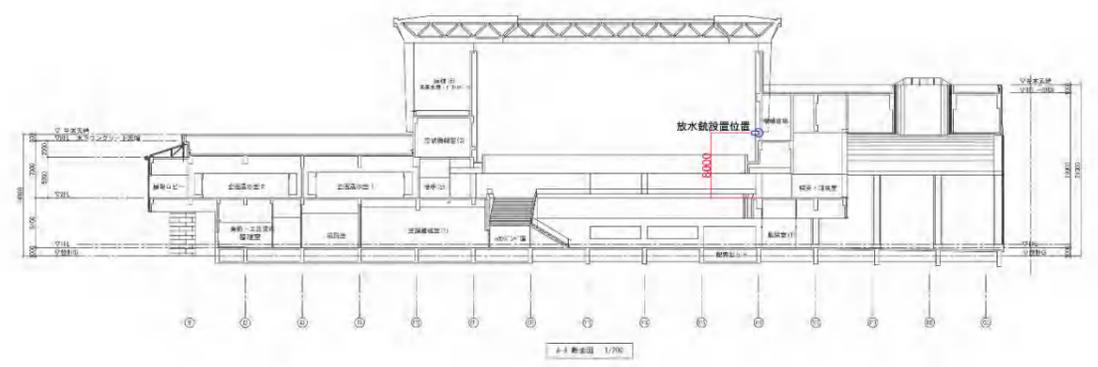
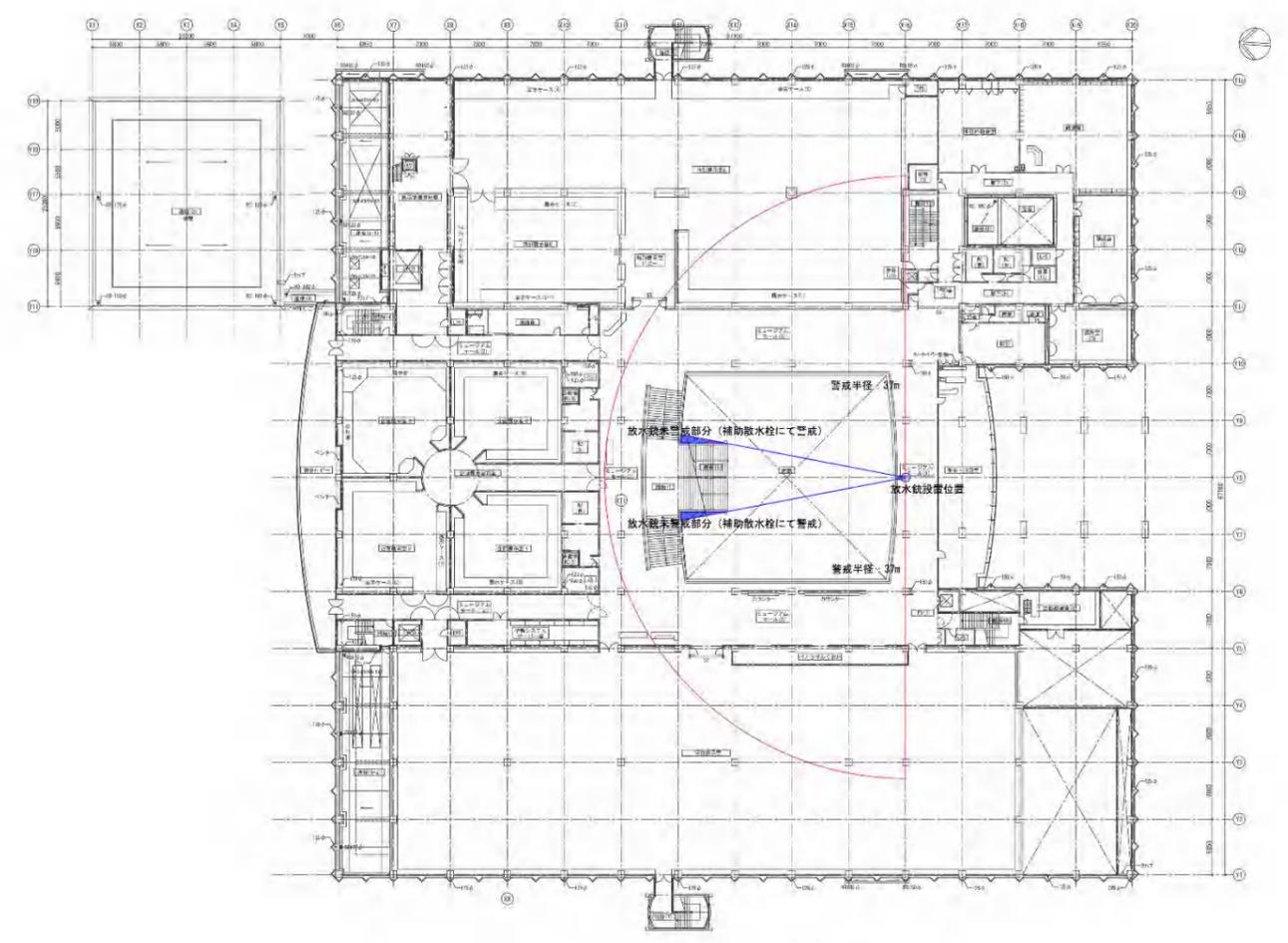
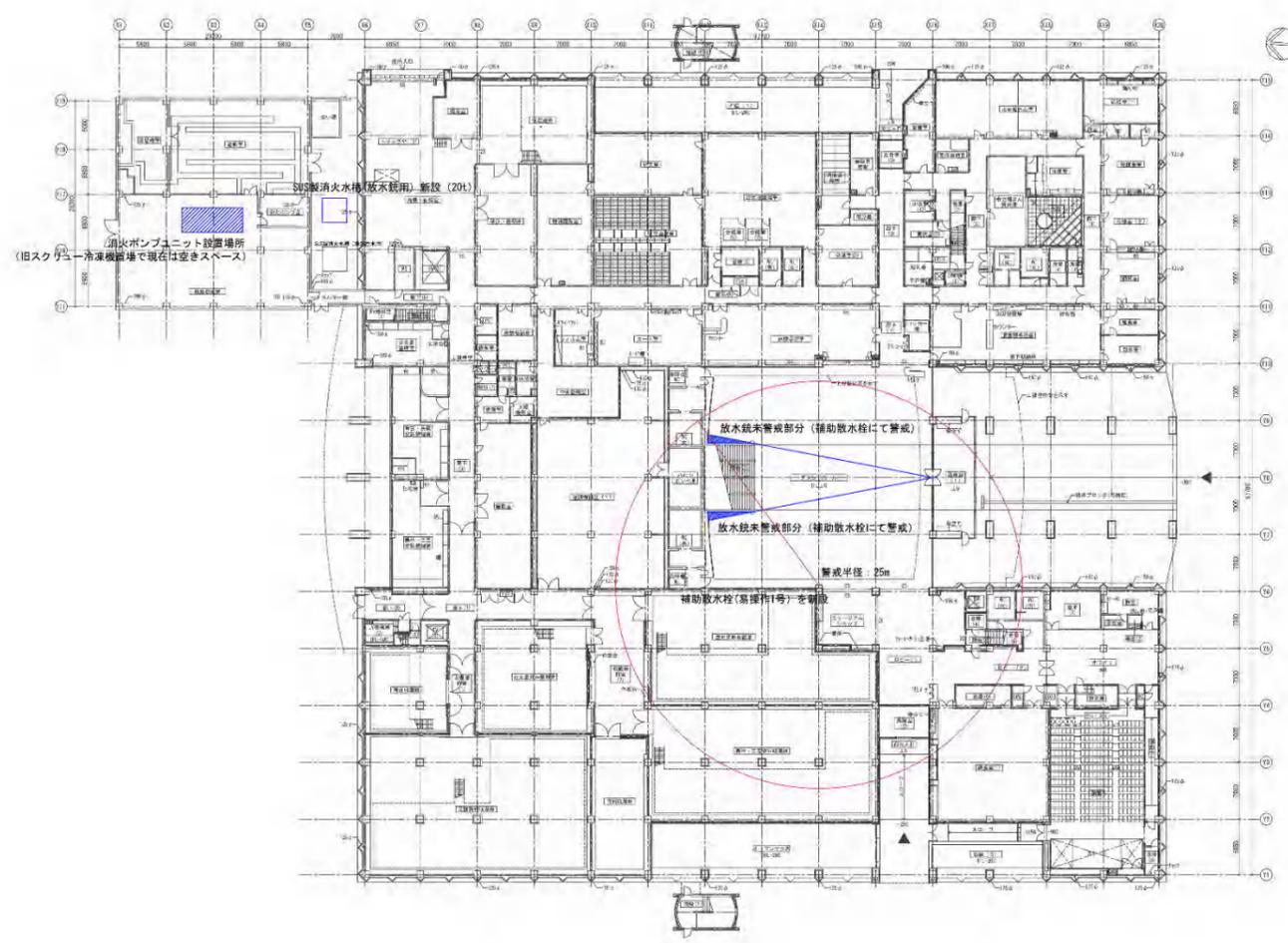
耐用年数を迎えているため既存消火栓ポンプと周辺設備は全て更新する。また配管・消火栓も更新する

3) ハロンガス消火

収蔵庫や展示室を対象としたハロンガス消火はヘッドのみ更新とする

4) 放水銃設備

消防よりグランドホールに散水銃を設ける指導を受けているため、本改修工事にて導入する。水源は新設する必要があるためSUS製の消火水槽20tを屋外に設置する(荷重が大きいため屋内設置は不可)。またポンプユニットは屋内設置(熱源機械室内)とすることで、屋外設置による機器の劣化を防止する。(次ページ「放水銃新設計画図」参照)



放水銃新設計画

2.空調換気設備工事

① 空調設備

1) 空調方式

【中央熱源】

本施設は既存システムとして「水蓄熱」を採用している。蓄熱システムはピークシフトによるデマンド抑制の効果があり、熱源設備容量のダウンサイジングおよびイニシャルコストの削減にもつながる。また電力契約形態によっては夜間電力料金が適用され、ランニングコストの削減にもつながる可能性がある。

よって改修後の空調システムにおいても蓄熱システム継続採用する。

また熱源機器および空気調和機、ファンコイルユニットは既存の5°C差利用より大温度差(7°C)利用に変更し、搬送動力の省エネや配管口径の縮小によるコストダウンを図る。さらに原則機器類は高効率仕様のものを採用し省エネルギー化を目指す。

・熱源機器類は、現状のものから高効率機器に更新する。

現状：R-1 空冷モジュールチラー

冷却能力：85kW 加熱能力：85kW 6台
冷水温度：12°C→7°C (5°C差) 温水温度：45°C→50°C (5°C差)
消費電力 冷却：23.3kW 加熱：24.2kW



更新：R-1 空冷モジュールチラー (散水型)

冷却能力：85kW 加熱能力：90kW 6台
冷水温度：14°C→7°C (7°C差) 温水温度：45°C→38°C (7°C差)
消費電力 冷却：17.4kW 加熱：22.0kW

注：更新後の熱源機器の能力は参考値であり、熱負荷計算により決定するものとする。

【個別熱源 (PAC エアコン)】

脱炭素の観点から既存を踏襲し PAC エアコンの動力は電気とする。また冷媒はオゾン層破壊係数の極めて小さい R-32 とし環境負荷低減に配慮する (R-32 冷媒の採用は設備の高効率化にもつながる)

2)設計温湿度条件

	外気条件		一般室		収蔵庫・展示ケース		
	DB(°C)	RH(%)	DB(°C)	RH(%)	DB(°C)	RH(%)	備考
夏期	35.1	57.3	26	50	24	55	・中間期は 22°C55%
冬期	1.6	58.4	20	40	20	55	・温度±1度、湿度±5%

注 1) 収蔵庫・展示ケースは季節ごとに温湿度設定を緩やかに調整

注 2) 収蔵庫・展示ケースの空調方式詳細は別紙参照

3)空調機器

既設の空冷モジュールチラー、ポンプ類、空気調和機、PAC エアコン、ファンコイルユニット、送風機などすべての機器が法定耐用年数(15年)を超過している。

再使用できる状況にないと判断し、すべての機器を更新する。

4)ダクト設備

本改修工事を逃すと改修タイミングがなくなるため、全て改修する。

ただし既収蔵庫と書庫(1-1)は除く。

5)配管設備

- ・空調機器の更新に伴い冷温水配管、ドレン配管、冷媒配管もすべて更新する。
- ・冷温水配管は既存の5°C差より7°C差仕様に変更するため、流量が小さくなりサイズダウンとなる。
- ・冷温水配管の材質は空調配管用高性能ポリエチレン管(50A以上)とし、耐久性および施工性を高める計画とする。使用箇所は屋内一般部分とし、機械室内および屋外露出の配管はすべて炭素鋼鋼管(白)を採用する。
- ・50A以下の空調配管は、金属強化ポリエチレン管(保温材付)とし、施工性・耐久性を向上させる。また、ドレン配管に関しても空調ドレン用結露防止層付硬質塩化ビニル管を採用し、施工性、耐久性を考慮したものとする。

②換気設備

1) 換気方式

・本施設の既存換気システムはほとんどの居室が機械室に置かれた中央方式の全熱交換器を介して供給されている。中央方式であるため全熱交換器のメンテナンス箇所が少なく(室ごとに全熱交換器が設置されていないため)運用上のメリットが大きい。また外気負荷が大幅に削減され省エネルギーに大きく貢献している。

そのため改修後のシステムも既存を踏襲し中央方式の全熱交換器を設置することとする。

・個別に全熱交換器を設置することが望ましい室は DC モーターを搭載した全熱交換器とし、さらに CO2 センサー組み込みとすることで省エネルギー化を図る

・室の用途に応じて除塩フィルターを設けて、外気導入による塩害を防止する

※換気方式の詳細は仕様書を参照

・居室以外の便所、更衣室、湯沸室などは第三種換気とする。天井扇は DC モーターとし省エネルギー化を図る

③ 排煙設備

・排煙設備の機器(排煙ファン、排煙口、操作パネル)はすべて更新する。

・排煙ダクトやダクト器具(HFDなど)はすべて更新する。

※上記青字部分は、2024年12月24日公表分から変更。注意書きの下にあった「※空調方式の詳細は仕様書を参照」は削除。

④ 自動制御設備

1) 空調換気設備、給排水設備の運転制御、状態監視を電気式制御で計画する。

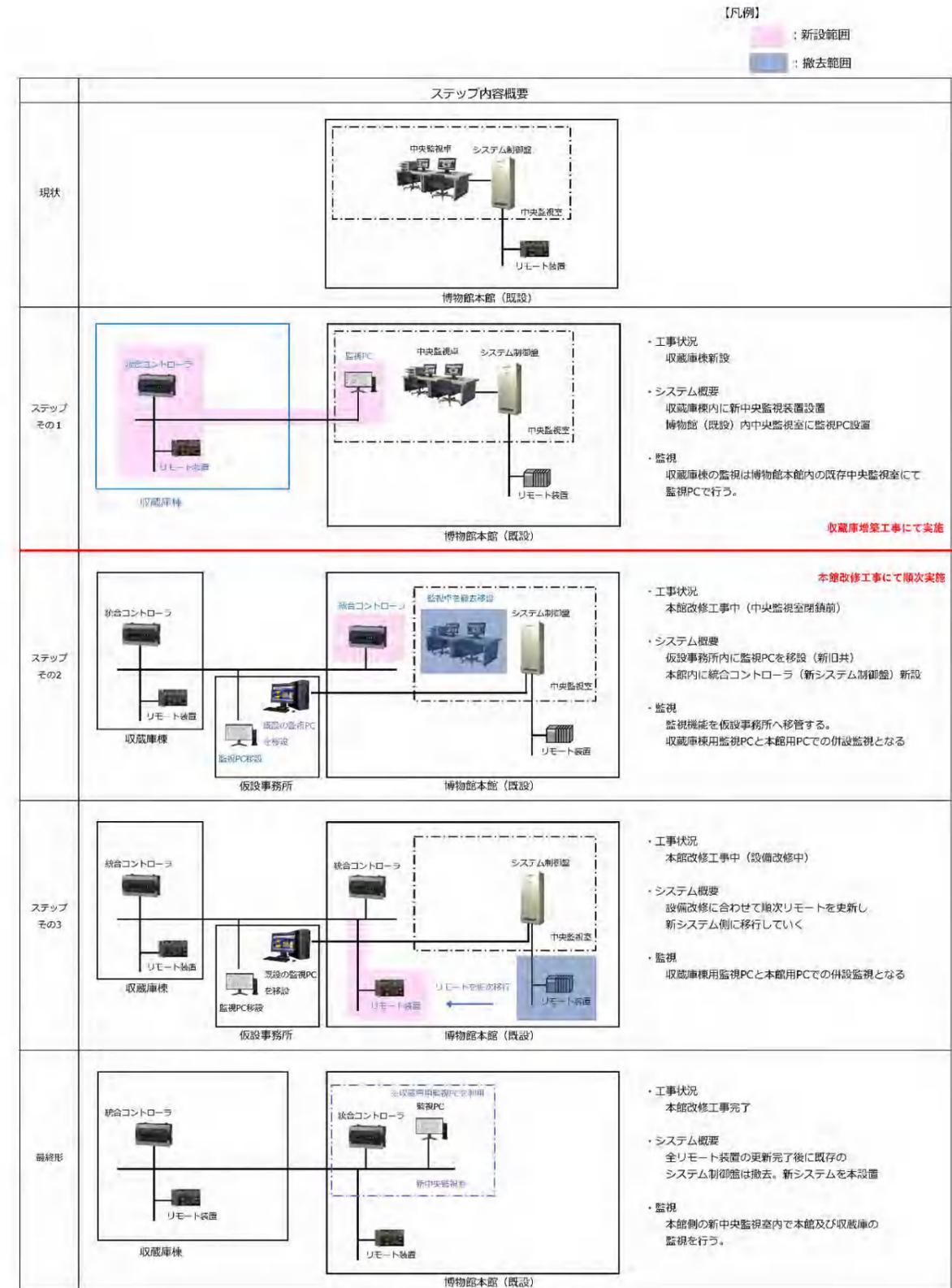
【給排水設備】

- ・ 受水槽や雑用水槽、消火水槽の水位制御および警報
- ・ 加圧ポンプや排水ポンプ、消火ポンプの発停および警報

【空調換気設備】

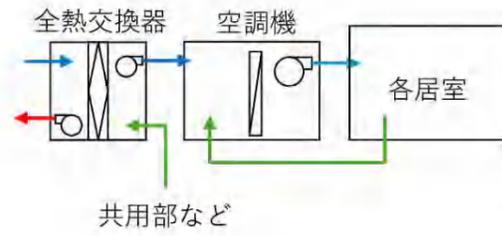
- ・ 空冷チラーの夜間蓄熱運転および昼間追いかけ運転
- ・ 負荷に応じた空冷チラーの台数制御
- ・ 負荷に応じた一次ポンプ・二次ポンプの台数制御・INVによる流量制御
- ・ 空調機の冷温水コイルにおける変流量制御、ウォーミングアップ制御
- ※恒温恒湿が必要な空調機系統は上記に加え、給気露点制御などを行い、温度と湿度の要求が厳しい方に従い運転を行う
- ・ 室内温度による VAV 開度の制御および VAV 開度による空調機ファンの回転数制御（変风量制御）
- ・ PAC エアコン（恒温恒湿系統）は室内温湿度センサーにより、温度と湿度の要求が厳しい方を判断し、電気ヒーターを用いた除湿運転（過冷却再加熱）や蒸気加湿器をもちいた加湿運転を行う
- ・ 全熱交換器のファン回転数制御
- ・ 空調換気設備全般の発停および各種警報

2)本館改修中も増築収蔵庫は利用し続けるため、自動制御設備の更新においては右記ステップで工事を行う



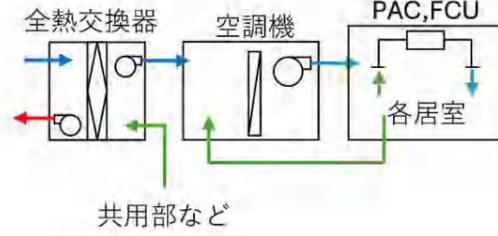
■外気導入時、除塩フィルターあり

空調機（外気mix）

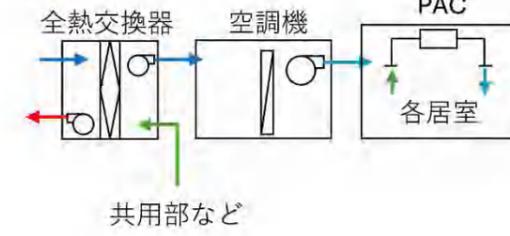


※恒温恒湿を行う常設展示室系統の空調機は4管式とする
 その他室の空調機は2管式とする

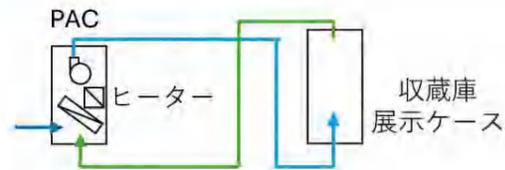
空調機（外気mix） + FCU,PAC



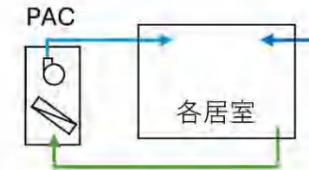
PAC + 外調機



PAC + 生外気（恒温恒湿系統）

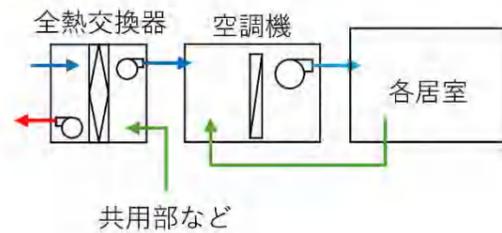


PAC + 生外気

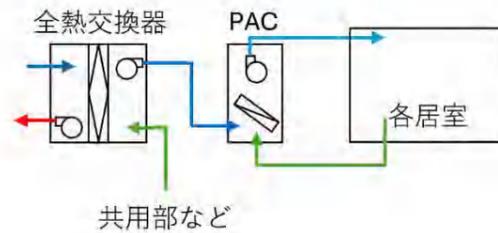


■外気導入時、除塩フィルターなし

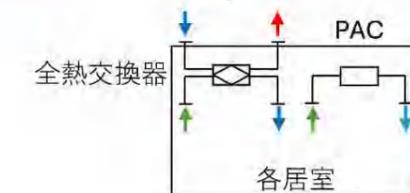
空調機（外気mix）

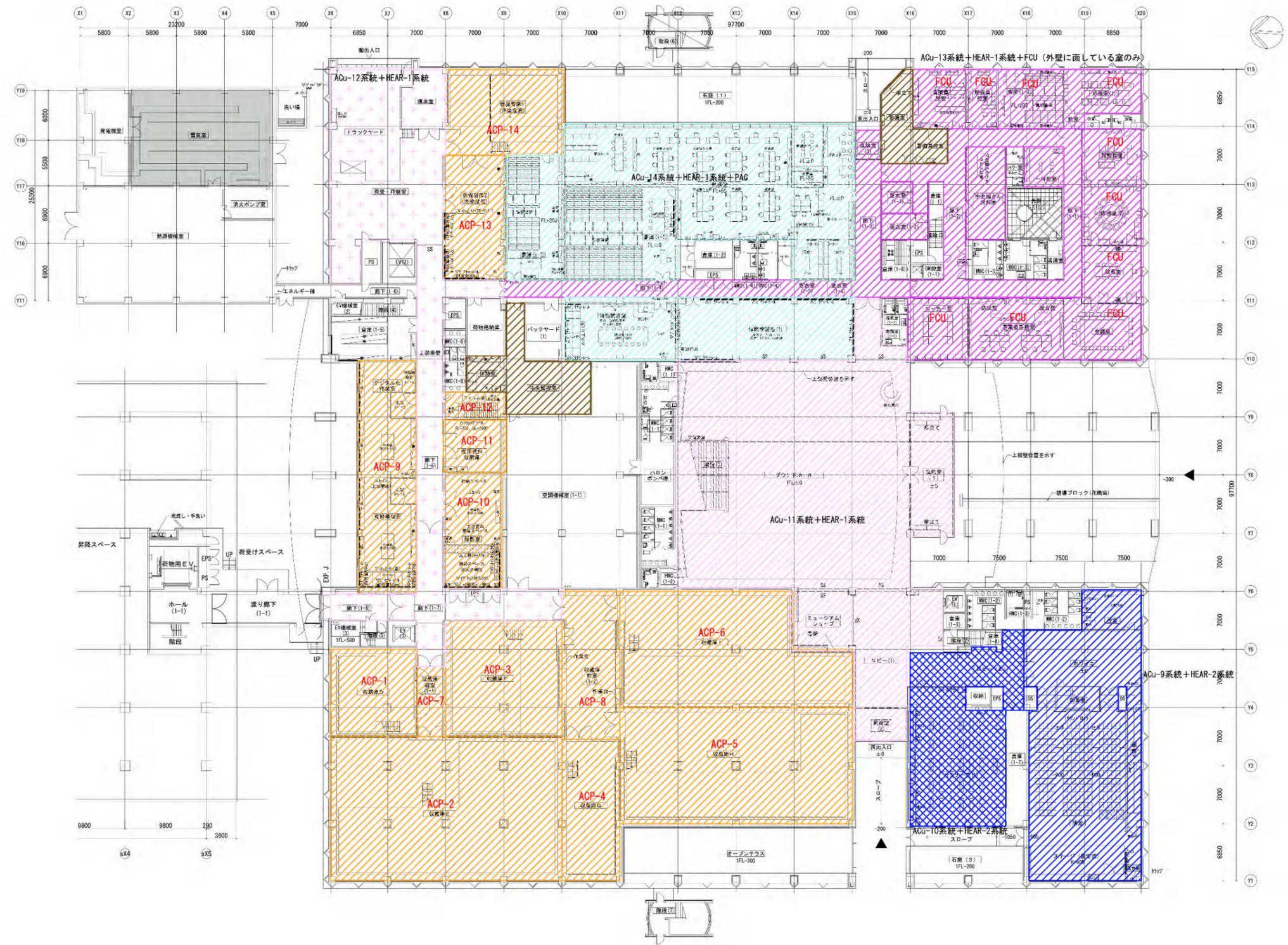


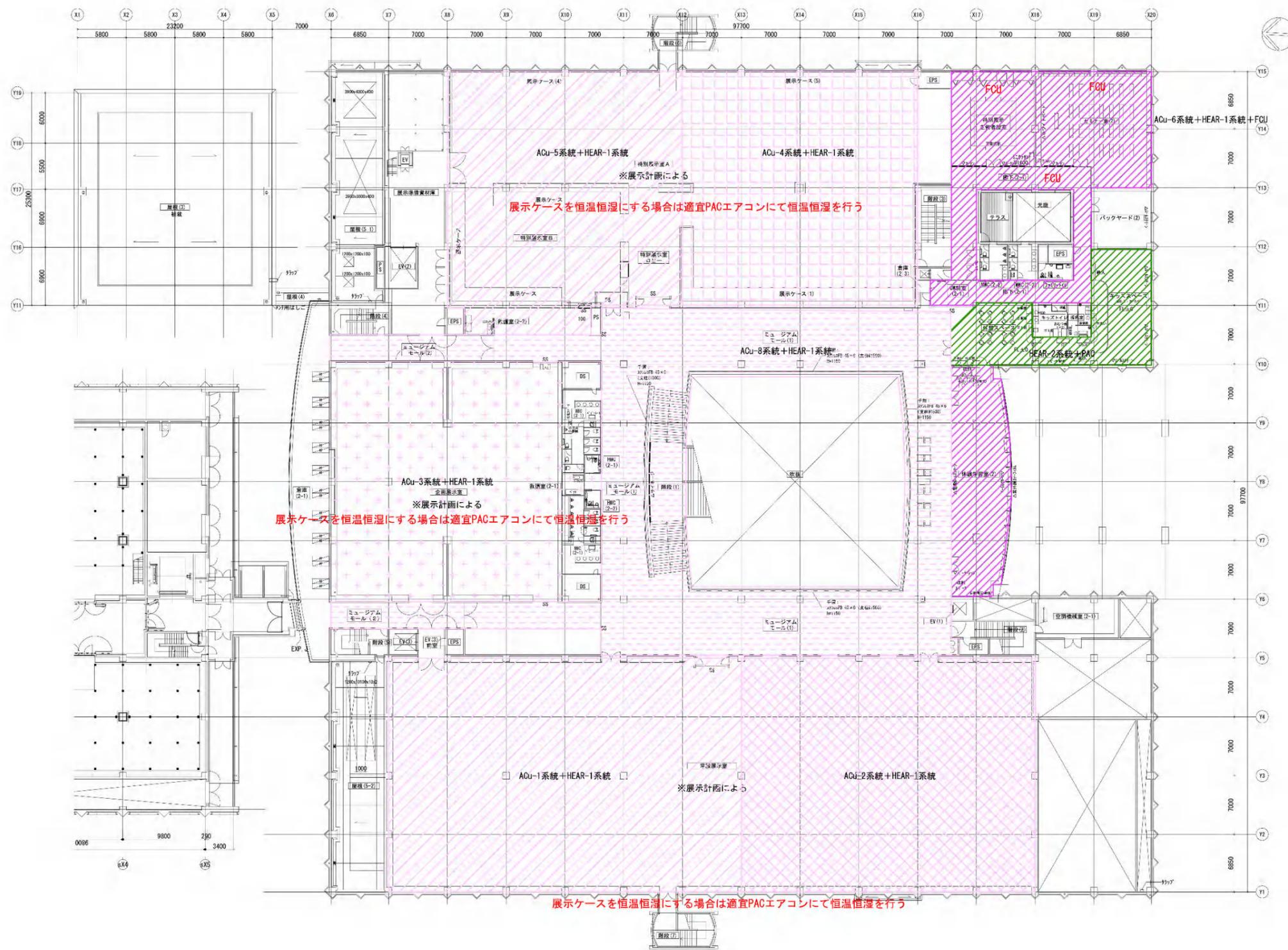
PAC + 全熱交換器（中央）



PAC + 全熱交換器（個別）







リニューアルにおける収蔵庫等の空調管理計画

① 恒温恒湿を必要とする室

- 1 収蔵庫前室
- 2 考古収蔵庫
- 3 古文書収蔵庫
- 4 民俗資料収蔵庫
- 5 歴史資料収蔵庫
- 6 美術工芸資料収蔵庫
- 7 特別収蔵庫
- 8 資料整理室兼デジタル化作業室兼フィルム室
- 9 撮影室
- 10 仮保管庫1 (汚染度高)
- 11 仮保管庫2 (汚染度低)
- 12 常設展示室
- 13 企画展示室の展示ケース
- 14 特別展示室の展示ケース
- 15 借用資料収蔵庫

② 恒温恒湿を必要とする室の温湿度設定

	外気条件		収蔵庫・展示室		
	DB(°C)	RH(%)	DB(°C)	RH(%)	備考
夏期	35.1	57.3	24	55	・中間期は 22°C、55%とする ・精度は温度±1°C、湿度±5%とする ・季節ごとに温湿度設定を緩やかに調整する
冬期	1.6	58.4	20	55	

③ 空調換気計画

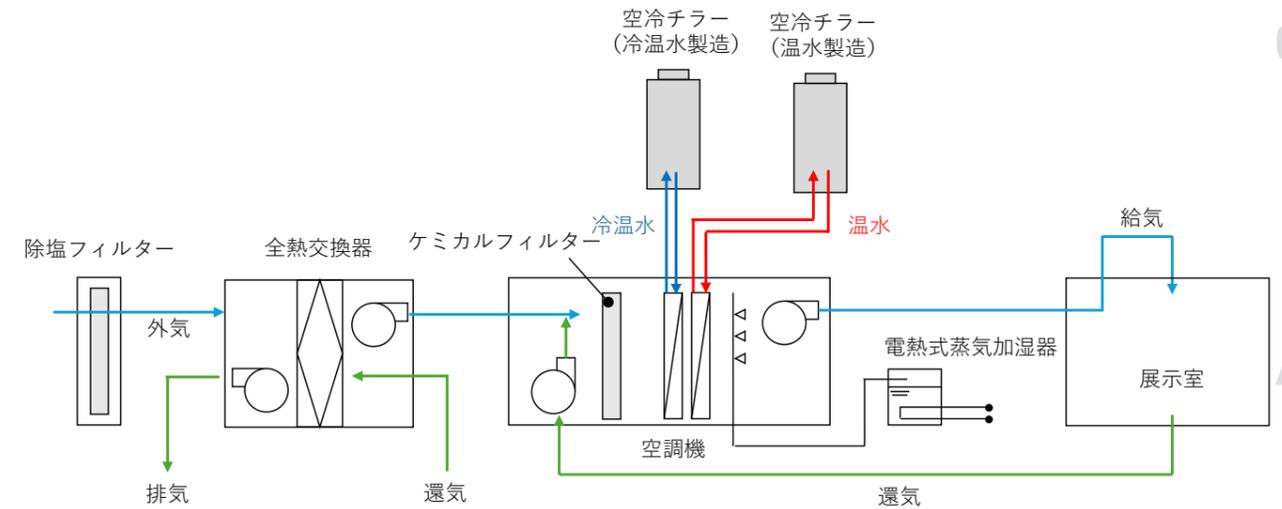
【常設展示室】

- ・常設展示室は気積が大きいため、中央熱源と空調機を用いて恒温恒湿を行う
- ・熱源は冷水製造用の空冷モジュールチラーと温水製造用の空冷モジュールチラーを常設展示室専用で設ける
- ・空調機は4管式としケミカルフィルターを組み込む
- ・加湿器は空調機組み込みとし、加湿方式は電熱式蒸気加湿とする
- ・外気は除塩フィルター (他のエアハンシステムと共有) を介して空調機に供給する

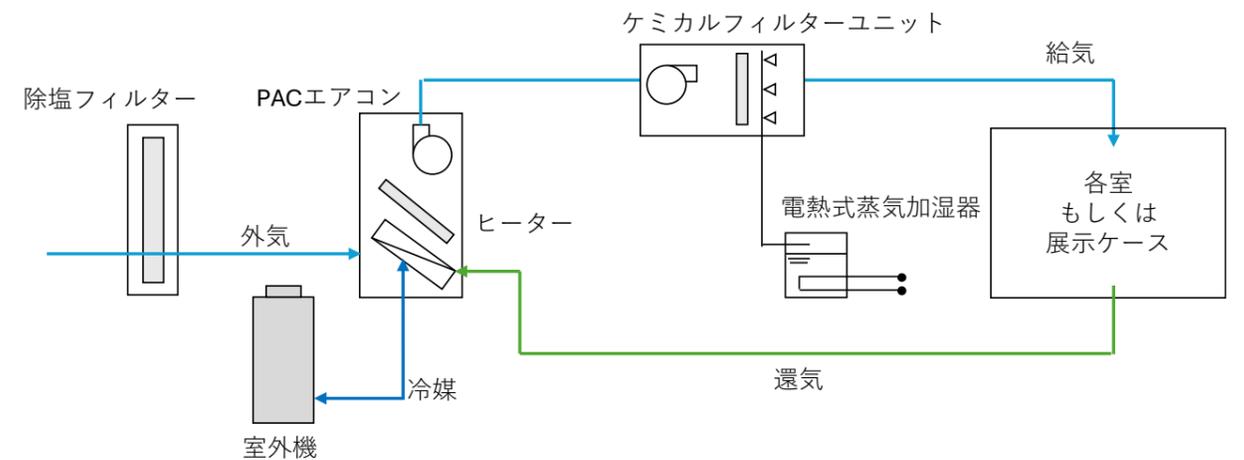
【その他室】

- ・常設展示室以外の室は気積が大きくないため PAC エアコンを用いて恒温恒湿を行う (各室に1対1でPACエアコンを設置)
- ・PAC エアコンには電気ヒーターを組み込み過冷却再加熱が可能なシステムとする
- ・PAC エアコンの系統ごとにケミカルフィルターユニットを設け、電熱式蒸気加湿を組み込む
- ・室ごとに設けた温湿度センサーの計測値に基づき、上記②の温湿度範囲内に制御するための運転容量の指令を制御盤からPACエアコンに入力する (PACエアコン室内機の吸込み温度センサーによる吸込み温度制御にはしない)
- ・外気は除塩フィルター (他のエアハンシステムと共有) を介して空調機に供給する

※予備機の有無は実施設計で行う負荷計算によりPACエアコン室外機の設置スペースが決定した段階で検討を行う



常設展示室空調換気システム図



その他室の空調換気システム図

法的チェック確認書

【建築基準法】

- a. 機械換気設備
シックハウス対策換気 : 要
- b. 機械排煙設備 : 要

【消防法】

特定防火対象物(8)項 に該当

福岡市火災予防条例

- a. スプリンクラー設備 (無窓階 2,000㎡以上)
- b. 屋内消火栓設備 (スプリンクラーヘッドの設置が緩和される部分)
- c. 屋外消火栓設備 (1階または1階及び2階部分の床面積の合計が9,000㎡以上)
- d. ハロンガス消火 (収蔵物・展示物など水損による被害が甚大である室)
- e. 放水銃設備 (消防指導により改修工事にて新設)

【建築物エネルギー消費性向上に関する法律(建築物省エネ法)】

- ・ 300㎡以上の増改築(既存収蔵庫メザニンの床面積を計上)にあたるが、増改築部分が全体床面積の1/2未満であるので省エネ適合判定は届出となる。

【建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル管法)】

- (1) 浮遊粉じん 0.15mg/㎡以下
- (2) 一酸化炭素 10ppm以下
- (3) 二酸化炭素 1,000ppm以下
- (4) 温度 17℃以上28℃以下
- (5) 相対湿度 40%以上70%以下
- (6) 気流 0.5m/s以下
- (7) ホルムアルデヒド 0.1mg/㎡以下(0.08ppm)

ZEB 実証検討

- ① システムは既存を踏襲することを原則とし、既存設備を現行機種に更新することで、BEIがいくつになるか検討を行う。

検討の結果、BEI=0.59となりZEB Orientedとなった。

- ② さらに省エネルギー化を図ることを目的とし、下記の変更を行い再度計算を行った
 - ・ 空冷モジュールチラー(標準型)→空冷モジュールチラー(散水型)
 - ・ 冷温水温度差 5℃差→7℃差
 - ・ 全熱交換器の定風量制御→変風量制御
(個別全熱交換器は各室にCO2センサーを設置
中央全熱交換器は各空調機RAダクト内にCO2センサーを設置)

検討の結果、BEI=0.52となりZEB Orientedとなった。